

第1号議案

再エネ業務統合システム設計開発に関する プロジェクト計画の策定等について (案)

再エネ業務統合システム設計開発について、情報システム管理規程第15条及び第17条の規定に基づき、プロジェクト計画書（別紙1）を作成する。

また、同規程第17条第2項の規定に基づき重要システムに指定し、以下のとおり、委託先選定のための入札を実施することとする。

1. 調達方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

2. 入札スケジュール

2021年7月14日（水）	公告（本理事会後速やかに実施）
2021年7月28日（水） 13時30分	入札説明会
2021年7月29日（木） 17時迄	入札に関する問い合わせ締切
2021年8月 2日（月）迄	問い合わせに対する回答を公表
2021年8月 6日（金） 15時必着	提案書等提出締切
2021年8月17日（火）～18日（水）	技術審査プレゼンテーション実施
2021年8月25日（水）	落札者決定
2021年8月26日（木）	落札結果通知

3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、入札説明書一式（別紙2）のとおりに。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

4. 落札者の決定

総合評価結果に基づく落札者の決定及び落札者との契約の締結については、別途理事会で議決する。

以 上

【添付資料】

別紙1 プロジェクト計画書

別紙2 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札書、仕様書、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書）

※別紙1は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため非公表とする。

再エネ業務統合システム 設計開発及び運用保守業務委託

入 札 説 明 書

内 訳

入	札	説	明	書
入		札		書
仕		様		書
応	札	資	料	作
成				要
領				
評	価	項	目	一
覧				
評	価	手	順	書

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関の「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託」に係る入札公告（２０２１年７月１４日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

１．競争入札を実施する事項

- | | |
|------------|---|
| （１）件 名 | 再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託 |
| （２）委 託 内 容 | 別紙仕様書のとおり。 |
| （３）調 達 方 式 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |
| （４）履 行 期 限 | 別紙仕様書のとおり。 |
| （５）納 入 場 所 | 別紙仕様書のとおり。 |
| （６）入 札 方 法 | 入札金額は、「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 |

２．競争参加資格

- （１）平成３１・３２・３３年度又は令和１・２・３年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「Ｃ」以上の格付けをされている者であること。
 - （２）各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
 - （３）入札説明会に参加した者であること。
 - （４）予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)第７０条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （５）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
 - （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
 - （７）自己、自社若しくはその役員等（注１）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注２）でない者であること。
 - （８）破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
 - （９）本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS 認証等を取得している者であること。または、同等であることを証明すること。
 - ・品質管理について、ISO9001 を取得していること。または、同等であることを証明すること。
 - （１０）電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。
- （注１）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
- （注２）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者等、その他これに準じる者。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2021年7月28日（水）13時30分～（30分程度）

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

そ の 他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・新型コロナウイルスによる影響を鑑み、Web で実施する。参加を希望する事業者は7月21日（水）12時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名及び連絡先を記載のうえ、メールにて申入れること。

なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限：2021年8月6日（金）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・入札書・・・別途封入すること

※設計開発費用の詳細については指定の様式にて提出すること

- ・提案書・・・紙媒体7部 電子媒体1部
- ・業務プロセスと機能のマッピング表に必要事項を記入したもの
- ・適合証明書
- ・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
- ・評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの
- ・契約書（案）

提 出 先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託 入札係

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時、場所及び説明者

2021年8月17日（火）～2021年8月18日（水）

時間、場所については、対象の入札者に別途連絡の上調整

当該説明者は原則としてプロジェクト・マネージャーに該当する者が実施すること。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者としてすることがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

10. 入札保証金及び契約保証金 免除

11. 契約書作成の要否 要

12. 契約書の記載内容

契約書は仕様書に定める全体管理業務、設計開発業務及び稼働後における運用保守業務の内容全てを含むこととする。なお、契約書の構成は独立行政法人情報処理推進機構が公開している、情報システム・モデル取引・契約書（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）を基に作成し、設計開発業務及び運用保守業務はそれぞれ別の契約書とする。

13. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、請求書の受領日から30日以内に支払うものとする。

14. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーションに使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

16. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日および契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、2021年7月29日（木）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2021年8月2日（月）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ>調達情報

(様式)

年 月 日

電力広域の運営推進機関 御中

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

入札書

入札金額 ¥

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託

貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額（円）	積算内訳
1. 設計開発業務に係る費用	・設計開発費用 ・クラウド設計費 ・クラウド利用料 ・受入テスト支援費用等	000, 000, 000	・設計開発費用・・・Z, ZZZ, ZZZ（詳細は、設計開発費用（詳細）を参照） ・クラウド設計費用・・・Z, ZZZ, ZZZ ・クラウド利用料・・・Z, ZZZ, ZZZ ・その他・・・Z, ZZZ, ZZZ 受入テスト支援費用等具体的に内訳を記載
2. 運用保守業務に係る費用（年額）	・運用保守費用 ・プロジェクト管理費 ・クラウド利用料 ・予備費	000, 000, 000	・プロジェクト管理費・・・Z, ZZZ, ZZZ ・システム運用費用・・・Z, ZZZ, ZZZ ・業務運用支援費用・・・Z, ZZZ, ZZZ ・AP 保守費用・・・Z, ZZZ, ZZZ ・HW、SW 等の保守費用・・・Z, ZZZ, ZZZ ・クラウド利用料・・・Z, ZZZ, ZZZ ・その他・・・Z, ZZZ, ZZZ 運用保守に関する予備費等具体的に内訳を記載
3. 運用保守業務に係る費用計（5 年分）		000, 000, 000	2. 運用保守業務に係る費用（年額）×5 年 ※年度毎に金額の差がある場合には、年度毎の費用が分かるように記載
4. 合計			1. 設計開発業務に係る費用＋3. 運用保守業務に係る費用計（5 年分） （注2：入札金額と一致）

※設計開発費用については、別紙「設計開発費用（詳細）」の様式に従って必ず記載すること。設計開発費用（詳細）内で記載することが難しい内容については、本支出計画書に記載すること。

設計開発費用（詳細）

No.	業務 ※1	開発内容						工数・金額												
								工数（人月）						PM/SE-A ※3		SE-B ※3		PG		合計
		開発規模 (FP or キロステッ プ)※2	パッチ/オンライン	新規/改修	画面数	帳票数	難易度	要件確認	基本設計	詳細設計	開発 (単体テスト含む)	結合テスト	総合テスト	工数 (人月)	金額 (円)	工数 (人月)	金額 (円)	工数 (人月)	金額 (円)	工数 (人月)
1	プロジェクト管理	-																		
2	マスタ情報管理																			
3	算定諸元管理																			
4	ユーザ情報管理																			
5	FIP・廃棄等費用積立・支払通知共通																			
6	廃棄等費用積立積立区分変更時対応																			
7	廃棄等費用積立金取戻し																			
8	入出金管理																			
9	残高管理																			
10	財務会計連携																			
11	経済産業省報告																			
12	連絡・通知																			
13	サイト共通																			

※1 別紙2「主な機能一覧（画面・パッチ一覧）」から転記しているもの。提案が異なる場合は、提案内容に従い機能分類を変更・追加すること。

※2 FPで記載の場合、キロステップ換算できるように換算係数を記載すること。

※3 SEの中でも単価が異なるケースを想定し、分類している。各社、単価定義が異なる場合は分類を追加しても構わない。

再エネ業務統合システム
設計開発及び運用保守業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	1
(1) 調達件名	1
(2) 調達の背景	1
(3) 目的及び期待する効果	1
(4) 用語の定義	1
(5) 業務・情報システムの概要	2
(6) 契約期間・契約形態	4
(7) 作業スケジュール	4
2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	5
(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位	5
(2) 調達案件間の入札制限	5
3. 満たすべき要件に関する事項	5
4. 作業の実施内容に関する事項	5
(1) 作業の内容	5
(2) 成果物の範囲、納品期日等	7
5. 作業の実施体制・方法に関する事項	11
(1) 作業実施体制	11
(2) 管理体制	11
(3) 作業要員に求める資格等の要件	11
(4) 作業場所	12
(5) 作業の管理に関する要領	13
(6) 作業実施体制に関する留意事項	13
6. 作業の実施に関する事項	13
(1) サプライチェーンリスク対策	13
(2) 機密保持、資料の取扱い	13
(3) 遵守する法令等	13
7. 成果物の取扱いに関する事項	14
(1) 知的財産権の帰属	14
(2) 契約不適合責任	14
(3) 検収	15
8. 入札参加資格に関する事項	15
(1) 入札参加要件	15
9. 再委託に関する事項	16
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	16
(2) 承認手続	16
10. その他特記事項	16
(1) 前提条件及び制約条件	16
11. 附属文書	17

1. 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

再エネ業務統合システムの設計開発及び運用保守業務委託

(2) 調達の背景

2020年6月、再エネ特措法改正法を含む「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）」の成立により、2022年4月から電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務として「FIP 及び太陽光発電設備の廃棄等費用の積立」が追加される。本機関は、FIP 交付（供給促進交付金の交付）及び廃棄等費用積立金の管理業務における運営機関として、取引金額の正確性・信頼性を確保することが求められている。

(3) 目的及び期待する効果

本機関は、FIP 及び太陽光発電設備の廃棄等費用の積立業務において、取引金額の正確性・信頼性を確保するとともに、効率的な業務遂行及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上を図るため再エネ業務統合システム（以下「本システム」という。）を導入する。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
EVM	Earned Value Management の略称。プロジェクトの進捗を定量的に計測し、管理するためのプロジェクト管理手法。コスト、スケジュール、品質等について、計画と実績の差異を測定し、今後の推移を予測することで、プロジェクト完了時のコストやスケジュールが推定できる。
クラウドサービス	事業者により定義されたインタフェースにより、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的リソースにネットワーク経由でアクセスでき、利用者により自由なリソース設定・管理が可能なサービスで、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地がある。
クラウドサービス事業者	クラウドサービスを提供する事業者又はクラウドサービスを用いて本機関の情報システムを開発・運用する事業者。
クラウドサービスプロバイダ	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを提供する事業者。
クラウドサービスブローカー	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを用いて本機関の情報システムを開発・運用する事業者 ※本調達においては受託者に該当する。

用語	定義
クラウド	クラウドサービスに基づきクラウドサービスプロバイダから提供される物理的又は仮想的な全てのリソース。
プロジェクト計画書	本機関が定めるシステム開発プロジェクト計画書（本システムの導入目的・背景、機能及び適用範囲、導入スケジュール及び開発人員体制、導入費用等を記載）
プロジェクト管理計画書	プロジェクト計画書について、スケジュールや体制、及びプロジェクトを管理するための基準を具体化した計画書（コミュニケーション計画、進捗管理、品質管理、リスク管理、課題管理、変更管理の手法や手順、遵守事項等を定義）

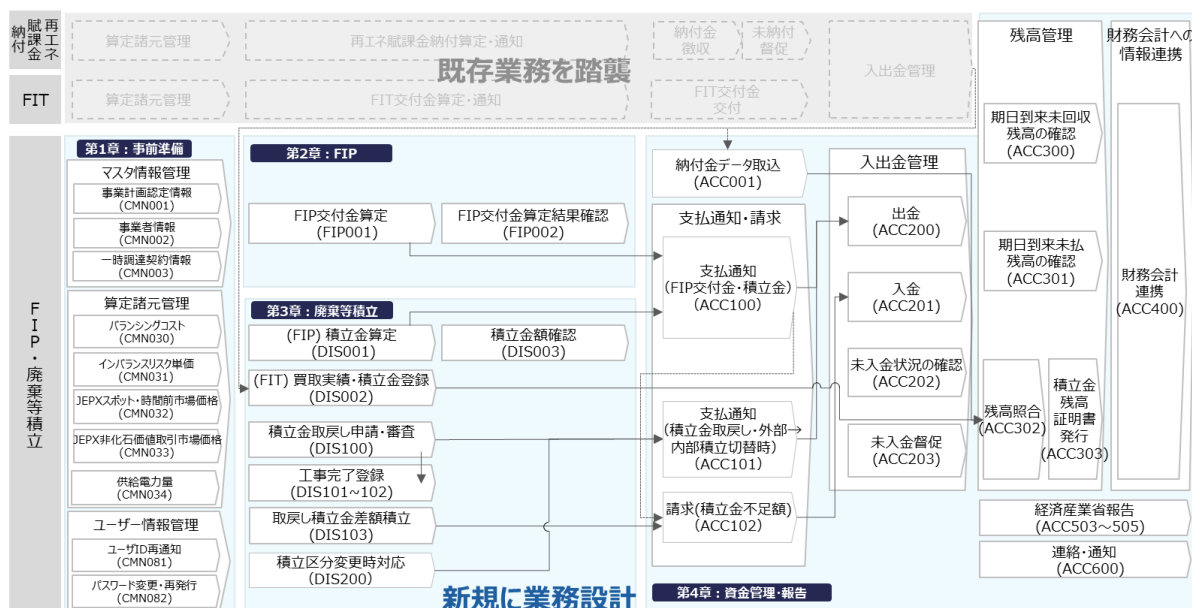
(5) 業務・情報システムの概要

① 再エネ業務の全体像

再エネ業務全体のうち、「FIP 交付」「廃棄等費用積立」、および関連業務の会計管理を新規に業務設計した。FIP 制度の施行開始に伴い「事業計画認定・入札」「再エネ賦課金納付」へのシステム影響はあるが、基本的に既存業務の枠組みの中で業務を行うものと整理している。

図 1-1 再エネ業務の全体像

※青字部分が本システム対象業務（章番号は要件定義書別紙 1. 業務仕様書のもの）



② FIP 交付・廃棄等費用積立業務

本調達においては、以下の業務に対応するシステムを対象とする。

表 1-1 主な FIP 交付・廃棄等費用積立及び会計管理業務

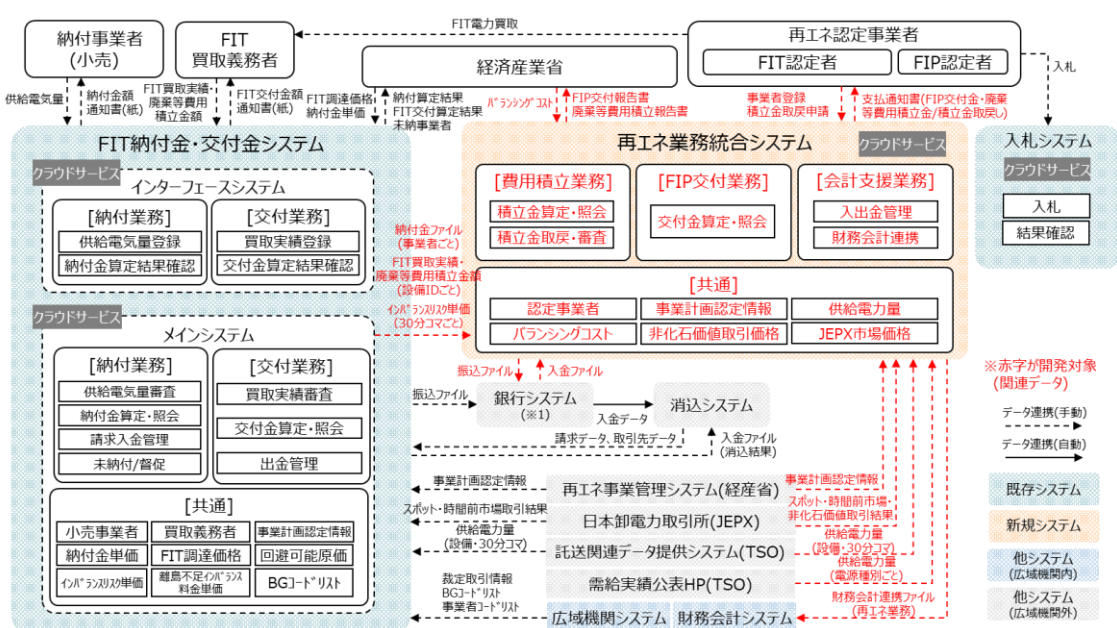
業務分類（大）	業務分類（小）	業務
FIP 交付	FIP 交付	FIP 交付金算定・通知
		FIP 交付金算定結果確認
廃棄等費用積立	廃棄等費用積立	積立金算定・通知

		積立金確認
	廃棄等費用取戻し	積立金取戻し申請・審査
		工事完了登録
	入出金管理	出金
		入金
会計支援		納付金データ取込
		入出金状況確認
		未入金督促
	残高管理	残高照合
	財務会計連携	財務会計連携
共通	マスタ情報管理	事業計画認定情報
		事業者情報
	算定諸元管理	バランスングコスト
		JEPX スポット・時間前市場価格
		JEPX 非化石価値取引市場価格
		供給電力量
	ユーザ情報管理	ユーザ ID 再通知
		パスワード変更・再発行
	経済産業省報告	FIP 交付金算定結果報告書
		廃棄等費用積立金報告書

③ 再エネ業務統合システムの概要

本システムは実需給期間中の業務に係る機能等で構成される。

図 1-2 全体システム概要図



※1 どの銀行を採用するかは調整要

(6) 契約期間・契約形態

① 設計開発業務

ア．履行期間：契約締結日から 2022 年 6 月末まで

イ．契約形態：準委任契約（要件確認・受入テスト支援・移行・教育）

請負契約（基本設計・詳細設計・開発・結合テスト・総合テスト）

② 運用保守業務

ア．履行期間：2022 年 7 月から 2027 年 6 月末まで（但し、契約は 1 年毎の更新）

イ．契約形態：準委任契約

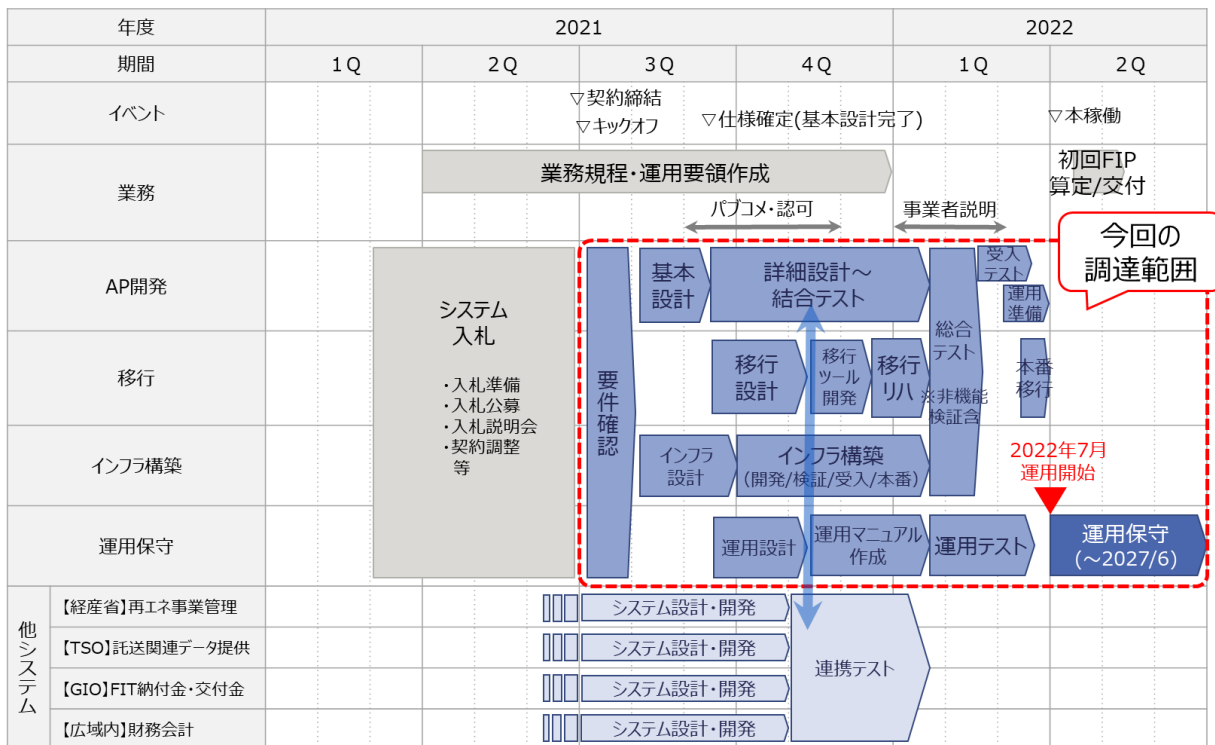
本システムでは、本調達における契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他のクラウドサービスブローカへの引継ぎ等を実施することにより、本システムの運用等を行うクラウドをそのまま継続利用することを想定している。但し、本システムの運用等に支障を来さず、且つ次期運用保守事業者等の調達に支障を来さないスケジュールで実施する限り、契約期間中、本機関の承認を得て、クラウドサービスブローカの負担において他のクラウドサービスへ移行することを妨げない。

(7) 作業スケジュール

本システムの導入については、以下の想定スケジュールで実装する。

なお、具体的な作業スケジュールについては、柔軟に変更し最適な WBS を作成すること。

図 1-5 想定スケジュール



2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位

関連する調達案件は以下のとおり

表 2-1 関連調達案件

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	再エネ関係業務設計支援等の業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2021 年 4 月 (済)
2	FIT 業務移管に係るデューデリジェンス 支援の業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2021 年 6 月

(2) 調達案件間の入札制限

相互牽制の観点から上記 2. (1)の受託者は入札制限の対象とする。

3. 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たっては、別紙「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」の各要件を満たすこと。

なお、提案書の作成に当たり、業務要件を実現するために要件定義書で示す仕様によることなく、経済的又は技術的に優れた代替方法による提案を行うことを妨げない。

4. 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

業務及び作業の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」を参照のこと。

表 3-1 役務における本調達の概要

項番	作業の内容	概要
1	全体管理業務	・ 受託者は、本業務の全工程に渡り、受託者の調達範囲に係る作業を管理すること。 ・ 受託者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理計画書と整合を取りつつ、設計開発計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、要件定義書に定めた内容に修正が必要となった場合、本機関職員等の関係各位との調整を主体的に行うとともに、内容変更の妥当性を確認すること。 ・ 受託者は、EVM(Earned Value Management)を導入し、(特に、工程毎の EV 値の具体的な定義を実施し)、開発進捗を定量的に把握できるようにすること。 ・ 受託者は、運用保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、工数、作業時間等の作業実績状況その想定スケジュール、障害発生時に

項番	作業の内容	概要
		おける作業内容等を取りまとめた運用保守計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、運用保守設計を行うにあたり、リソースの使用状況に応じてサーバのスペック等を柔軟に変更できる機能により、リソースの効率的な使用を通じてコスト削減を継続的に図っていく取組（オートスケールを利用する場合の変更条件・上下限值等を含む）を含める。 ・ 受託者は、受託者が実施する稼働後の運用保守業務の作業を管理すること
2	設計開発業務	・ 受託者は、本システムの要件確認、基本設計、開発、情報システム稼働環境の構築、テスト、運用設計等を実施すること。 ・ 受託者は、要件確認工程において、要件定義書を基に、本機関の意図や具体的な要件の内容について確認を行い、当該内容を要件確認書として取りまとめたうえ、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計を行い、成果物について本機関の承認を得ること。 なお、基本設計は受託者にてレビューを行ったうえで、成果物を本機関が確認する。 ・ 受託者は、本機関の承認を得た基本設計を基に詳細設計を行うこと。 なお、詳細設計は、受託者が行うレビュー会議に本機関職員が必要に応じて参加し、レビュー状況を確認するとともに、受託者が行ったレビュー結果を本機関が確認する。 ・ 受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準、その他必要な事項を記載した工程毎のテスト計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、テスト計画書に基づくテストの実施に当たっては、具体的なテスト内容（テスト項目・使用するデータ等を含む。）について規定したテスト仕様書を作成し、これに基づきテストを実施すること。 その際、総合テスト及び必要に応じて結合テストに関しては、テスト実施前にテスト仕様書について本機関の確認を受けること。また、各テストの実施状況及び結果については、随時本機関に報告を行うこと。 ・ 受託者は、本機関が受入テスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援、環境整備、及び運用等の支援を行うこと。 ・ 受託者は、利用者へのシステム操作に係る教育を実施すること。
3	稼働後の運用保守業務	・ 受託者は、運用保守計画に基づき、運用保守業務を実施すること。 ・ 受託者は、本契約の終了後に他の運用保守事業者が本情報システムの

項番	作業の内容	概要
		運用保守を受託した場合には、次期運用保守事業者に対し、本システムの運用保守等を行うクラウドを原則としてそのまま引継ぐ。そのため、引継ぎに際しては、必要に応じて次期運用保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引き渡し等クラウドの引継ぎを行う。また、次期運用保守事業者へのクラウド引継ぎに遺漏が無いよう、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継ぎ手順等を整備しておくこと。

(2) 成果物の範囲、納品期日等

① 成果物

本調達において想定している成果物は以下のとおりである。受託者は作業の詳細スケジュールと併せて、納品予定日を設計開発計画書等に記載すること。

また、追加の成果物があれば提案書に記載すること。

表 3-2 作業の内容と成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
1	全体管理業務	設計開発計画書	・ 作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール、サービス、製品選定基準、各種設計指針、規約等、コミュニケーション管理手法、体制管理手法、工程管理手法、品質管理基準・手法、リスク管理手法、課題管理手法、システム構成管理手法、変更管理手法、情報セキュリティ対策、その他必要な事項を明確にした計画書
2		運用保守計画書	・ 本システムの運用に係る作業概要、作業体制、スケジュール、成果物に関する事項（報告書）、運用保守形態（オンサイト、リモート等）、運用保守環境、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク・課題管理、システム構成管理、変更管理、サービスレベル、情報セキュリティ対策、その他必要な事項、作業管理、リスク・課題管理、品質管理基準等を明確にした計画書
3		進捗管理表	・ 作業の予定及び実績について記載した管理表
4		品質報告書	・ 設計書およびプログラムの品質について定量的・定性的に評価した報告書 ・ 単体テスト品質評価ではメトリクス測定（静的解析）ツールの実行結果

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
			・ 総合テスト品質評価では、最終納品ソースプログラム全体に対してのメトリクス測定ツール実行結果
5		課題管理表	・ プロジェクトの進捗を阻害する課題及び課題への対応策を示した管理表
6		リスク管理表	・ 抽出したリスク及びリスクの対応策等を示した管理表
7		会議議事録	・ 会議の開催・運営に当たり作成した、資料及び会議の議事録
8	設計開発業務	要件確認書	・ 要件に係る本機関との認識齟齬がないよう要件確認にて確認した内容を取りまとめた書面 ・ 具体的には、別紙「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」を追加・更新した要件定義書（案）、受託者が基本設計を実施するうえで要件確認工程にて作成する必要があると認めた書面（概念 E-R 図（データモデル設計書）、機能に関する階層図、機能間データフロー図は含むこと）、及び要件確認のために用いた問合せ履歴等の書面一式。
9		基本設計書	・ 設計開発計画書で定めた基本設計における成果物を取りまとめた書面
10		詳細設計書	・ 設計開発計画書で定めた詳細設計における成果物を取りまとめた書面
11		テスト計画書、テスト仕様書及びテスト結果報告書	・ テストの環境及び手順に関して定めた計画書 ・ テスト計画書に基づき実施したテスト結果の報告書等の各種成果物
12		システム利用マニュアル	・ システム利用に関するマニュアル
13		開発したプログラムのソースコード(DDL 文を含む) 及び実行形式プログラム	・ 本システムの実現にあたり新たに開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム、データベース、ミドルウェア、クラウドサービス設計等に関する定義体
14	稼働後の運用保守業務	月次報告書	・ 運用保守状況を報告する文書及び資料
15		障害報告書	・ 障害発生状況・原因・対策・再発防止策等を報告する文書及び資料

② 納品方法

項番	分類	要件
1	言語	成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
2	準拠すべき規格	- 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。 - 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。
3	納品形態	- 成果物は電磁的記録媒体（CD-R 等）により作成し、本機関から特別に示す場合を除き、原則電磁的記録媒体は 1 部を納品すること。なお、稼働後の運用保守業務における成果物は、電子メールでの納品も可能とする。 - 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダ方式とすること。 - 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word 2019、同 Excel 2019 又は同 PowerPoint 2019 で読み込み可能な形式、及び PDF 形式で作成し、納品すること。なお、これらは原則として文字列検索機能を活用して文字列が検索可能な状態のものを納品すること。ただし、本機関が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
4	セキュリティ対策	- 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。 - 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
5	留意事項	- 納品後、本機関において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。 - 成果物の作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、本機関の承認を得ること。

③ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、本機関が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

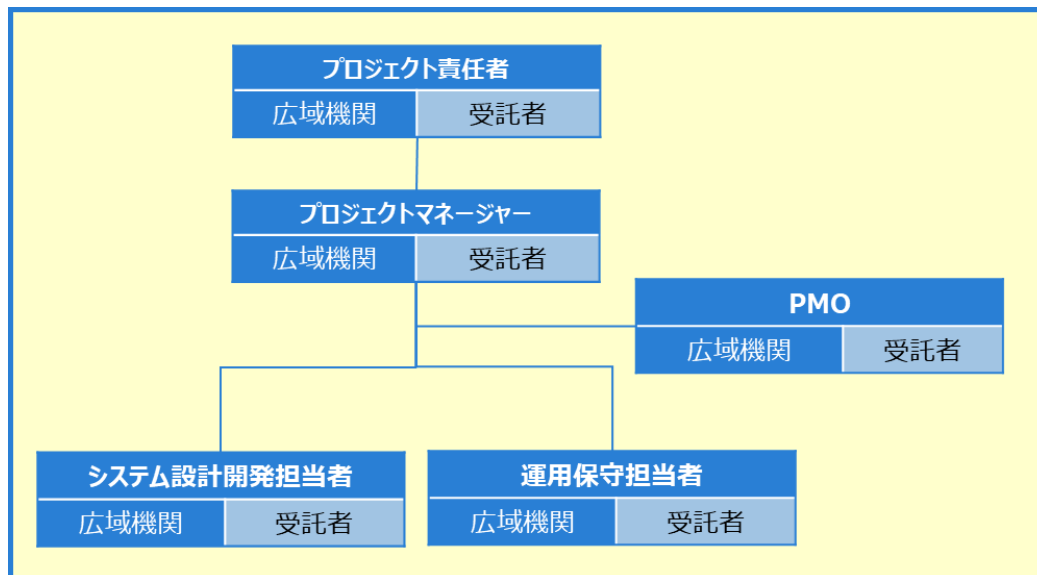
電力広域的運営推進機関 総務部

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

本プロジェクト実施に当たり、以下の体制図及びその従事する人数について記載すること。

図 5-1 体制図



(2) 管理体制

- ・ 委託事業の実施に当たり、本機関の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- ・ 本システムに本機関の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、部課と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- ・ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ・ 再委託先に求める要件については、「9. 再委託に関する事項」に記載する。

(3) 作業要員に求める資格等の要件

① プロジェクト責任者

本調達全体の管理を行う責任者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の責任者としての経験を有すること。

② プロジェクトマネージャー

本調達の設計開発業務の管理を行う管理者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績を有すること。
- ・EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。

また、以下のいずれかの要件を満たすこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験の合格者であること。
- ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を保持していること。

③ 設計開発に関わる担当者

設計開発に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験を含む。）の合格者であること。又は経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：アプリケーションスペシャリスト、専門分野：業務システムのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理技術者試験のデータベーススペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む。）の合格者であること。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：データベースのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理安全確保支援士の登録を受けている者。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：セキュリティのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

④ 運用保守に関わる担当者

運用保守に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT サービスマネジメント、専門分野：運用管理、システム管理、オペレーション若しくはサービスデスクのいずれかのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

(4) 作業場所

本調達に係る作業は、受託者の事業所内での実施とするが、事前に作業内容と作業場所について本機関の承認を得ること。

なお、本調達に関する打合せ、レビュー、報告会議等については、原則、Web 会議で実施すること。

(5) 作業の管理に関する要領

- ・受託者は、本機関が承認した設計開発計画書に基づき、設計開発業務に係る体制管理、進捗管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。
- ・受託者は、本機関が承認した運用保守計画書に基づき、運用保守業務に係る体制管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。

(6) 作業実施体制に関する留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと本機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

6. 作業の実施に関する事項

(1) サプライチェーンリスク対策

本業務の契約に先立ち、事前に、受託者の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。

利用する製品・サービス等に対し、受託者が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該利用する製品・サービスに適用されていること。また、それらを証明する資料を提出すること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

受託者は、本業務の実施の過程で本機関が開示した秘密情報及び秘密情報を記録した資料等を本契約期間中の如何を問わず、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。

受託者は、本業務の実施にあたり、本機関より入手した資料等については、管理台帳により適切に管理し、資料の持ち出しは行わないこと。

ただし、資料の持ち出しや第三者に開示の必要性がある場合は、持ち出し若しくは開示の方針や漏えいの防止策を明示し本機関の承認を得ること。

受託者は、本業務完了後、当該資料を確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。

(3) 遵守する法令等

- ① 本仕様書に示す業務の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を参考にすること。
 - ア デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - イ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準
 - ウ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度

- ② 受託者は、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について本機関の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。
- ③ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

7. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本機関に帰属するものとする。
- ② 本機関は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本機関がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、本機関から受託者に対価が完済されたとき受託者から本機関に移転するものとする。
- ④ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本機関の承認を得ることとし、本機関は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 受託者は本機関に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 契約不適合責任

本調達における契約不適合に関する責任を以下に示す。

- ① 受託者は、本機関に納入した成果物について、本業務の検収日から起算して 1 年間、契約不適合に関する責を負わなければならない。
- ② 受託者は、成果物の契約不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、上記①の定めにかかわらず、本業務の検収日から起算して 1 年を経過した後も契約不適合に関する責を負わなければならない。
- ③ 本機関は、上記①②の期間において、契約不適合のある本調達の成果物について、受託者に相当の期限を定めて修補を請求又は修補に代え若しくは修補とともに当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。
- ④ 本調達の契約期間及び上記①②の期間におけるサービスの障害対応に当たり、他の関係者との

協議が必要な場合には速やかに実行できる体制を確保し、他の関係者と協力して対応すること。

(3) 検収

- ① 本仕様書に則って成果物を提出すること。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- ③ 本仕様書以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

8. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

- ① 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- ② 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- ③ 入札説明会に参加した者であること。
- ④ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑤ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- ⑦ 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
- ⑧ 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
- ⑨ 本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS 認証等を取得している者であること。または同等であることを証明すること。
 - ・品質管理について、ISO9001 を取得していること。または、同等であることを証明すること。
- ⑩ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。

（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している

（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は、本仕様書に示す業務の全部、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、第三者に再委託することは不可とする。また、本業務の契約金額に占める再委託契約金額は、原則 2 分の 1 未満とする。
- ② 本仕様書「2.(2)調達案件間の入札制限」に該当する事業者は本項における再委託先となることはできない。
- ③ 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な処置を実施すること。
- ④ 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受託者が負うこと。
- ⑤ 以下に示すものについても本仕様書「6 作業の実施に当たっての遵守事項」に示した事項を遵守させること。
 - ア 再委託者
 - イ 再々委託者
 - ウ 再々委託者が業務を委託する第三者

(2) 承認手続

- ① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関に提出し、承認を受けること。
- ② 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

10. その他特記事項

(1) 前提条件及び制約条件

- ・本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、本機関と追加負担を含め協議の上、これを行うこと。
- ・本件受託後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって、本機関に申し入れを行うこと。
- ・受託者は、業務の遂行に当たり、本機関の作業負荷等を十分考慮すること。
- ・受託者のプロジェクトマネージャーは、業務の円滑な運営を図るため、本機関との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ・本機関から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合直ちに本機関に報告し、本機関の指示に従って措置を講ずること。
- ・受託者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準

法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。

- ・受託者が行う提案や報告及び相談等は全て書面を持って実施し、内容については、本機関の承認を得ること。
- ・本仕様書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、本機関と協議の上、決定すること。

11. 附属文書

別紙「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」

以上

再エネ業務統合システム 設計開発及び運用保守業務委託

要件定義書

1.0版

2021年7月14日

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達件名	1
2. 業務要件の定義	1
3. 機能要件の定義	1
3.1. 機能に関する事項	1
3.1.1. 機能に関する基本事項	1
3.2. 画面に関する事項	2
3.2.1. 画面設計に関する基本事項	2
3.2.2. 画面設計要件	2
3.3. 帳票に関する事項	4
3.3.1. 帳票設計に関する基本事項	4
3.3.2. 帳票設計要件	4
3.4. 情報・データに関する事項	4
3.5. 外部インタフェースに関する事項	4
3.5.1. 連携システム	4
4. 非機能要件の定義	5
4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	5
4.1.1. ユーザビリティ要件	5
4.1.2. アクセシビリティ要件	5
4.2. システム方式に関する事項	5
4.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針	5
4.2.2. 情報システムの全体構成	5
4.2.3. 開発方式及び開発手法	6
4.2.4. その他	6
4.3. 規模に関する事項	6
4.4. 性能に関する事項	6
4.4.1. 応答時間	6
4.5. 信頼性に関する事項	6
4.5.1. 可用性要件	6
4.5.2. 完全性要件	7
4.6. 拡張性に関する事項	7
4.7. 上位互換性（ハードウェアとソフトウェアのバージョンアップ）に関する事項	7
4.8. 中立性に関する事項	7
4.9. 継続性に関する事項	7
4.9.1. 継続性に関する基本要件	7
4.9.2. 継続性に関する目標値	8
4.9.3. 継続性に係る対策	8

4.10. 情報セキュリティに関する事項	8
4.10.1. 基本事項	8
4.10.2. 権限要件	8
4.10.3. 情報セキュリティ対策要件	9
4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	11
4.11.1. 基本要件	11
4.11.2. 構築すべき環境	12
4.11.3. 保守端末・監視端末要件	12
4.11.4. 保守拠点の要件	12
4.11.5. クライアント環境要件	12
4.12. テストに関する事項	13
4.12.1. テスト工程共通要件	13
4.12.2. テストデータ要件	13
4.12.3. 単体テスト要件	13
4.12.4. 結合テスト要件	13
4.12.5. 総合テスト要件	13
4.12.6. 受入テスト支援要件	14
4.13. 移行に関する事項	14
4.14. 教育に関する事項	14
4.15. 運用に関する事項	15
4.15.1. 基本事項	15
4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件	15
4.15.3. 運用サポート業務に係る要件	16
4.15.4. ログ管理要件	17
4.15.5. 業務運用支援	18
4.15.6. 運用実績の評価と改善	18
4.16. 保守に関する事項	18
4.16.1. APプログラムの保守要件	18
4.16.2. 作業環境	19
4.16.3. 保守時間	19
4.16.4. 導入サポート	19
4.16.5. 保守実績の評価と改善	19
5. 附属文書	20

1. 調達件名

再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託

2. 業務要件の定義

業務要件については以下を参照のこと。

なお、業務の実施場所については、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の事務所（東京都2拠点）及び業務バックアップ事務所（大阪府）とする。

表 2-1：業務要件と参照すべき資料

No	業務要件	参照すべき資料
1	業務の実施手順及びそれらを記載した業務フロー図	別紙 1.「業務仕様書」 別紙 5.「業務プロセスと機能のマッピング表」
2	情報システムの利用者数及び期間当たりの処理件数等、業務の規模	別紙 4.「主な情報・データ一覧」
3	業務の実施・提供期間	別紙 1.「業務仕様書」 別紙 5.「業務プロセスと機能のマッピング表」
4	情報システムを用いて実施する業務の範囲及び情報システムを用いずに実施する業務の範囲	別紙 1.「業務仕様書」 別紙 5.「業務プロセスと機能のマッピング表」

また、各業務については、経済産業省の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、及び本機関主催の運営委員会の議事内容を確認し、十分に理解すること。

3. 機能要件の定義

3.1. 機能に関する事項

3.1.1. 機能に関する基本事項

再エネ業務統合システム（以下、「本システム」という。）の機能については、「別紙2. 主な機能一覧（画面・バッチ一覧）」、「別紙5. 業務プロセスと機能のマッピング表」を参照のこと。受託者は、想定機能を踏まえ、具体的な機能及びその実装方法（機能の単位、画面構成・遷移等含む）等について、提案するシステム方式等に応じて適宜適切なものを選択すること。その際、他の方法で実質的に想定機能の一部又は全部を代替可能な場合（外部サービスの利用、ノンプログラミングツール等を採用する場合など、既存の機能、サービスで置き換えることが可能な場合を含む。）には、対象となる想定機能が、受託者が提案する方法で実質的に代替可能であることを客観的かつ具体的に確認できる提案となっていればよいものとする。

3.2. 画面に関する事項

3.2.1. 画面設計に関する基本事項

- ・本システムの画面は、「別紙2. 主な機能一覧（画面・バッチ一覧）」、「別紙5. 業務プロセスと機能のマッピング表」を基に画面設計を実施すること。

3.2.2. 画面設計要件

3.2.2.1. 画面サイズ

- ・画面の大きさに関わらず、画面の表示項目の閲覧に支障のないようにすること。
- ・ユーザが画面サイズを変更した場合でも、情報の参照及び操作に支障がないようにすること。

3.2.2.2. 画面機能

- ・Webブラウザの印刷機能等を用いて、ユーザが随時画面情報を紙媒体に出力できること。
- ・照会結果の一覧系表示画面全般について、任意の表示項目を指定し、当該項目の入力内容をキーとした表示情報の並び替えが可能であること。

3.2.2.3. 色、字体、サイズ、数値表現

- ・文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字を読みやすくすること。
- ・字体・文字サイズの種類を多用することは避け、システムで統一を図ること。
- ・数値はアラビア数字を基本とし、表示はカンマ形式とすること。

3.2.2.4. ダイアログ表示

- ・ダイアログは、システムからユーザへの注意喚起や対処を要求したりするためのメッセージの表示及び入力支援機能とし、ダイアログは表示元の画面の中央に表示することを基本とすること。
- ・ダイアログの表示中は表示元の画面の操作ができないようにすること。
- ・エラー、警告、情報等によってダイアログを区別し、ユーザが通知内容を直観的に理解できるように表示すること。
- ・重要度が高い操作を行う等、誤操作の防止を要する際には、確認メッセージを表示し、ユーザの確認を促すこと。

3.2.2.5. 表

- ・スクロールする場合、入力及び出力のキーとなる項目を画面上に固定し、表示できるようにすること。
- ・表中の項目の間に空行を作らないこと。また、削除処理を行った際に、削除した行を空行として残さないこと。

3.2.2.6. ボタン

- ・同じ機能、意味合いのボタンは名称を統一すること。
- ・ボタン名称は、ユーザがボタン押下時の処理内容を推測できるようにすること。

- ・ ボタン位置は、ユーザの利便性を考慮した配置とすること。

3.2.2.7. 画面要素

- ・ メニュー部、ガイド部、一覧表示部等表示する内容と画面位置を統一化すること。
- ・ テキストボックス、チェックボックス、リストボックス、プルダウンメニュー等については業務の利便性を考慮し選択すること。
- ・ ユーザの利便性を高めるため、定型的な入力項目についてはリストボックスでの選択を可能にする等の機能を準備すること。
- ・ 情報の全削除や他画面への複写処理等、ユーザの利便性向上に資する機能を容易に実行できるように、必要に応じて、当該機能を実行するためのボタンを配置すること。

3.2.2.8. 遷移方法

- ・ 画面遷移を体系化し、画面の階層が深くなりすぎないように配慮すること。
- ・ 基点となるメニュー画面、関連する検索・一覧画面等に遷移するためのボタンを各画面に配置する等、ユーザの利便性を考慮した体系とすること。
- ・ 「戻る」ボタン押下後及び登録・変更処理後の画面遷移は、一度入力した情報を引継ぐようにする等、ユーザにとって業務の効率性を考慮した方式とすること。
- ・ 遷移する際には、遷移元の情報を可能な限り遷移先に引継ぎ、ユーザによる再入力の負荷を低減すること。

3.2.2.9. 入力時チェック

- ・ 入力画面においては、エラーチェックを行い、ユーザに正しい入力を促すようにすること。

3.2.2.10. データ更新の一貫性

- ・ 業務上、重要な情報を登録、更新、削除を行う際は、データ更新前に確認メッセージを提供し、誤った情報の更新を未然に防ぐこと。
- ・ 画面遷移を行う際、前画面において表示した情報を再度表示させる場合は同じ場所に表示することを基本とすること。

3.2.2.11. エラー扱いの方針

- ・ 入力のエラーがある場合には、入力した情報を破棄せずに登録画面を再表示し、ユーザの登録作業の負荷を軽減すること。
- ・ 入力のエラーがある項目を全て明示する仕組みを設けるなど、入力操作の繰り返しが最低限となるようすること。
- ・ 入力のエラー発生時にユーザがエラー状況を理解できるような表示を行うこと。
- ・ 業務アプリケーションプログラムを実行する際にエラーが発生した場合には、エラーの内容をユーザに分かりやすく表示するとともに、定義されたエラーの種類を示す番号、発生日時、実行中の画面の番号等を可能な限り表示すること。

3.3. 帳票に関する事項

3.3.1. 帳票設計に関する基本事項

- ・本システムの帳票は、「別紙3. 主な帳票・ファイル一覧」、「別紙5. 業務プロセスと機能のマッピング表」を基に帳票設計を実施すること。

3.3.2. 帳票設計要件

3.3.2.1. 帳票形式パターン

- ・業務アプリケーションプログラム全般にわたる帳票の標準化を行うこと。
- ・帳票名やヘッダ、フッタ情報等の帳票構成及び概観の統一を図ること。
- ・帳票上の表記は、ユーザが日常使用している用語とすること。
- ・提供する情報が同一もしくは類似の場合、可能な限り同一の帳票を使用すること。

3.3.2.2. 用紙サイズ

- ・帳票についての用紙サイズは、A4サイズを基本とすること。

3.3.2.3. 出力形式

- ・「別紙3. 主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

3.3.2.4. 色、字体、サイズ、数値表現

- ・帳票はモノクロ帳票を標準として統一すること。
- ・字体・文字サイズの種類を多用することは避け、統一を図ること。
- ・数値はアラビア数字を基本とし、表示はカンマ形式とすること。
- ・類似の帳票については、帳票間で行間、行数にばらつきが出ないように、統一を図ること。

3.3.2.5. 出力タイミング

- ・ユーザの指示により、随時出力できること。

3.4. 情報・データに関する事項

データベースや各画面、帳票等の入出力処理等の設計にあたっては、「別紙 4. 主な情報・データ一覧」を参照のうえ、精緻化を行い、情報・データ項目の詳細を定義すること。また、外部的な要因で変更が生じる可能性のある情報については、マスタ管理を行うこと。

3.5. 外部インタフェースに関する事項

3.5.1. 連携システム

本システムの外部インタフェースは、「別紙3. 主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

なお、外部インタフェース設計時には、外部インタフェースの構成要素の詳細を決定し、可能な限りデータ項目の標準化を行ったうえで仕様を確定すること。

4. 非機能要件の定義

非機能要件については、本項に記載の内容の他、「参考資料 1_非機能要件_IPA_10_活用シート」も参照すること。

4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

4.1.1. ユーザビリティ要件

ユーザの操作性を考慮した設計・開発を行うこと。詳細は、「3.2.2.画面設計要件」及び「3.3.2.帳票設計要件」を参照すること。

4.1.2. アクセシビリティ要件

ユーザにとって操作しやすく、誤操作が生じないシステムを構築すること。

4.2. システム方式に関する事項

4.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針

本システムの構成に関する全体方針を以下に示す。

表 4-1：全体方針

No	全体方針の分類	全体方針
1	システムアーキテクチャー	・ Web アプリケーションアーキテクチャとすること。
2	アプリケーションプログラムの設計方針	・ 本システムを構成する各サービス及びコンポーネント（ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり）間の疎結合化、再利用性、高拡張性の確保を基本とすること。
3	データベースの設計方針	・ 正規化の徹底、共通及び個別のデータベース分離、データ項目名／値の標準化等によりアプリケーション、データベース間の疎結合の確保を基本とすること。
4	システム基盤の方針	・ 柔軟で拡張性の高さを考慮しクラウドサービスの利用を基本とすること又は同等な価格で同等な機能を導入できること。 ・ 受託者以外の者であっても同様のサービスを一般的な手段で調達することが可能であること。
5	ソフトウェア製品の活用方針	・ 受託者以外の者であっても市場等一般的な手段で調達することが可能であり、費用対効果の高い製品であること。 ・ 利用するソフトウェアは、サポート期間を考慮して選定し、当該ソフトウェアを提供する事業者（以下、「ソフトウェアベンダー」という。）によるサポート又は他の事業者によるサポートサービスの提供を必須とする。

4.2.2. 情報システムの全体構成

本システムの全体構成について「別紙6. 全体システム概要図」を参照のこと。

なお、システム内に蓄積されたデータをBIツールにて活用できるようシステム構築すること。

4.2.3. 開発方式及び開発手法

- ・本システムの開発方式は、スクラッチ開発を前提とせず、ノンプログラミングツール等を活用することにより、システムライフサイクルコストの削減等が見込める場合には、積極的に採用を検討すること。
- ・本システムの開発手法は、ウォーターフォール型を基本とすること。

4.2.4. その他

開発にあたり、保守性を考慮し、関数等は可能な限り一箇所に集約し、変更等の際に改修規模・費用を最小限に抑えられるものとする。

4.3. 規模に関する事項

規模については、「別紙 4. 主な情報・データ一覧」を参照すること。

4.4. 性能に関する事項

性能に関する要件を以下に示す。

4.4.1. 応答時間

表 4-2：応答時間

No	項目	内容
1	オンラインレスポンスタイム	・検索、参照、登録、更新及び削除に係る処理については、業務の繁忙期においても平均処理応答時間3秒以内を実現可能とすること。なお、過剰な IT にならないよう配慮すること。 ・但し、縮退運転時はこの限りではない。
2	バッチレスポンスタイム	・オンライン終了後、翌日開始までに処理を完了させること。 ・オンライン業務への影響がでないよう処理を完了すること。

4.5. 信頼性に関する事項

本システムは、再エネ事業者に対する FIP 交付金および太陽光発電設備廃棄等費用積立金の管理を行うことから、滞りのない安定運用が求められる。これを踏まえ、システムの構築・運用・保守において、十分な信頼性の確保に努めること。

4.5.1. 可用性要件

可用性に係る指標は、「稼働率」として目標値を99%以上とする。ただし、本機関と事前に合意した時間帯で実施するパッチ適用等の計画的な作業に伴う停止時間は、稼働率の算出対象には含め

ないこととする。これを踏まえ、システムの構築・運用・保守において、十分な信頼性の確保に努めること。

4.5.2. 完全性要件

- ・機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・異常な入力や処理を検出し、これらによるデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- ・データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。

4.6. 拡張性に関する事項

以下の事項を考慮し、大幅な改修をしなくとも対応可能な、柔軟性・拡張性を有すること。

- ・本システムのユーザの増加
- ・本システムで取り扱う業務量・データ量の増加
- ・管理する情報項目の追加・削除及び形式変更

4.7. 上位互換性（ハードウェアとソフトウェアのバージョンアップ）に関する事項

以下の事項を考慮すること。

- ・応札時点において、OS、ソフトウェア等のバージョンアップ情報が公開されている場合、原則、バージョンアップに対応できるように構築すること。
- ・契約期間中のバージョンアップは、影響範囲を調査し、その対応方針を本機関に報告すること。
また、バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、本機関と協議すること。

4.8. 中立性に関する事項

特定の事業者、製品、技術等に依存することなく、システム拡張時、あるいは次期更改時等において、他の事業者等に必要な情報を、支障なく引継ぐことが可能なシステム構成とすること。

また、システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として本システム内のデータ形式は XML、CSV 等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。

4.9. 継続性に関する事項

4.9.1. 継続性に関する基本要件

単一障害発生時には業務停止を許容せず、処理を継続させるよう、各機器は全て二重化すること。なお、直接的な業務影響のない端末等は二重化の対象外とするが、コスト対効果の最も良い方式を検討すること。

4.9.2. 継続性に関する目標値

大規模災害（地震、火災及び風水害等又は第三者による本システムへの攻撃時による直接的な設備及びシステムの損壊、あるいは、ライフライン（電力、通信及び交通等）の機能不全による本システムの長時間停止）が発生した場合を除いて、本システムを用いた業務処理が維持できること。

継続性に関する指標及び目標値は以下のとおりとする。

表 4-3：継続性に関する目標値

No	指標名	目標値
1	目標復旧地点（RPO）	・ 1 日前時点
2	目標復旧時間（RTO）	・ 12 時間以内

4.9.3. 継続性に係る対策

災害・事故発生時においても、本システムを用いた事業継続に支障をきたすことのないよう、業務上重要なデータ、並びにシステム稼働に必要なデータの障害に備え、主に以下のデータをバックアップ対象とする。詳細は設計工程にて確定するものとする。

なお、バックアップの取得については、媒体保管の他、クラウドサービスプロバイダから提供されるバックアップサービスを利用して差し支えない。ただし、バックアップ場所としては、メインサイト、及び同時被災しないことを前提としたバックアップサイトの場所の他、クラウドサービスの全体的な災害や障害に備え、当該クラウドサービスとは別に外部での保管もすること。

また、業務関連データ等の重要情報のバックアップはデータを暗号化した上で実施すること。

表 4-4：バックアップ対象と設定内容

No	バックアップ対象	バックアップの設定
1	システム環境設定情報	2 世代（システム環境変更時）
2	各種ログ情報	日次データを半年分
3	業務関連情報	日次/週次（日次は差分バックアップ、週次はフルバックアップ）2 世代分

※当該クラウドサービスとは別に外部保管する対象は、RPOの目標値を満たす最小範囲とする。

4.10. 情報セキュリティに関する事項

4.10.1. 基本事項

受託者においては、以下に示す情報セキュリティ要件を満たすことができるよう、本システムに用いるアプリケーションプログラムの設計・開発を行うこと。

4.10.2. 権限要件

本システムで用いるデータへのアクセスコントロールの要件は「別紙2. 主な機能一覧（画面・バッチ一覧）」を参照すること。詳細は設計工程で確定する。なお、今後、新たな区分が必要となった場合に機能毎に利用可否を設定できるようにすること。

4.10.3. 情報セキュリティ対策要件

4.10.3.1. セキュリティ機能

4.10.3.1.1. 主体認証機能

- ・事業者の中においてユーザを識別するため、ユーザ毎にID、パスワードを付与すること。
- ・ユーザのID、パスワード認証を含めた多要素認証の機能を設けること。
- ・ログイン時のパスワードはマスク表示すること。
- ・ユーザのパスワード等の情報を暗号化して保存する機能を設けること。
- ・ユーザが自らのパスワードを変更できる機能を設けること。
- ・パスワードについては、文字数及び使用する文字の種類を制限する設定ができること。
- ・管理者権限をもつユーザ（以下、「システム管理者」という。）が最終パスワード変更日を確認できる機能を設けること。
- ・パスワード等を他者に使用された場合又はその危険が発生した場合に、直ちにパスワード等による主体認証を停止する機能を設けること。
- ・不正ログイン行為を検知又は防止する機能として、パスワードの誤入力が複数回検知された場合に、当該IDによる本システムへのログインを無効にする機能を設けること。その際、検知の回数によるログインの無効化を可能とすること。また、無効になったIDの無効状態を解除することができる機能を設けること。
- ・パスワード等が他者に使用された場合又はその危険が発生した場合に、そのユーザが使用していたパスワードの変更等をシステム管理者が行うことができる機能を設けること。

4.10.3.1.2. 通信の暗号化機能

- ・ネットワーク上の通信の暗号化を実施することにより、盗聴・漏えい等の技術的な脅威に対し、システムの機密性を確保すること。

4.10.3.1.3. データの暗号化機能

- ・重要情報の秘匿を保持し、重要情報等への不正アクセス及び改ざんができないよう、データベースを暗号化すること。
- ・暗号化に使用するアルゴリズムは、原則として「電子政府推奨暗号リスト」に記載されているものの中から選択すること。

4.10.3.1.4. ウィルス対策機能

- ・ウィルス対策として、ウィルスチェックパターンファイル（以下「パターンファイル」という。）は常に最新にすること。
- ・パターンファイルの更新については、ソフトウェアベンダー等において、パターンファイルが公開された時点で、迅速に本システムに適用できる仕組みを構築すること。また、ユーザ及び本機関職員の作業負担のない方法を実現すること。
- ・ウィルス検出時は、本機関職員に電子メール等で日本語（ウィルス名等を除き）により通知すること。

- ・ウィルススキャンの実施頻度は、1日に1回以上とすること。

4.10.3.1.5. ログ管理機能

- ・本システムへの不正操作を監視し、各種証跡ログから情報漏えい時に迅速に対応できるよう、原則として、次のログ情報を取得可能とすること。なお、ログ管理機能に求める要件は、「4.15.4. ログ管理要件」を参照すること。

表 4-6：ログ取得情報

No	ログ情報
1	ログイン・ログアウト等の事象を発生させる主体となるユーザ又は機器の識別コード
2	事象の種類（ログイン・ログアウト、ファイルへのアクセス、アプリケーションプログラムへのアクセス、起動等）
3	事象の対象（アクセスしたファイル、アクセスしたアプリケーションプログラム、機器等操作指令の対象等）
4	日付及び時刻
5	事象の結果（成功、失敗、エラー等）

4.10.3.2. 脆弱性対策の実施

4.10.3.2.1. 脆弱性情報の提供

- ・本システムに導入されるOSもしくはソフトウェア（ファームウェア、ウィルス対策ソフトウェア等）の脆弱性情報がソフトウェアベンダー等から公表された場合、クラウド事業者の対応有無、その対応時期等を含め影響分析を行い、本システムにおける緊急度を判断し、影響分析結果として本機関職員に報告すること。
- ・提供する脆弱性情報は、原則、日本語による情報であること。

4.10.3.2.2. 脆弱性の影響度の判断

- ・セキュリティパッチが対応している脆弱性に対する影響度の判断は、深刻度、脆弱性の影響、影響を受ける対象等の脆弱性情報に基づき行うこと。

4.10.3.2.3. 脆弱性検査

- ・第三者による脆弱性検査（Web診断含む）を実施し、その結果を本機関に書面にて報告すること。
- ・なお、本機関主導での脆弱性検査を定期的実施することから、受託者は協力すること。

4.10.3.2.4. セキュリティパッチ適用

- ・セキュリティパッチ適用により、本システムの正常稼働に影響がないことを確認するため、スケジュール、環境、要員、手順等を定めた検証作業計画を策定すること。
- ・検証の結果、回避できない影響がある場合は、ソフトウェアベンダー等の提供する代替策を検証すること。また、OSもしくはソフトウェアの設定ファイルの変更等による対応可能

な方法があれば、設定ファイル及び手順を作成し、検証すること。

- ・本システムの運用に影響を与えないために、スケジュール、要員及び手順等を定めたセキュリティパッチ適用計画を策定すること。
- ・必要に応じて、再起動を要すること等を事前にユーザ等の関係者に周知すること。

4.10.3.3. 情報セキュリティが侵害された場合の対策

本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに本機関に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ・受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める本機関の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ・受託者による本機関のその他の情報へのアクセス

4.10.3.4. 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行状況について、定期的に報告するとともに、本機関から報告を求めた場合には速やかに提出すること。

4.10.3.5. 情報セキュリティ監査への対応

本機関が第三者機関等による情報セキュリティ監査を受ける場合には、受託者はその監査の実施について本機関の求めに応じ支援すること。情報セキュリティ監査の結果、対策が必要な場合は、本機関と協議を行い、合意した対策を実施すること。

4.10.3.6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受託者は、本機関の求めに応じ、本機関と協議の上、合意したセキュリティ対策を実施すること。

4.11. 情報システム稼働環境に関する事項

4.11.1. 基本要件

- ・情報資産（有形、無形を問わず本システムに含まれる情報とし、帳票、記憶媒体、電気通信等で伝達される情報等を含むものとする。）を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内にあること。また、継続性の観点から、日本国内で地理的に分散管理することが望ましい。
- ・本機関の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ・情報資産の所有権は本機関であること。
- ・クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- ・情報資産が何らかの形で残留して外部に漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。
- ・クラウドサービスの提供に関して、ISMAP クラウドサービスリストに掲載されているサービスから選択すること。なお、セキュリティに関する認証（ISO/IEC 27017:2015、CS マーク（ゴール

ド)【クラウドセキュリティ推進協議会（日本セキュリティ監査協会の下部組織）が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】等）を取得していることが望ましい。

4.11.2. 構築すべき環境

- ・ユーザが業務で用いる本番環境、ユーザがテストを行うための検証環境（運用保守においても常に利用できる環境を含む）、及び事業者及び本機関が教育で利用する期間限定（2022年3月～2022年6月の4ヶ月を想定）の研修環境を用意すること。なお、受託者が開発を行う開発環境は受託者にて用意すること。
- ・検証環境及び研修環境については、本番環境と機能構成は同一とするが、スペックについては機能試験が可能な最低限のものとすること。また、IPアドレスによる接続制限を可能とすること。
- ・各環境については、接続している環境がURL以外でも判別できるようにすること。

4.11.3. 保守端末・監視端末要件

- ・本システムに関するシステム障害（以下、「障害」という。）の解析、対応作業及び運用監視業務等を円滑に進めるため、保守拠点に、障害発生時の証跡取得等に用いる保守端末及び稼働状況の監視等に用いる監視端末を導入すること。
- ・本システムで作成された帳票等の確認、及び前述の障害解析・運用作業に係る証跡等の作成を行うため、Microsoft Word（バージョン2013以降）及びMicrosoft Excel（バージョン2013以降）形式のファイルを参照・編集が可能な仕組みを構築すること。
- ・PDF形式（バージョン1.5以上）で作成されたファイルが表示可能な仕組みを構築すること。
- ・作業時の可搬性や電源特性を考慮し、バッテリー稼働可能なノート型PCとすること。また端末をケーブル等で固定するためのセキュリティロック用ケーブルスロットを有すること。
- ・不正な持ち出し防止のため、保守端末及び監視端末はセキュリティロック用ケーブルで固定すること。
- ・セキュリティ対策について本機関と協議し合意を得ること。

4.11.4. 保守拠点の要件

- ・保守端末、監視端末等の機器は本番環境に接続すること。なお、接続に用いる回線は、受託者の責任と負担において用意することとし、IPアドレスによるアクセス制限等の適切なセキュリティ対策を施すこと。
- ・保守拠点は、受託者の責任と負担において用意すること。
- ・保守拠点のセキュリティ対策について本機関と協議し合意を得ること。

4.11.5. クライアント環境要件

クライアントの環境要件として、少なくとも以下のブラウザに対応すること。なお、スマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末については個別の対応は不要とする。

- ・Microsoft Edge（Windows10のリリース時同梱バージョン）
- ・Internet Explorer 11（Windows8.1, Windows10のリリース時同梱バージョン）

- ・ Google Chromeの最新安定バージョン

4. 12. テストに関する事項

4. 12. 1. テスト工程共通要件

- ・受託者は、本業務で行うテストの環境及び手順に関して計画書（以下、「テスト計画書」という。）を定め、テスト仕様書を作成し、テストを実施し、その実施結果及び成果物の品質に責任を負うこと。
- ・テスト計画書の策定に当たっては、本機関職員の作業負荷の軽減に配慮すること。
- ・テストに使用する環境、ツール等については、受託者において用意すること。
- ・テスト実施後は、計画時に策定した指標とテスト結果を用いて、品質が確保されていることの確認を行うこと。
- ・各工程のテスト結果を次の工程に着手する前に報告すること

4. 12. 2. テストデータ要件

- ・単体テスト、結合テスト及び総合テストに用いるデータは、原則として、受託者にて用意すること。
- ・テストに用いるデータは、受託者にて管理を実施しセキュリティを担保すること。

4. 12. 3. 単体テスト要件

- ・単体テストは、「4. 12. 1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。

4. 12. 4. 結合テスト要件

- ・結合テストは、「4. 12. 1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。
- ・機能間結合テスト、サブシステム間結合テスト等のテスト区分を設け、段階的にプログラムを結合することにより、品質を確保すること。

4. 12. 5. 総合テスト要件

- ・総合テストは、「4. 12. 1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。
- ・本システム全体が設計どおりに機能し、本番環境でユーザが行う業務運用（以下、「本番運用」という。）において、業務要件を満たすことを確認すること。
- ・総合テストでは、一連の業務の流れ及び季節性サイクルに即したテストシナリオに基づき業務運用における機能性を確認するテスト（以下、「機能性テスト」という。）の他に、非機能性の確認として以下のテストを実施すること。

表 4-7：総合テスト実施項目

No	項目	内容
1	性能・負荷テスト	・性能に係る要件（応答時間等）に適合しているか確認する。 ・想定される負荷をかけ正常に機能するかを確認する。
2	信頼性テスト	・信頼性に関する事項に適合しているか確認する。 ・可用性の確認として、業務停止となる障害の全ての範囲を確

		認すること。 ・ソフトウェア、ハードウェア、回線等について、障害発生時の処理を確認する。
3	セキュリティテスト	・セキュリティ要件（主体認証、ウィルス対策、暗号化、ログ管理等）に適合しているか確認する。
4	運用テスト	・機能性テストの実施を通じて、動作等の非機能要件で問題ないか総合的に確認する。

4. 12. 6. 受入テスト支援要件

- ・受入テストは本機関が主体となって行うが、本機関の求めに応じて受入テストをサポートするための体制を確保すること。
- ・受入テストで必要となるテスト環境・データについては、受託者が本機関からの依頼内容を基に用意すること。
- ・受入テストの実施にあたり、本機関職員の作業負荷の軽減に配慮すること。・受託者は、受入テストで確認された障害について、解析を行い、原因及び対応方針案を提示すること。
- ・受託者は、上記の提示に基づき本機関が決定した障害についての対応方針に従い、プログラム及びドキュメントを修正すること。

4. 13. 移行に関する事項

本番稼働を迎えるにあたり、システム稼働に必要な初期データの設定や本番環境で実施したテストデータの削除等の作業を行うこと。

具体的な作業スケジュールについては、移行データや移行タイミング等の計画については、基本設計の中で実施する外部インタフェース設計を踏まえ方針を決定する。

4. 14. 教育に関する事項

本システムを利用する事業者及び本機関職員（以下、「研修対象者」）に対し、以下の要件に基づき教育を実施すること

- ・集合研修は、本機関が指定する場所にて実施すること。
- ・受託者は、教育に必要となる機器及びソフトウェアを用意すること。
- ・研修環境で使用する環境、ツール等は、原則、総合テストで検証が完了したものとする。
- ・研修環境で使用するデータは、受託者が集合研修向けに作成したテストデータを準備し利用するものとし、本番環境で用いるデータを使用しないこと。
- ・研修対象者への教育に関しては、主として本機関にて実施するが、集合研修に必要となる説明資料やマニュアル等の研修資料類の作成にあたり、受託者は本機関と協議し支援を行うこと。

表 4-8：教育に関する事項

No	教育対象者の範囲	教育内容	教育の実施時期	教育方法
1	本機関職員	・システムの概要、操作方法	・本システム稼働開始前	・研修資料類を用いた集合研修 ・複数回に分けて研修を実施することも可とする。
2	本システムを利用する事業者	・システムの概要、操作方法	・本システム稼働開始前	・研修資料類を用いた集合研修 ・説明主体は本機関にて実施

4. 15. 運用に関する事項

4. 15. 1. 基本事項

受託者は、本機関が本要件定義書で示す要件を踏まえ、運用に関わる詳細を定める「運用保守計画書」を作成し、運用保守期間を通じて必要に応じて計画の変更・修正等を実施するなど、適切に管理すること。

運用にあたり、本機関の情報セキュリティ関連規程に従い運用手順を定めること。

表 4-9：運用に関する事項

No	項目	内容
1	システム運用時間（通常）	・平日 9 時～21 時とする。但し、本機関からの依頼に基づき、21 時以降も利用可能とすること。（月 1 回程度の時間延長を想定すること。）※上記は最低限の時間帯を示したものであり、上記以外にも稼働する時間帯はあっても系統的に不整合が生じないのであれば問題ない。（夜間バッチ時間とオンラインがバッティングしない等）
2	システム運用時間（特定）	・通常と異なる運用時間となる特定日は存在しない。
3	計画停止	・計画停止は可能であるが、事前に通知を行ったうえで、本機関と調整のうえ実施すること。
4	緊急対応時間	・本機関が「緊急」と判断する障害発生時に、担当者間で連絡・対応が可能な時間は 24 時間 365 日とする。
5	運用負荷削減	・業務機能の起動・停止等、定期的に行う処理は自動化するが、ログの削除等、非定期に実行する処理は運用保守管理者が手動で実施することを想定している。

4. 15. 2. 情報システムの操作・監視等要件

監視対象は、サーバ、ストレージ、ネットワーク、データベース、ソフトウェアパッケージ、ネットワーク機器、アプリケーションプログラム、ログ等として、システムが正常に動作するために

必要な以下の監視を行うものとする。

表 4-10：監視項目

No	監視項目	内容
1	死活監視	・監視対象サーバの状態を定期的に監視すること。
2	プロセス監視	・監視対象サーバ上のアプリケーションプログラム等のシステムの稼働に必須となる常駐プロセスが正常に動作していること（無応答でないこと）を監視すること。
3	ジョブ監視	・ジョブ管理用のソフトウェアと連携し、障害の検知を目的とした監視をすること。
4	ネットワーク監視	・本番環境のネットワーク監視をすること。
5	ログ監視	・不正アクセス発生の有無の確認のため、アプリケーションプログラムのログの確認を、月に1回、実施すること。
6	リソース使用状況監視	・監視対象の各サーバの CPU、メモリの使用状況を監視すること。 ・監視対象の各サーバ、ストレージのディスク使用状況を監視すること。 ・リソースの使用状況について、あらかじめ定めた閾値を超えた場合に、自動的に検知できる仕組みを用意すること。
7	性能監視	・応答時間等の状況を監視すること。
8	情報セキュリティ監視	・不正侵入、不正アクセス、データ改ざんの有無等を監視すること。

4. 15. 3. 運用サポート業務に係る要件

表 4-11：主要な運用サポート業務

No	運用項目	内容
1	バッチジョブ運用	・バッチジョブの定期的な動作（スケジュール）を管理すること。 ・バッチジョブによるインシデントを検知した場合、速やかにインシデント、問題管理の作業フローに従い対応すること。
2	時刻同期	・外部システムやユーザからの問合せ等に対する時刻整合性を保つため、NTP サーバを利用して、時刻同期を実現すること。
3	セキュリティパッチ・ウィルスパターン適用	・開発元、販売元、サービス提供元からサポートを確実に受けられる体制を確保すること。 ・セキュリティパッチ、ウィルスパターン適用に関する影響の調査、検証を実施し、本機関が適用を判断する上で必要な情報（技術的な問題等の有無を当該事業者が判断するための情報等）を提供すること。 ・OS、ファームウェア、ウィルス対策ソフトウェア等のセキュリティパッチ及びウィルスパターン適用を実施／確認すること。

		・変更のリリースに際しては、リリースが与える影響等を考慮し、利用者及び利用者との接点となるヘルプデスクに必要な情報を周知すること。
4	サーバ証明書の更新作業	・システムに登録しているサーバ証明書の期限切れに伴う更新作業を実施すること。
5	システム設定データ更新作業	・システム設定データの更新作業を実施すること。
6	マスタ更新作業	・マスタデータの更新作業を実施すること。
7	月次報告	・運用保守状況を報告する資料を作成し、月次で報告すること。

4.15.4. ログ管理要件

本システム運用におけるセキュリティインシデント、不正操作、ハードウェア・ソフトウェアに障害が発生した際の原因究明（調査・分析）、システムの性能監視等に必要となるログを管理する仕組みを構築すること。なお、サーバのOSが出力するログの開示ができない等のクラウドサービス側の制約がある場合においては、少なくとも、原因究明等の結果の報告が可能であることをもって代替可能とする。

4.15.4.1. ログ出力・蓄積・監視要件

- ・サーバ、アプリケーション等の各種ログを出力できること。
- ・出力したログは、一定期間、蓄積が可能であること。また、長期保存が必要なログについては、外部の電磁的記録媒体に保存が可能であること。
- ・ログの保管期間について、詳細は設計工程において確定するが、少なくとも不正監視に対するログ、及び重要情報に対するアクセスログは5年間保持するものとする。
- ・バックアップしたログを期間が経過した後も参照できるように、特定のソフトウェアに依存しない形式（テキスト形式等）でログの保存が可能であること。
- ・出力されるログを監視できること。
- ・ログ監視に必要なレポートが生成されること。
- ・情報システムセキュリティに関する利用者及び本機関職員が不当に消去、改ざん又はアクセスすることのないように、ログ情報を保存したファイルに適切なアクセス制御ができること。

4.15.4.2. ログ収集要件

- ・監視対象の各サーバに散在するセキュリティログ及び監視ログをソフトウェアの機能やOSの機能等を利用して自動的に一括収集することが可能であること。
- ・収集対象のログについては、以下の収集対象ログ一覧を参照のこと。詳細は設計工程において確定することとする。

表 4-12：収集ログ一覧

No	ログ種別	内容
1	各種サーバログ	・サーバへのアクセスユーザ（ログイン、ログアウトしたユ

		ーザ) の情報等が特定できるログ (セキュリティ、イベントログ等) ・サーバの OS が出力するシステムログ、アプリケーションプログラムのログ
2	Web サーバアクセスログ	・Web サーバにアクセスがあった時刻、クライアント IP アドレス、ホスト IP アドレス、ポート番号、要求コマンド、ステータス等の情報が特定できるログ
3	データベースアクセスログ	・データベースへアクセスしたユーザを特定することが可能なログ
4	アプリケーションプログラムのログ	・アプリケーションプログラムを実行したユーザ及びその操作内容を特定することが可能なログ

- ・保守拠点の保守端末及び監視端末からログ収集の設定・ログ収集の操作ができること。
- ・収集したログを分析し、相互に関連付け、保管できること。ログ分析結果については、月次報告書に含めること。
- ・収集したログの閲覧が可能であること。

4. 15. 5. 業務運用支援

4. 15. 5. 1. ヘルプデスク

- ・本機関職員からの問合せに対応すること。
- ・メール及び電話で受付けること。(本システムを利用する事業者からの問合せについては、本機関が一次窓口となり、原則直接のやりとりは発生しない。)
- ・問合せ受付に必要な機器、回線については、受託者において用意すること。
- ・操作方法等の頻度の高い問合せについては、FAQ として分類・蓄積をし、問合せ対応の迅速化を図ること。
- ・本機関職員からの依頼に応じて、アプリケーションを通して受付けた提出書類等の添付ファイルを一括で出力し、安全な方法で本機関に送付すること。
- ・障害に係る問合せに対して、問題切り分け、原因究明を実施すること。
- ・ヘルプデスクの開設時間帯は平日 (9 時～17 時) を前提とすること。

4. 15. 6. 運用実績の評価と改善

運用実績 (ヘルプデスクの対応状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況 (リソース使用量等含む。)) の値の取得、評価及び管理、運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討等を、本機関に報告すること。

4. 16. 保守に関する事項

4. 16. 1. AP プログラムの保守要件

障害発生時には、本機関に報告のうえ、問題切り分け、原因究明の結果について、受託者にて調査

を実施した上で、本機関職員と協議し、修正等の必要な対応（障害報告書による報告を含む）を実施すること。

また、小規模な改修（画面・帳票レイアウトの変更、検索条件の修正等）について、本機関職員と協議し、年間 12 人月程度の対応を実施すること。

4. 16. 2. 作業環境

アプリケーションプログラムの修正やテストは、開発環境及び検証環境で実施すること。

4. 16. 3. 保守時間

障害等緊急の理由により、システムの稼働時間が延長された場合、延長時間に応じて保守対応時間を延長する場合がある。

4. 16. 4. 導入サポート

システム本稼働時に発生した問題の早期解決を図るため、導入から一連の業務サイクルが完了する期間のうち 4 ヶ月程度を特別対応期間とすること。

4. 16. 5. 保守実績の評価と改善

保守実績（サービスレベルの達成状況等）の値の取得、評価及び管理、保守実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討等を行い、本機関に報告すること。

以上

5. 附属文書

別紙1. 「業務仕様書」

別紙2. 「主な機能一覧（画面・バッチ一覧）」

別紙2. 補足資料「画面メニュー構成」

別紙3. 「主な帳票・ファイル一覧」

別紙4. 「主な情報・データー一覧」

別紙5. 「業務プロセスと機能のマッピング表」

別紙6. 「全体システム概要図」

参考資料1 「IPA非機能要求グレード活用シート」



「FIP交付」「太陽光発電設備廃棄等費用積立」 に係る業務仕様書

2021年7月14日

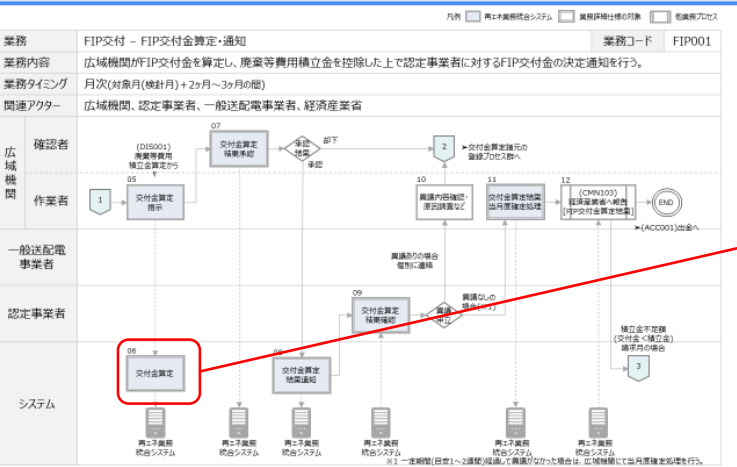
電力広域的運営推進機関

- 業務仕様書は、「業務フロー」「業務詳細仕様」「(別紙)業務プロセス詳細記述書」から構成されている。
- 各業務に対して業務フローを作成し、詳細な説明が必要なものは業務詳細仕様で補足している。
- また、各業務プロセスの詳細は「(別紙)業務プロセス詳細記述書」に記載している。

【構成】

業務フロー
FIP交付：FIP交付 - FIP交付金算定・通知

15



(別紙)業務プロセス詳細記述書

業務詳細仕様
FIP交付：FIP交付 - FIP交付金算定・通知

17

業務プロセス [01:算定諸元管理(TSO供給電力量)] [03:算定諸元管理(JEPXSスポット・時間前市場価格[当月度])] [04:算定諸元管理(JEPX非化石価値取引市場価格)] [06:交付金算定]

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(3/6)

[FIP交付金算定式]

$$\text{FIP交付金(円)} = \text{調整後プレミアム単価(円/kWh)} \times \text{供給電力量(kWh)} \times 1$$

調整後プレミアム単価

$$\frac{\{ \text{基準価格} - \text{参照価格} (\text{卸電力取引市場の参照価格} + \text{非化石価値相当額} - \text{バランスコスト}) \} \times \text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量} (0.01 \text{円/kWhコマ含む})}{\text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量} (0.01 \text{円/kWhコマ含む})}$$

(参考) 経済産業省 資源エネルギー庁(FIP制度の詳細設計) アタガー・シナジー・ビジネスの更なる活性化(抜粋)

<参照価格の算定方法イメージ>

価格(円/kWh) 時間

① 基準価格
② 参照価格
③ 調整後プレミアム単価

a. 卸電力取引市場の参照価格
b. 非化石価値相当額
c. バランスコスト

<具体的な算定イメージ> ※金額は仮定

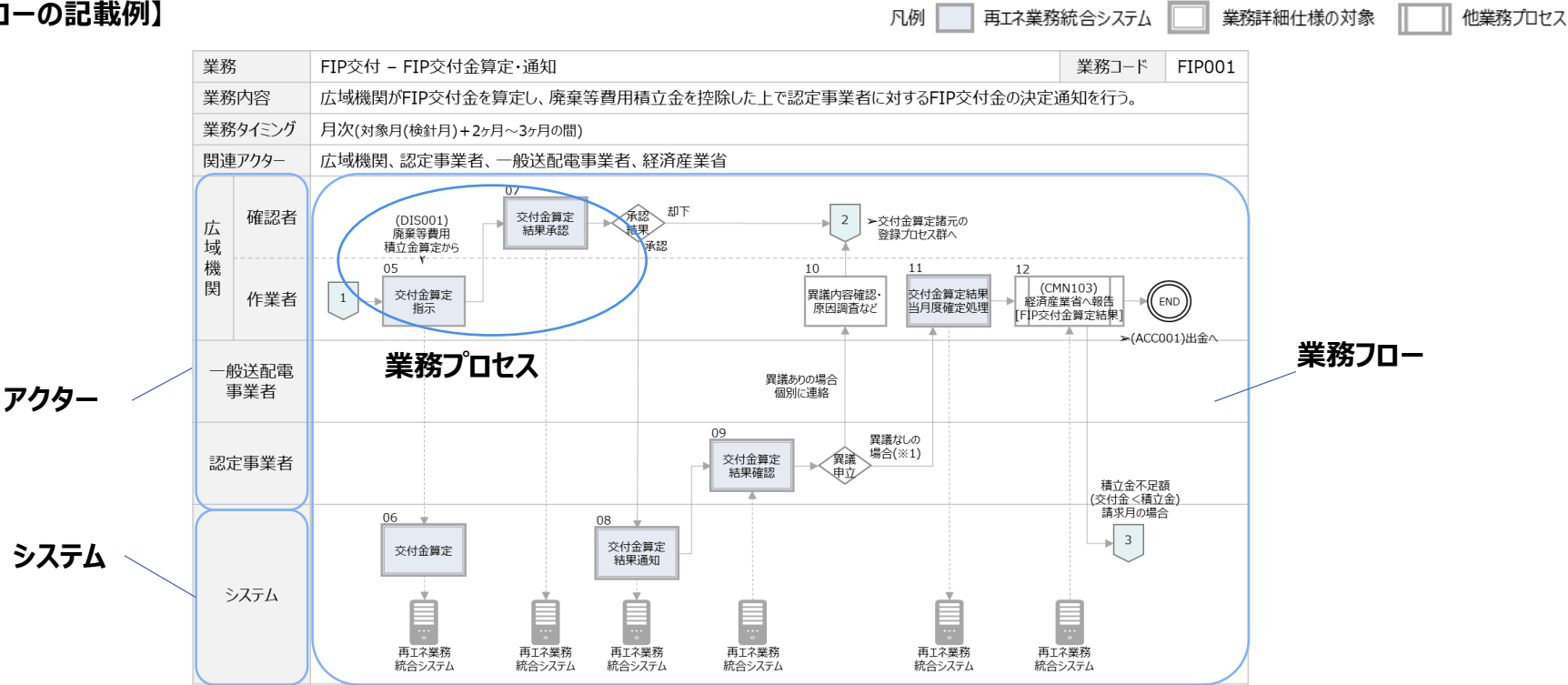
【前提条件】 ① 基準価格 : 20.0円/kWh
② 卸電力取引市場の参照価格 : 7.0円/kWh
③ 非化石価値相当額 : 1.2円/kWh
④ バランスコスト : 1.0円/kWh

【プレミアム算定】
⑤ 基準価格 (20.0 [円/kWh]) - ② 参照価格 (7.0 + 1.2 - 1.0 = 7.2 [円/kWh])
= ⑥ 調整後プレミアム単価 (12.8 [円/kWh])

業務コード	業務	業務概要	業務プロセス	業務プロセス概要
FIP001	FIP交付金算定・通知	FIP交付金を算定し、廃棄等積立金を控除した上で認定事業者に対するFIP交付金の決定通知を行う。	01 算定諸元管理(TSO供給電力量) 02 マスタ情報管理(事業計画認定情報) 03 算定諸元管理(JEPXSスポット・時間前市場価格[当月度]) 04 算定諸元管理(JEPX非化石価値取引市場価格) 05 交付金算定指示 06 交付金算定	各TSOは広域機関に供給電力量を通知し、広域機関は当該データを再エネ業務統合システムに登録する。(詳細はCMN035参照) 広域機関が再エネ事業管理システム(経済産業省)から事業計画認定情報を抽出し、再エネ業務統合システムに登録する。(詳細はCMN001参照) 広域機関が、JEPXSスポット・時間前市場システムから当年度の市場価格データ(30コマ)、各エリアごとの一般送配電事業者のHPから供給電力量(電源種別ごと)を抽出し、再エネ業務統合システムに登録する。再エネ業務統合システムはJEPXSスポット・時間前市場価格を自動算定・登録する。(詳細はCMN033参照) 広域機関がJEPX非化石価値取引市場システムから前年の価格(前年1年分)を確認し、再エネ業務統合システムに登録する。(詳細はCMN034参照) 廃棄等費用積立金の算定後、システムに積立金控除後の交付金算定を指示する 前プロセスまでの諸元をもとに交付金を算定する

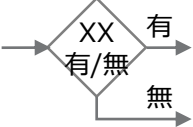
- 業務フローは、「業務」・「業務内容」・「業務タイミング」・「アクター」・「業務フロー(業務プロセス)」・「システム」から構成されている。
 - 「業務」は、『FIP交付金算定・通知』などの業務名を記載している。
 - 「業務内容」は、業務の概要を記載している。
 - 「アクター」は、業務を実施する上での関係者(広域機関・認定事業者など)を記載している。
 - 「業務フロー(業務プロセス)」は、各業務プロセスを定義し、プロセスの流れを可視化している。
 - 「システム」は、業務プロセスの中で利用するシステムを示している。

【業務フローの記載例】

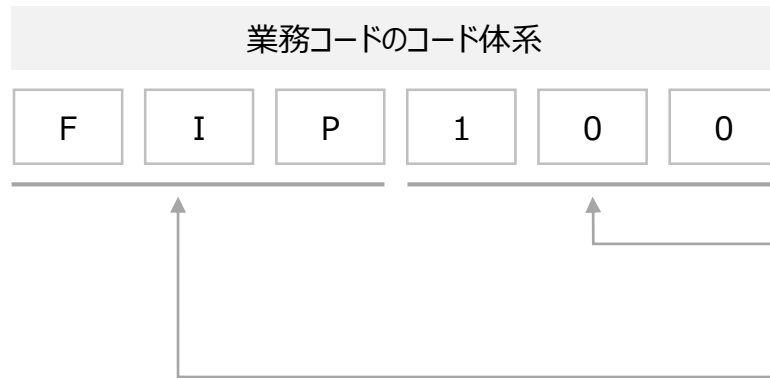


■ 業務フローは、以下の凡例を用いて作成している。

【業務フローの凡例】

オブジェクト	オブジェクト名	説明	オブジェクト	オブジェクト名	説明
	START記号	業務フローの開始		判定/分岐	業務プロセス間で分岐/判断が発生する場合に使用
	END記号	業務フローの終了		接続プロセス	位置が離れている他プロセスとの接続に使用
	業務プロセス	業務フローにおいて実施する業務を表現		システム	システムやツールを表現
	郵送	業務プロセスにおける書類の郵送を表現		業務仕様書の対象範囲	業務詳細仕様の対象となる業務プロセスに使用
	プロセス接続 (実線)	業務プロセス間の接続		再エネ業務統合システム	再エネ業務統合システムを利用する業務プロセスに使用
	システム接続 (点線)	業務プロセスとシステムの接続		他業務プロセス	他業務のプロセスを表現

- 以下の採番ルールに従い、業務コードを付与している。



業務：数字3桁

- 1桁目：業務分類
- 2,3桁目：連番

業務分類：英字3桁

- FIP(Feed-In-Premium)：FIP交付
- DIS(disposal)：廃棄等費用積立
- ACC(accounting)：会計支援
- CMN(common)：共通

<事前準備>

業務		業務コード
マスタ情報管理	事業計画認定情報	CMN001
	事業者情報	CMN002
	一時調達契約情報	CMN003
算定諸元管理	バランシングコスト	CMN030
	インバンスリスク単価	CMN031
	JEPXスポット・時間前市場価格	CMN032
	JEPX非化石価値取引市場価格	CMN033
	供給電力量	CMN034
ユーザ情報管理	ユーザID再通知	CMN081
	パスワード変更・再発行	CMN082

<FIP>

業務	業務コード
FIP交付金算定	FIP001
FIP交付金算定結果確認	FIP002

<廃棄等費用積立>

業務		業務コード
廃棄等費用積立	(FIP) 積立金※ ¹ 算定	DIS001
	(FIT) 買取実績・積立金登録	DIS002
	積立金額確認	DIS003
廃棄等費用取戻し	積立金取戻し申請・審査	DIS100
	工事完了登録	DIS101
	工事完了未登録対応	DIS102
	取戻し積立金差額積立	DIS103
積立区分変更時対応		DIS200

※1 本資料で言及する“積立金”は、特段の記載がない限り“外部積立金”を指す。

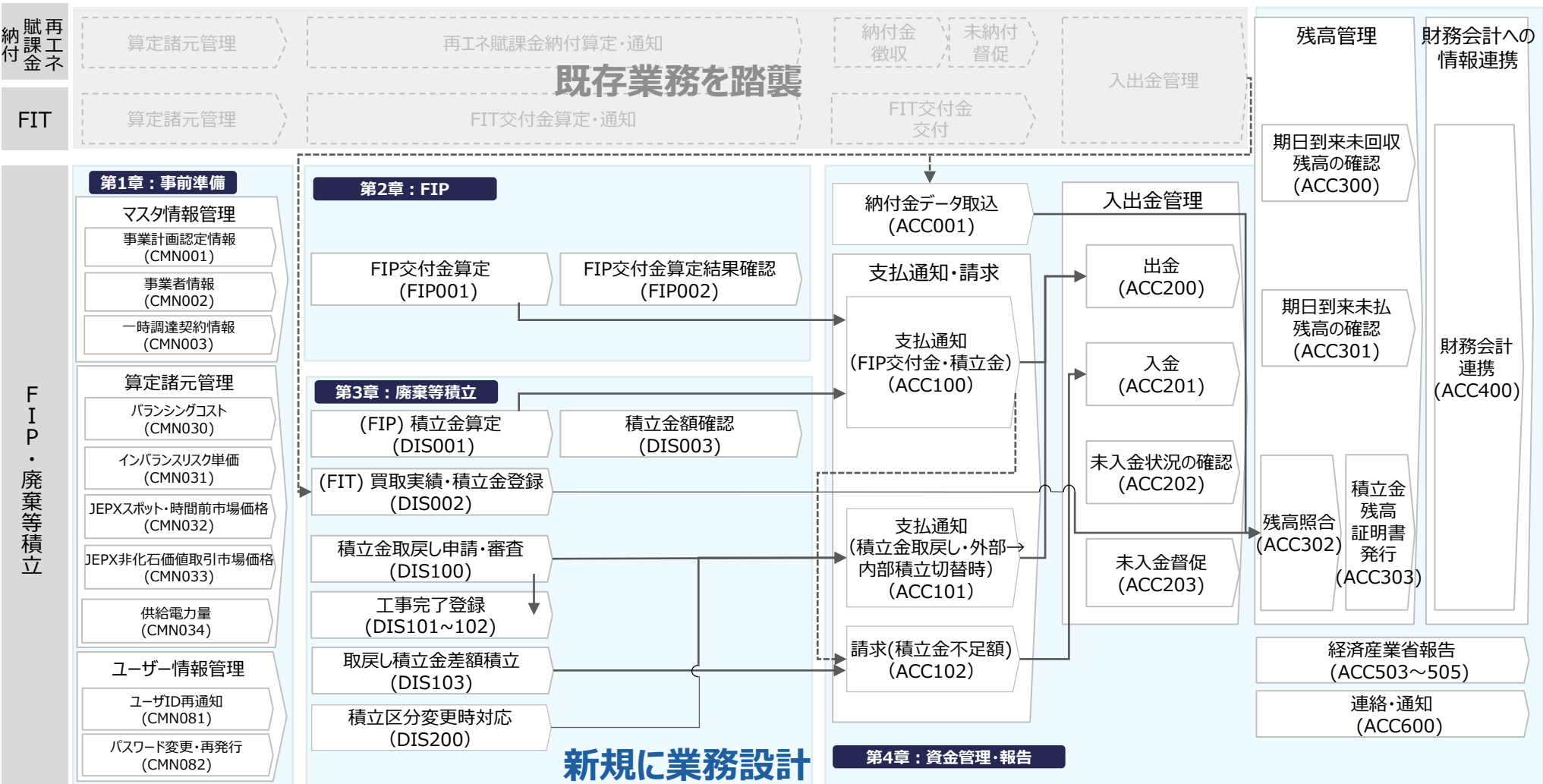
<資金管理・報告>

業務		業務コード
納付金データ取込		ACC001
支払通知・請求	支払通知(FIP交付金・積立金)	ACC100
	支払通知(積立金取戻し・外部→内部積立切替時)	ACC101
	請求(積立金不足額)	ACC102
入出金管理	出金	ACC200
	入金	ACC201
	未入金状況の確認	ACC202
	未入金督促	ACC203
残高管理	期日到来未回収残高の確認	ACC300
	期日到来未払残高の確認	ACC301
	残高照合	ACC302
	積立金残高証明書発行	ACC303
財務会計連携	財務会計連携	ACC400
経済産業省報告	FIP交付金算定結果報告書	ACC503
	廃棄等費用積立金報告書	ACC504
	その他	ACC505
連絡・通知	連絡事項の掲載・通知	ACC600

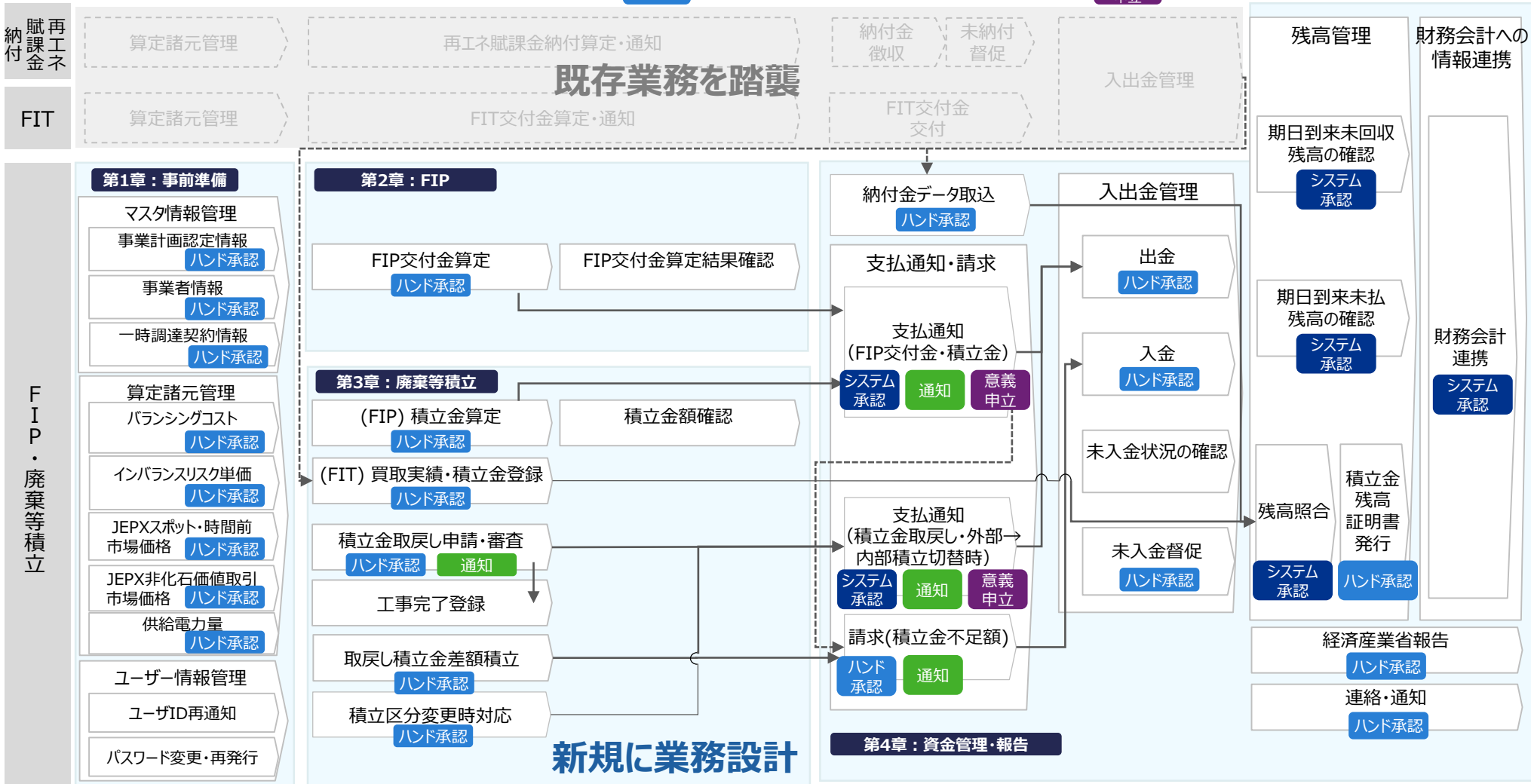
はじめに

	FIT制度 (2012年7月～)	FIP制度 (2022年4月～)	太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度 (2022年4月～)
制度概要	✓ 再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス)で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。 ✓ 電力会社が買い取る費用の一部は需要家から賦課金という形で集めている。	✓ 再エネ事業者の投資可能予見性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、市場価格をもとに一定のプレミアムを交付する制度。 ✓ 再エネ電源を競争電源と地域活用電源に分け、大規模太陽光や風力など競争力のある電源への成長が見込まれるものは競争電源として当制度へ移行させる。	✓ 太陽光発電設備の廃棄等費用を確実に積立て、設備の不法投棄を防ぐための制度。 ✓ 10kW以上すべての太陽光発電の認定案件を対象とする。 ✓ FIT買取事業者へのFIT交付金、および再エネ認定事業者へのFIP交付金と相殺することで確実な積立を実現する。
主なデータフロー	The flowchart illustrates the interactions between several key entities in the renewable energy sector: 一般送配電事業者 (General Distribution Companies): Send "供給電力量通知" (Supply electricity volume notification) to "再エネ認定事業者" (Renewable Energy Certified Operators) and "費用負担調整機関 (広域機関)" (Cost Burden Adjustment Mechanism (Wide Area Mechanism)). 需要家 (End Users): Pay "再エネ賦課金" (Renewable Energy Surcharge) to "小売電気事業者" (Small Retailers) and receive "売電" (Electricity sale). 小売電気事業者 (Small Retailers): Send "供給電力量申請" (Supply electricity volume application) to "費用負担調整機関" and receive "供給電力量 審査・承認" (Supply electricity volume review and approval). They also pay "納付金 算定" (Payment calculation) to the "費用負担調整機関" and receive "納付" (Payment). 再エネ認定事業者 (Renewable Energy Certified Operators): Send "入札" (Bidding) to "FIT買取義務者 (送配電事業者等)" (FIT Purchasing Obligated Parties (Distribution Companies, etc.)). They receive "結果通知" (Result notification) and "費用積立" (Cost accumulation) from the "FIT買取義務者". They also send "取戻申請" (Recovery application) to the "費用負担調整機関" and receive "控除" (Deduction). FIT買取義務者 (送配電事業者等) (FIT Purchasing Obligated Parties (Distribution Companies, etc.)): Send "事業計画申請" (Business plan application) to "再エネ認定事業者". They receive "代金支払" (Payment) from the "再エネ認定事業者". They send "買取実績 審査・承認" (Purchase performance review and approval) to the "費用負担調整機関" and receive "控除" (Deduction). They also send "交付金 算定・交付" (Payment calculation and delivery) to the "再エネ認定事業者". 費用負担調整機関 (広域機関) (Cost Burden Adjustment Mechanism (Wide Area Mechanism)): Send "認定照合" (Certification check) to "経済産業省 (認定システム)" (Ministry of Economy, Trade and Industry (Certification System)). 経済産業省 (認定システム) (Ministry of Economy, Trade and Industry (Certification System)): Send "認定" (Certification) to "再エネ認定事業者". Legend: - 共通 (Common): Light blue arrow - FIT: Grey arrow - FIP: Dark blue arrow - 廃棄積立 (Waste Accumulation): Orange arrow - キャッシュデータ (Cash Data): Yellow arrow		

- FIP・廃棄等費用積立業務は、「事前準備」、「FIP」、「廃棄等積立」、「資金管理・報告」の4つの業務で構成される。既存業務の再エネ賦課金やFIT業務の入出金管理データを連携し、新規に業務設計した残高管理、財務会計連携にて資金管理を行う。



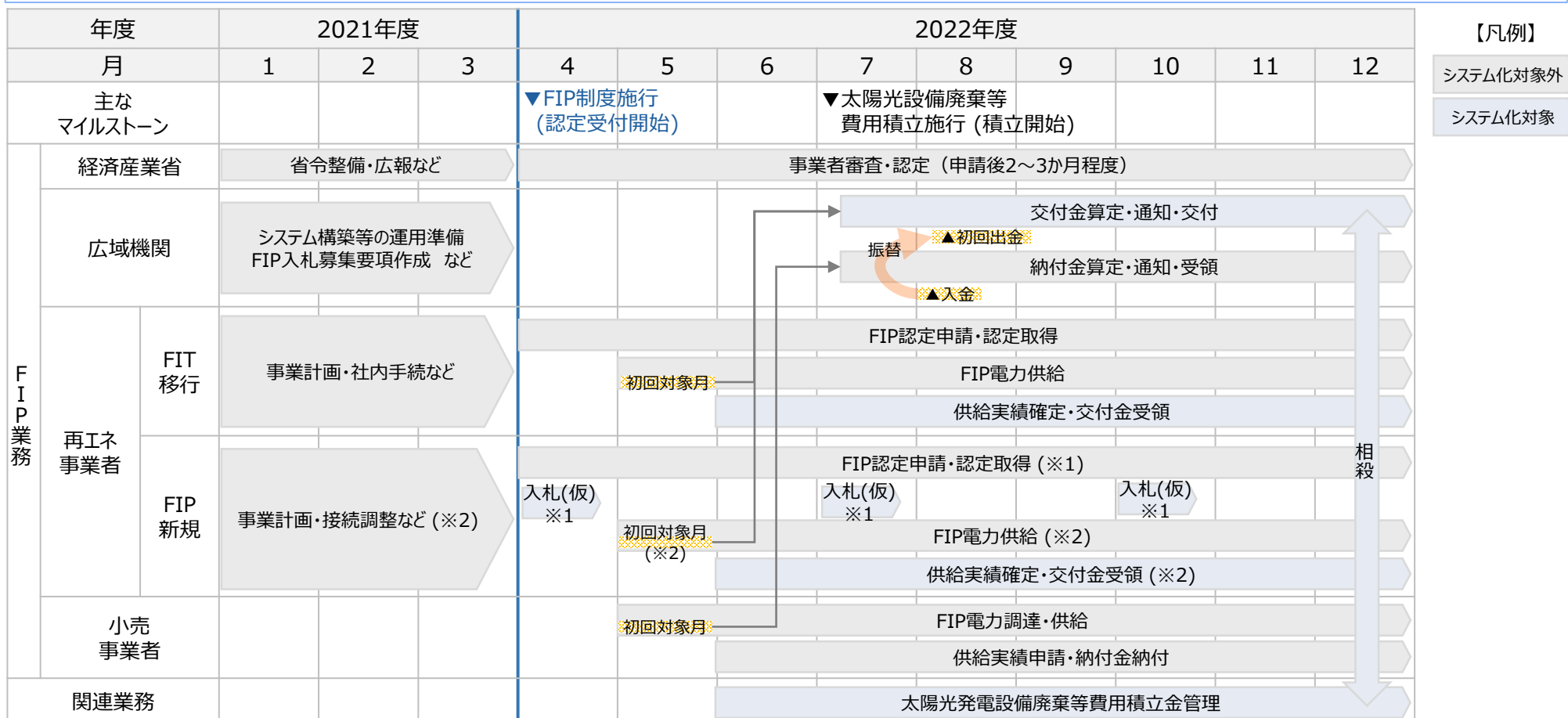
(凡例)	システム承認	確認者がシステム上に承認結果を登録する	通知	システムにより事業者へ自動で通知する
	ハンド承認	確認者がシステム外で承認結果を作業者に伝達する	意義申立	金額に対して事業者からの異議申立を受付ける



- FIP施行初年度(2022年度)における設備容量ごとのFIT/FIP対象は以下のとおり。
- 50kW未満の設備はFITのみ可能で、FIPへの参加はできない。50kW以上の設備はFITかFIPを選択できる。ただし、太陽光・水力・地熱については1000kW以上の新規認定事業者はFIPのみ可能で、FITへの参加はできない。

<2022年度>		0 ▼	50 ▼	250 ▼	1,000 ▼	10,000 ▼	(単位:kw)	
太陽光	既存	FIT	継続	継続				
		FIP移行						
	新規	FIT	入札対象外		入札			
		FIP		入札対象外		入札		
風力	既存	FIT	継続	継続				
		FIP移行						
	新規	FIT	入札対象外		入札			
		FIP		入札対象外				
水力	既存	FIT	継続	継続				
		FIP移行						
	新規	FIT	入札対象外					
		FIP		入札対象外				
地熱	既存	FIT	継続	継続			【凡例】	
		FIP移行						
	新規	FIT	入札対象外					
		FIP		入札対象外				
バイオマス	既存	FIT	継続	継続			FIT(既存)	
		FIP移行						
	新規	FIT	入札対象外 ※液体燃料を除く					FIT(新規)
		FIP		入札 ※一般木質等10,000kW以上/液体燃料50kW以上				
							FIP	

- FITからの移行を希望する事業者は、4月以降順次FIP認定申請を行っていただく。その後、経済産業省による審査を経て、正式にFIP事業者として認定される。
- 上記を前提にすると、最速で5月からFIP電力を供給、翌6月から初回の交付処理(供給実績確定～交付額算定・通知～交付)を実施することになる。



※1：入札時期は未定(2022年1～2月に開催する調達価格等算定委員会にて確定予定)

※2：最速のスケジュールを記載(新規認定事業者はFIT移行事業者とは違い、系統接続調整や運転開始準備等が必要なため、実際の電力供給(交付金交付)までは時間を要する見込み)

- FIP交付金は対象月 + 3ヶ月の初旬頃までに認定事業者への支払いを完了させる。
- 廃棄等費用積立金はFIT・FIP交付金から差し引き、その差引額は専用口座で積立管理する。

月		N (対象月)	N+1				N+2				N+3				N+4			
週		4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
主なイベント								★経産省報告 (納付金算定結果報告書)				★経産省報告(未納付電気事業者の報告) ★経産省報告(FIT交付金算定結果報告書) ★経産省報告(廃棄等費用積立金報告書)						
納付金 徴収	広域機関					供給電力量審査 納付額算定・確認依頼	納付金決定 通知準備		振込確認・督促									
	小売電気 事業者					供給電力量 データ集計	供給電力 データUP	納付額算定 結果確認	▼納付金徴収決定通知書送付	納付金通知受領・振込								
FIT 交付	広域機関								買取実績審査 交付金算定・確認依頼	交付金決定 通知準備		交付金振込データ作成						
	買取義務者					買取実績 データ集計	買取実績 データUP		交付金算定結果 確認	▼交付金交付決定通知書送付	交付金通知 受領						▼振込実施 (N+4月の暦10日前後)	▼交付金受領
FIP 交付	広域機関								交付金 算定	交付金 通知	交付金振込 データ作成	▼振込実施 (N+3月の1Wごろ)						
	認定事業者								相殺	交付金 確認		▼交付金受領						
	一般送配電 事業者					供給電力量 データ集計	供給電力 通知		相殺									
廃棄等 費用積立	広域機関																	
	認定事業者									交付スケジュールに 準ずる								

第1章 事前準備

業務		業務 タイミング	業務コード
マスタ情報管理	事業計画認定情報	月次	CMN001
	事業者情報	随時	CMN002
	一時調達契約情報	随時	CMN003
算定諸元管理	balancingコスト	年次	CMN030
	インバランスリスク単価	月次	CMN031
	JEPXスポット・時間前市場価格	月次	CMN032
	JEPX非化石価値取引市場価格	月次	CMN033
	供給電力量	月次	CMN034
ユーザ情報管理	ユーザID再通知	随時	CMN081
	パスワード変更・再発行	随時	CMN082

- 事業計画認定情報は、経済産業省管轄の「再エネ事業管理システム」のデータがマスタとなる。広域機関管轄の「FIT納付金・交付金システム」「再エネ業務統合システム」に必要な項目は「再エネ事業管理システム」からデータ抽出し、本システムに反映する。
- 事業者情報について、費用負担調整業務を遂行する上で必要な情報(担当者情報・口座情報など)を広域機関にて管理する。なお、データ管理を行うシステムは以下のとおり。
 - 小売電気事業者・FIT買取義務者・・・FIT納付金・交付金システムにて管理
 - FIT・FIP認定事業者・・・再エネ業務統合システムにて管理

【事業計画認定情報・事業者情報の用途】

対象システム	業務	事業者				用途 (費用調整負担業務を遂行するにあたり主要項目を記載)
		小売	FIT買取	FIT認定	FIP認定	
FIT納付金・ 交付金システム	再エネ賦課金徴収	○	—	—	—	納付金の徴収を行うために納付事業者の「 基本情報(名称・住所など) 」が必要
	FIT交付	—	○	—	—	・FIT買取実績審査のために、「 設備ID 」「 受電地点特定番号 」が必要 ・FIT交付金の支払時に、「 口座情報 」が必要
再エネ業務 統合システム	FIP交付	—	—	—	○	・設備ごとに月々のFIP交付金額を算定するために、「 設備ID 」「 受電地点特定番号 」が必要 ・FIP交付金の支払時に、「 口座情報 」とそれに紐づく「 設備ID 」が必要
	廃棄等費用積立	—	—	○	○	・積立対象電源(太陽光10kW以上)を特定するために、「 発電設備区分ID 」が必要 ・設備ごとに月々の積立金額を算定するために、「 設備ID 」「 受電地点特定番号 」が必要 ・積立金の返金時に、「 口座情報 」とそれに紐づく「 設備ID 」が必要

- 事業者・電源種別ごとの主要項目のデータ保有イメージは以下のとおり。
 - ポイント①：従来通り、FIT買取義務者と小売電気事業者の情報はFIT納付金・交付金システムにて管理する。
 - ポイント②：再エネ業務統合システムには、FIP認定事業者の基本情報およびFIP交付・廃棄等費用積立業務に必要な「口座情報」「設備ID」「受電地点特定番号」を事業者にて登録する。

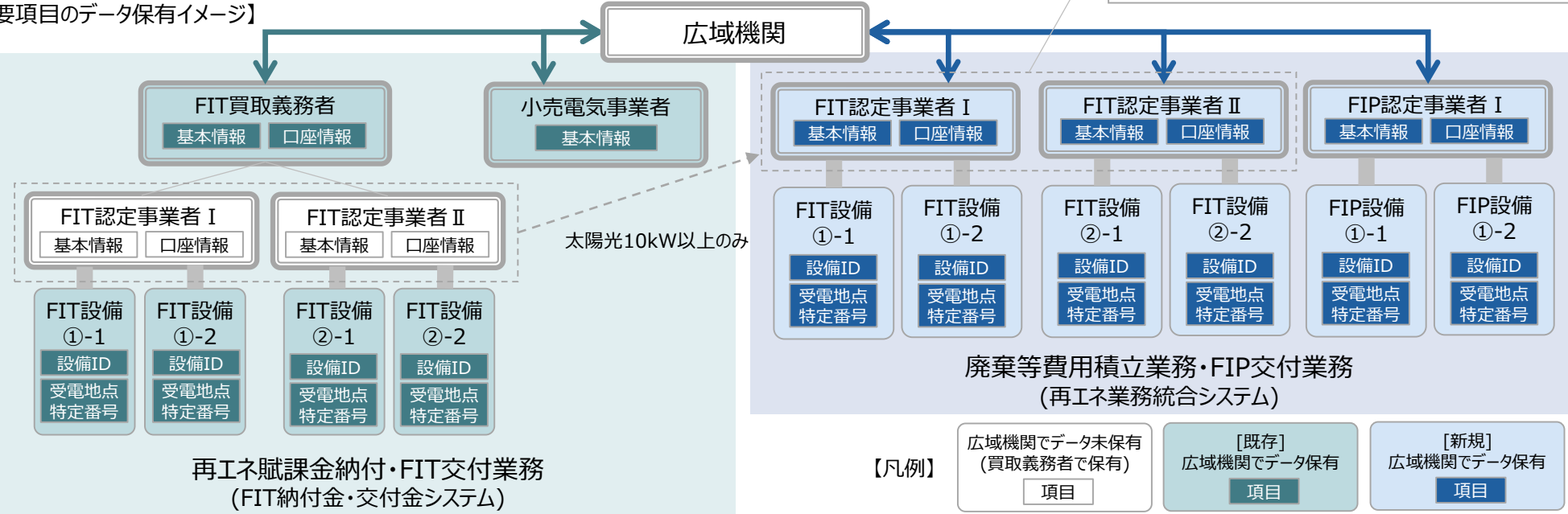
【電源種別ごとの事業者情報の管理システム】

	太陽光 (10kW未満)	太陽光 (10kW以上)	風力	水力	地熱	バイオマス
FIT買取義務者	FITシステム					
小売電気事業者	FITシステム					
FIT認定事業者	管理外 (※1,2)	新システム (積立用)	管理外 (※1)			
FIP認定事業者	- (※2,3)	新システム (FIP・積立用)	新システム (FIP用)			

※1 FIT買取事業者による管理のみ
※2 積立業務対象外容量
※3 FIP認定対象外容量

**FIT交付時には不要だった認定事業者の
基本情報・口座情報を新システムに保持**
✓ 太陽光10kW以上のみ
✓ 2022年度制度施行開始時点で認定済の
事業者情報はすべて広域機関にてデータ移行する

【主要項目のデータ保有イメージ】

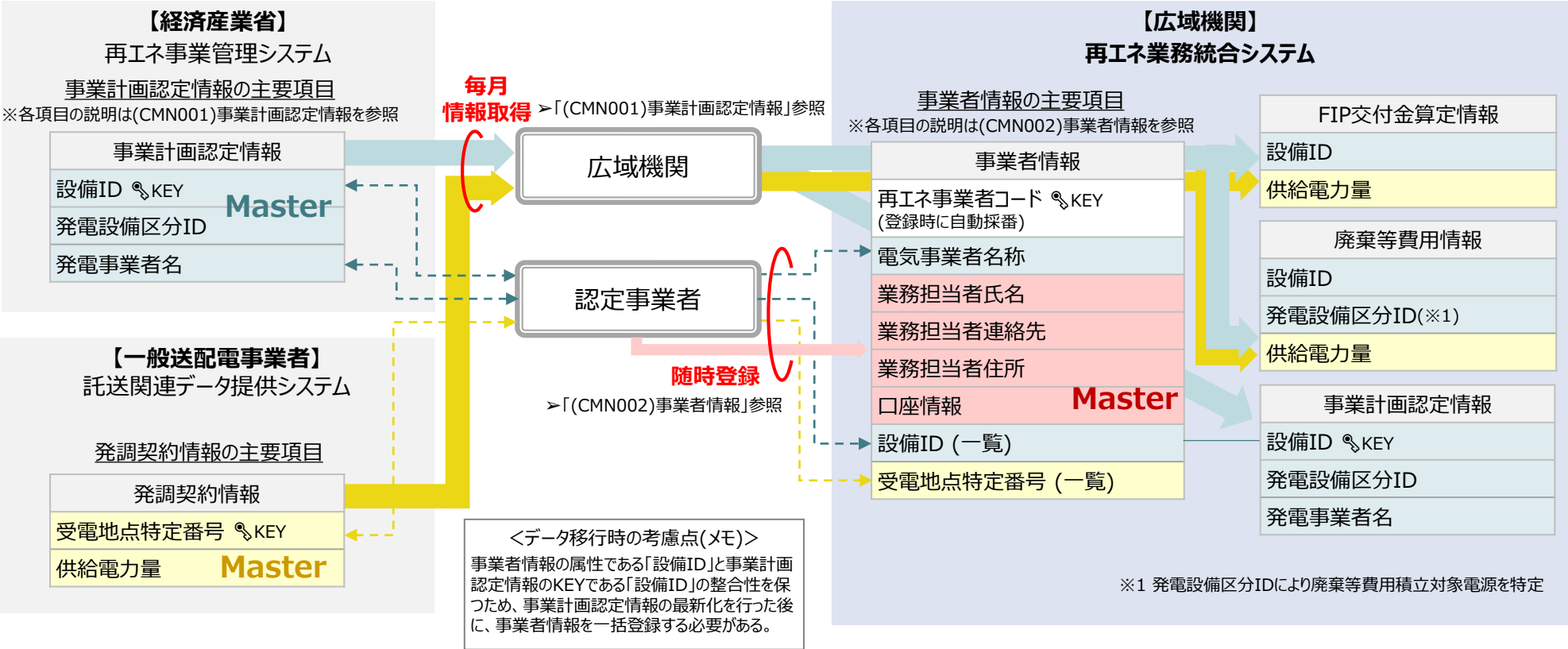


登録時

- 認定事業者は、経済産業省からの認可連絡時に受領した「設備ID」と、一般送配電事業者(TSO)との発電量調整供給契約時に受領した「受電地点特定番号」を再エネ業務統合システムに登録する。

変更時

- 設備ID・発電事業者名 : 認定事業者は、再エネ事業管理システムにて変更した内容を漏れなく再エネ業務統合システムに反映させる。
- 受電地点特定番号 : 認定事業者は、TSOとの発調契約変更内容を漏れなく再エネ業務統合システムに反映させる。
- 担当者・口座情報ほか : 認定事業者は、変更内容を漏れなく再エネ業務統合システムに反映させる。

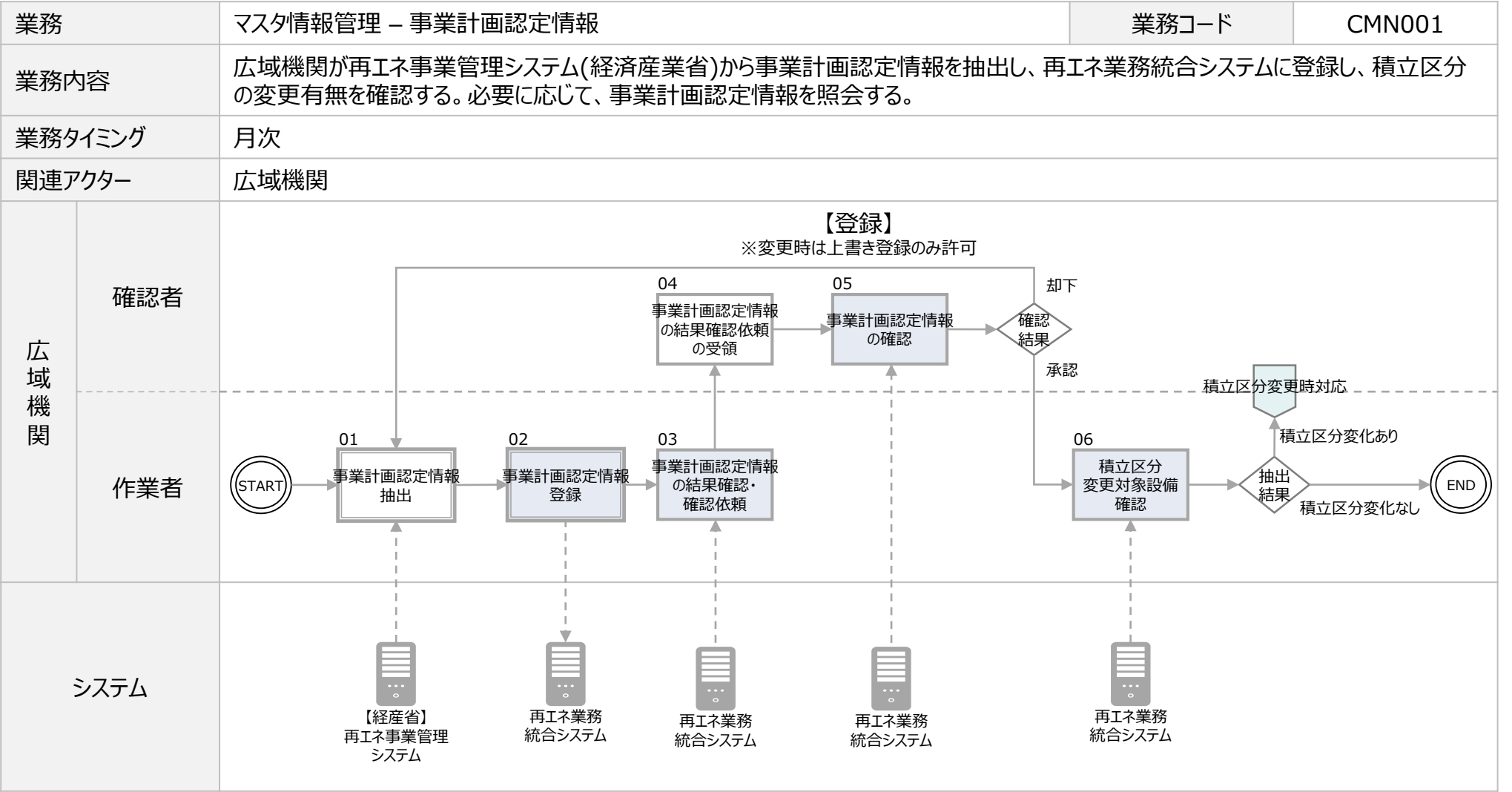


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		マスタ情報管理 – 事業計画認定情報	業務コード	CMN001
業務内容		広域機関が再エネ事業管理システム(経済産業省)から事業計画認定情報を抽出し、再エネ業務統合システムに登録し、積立区分の変更有無を確認する。必要に応じて、事業計画認定情報を照会する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者	【照会】 START 01 事業計画認定情報 照会 END		
	作業者			
システム		再エネ業務 統合システム		

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(1/10)

No	事業計画認定情報	説明	システム取込項目(※1)		No	事業計画認定情報	説明	システム取込項目(※1)	
			既存 FIT	新規 FIP・積立				既存 FIT	新規 FIP・積立
1	設備識別ID	再エネ発電設備を一意に特定するID (システム上の識別ID)	○	○	15	初回登録日_再エネ管理	システムに当該設備を初回登録した日	○	○
2	設備ID	再エネ発電設備を一意に特定するID (業務上の識別ID)(※2)	○	○	16	最終更新日_再エネ管理	システムに当該設備の情報の変更を行った日	○	○
3	認定日	当該設備の新規認定日	○	○	17	規定法人該当性コード	設置者が地方税法第72条の4に規定する法人 に該当するかどうかを示すコード (00:該当しない、01:該当する)	○	○
4	認定日_変更認定	当該設備の変更認定日	○	○	18	バイオマス燃料区分コード	バイオマス燃料の区分コード(※4)	○	○
5	認定日_みなし認定	当該設備のみなし認定日 (RPS→FITへ移行した日)	○	○	19	バイオマス燃料区分A 調達価格	バイオマス燃料区分Aの調達価格(円/kWh)	○	○
6	発電出力	当該設備の発電出力(kW)	○	○	20	バイオマス燃料区分B 調達価格	バイオマス燃料区分Bの調達価格(円/kWh)	○	○
7	対象制度識別コード	当該設備の対象制度識別コード(※3)	○	○	21	バイオマス燃料区分C 調達価格	バイオマス燃料区分Cの調達価格(円/kWh)	○	○
8	調達価格	当該設備のFIT調達価格(円/kWh)	○	○	22	バイオマス燃料区分D 調達価格	バイオマス燃料区分Dの調達価格(円/kWh)	○	○
9	残余期間	RPS→FITに移行した設備に適用する 調達期間(月数)	○	○	23	バイオマス燃料区分E 調達価格	バイオマス燃料区分Eの調達価格(円/kWh)	○	○
10	残余期間起算日	RPS→FITに移行した設備の残余期間 開始日	○	○	24	バイオマス燃料区分G 調達価格	バイオマス燃料区分Gの調達価格(円/kWh)	○	○
11	運転開始期限日	当該設備の運転開始期限日	○	○	※1 システム取込項目 ・既存FIT：FIT納付金・交付金システム ・新規FIP・積立：再エネ業務統合システム 基本的には既存FITに取り込んでいる項目はすべて取り込み、 新たにFIP・積立業務に必要な項目は追加で取り込む。				
12	運転開始期限起算日	当該設備の運転開始期限起算日	○	○					
13	認定状態変更日	当該設備の認定状態が記録、変更され た日付	○	○					
14	認定状態コード	当該設備の認定状態を示すコード (0:認定、1:廃止、2:取消、3:失効、 4:抹消)	○	○					

※2,3,4 コード定義は後述

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(2/10)

No	事業計画認定情報	説明	システム取込項目(※1)	
			既存 FIT	新規 FIP・積立
25	旧設備ID	当該設備の設備ID履歴(半角スペース区切り)	○	○
26	特例太陽光W発電区分	特例太陽光設備の発電形態を示すコード(F0:単独、F1:W発電)	○	○
27	特例太陽光W発電区分_変更	特例太陽光設備の発電形態を示すコード(半角スペース区切り)	○	○
28	調達価格変更日履歴	調達価格が変更認定された年月日の履歴(半角スペース区切り)	○	○
29	調達価格履歴	調達価格が変更認定された価格の履歴(半角スペース区切り)	○	○
30	運転開始日	発電設備の運転開始日	○	○
31	発電設備出力区分コード	発電設備区分と出力区分から一意に決まるコード(※5)	○	○
32	調達価格適用年度	適用される調達価格の年度	○	○
33	農地一時転用許可申請予定の有無	発電設備の農地一時転用許可申請予定の有無	○	○
34	発電事業者名	当該設備を運営する事業者名	－	○
35	発電設備所在地住所	当該設備の所在地	－	○
36	太陽電池の合計出力	当該設備の太陽光パネル出力(kW)	－	○
37	入札対象	入札または非入札の区分	－	○
38	廃棄等費用の算定方法	廃棄等費用の積立区分(外部積立or内部積立)	－	○
39	積立開始時期	廃棄等費用の積立開始時期	－	○
40	積立終了時期	廃棄等費用の積立終了時期	－	○
41	発電設備区分ID	電源種別・設備容量などを組合せた区分 例:A(太陽光10kW以上)	－	○
42	基準価格	当該設備のFIP基準価格(円/kWh)	－	○
43	解体等積立基準額	当該設備の解体工事費用を積立てるための基準額(円/kWh)(※6)	○	○
43	供給エリア	発電設備が属するTSO別供給エリア	－	○

※1 システム取込項目
・既存FIT：FIT納付金・交付金システム
・新規FIP・積立：再エネ業務統合システム
基本的に既存FITに取り込んでいる項目はすべて取り込み、新たにFIP・積立業務に必要な項目は追加で取り込む。

※5 コード定義は後述

※6 基準額は後述

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(3/10)

【※2：設備IDのコード体系】

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②		③	④					

①発電設備区分

☐FITの場合（「③担当経済産業局ID」が英字の場合）

電源種別	出力区分	発電設備区分 (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
太陽光	太陽光発電設備（10kW未満）[太陽光発電設備のみ]	S	S
	太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務なし）太陽光10kW未満		a
	太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務あり）太陽光10kW未満		b
	太陽光発電設備10kW未満		a
	太陽光発電設備（10kW未満）[太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの]（FIT）	T	T
	太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務なし）10kW未満		d
	太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務あり）10kW未満		e
	太陽光発電設備（10kW以上）または屋根貸し事業者の太陽光発電設備（FIT）	A	A
	太陽光発電設備10kW以上2000kW未満		f
	太陽光発電設備2,000kW以上		y
	太陽光発電設備10kW以上500kW未満		f
	太陽光発電設備500kW以上		y
	太陽光発電設備10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備あり）		f
	太陽光発電設備10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備なし）		8
	太陽光発電設備50kW以上250kW未満		8
	太陽光発電設備250kW以上		y
	特例太陽光発電設備（RPS/FIT）	F	F
	太陽光発電（RPS）	P	P

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(4/10)

【※2：設備IDのコード体系】（続き）

X	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②		③		④			

①発電設備区分（続き）
□FITの場合（「③担当経済産業局ID」が英字の場合）

電源種別	出力区分	発電設備区分 (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
風力	風力発電設備 20kW未満	C	C
	風力発電設備 20kW以上	D	D
	陸上風力（リプレースを除く）		6
	陸上風力（リプレースを除く） 250kW未満		6
	陸上風力（リプレースを除く） 250kW以上		9
	洋上風力（着床式）	U	7
	洋上風力発電設備 20kW以上		U
	洋上風力（浮体式）	2	2
	風力発電設備（陸上風力リプレース） 20kW以上	D	g
	風力発電（RPS）	W	W
地熱	地熱発電設備 15,000kW未満	K	K
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース） 15,000kW未満		h
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース） 15,000kW以上		j
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） 15,000kW未満	L	i
	地熱発電設備 15,000kW以上		L
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） 15,000kW以上		m
	地熱発電（RPS）	G	G

電源種別	出力区分	発電設備区分 (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
水力	水力発電設備 200kW未満	E	E
	水力発電設備 200kW以上1,000kW未満	I	I
	水力発電設備（1 0 0 0 kW以上3 0 0 0 0 kW未満）（FIT）	J	J
	水力発電設備 1,000kW以上5,000kW未満		n
	水力発電設備 5,000kW以上30,000kW未満		r
	水力発電（RPS）	H	H
	水力発電設備（既設導水路活用型） 200kW未満	V	V
	水力発電設備（既設導水路活用型） 200kW以上1,000kW未満	X	X
	特定水力発電設備（1 0 0 0 kW以上3 0 0 0 0 kW未満）（FIT）	Y	Y
	水力発電設備（既設導水路活用型） 1,000kW以上5,000kW未満		p
	水力発電設備（既設導水路活用型） 5,000kW以上30,000kW未満		s
バイオマス	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）	M	M
	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） 2,000kW未満	1	1
	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） 2,000kW以上	N	N
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ）（FIT）	O	O
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 20,000kW未満		t
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 20,000kW以上		u
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 10,000kW未満	3	3
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 10,000kW以上	4	4
	バイオマス発電設備(バイオマス液体燃料)	5	5
	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	Q	Q
	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	R	R
バイオマス発電（RPS）	B	B	
複合型	複合型（RPS）	Z	Z

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(5/10)

【※2：設備IDのコード体系】（続き）

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②					③	④		

①発電設備区分（続き）

☐FIPの場合（「③担当経済産業局ID」が数字の場合）

FIPのコード体系は今後確定

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(6/10)

【※2：設備IDのコード体系】（続き）

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②					③	④		

②担当経済産業局毎に採番された一意のID

1桁目：0～9、A～Zを利用可能

2～6桁目：0～9のみ利用可能、局毎に一意（③担当経済産業局IDの値で区別しない）

1局あたりの採番可能数：(10+26)*100000-1=3599999（※000000は利用されていないので1を引く）

③担当経済産業局ID

英字はFITを表す	数字はFIPを表す
A:北海道（FIT）	1:北海道（FIP）
B:東北（FIT）	2:東北（FIP）
C:関東（FIT）	3:関東（FIP）
D:中部（FIT）	4:中部（FIP）
E:近畿（FIT）	5:近畿（FIP）
F:中国（FIT）	6:中国（FIP）
G:四国（FIT）	7:四国（FIP）
H:九州（FIT）	8:九州（FIP）
I:沖縄（FIT）	9:沖縄（FIP）
J～Z:未使用（FIT）	0:未使用（FIP）

④代表住所の都道府県コード（01～47）

<変更申請が認定される際の設備IDの変更ルール>

変更申請が認定される際には、変更箇所に応じて①～④が変更する

a) 発電設備区分が変更となる場合

➢自動で①のみ変更する

例：発電設備区分がAからTに変更となる場合

A000001A01→T000001A01

b) 担当経済産業局は変更せず、都道府県のみが変更となる場合

➢手動で④のみ変更する

例：代表住所が千葉県(12)から東京都(13)に変更となる場合

A000001C12→A000001C13

c) 担当経済産業局と、都道府県が変更となる場合

➢手動で②、③、④を変更する

例：代表住所が長野県(20)から岐阜県(21)に変更となる場合

A000001C20→A123456D21

d) FITからFIPへ移行する場合

➢自動で①、③を変更する

例：関東局のFIT太陽光50kW以上の発電設備をFIPに移行する場合

（①がFITとFIPで同一IDのため表記上の変更なし）

A000001C20→A000001320

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(7/10)

【※3：対象制度識別コードの定義】

大分類	中分類	小分類	対象制度識別コード	提供開始時期
RPS対象設備	RPS対象設備		Null	－
	RPS制度からFIT対象制度に移行した設備 （RPS管理システム登録済み）	特例太陽光以外	2	2012年9月以降
		特例太陽光発電設備（既存の設備でRPS認定を受けていなかった、特例太陽光を含む）	3	2012年8月以降
	FIT制度改正後にRPS制度からFIT対象制度に移 行した設備	FIT制度改正後にRPS制度からFIT対象制度に移行した、調達価格が登録されていない設備	B	2017年4月以降
		FIT制度改正後にRPS制度からFIT対象制度に移行した、調達価格が登録されている設備	C	2017年4月以降
FIT制度対象設備	FIT制度施行後に新規認定された設備	新規に設置された設備(電子申請分)	4	2012年7月以降
		既存の設備でRPS認定を受けていなかったもの（特例太陽光は含まない）	5	2012年9月以降
		新規に設置された設備（紙申請運用委託事業者登録分）	6	2013年12月26日以降
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備（電子申請分）	7	
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備（紙申請運用委託事業者登録分）	8	
		新規に設置された設備（紙申請地方局登録分）	9	2015年2月15日以降
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備（紙申請地方局登録分）	A	2015年2月15日以降
	FIT制度改正後に新規認定された設備	新規に設置された設備で調達価格が登録されていない設備(電子申請分,紙申請分)	D	2017年4月以降
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備(電子申請分,紙申請分)	E	2017年4月以降
		新規に設置された設備で入札が実施された設備(電子申請分,紙申請分)	F	2017年5月以降
FIP制度対象設備	FIPのコード体系は今後確定			

業務プロセス	【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」 【照会】「01:事業計画認定情報照会」
業務詳細仕様	
登録が必要な事業計画認定情報(8/10) 【※4：バイオマス燃料区分コード】 ※3の対象制度識別コードが2,5,6,8,Fのバイオマス発電設備のみ有効 - ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料についての燃料区分。設備の発電形態となる主燃料を含む。 A：メタン発酵ガス B：森林における立木竹の伐採または間伐により発生する、未利用の木質バイオマス（輸入木材を除く） C：一般木質バイオマス・農作物残さ（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等） D：建築資材廃棄物 E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス F：その他（助燃剤等） G：液体燃料 ※複数の燃料区分がある場合は並べて登録される 例：ACEF	

業務プロセス	【登録】「01:解体等積立基準額公表」
業務詳細仕様	
登録が必要な事業計画認定情報(9/10)	
【※6：解体等積立基準額】 - 再エネ促進法第十五条の七(※1)に基づき、毎年、経産省にて積立対象区分等ごとにkWh単価で決定される。 - 当該基準額は、通常想定される廃棄費用を交付金期限までの10年間の想定発電量で割り返して算定される。 解体等積立基準額の算定例 【太陽光発電(50kW以上)の場合（調達価格等算定委員会案）】 前提：廃棄等費用想定額 1万円/kW 想定設備利用率 17.2% 発電容量 100kW 10年間の想定発電量：100(kW)×24(h)×365(d)×10(y)×17.2%=1,506,720kWh … ① 廃棄等費用 ：1万円×100kW = 100万円 … ② 解体等積立基準額 ：②÷① = 0.66円/kWh	
※1 (参考) 再エネ促進法 解体等積立基準額 (解体等積立金の額) 第十五条の七 1 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に 通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額（以下この条において「解体等積立基準額」という。）を乗じて得た額とする。 2 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、積立対象区分等ごとに、解体等積立基準額を定めなければならない。 3 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用の額その他の事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、解体等積立基準額を改定することができる。	

業務プロセス 【登録】「01:解体等積立基準額公表」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(10/10)

【※6：解体等積立基準額】（続き）

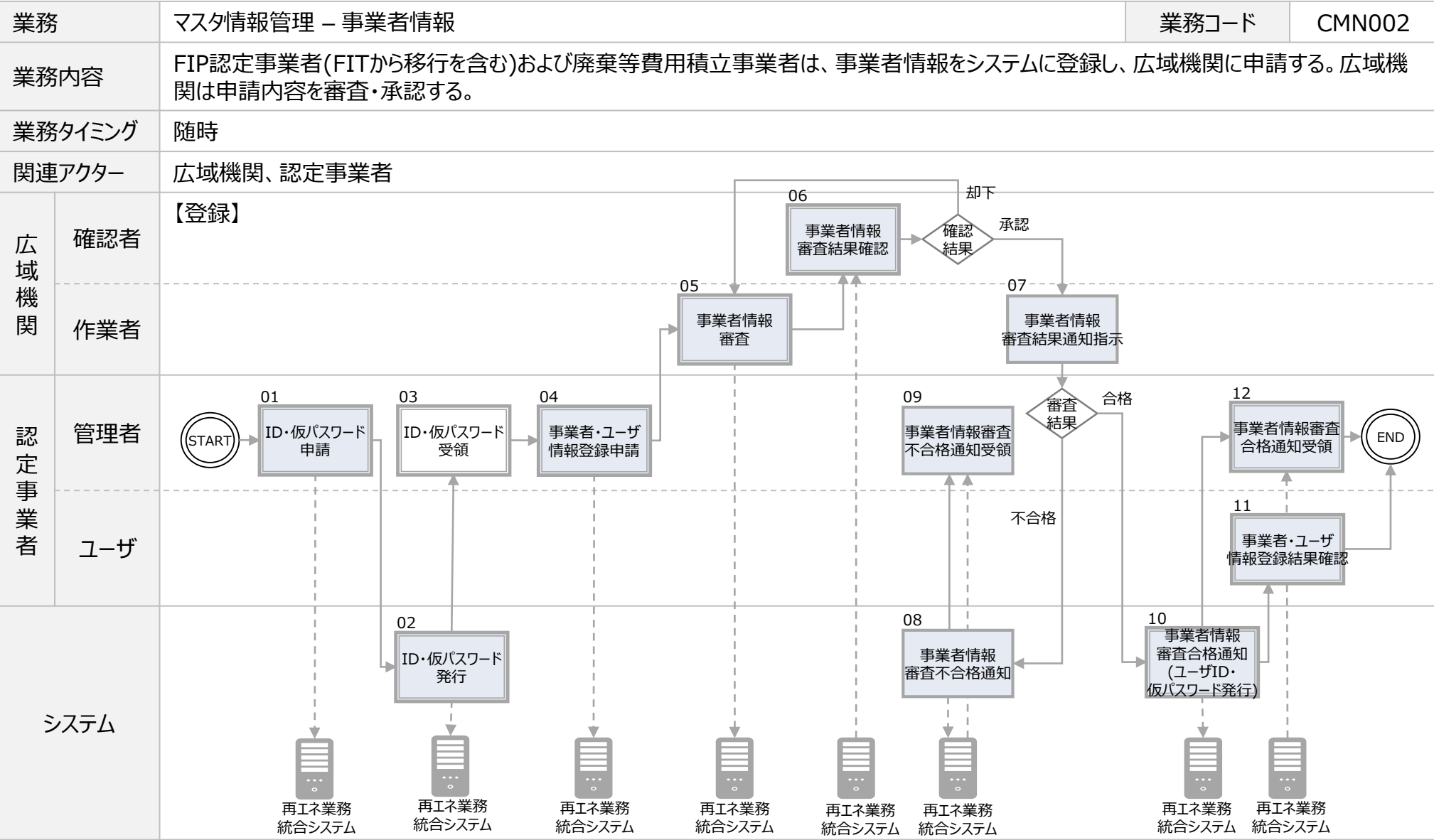
- 調達価格等算定委員会による2021年度以降の解体等積立基準額案(※1)は以下のとおり。

認定年度※		調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2012年度		40円/kWh	1.7万円/kW	12.0%	－	1.62円/kWh
2013年度		36円/kWh	1.5万円/kW	12.0%	－	1.40円/kWh
2014年度		32円/kWh	1.5万円/kW	13.0%	－	1.28円/kWh
2015年度		29円/kWh 27円/kWh	1.5万円/kW	14.0%	－	1.25円/kWh
2016年度		24円/kWh	1.3万円/kW	14.0%	－	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.3万円/kW	15.1%	－	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	15.1%	－	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.2万円/kW	17.1%	－	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)	－	－	－	－
	第3回入札対象	落札者ごと	0.9万円/kW	17.1%	－	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.0万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	－	0.54円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	－	0.52円/kWh
2020年度	10kW以上50kW未満	13円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
2021年度	10kW以上50kW未満	(別紙のとおり)	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上	(別紙のとおり)	1万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
2022年度	10kW以上50kW未満	(別紙のとおり)	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上	(別紙のとおり)	1万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh

※簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。なお、参考として記載している調達価格については「＋消費税」を省略している。

※1 経済産業省 調達価格等算定委員会 令和3年度以降の調達価格等に関する意見から抜粋

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

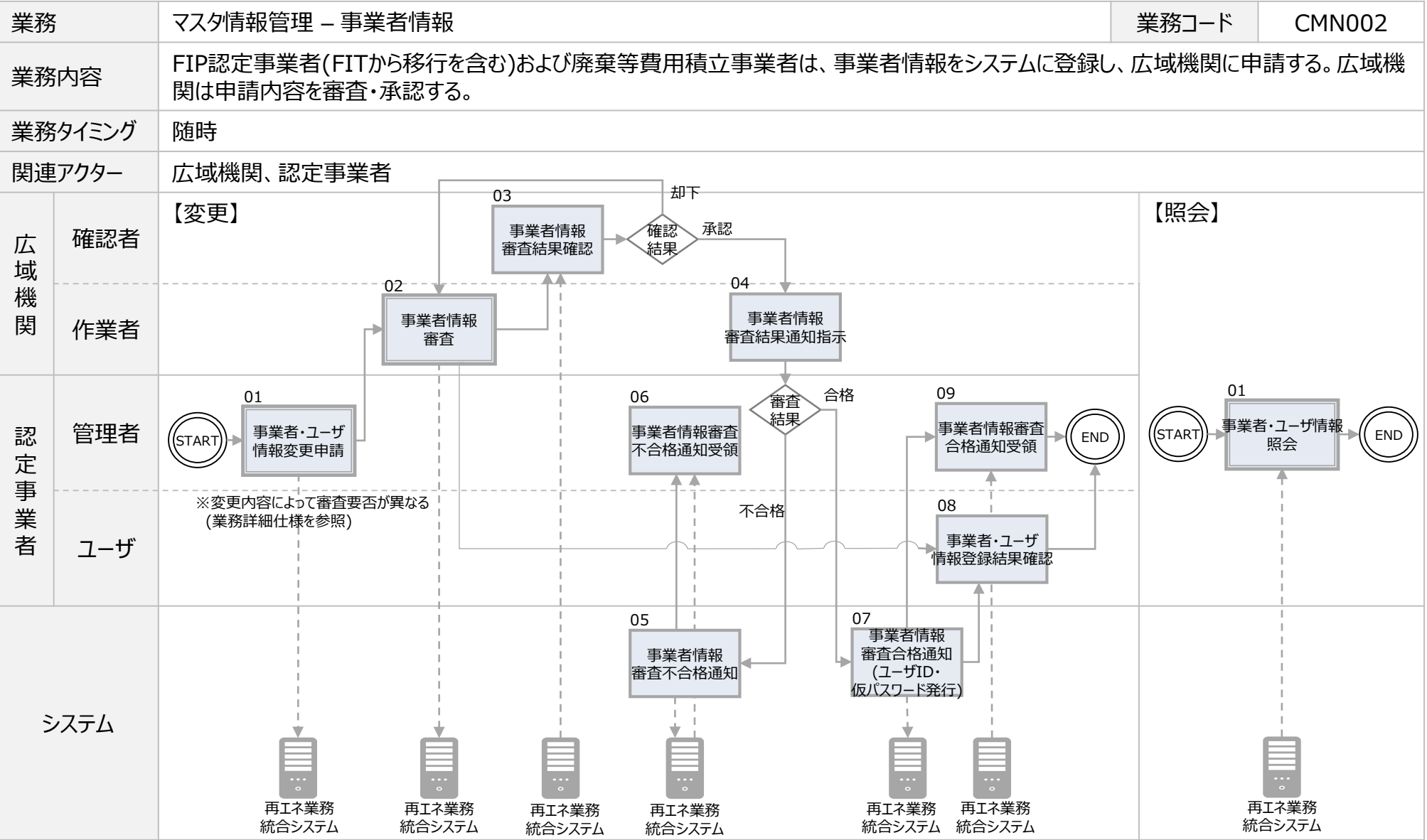


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス	【登録】「04:事業者・ユーザ情報登録申請」「05:事業者情報審査」 【変更】「01:事業者・ユーザ情報変更申請」「02:事業者情報審査」 【照会】「01:事業者・ユーザ情報照会」
--------	--

業務詳細仕様

事業者情報の登録データ

【事業者情報の主な登録内容】

登録内容		説明	備考
事業者情報	再エネ事業者コード	再エネ事業者を一意に特定するコード(再エネ業務統合システムにて自動採番)	消込システムで利用
	電気事業者名称	電気事業者の名称	※3
	業務担当者①氏名	FIP交付業務・廃棄等費用積立業務における広域機関との窓口担当者の氏名	
	業務担当者①連絡先	FIP交付業務・廃棄等費用積立業務における広域機関との窓口担当者の連絡先(TEL・メール)	メールアドレスに“メーリングリスト”の登録を推奨(※1)
	業務担当者①住所	FIP交付業務・廃棄等費用積立業務における広域機関との窓口担当者の住所(必要書類などの送付先)	
	業務担当者②氏名	業務担当者を2名以上登録する場合に使用	
	業務担当者②連絡先	業務担当者を2名以上登録する場合に使用	
	業務担当者②住所	業務担当者を2名以上登録する場合に使用	
	口座情報	FIP交付金や廃棄等費用積立金(返金)の振込先口座情報	※3
	設備ID (一覧)	再エネ発電設備を一意に特定するID(事業計画認定時に経済産業省から通知されたID)	※2,3
	受電地点特定番号 (一覧)	再エネ発電設備の場所を一意に特定する番号(TSOとの発調契約時に通知される番号)	※2,3
ユーザ情報	氏名	事業者の従業員のうち、システムを利用する者の氏名(複数名登録可能)	
	メールアドレス	ユーザのメールアドレス	
添付書類	印鑑証明書	正しい事業者であることを証明する印鑑	
	受電地点特定番号を証明できる書面	当該事業者の受電地点特定番号であることが証明できる書類(TSOとの契約明細など)	

※1 メーリングリスト推奨の理由(事業者情報の登録・変更完了通知について)

- 事業者情報が登録・変更された旨を、業務担当者連絡先で指定したメールアドレスに送信する。
[目的] 悪意のあるユーザが勝手に口座情報の書き換え等を実施した場合に事象を検知するため
- 当メールには、いずれの項目が変更されたかを記載する。
(登録内容自体はセキュリティの都合上、メール本文には記載しない)

※2 設備ID・受電地点特定番号を用いた事業者情報誤登録防止のためのチェック仕様

- 設備ID：入力した設備IDがシステム内に存在するかどうか
(事業計画認定情報として既に登録済かどうか)をチェックする。
- 受電地点特定番号：既にシステムに登録済の受電地点特定番号を重複登録不可とする。

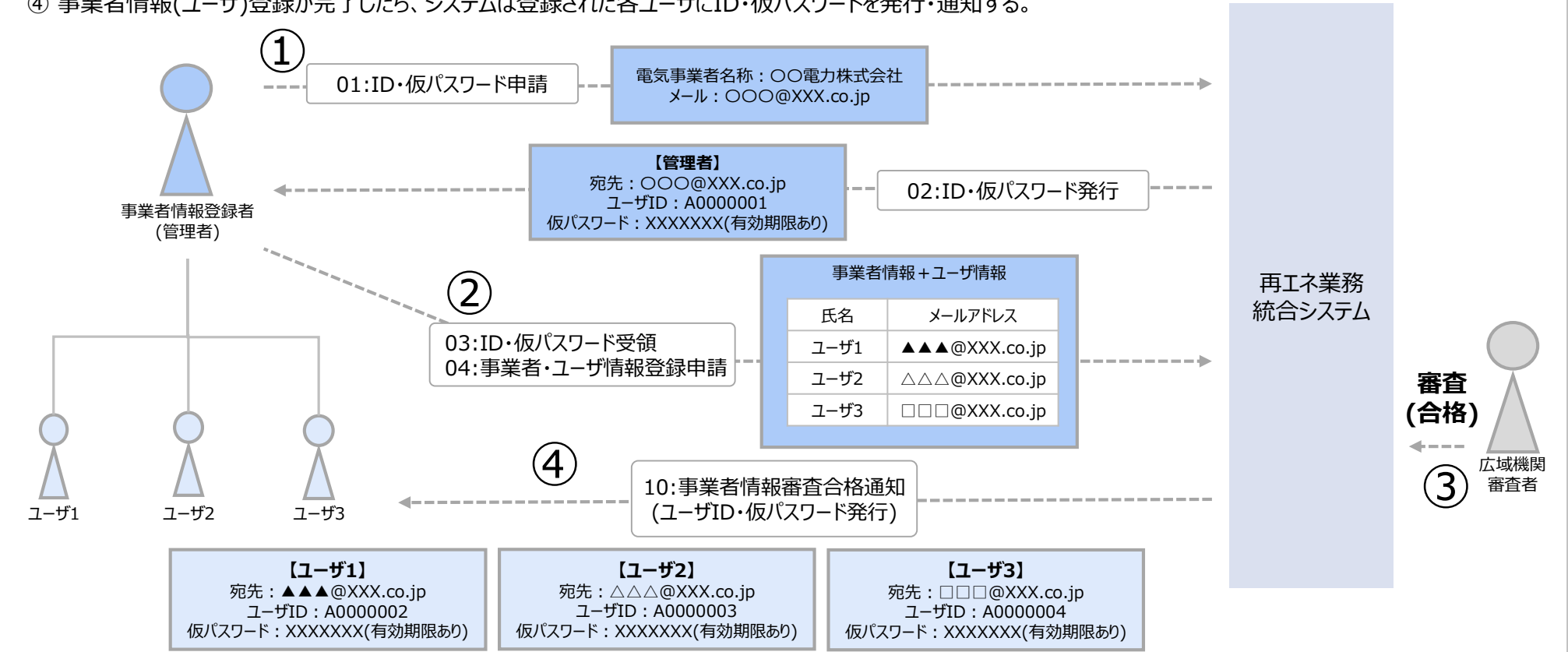
※3 変更申請時に審査が必要

業務プロセス	【登録】「01:ID・仮パスワード申請」「02:ID・仮パスワード発行」「03:ID・仮パスワード受領」「04:事業者・ユーザ情報登録申請」「05:事業者情報審査」「06:事業者情報審査結果確認」「10:事業者情報審査合格通知(ユーザID・仮パスワード発行)」 「11:事業者・ユーザ情報登録結果確認」「12:事業者情報審査合格通知受領」
--------	--

業務詳細仕様

事業者情報の登録手順

- ① 事業者情報登録者(管理者)は、システムでユーザID(管理者)を作成する。
- ② 事業者情報登録者(管理者)は、事業者情報登録の際に自社のユーザ情報(氏名・メールアドレス)の登録を行う。
- ③ 広域機関は事業者情報の審査・承認を行う。
- ④ 事業者情報(ユーザ)登録が完了したら、システムは登録された各ユーザにID・仮パスワードを発行・通知する。

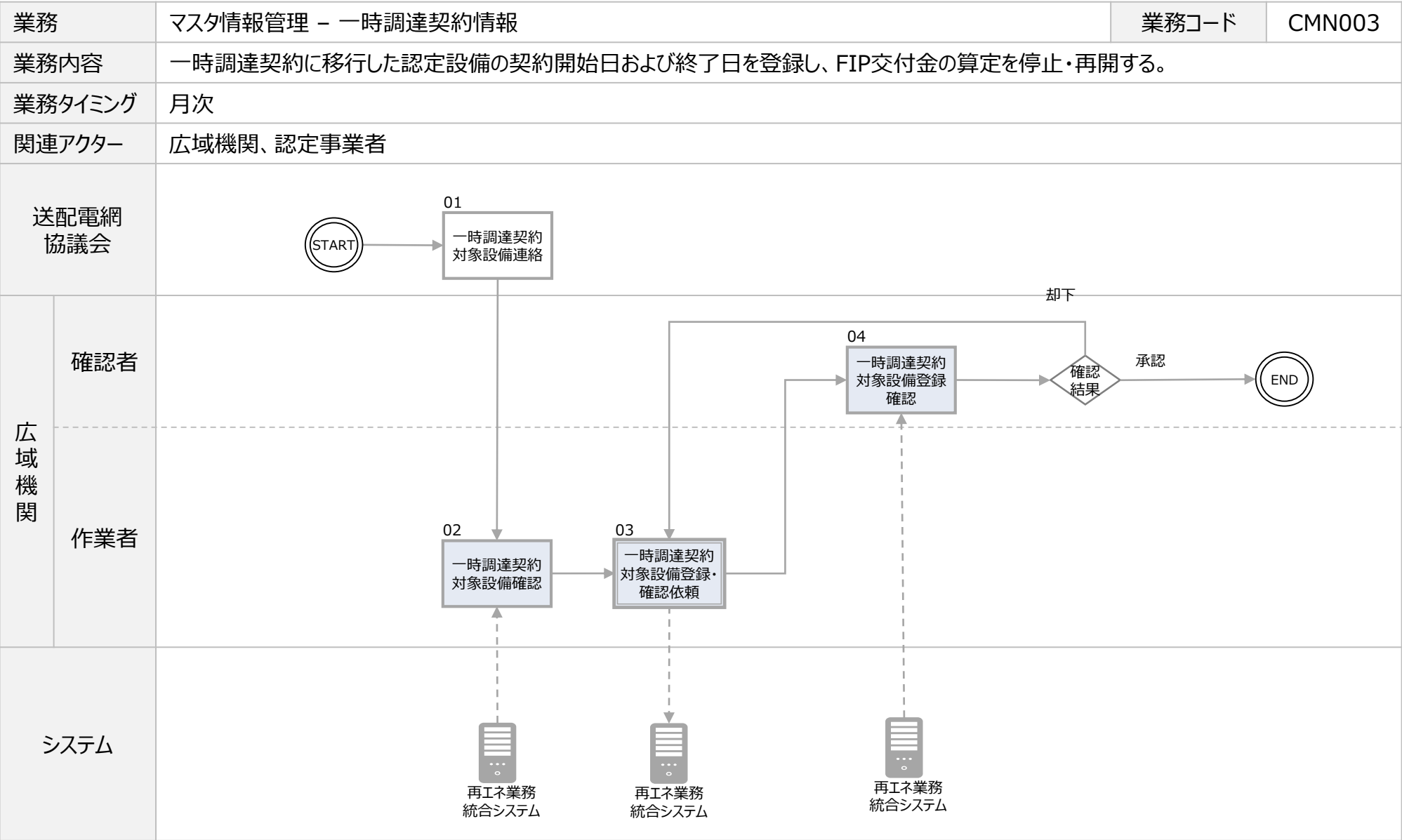


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

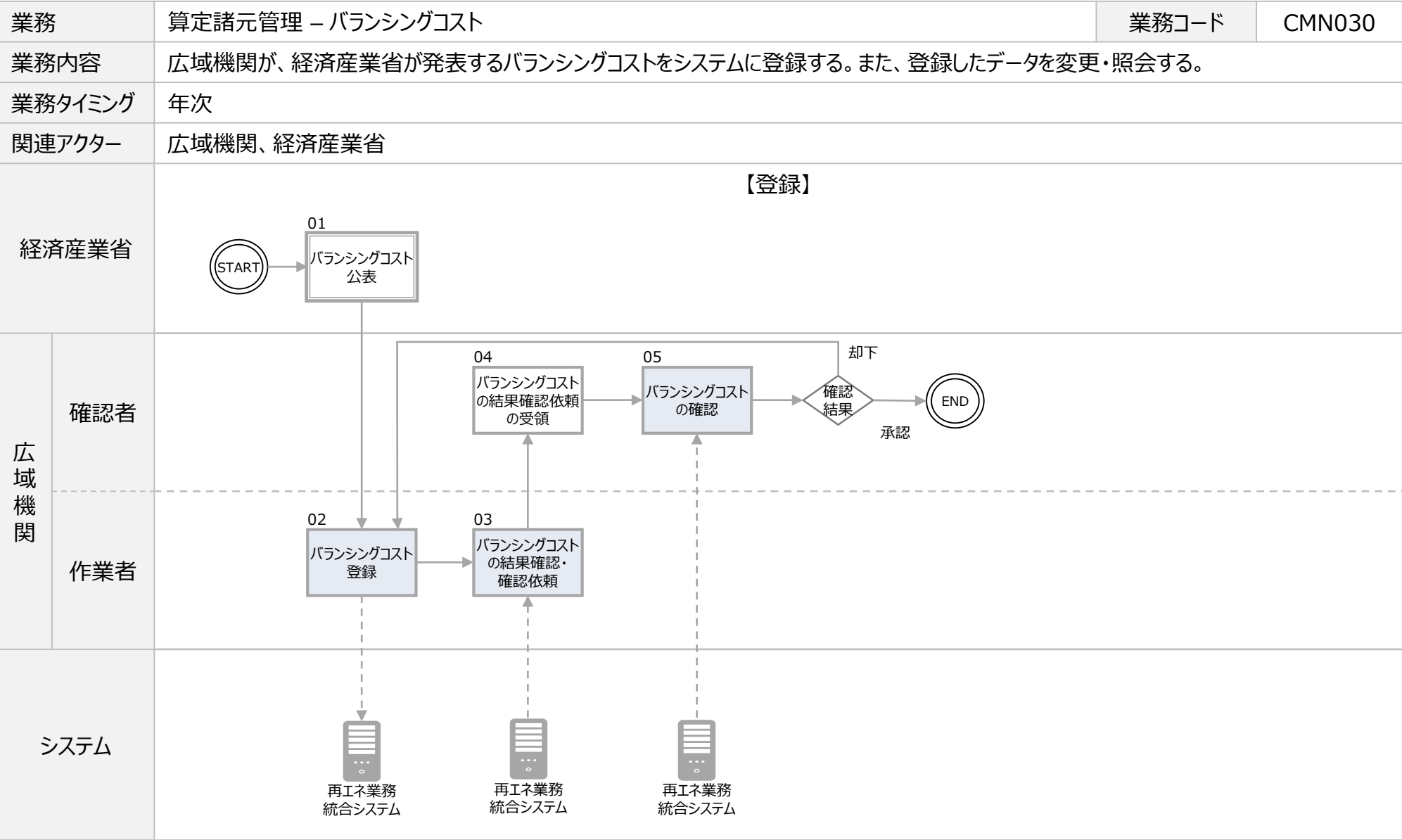
他業務プロセス



業務プロセス	「03:一時調達契約対象設備登録・確認依頼」
業務詳細仕様	
一時調達契約の対象設備に関する登録事項 ・該当する認定設備の一時調達契約開始日(検針日以外のケースあり)および終了日(検針日)を登録する。 ・なお、一時調達契約に係るTSOへの交付金は、FIT納付金・交付金システムで算定・交付するため、再エネ業務統合システムでは算定対象外とする。	

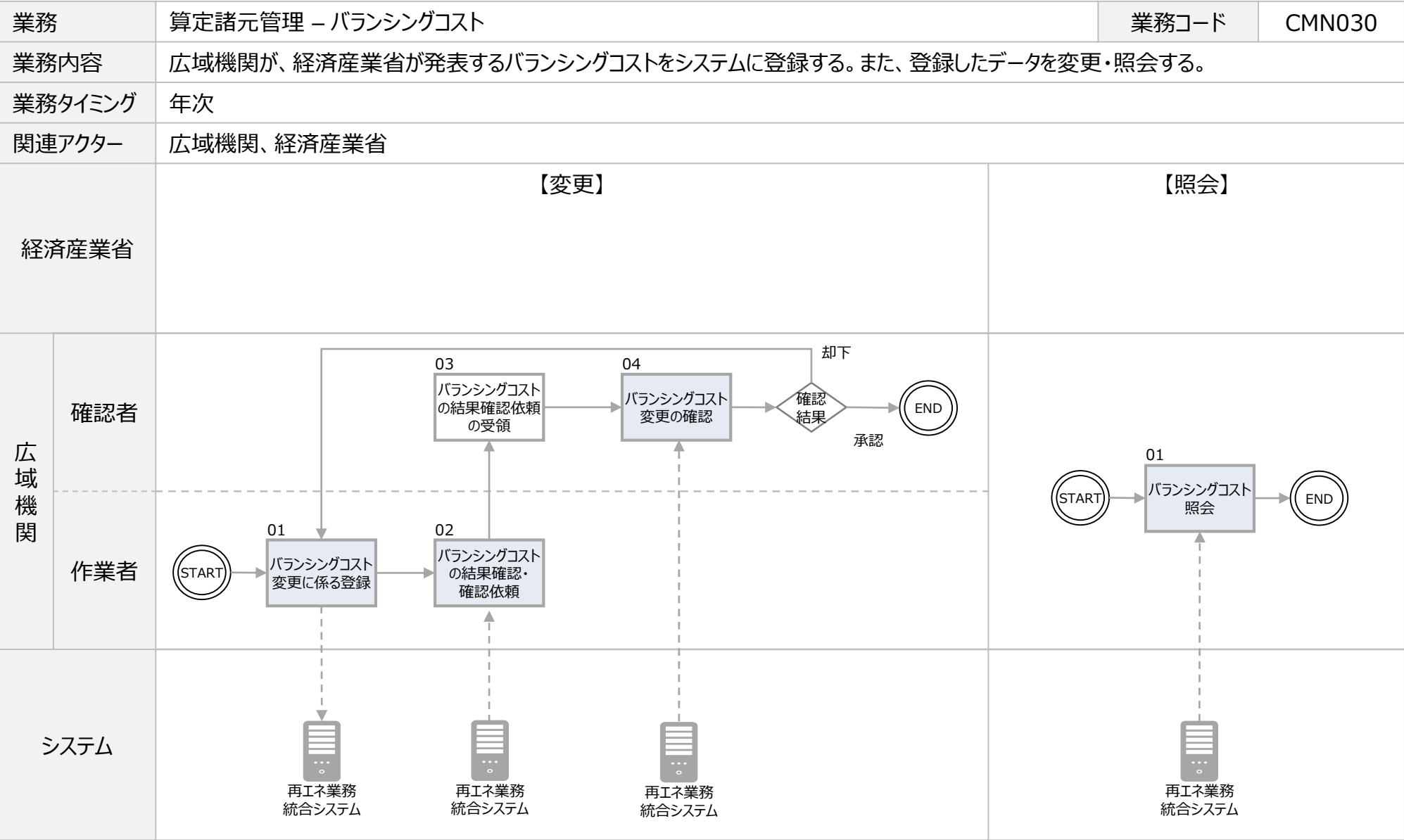
業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – バランシングコスト

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – バランシングコスト

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス 【登録】「01:バランシングコスト公表」

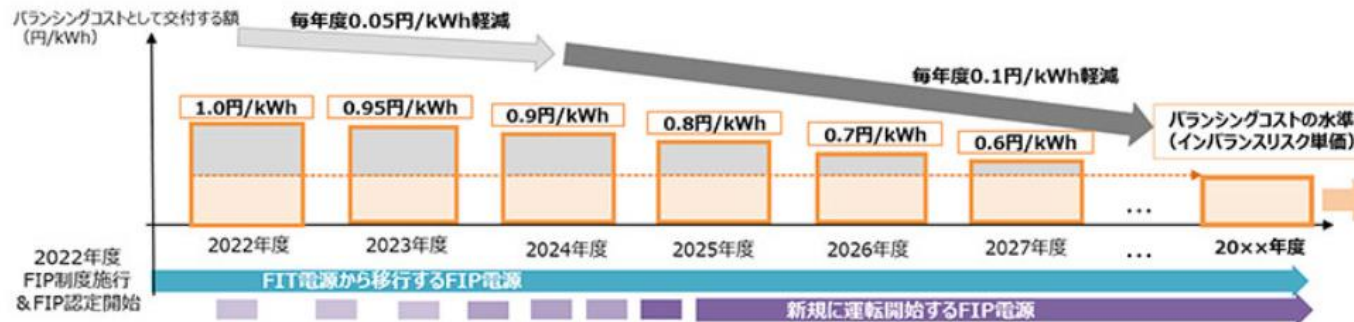
業務詳細仕様

バランシングコストの公表内容

<自然変動電源(太陽光・風力)>

- ・事業者の声や諸外国の例に倣い、経過措置として一定の配慮を行う。(下图のとおり)
- ・バランシングコストは、2022年度:1.0円/kWhとし、その後は緩やかに0.05円/kWhずつ低減、4年目以降は0.1円/kWhずつ低減させることで、「バランシングコスト目安 = FITインバランスク料と同額」を目指す。

(参考) 経済産業省 資源エネルギー庁「FIP制度の詳細設計とアグリゲーションビジネスの更なる活性化」抜粋

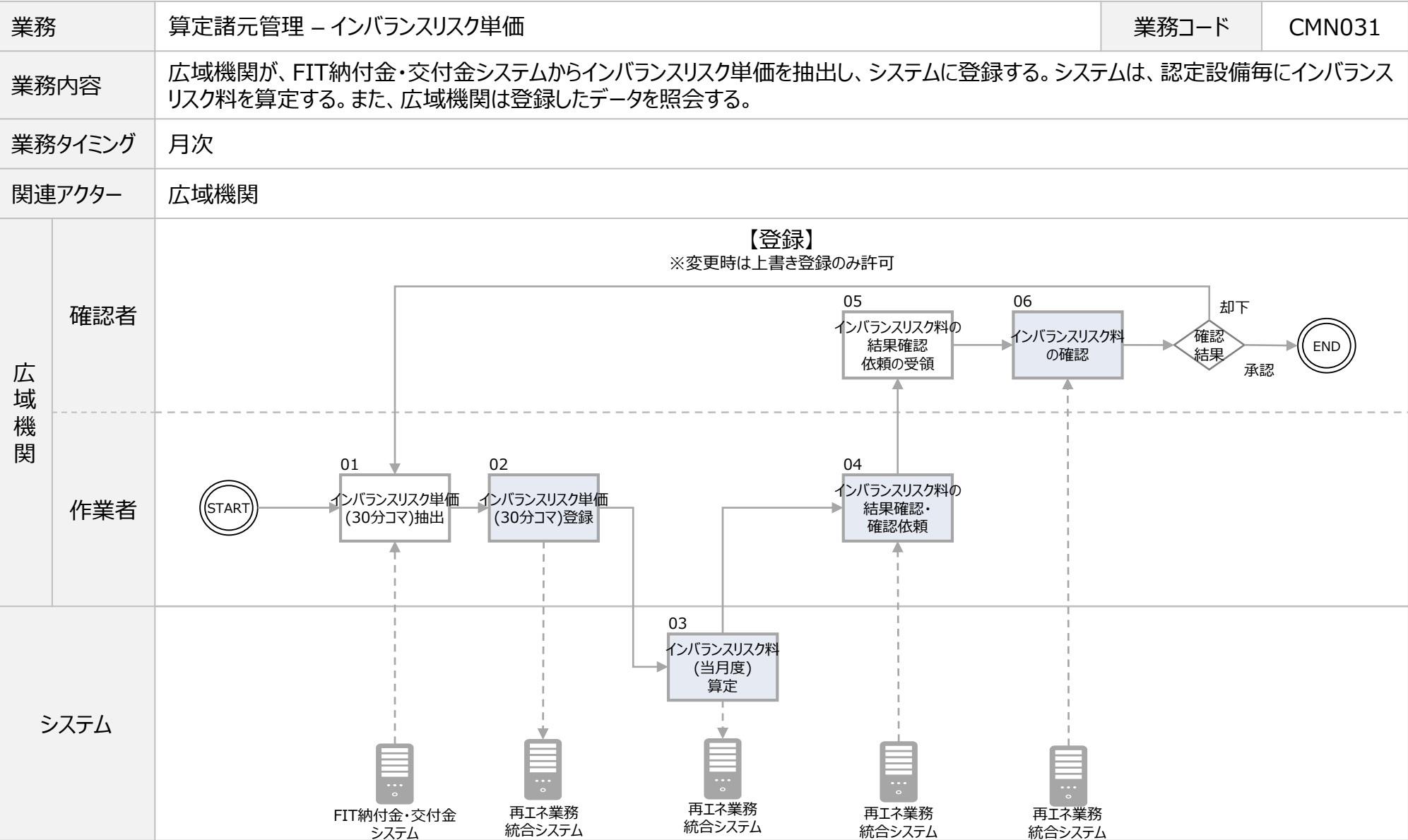


<非自然変動電源(水力・地熱・バイオマス)>

- ・「バランシングコスト目安 (= FITインバランスク料)」で統一する。
- ・FITインバランスク料(電源種別・月度単位)をFIT納付金・交付金システムで確認し、再エネ業務統合システムに登録する。

業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – インバンスリスク単価

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務フロー

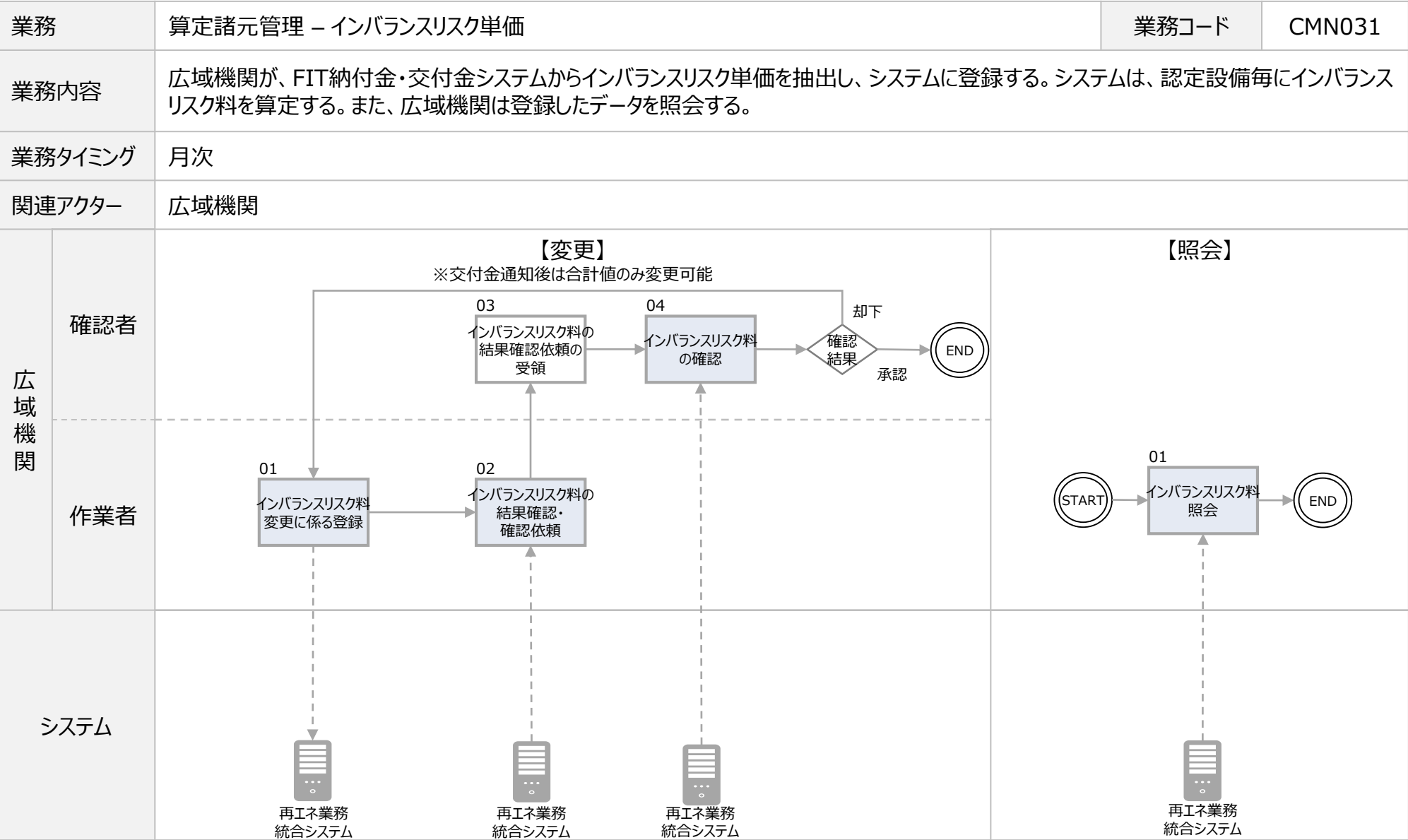
事前準備：算定諸元管理 – インバンスリスク単価

凡例

再エネ業務統合システム

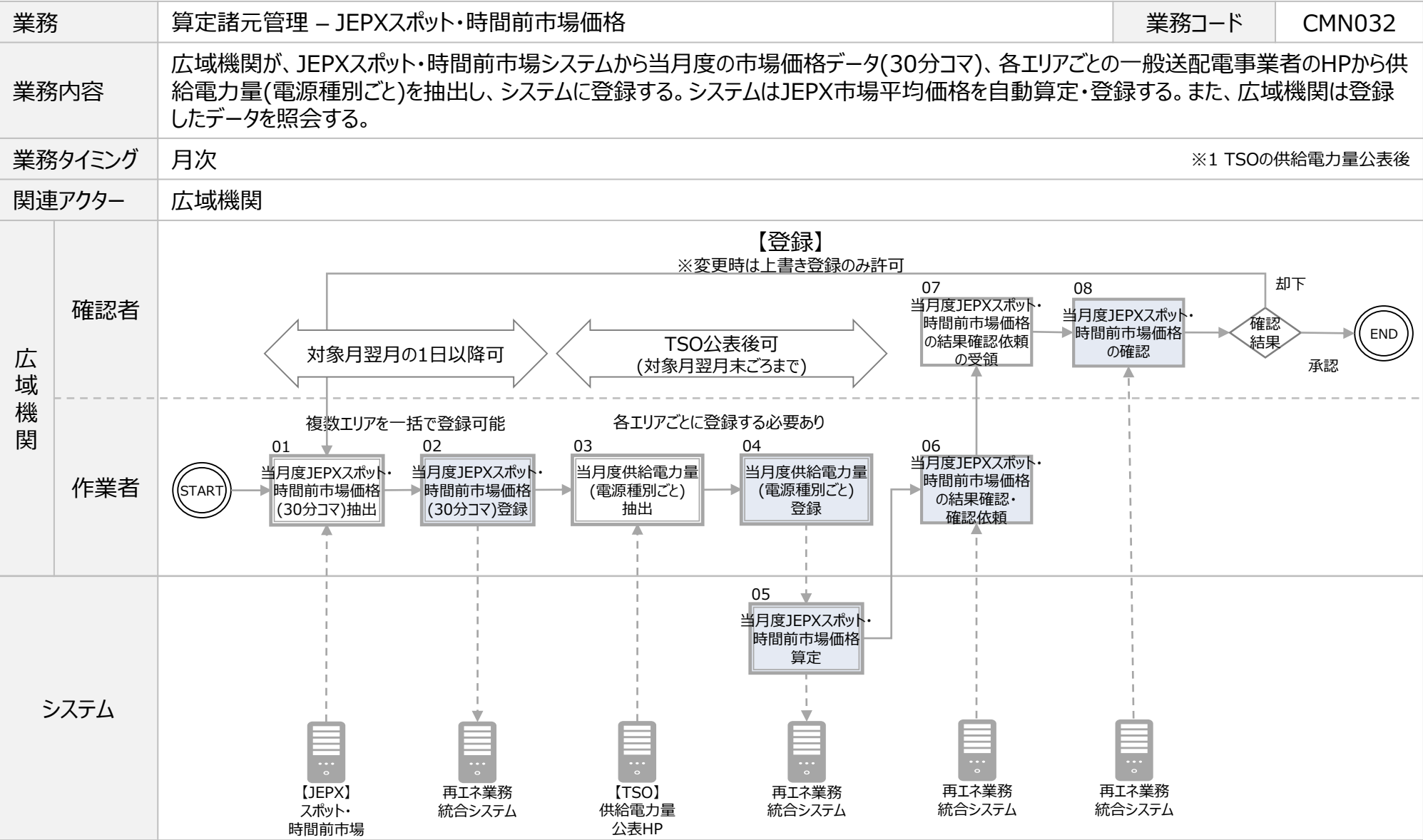
業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – JEPXスポット・時間前市場価格

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		算定諸元管理 – JEPXスポット・時間前市場価格	業務コード	CMN032
業務内容		広域機関が、JEPXスポット・時間前市場システムから当月度の市場価格データ(30分コマ)、各エリアごとの一般送配電事業者のHPから供給電力量(電源種別ごと)を抽出し、システムに登録する。システムはJEPX市場平均価格を自動算定・登録する。また、広域機関は登録したデータを照会する。		
業務タイミング		月次	※1 TSOの供給電力量公表後	
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者	【照会】 01 JEPXスポット・時間前市場価格照会 START → END		
	作業者			
システム		再エネ業務統合システム		

業務プロセス	【登録】「01:当月度JEPXスポット・時間前市場価格(30分コマごと)抽出」「02:当月度JEPXスポット・時間前市場価格(30分コマごと)登録」「03:当月度供給電力量(電源種別ごと)抽出」「04:当月度供給電力量(電源種別ごと)登録」「05:JEPX平均市場価格算定」
--------	---

業務詳細仕様

JEPXスポット・時間前市場価格の算定方法(1/2)

各30分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリア別に加重平均(※1)する。

※1 自然変動電源は加重平均だが、非自然変動電源は単純平均とする。

【算定式】

JEPXスポット・時間前市場価格(円/kWh)

= 各コマ単価(エリア別) × 自然変動電源の発電特性を踏まえた加重平均

各30分コマの価格を加重平均
スポット市場価格 × 時間前市場価格

(非自然変動電源は単純平均)

(言い換えると)

- 自然変動電源の場合 ➤ 月間SUM(エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh)×供給電力量(kWh))÷月間SUM(供給電力量(kWh))
- 非自然変動電源の場合 ➤ 月間SUM(エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh))÷月間コマ数(コマ) ➤ 具体的な算定イメージは次頁参照

[JEPXのホームページ]

取引結果

取引開始来からのスポット市場取引結果、スポット市場インデックス、時間前市場取引結果。

年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス
2021年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス
2020年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス
2019年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス

<東京エリアの場合(※2)>
「FIP参照価格(卸電力取引市場分)東京」が
スポット市場と時間前市場の加重平均値

年月日	時刻 コード	エリアプライス 東京(円/kWh)	FIP参照価格 (卸電力取引市場分) 東京(円/kWh)
2022/4/1	1	6.76	6.76
2022/4/1	2	6.62	6.62
2022/4/1	3	6.61	6.61
2022/4/1	4	6.51	6.51
2022/4/1	5	6.51	6.51

[東電PGのホームページ]

「揚水」は、発電量と揚水動力量を合算したものとします。
・毎月1日13時頃に前月分データの公表を予定しております。

■CSVダウンロード

2020年度の需給実績

単位[万kWh]	水力	地熱	バイオマス	太陽光	風力
2020/4/1 0:00	161	0	43	0	11
2020/4/1 1:00	164	0	43	0	11
2020/4/1 2:00	165	0	43	0	11
2020/4/1 3:00	174	0	43	0	10
2020/4/1 4:00	173	0	43	0	7
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

この値を用いて平均値を算定

> 自然変動電源(太陽光・風力)の場合は加重平均

> 非自然変動電源(水力・地熱・バイオマス)の場合は単純平均

※2 沖縄を除く9エリアはエリア別のスポット市場・時間前市場の加重平均価格、沖縄エリアはシステムプライス。

JEPXスポット・時間前市場価格の算定方法(2/2)

【具体的な算定イメージ(東京エリアの場合)】

※1 一般送配電事業者の公表値が1時間単位の場合は、登録時に30分コマに換算する必要がある。

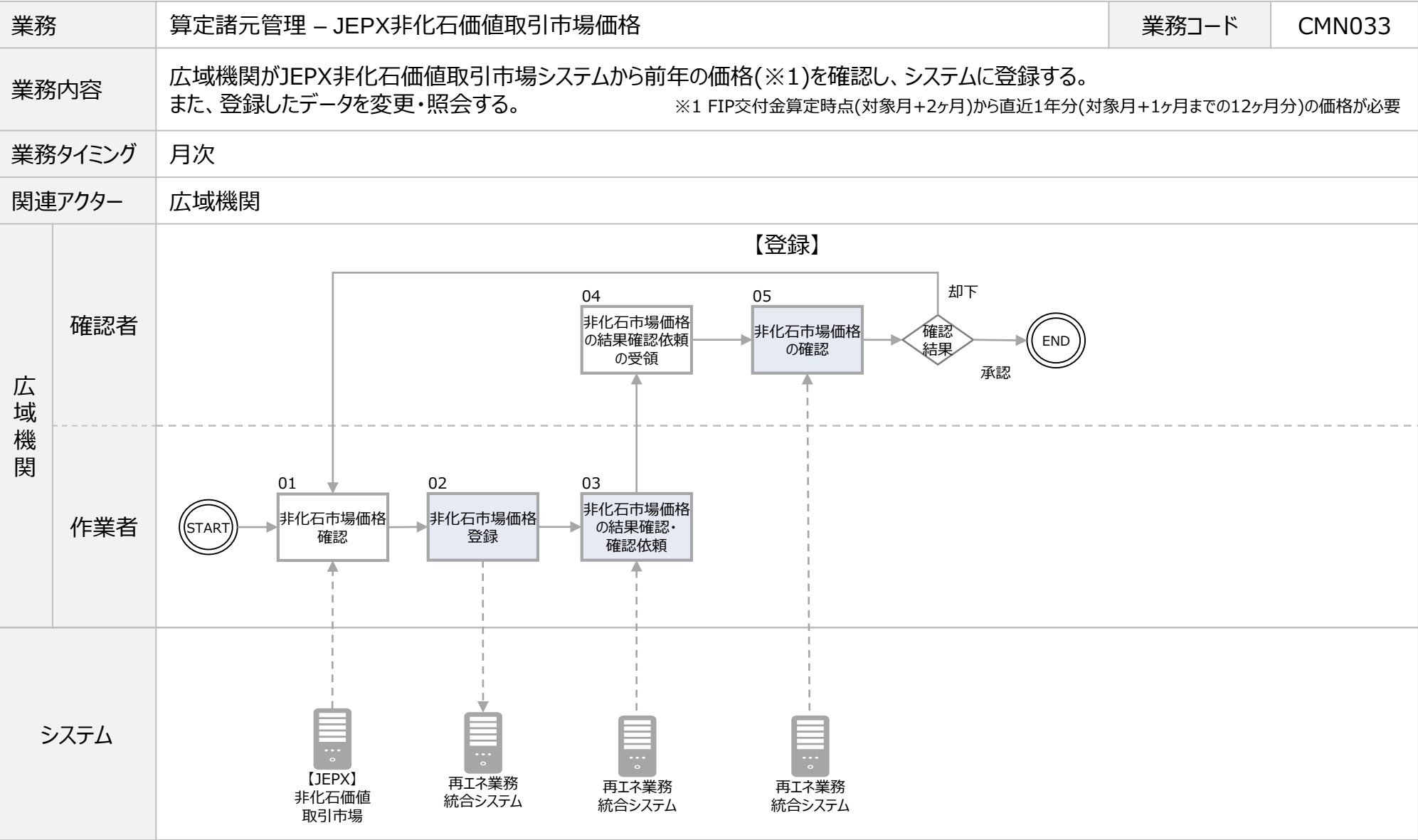
JEPXスポット・時間前市場価格(円/kWh)

※下記のJEPXスポット・時間前市場価格のデータを
10エリア×5電源種別 = 50パターン作成することになる

[illegible]

業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – JEPX非化石価値取引市場価格

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

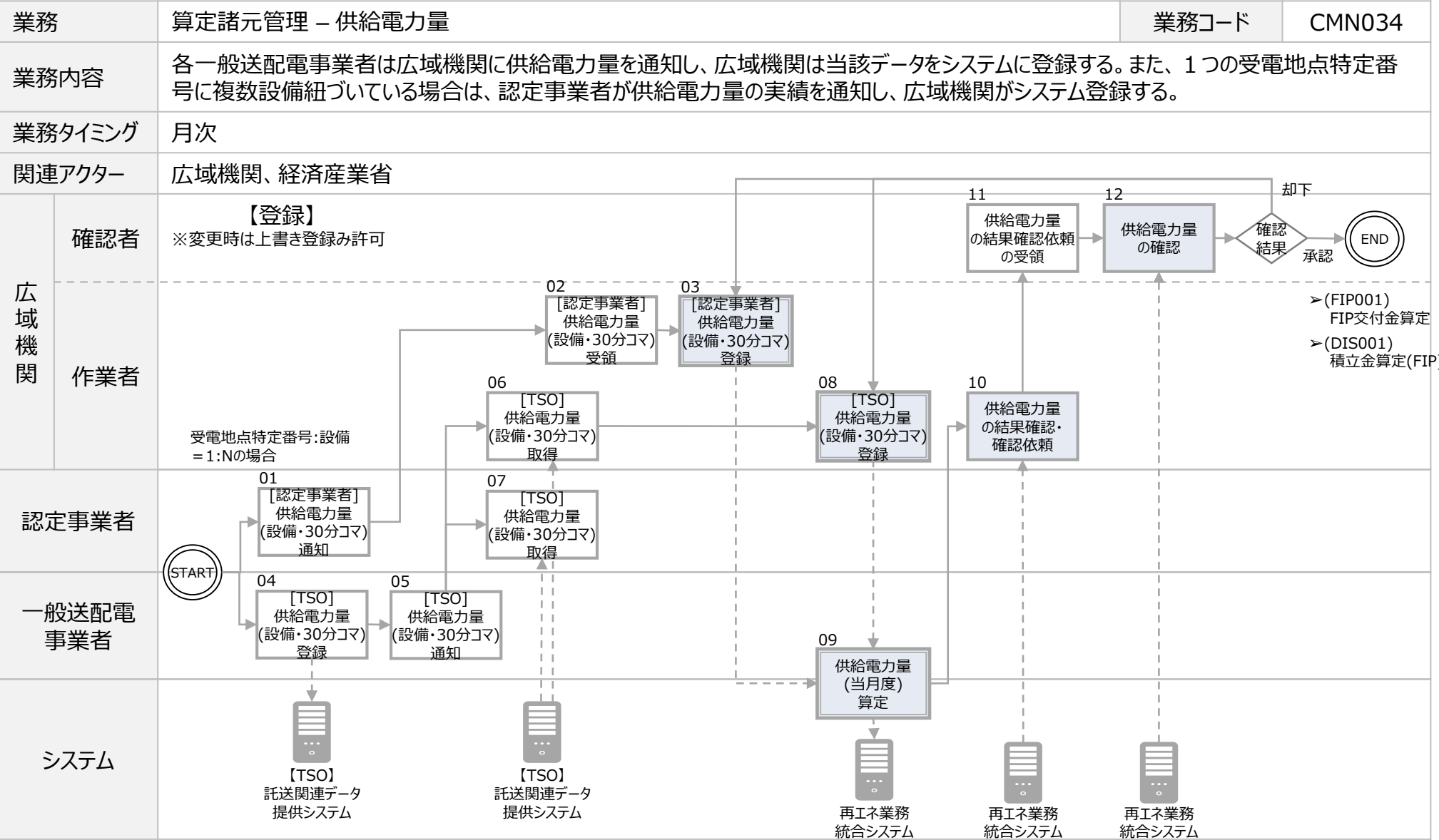
業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務	算定諸元管理 – JEPX非化石価値取引市場価格		業務コード	CMN033
業務内容	広域機関がJEPX非化石価値取引市場システムから前年の価格(※1)を確認し、システムに登録する。 また、登録したデータを変更・照会する。 ※1 FIP交付金算定時点(対象月+2ヶ月)から直近1年分(対象月+1ヶ月までの12ヶ月分)の価格が必要			
業務タイミング	月次			
関連アクター	広域機関			
広域機関	確認者	【変更】		
	作業者	【照会】		
システム		再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム		

業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – 供給電力量

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

業務		算定諸元管理 – 供給電力量	業務コード	CMN034
業務内容		各一般送配電事業者は広域機関に供給電力量を通知し、広域機関は当該データをシステムに登録する。また、1つの受電地点特定番号に複数設備紐づいている場合は、認定事業者が供給電力量の実績を通知し、広域機関がシステム登録する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関、経済産業省		
広域機関	確認者	【変更】 ※交付金通知後は合計値のみ変更可能 03 供給電力量の結果確認依頼の受領 04 供給電力量変更の確認 確認結果 却下 承認 END 【照会】 01 供給電力量照会 START END		
	作業者			
一般送配電事業者		01 供給電力量変更に係る登録 02 供給電力量の結果確認・確認依頼		
システム		再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム		

業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(1/3)

【当月検針データの確定イメージ】

- 各エリアの一般送配電事業者は当月分の検針データがすべて確定した後に、広域機関に対して供給電力量(kWh)の実績を連絡する。
- ただし、参照価格を導出するための卸電力市場の価格は暦の値を使用する。

月	4月										5月										6月									
日	1	...	...	...	...	...	...	...	...	30	5月分の交付金算定諸元(供給電力量)として使用																			
発電A	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
発電B	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
発電C	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
発電D	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
発電E	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			

4月分の交付金算定諸元(供給電力量)として使用

4月の市場価格を使用

5月の市場価格を使用

← 参照価格は暦の市場価格を使用する

また、FITからFIPへ移行した場合、過渡期における検針月と算定処理の考え方は以下のとおり。

➢ FIT→FIP切替時点で検針中のデータはすべてFIT算定諸元として処理(FIT最終月)し、FIP初回算定は翌検針月のデータを使用する。
(ひと月分の算定処理に複数の検針月データは混在しない)

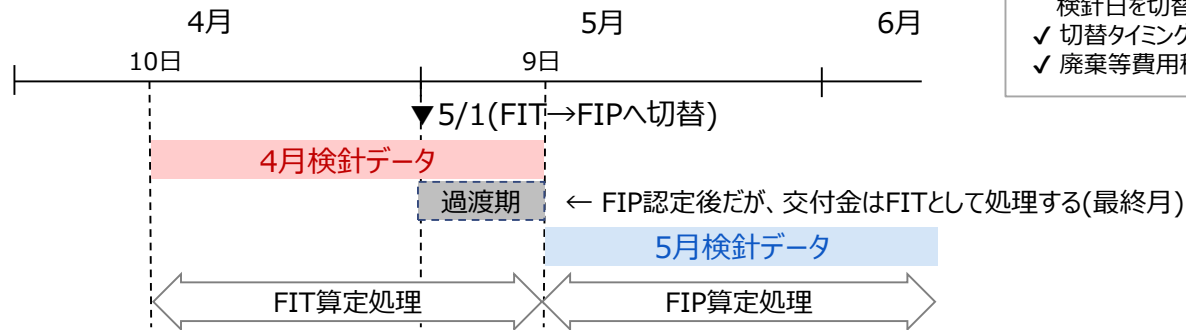
業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(2/3)

【FITからFIPへ移行した場合の検針月と算定処理】

- FIT→FIP切替時点で検針中のデータはすべてFIT算定諸元として処理(FIT最終月)し、FIP初回算定は翌検針月のデータを使用する。
(ひと月分の算定処理に複数の検針月データは混在しない)

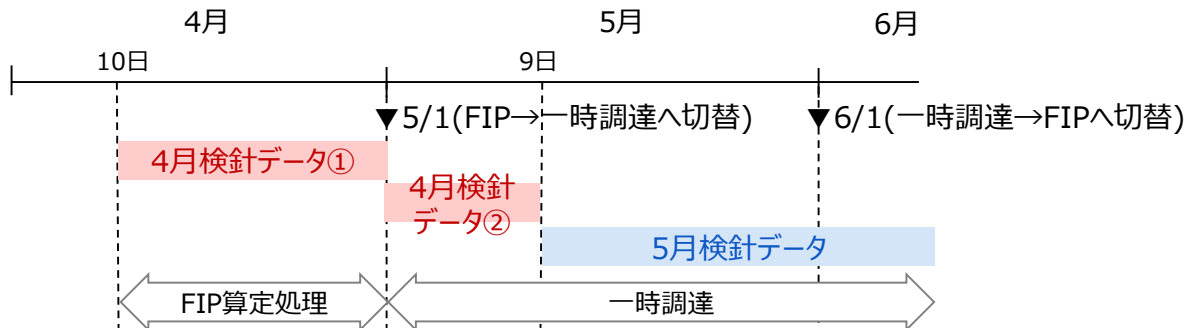


[理由]

- ✓ FIT・FIPともに、検針日データにより交付金を算定することから、検針日を切替の境界とするのが申請側・算定側ともにわかりやすい。
- ✓ 切替タイミングの相違はひと月内に限られるため、プレミアムの影響は僅少と想定される。
- ✓ 廃棄等費用積立の内部と外部切替についても、ガイドラインで検針日で切替と定められている。

【FIP認定設備が一時調達契約に移行した場合の算定月と算定処理】

- 該当設備の一時調達契約開始日は検針日以外のケースがあるが、契約終了日は検針日となる。
従って一時調達契約を開始した月は、一時調達契約開始日を境に2つの検針データを用いて通常のFIP交付金と一時調達契約に基づくTSOへの交付金算定処理(FIT納付金・交付金システム)を行う。



業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(3/3)

【FIP電源の特定方法と供給電力量の算定イメージ】

- 認定事業者ごとの供給電力量を導出するために、一般送配電事業者が提供する「供給電力量(設備・30分コマ)」と経済産業省が管理する「FIP認定情報」を紐づける。
- そのため、認定事業者は(CMN002)事業者情報登録時に広域機関に対して、「**設備ID(※1)**」、「**受電地点特定番号(※2)**」を合わせて登録する必要がある。

<経済産業省>
FIP認定情報

事業者	設備ID
A社	FIP001
	FIP002
B社	FIP003
	FIP004

認可
(※1)

<認定事業者>
事業者にて申請登録

事業者	設備ID (※1)	受電地点 特定番号 (※2)
A社	FIP001	11111
	FIP002	22222
B社	FIP003	33333
	FIP004	33333

発調契約(※2)

<一般送配電事業者>
供給電力量(設備・30分コマ)※3

受電地点 特定番号	対象 年月	供給電力量(30分コマ)			
		1	...	1488	
11111	2022/9	1.0	...	1.0	
22222	2022/9	1.0	...	1.0	
33333					
事業者	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量		
A社	FIP001	11111	100		
	FIP002	22222	100		
B社	FIP003	33333	30		
	FIP004	33333	40		

受電地点特定番号：設備＝「1：1」「1：N」の算定方法の考え方

【A社】

再エネ設備を2つ保有しており、
それぞれ受電地点特定番号が異なる
(受電地点特定番号：設備＝1：1)

受電地点特定番号
11111

100kWh

設備
FIP001

受電地点特定番号
22222

100kWh

設備
FIP002

一般送配電事業者が通知する
受電地点特定番号ごとの
供給電力量をそのまま算定に使用

FIP001 ➤ 100kWh
FIP002 ➤ 100kWh

【B社】

再エネ設備を2つ保有しており、
1つの受電地点特定番号に複数紐づく
(受電地点特定番号：設備＝1：N)

受電地点特定番号
33333

100kWh

設備
FIP003

30kWh

設備
FIP004

40kWh

設備
一般電源

30kWh

一般送配電事業者が通知する
受電地点特定番号ごとの供給電力量をベースに
認定事業者が通知する供給電力量の比率で案分

FIP003 ➤ 30kWh
FIP004 ➤ 40kWh

※コマ単位に
案分が必要

<広域機関>

設備ごとの電力供給量を算定

- ✓ 0.01円/kWhコマは除いて合計する
- ✓ 検針日が月を跨ぐ場合は各月ごとに算定

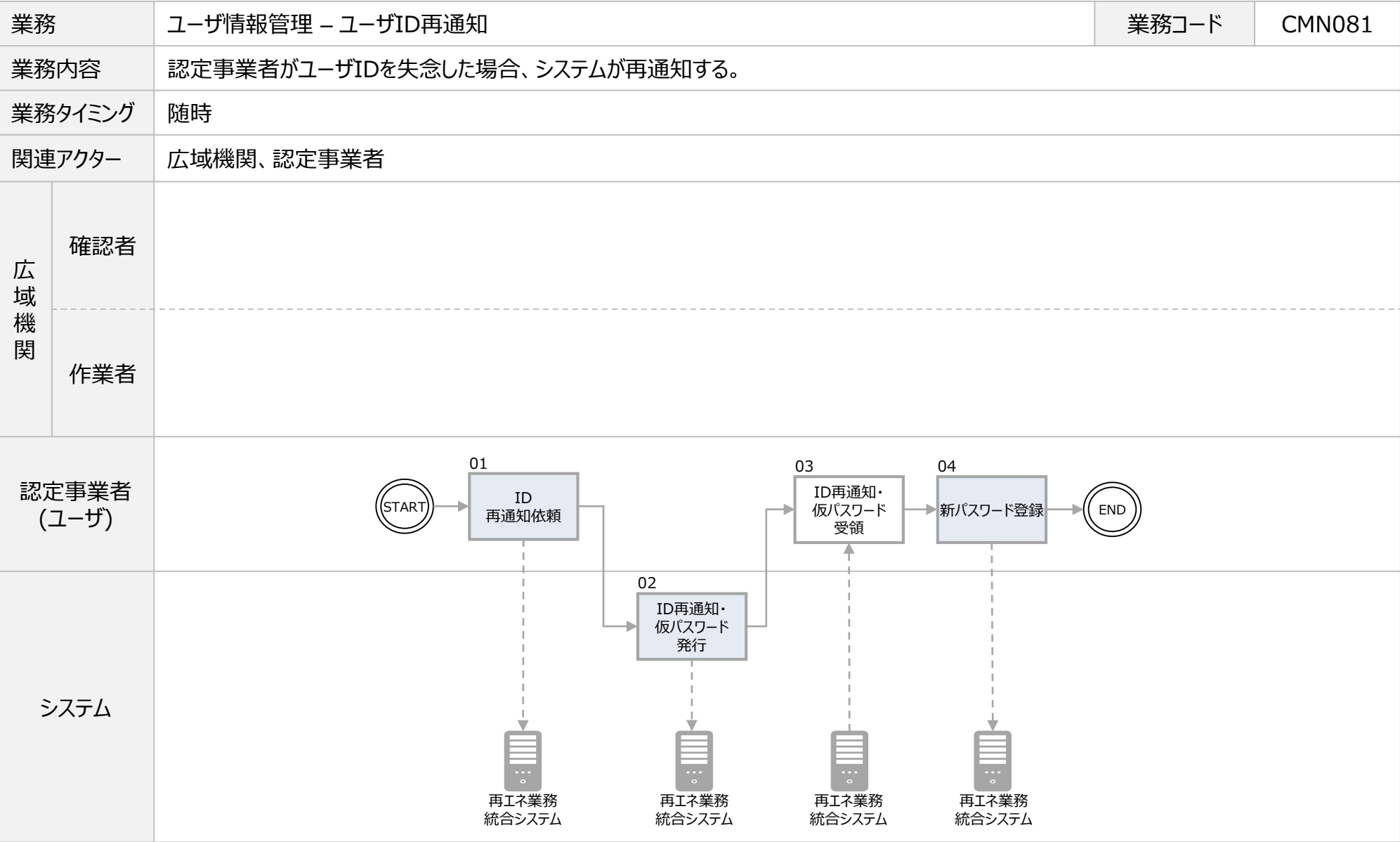
- ※1 経済産業省からの認可連絡時に設備IDを通達
- ※2 発電量調整供給契約時に受電地点特定番号を通達
- ※3 FIP電源以外の電源を含む供給電力量を広域機関に連絡

凡例

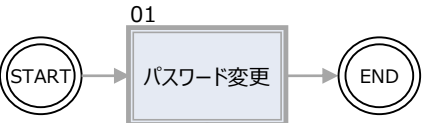
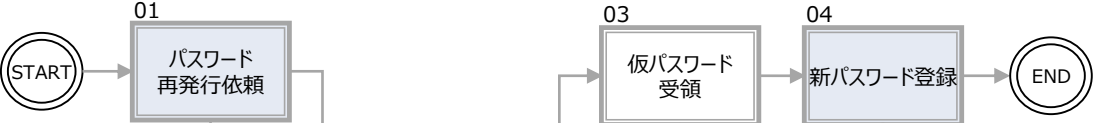
再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		ユーザ情報管理 – パスワード変更・再発行		業務コード	CMN082
業務内容		認定事業者は、自らのパスワードを変更する。パスワードを失念した場合、システムが再発行する。			
業務タイミング		随時			
関連アクター		広域機関、認定事業者			
広域機関	確認者	【変更】		【再発行】	
	作業者				
認定事業者 (ユーザ)					
システム		 再エネ業務統合システム		 再エネ業務統合システム  再エネ業務統合システム  再エネ業務統合システム  再エネ業務統合システム	

業務プロセス	【変更】「01:パスワード変更」 【再発行】「01:パスワード再発行依頼」「02:仮パスワード発行」「03:仮パスワード受領」「04:新パスワード登録」												
業務詳細仕様													
パスワード設定ルール 【設定可能なパスワードの条件】 - 英字(大文字・小文字)、数字、特殊文字を全て含む、12文字以上。 5回間違えた場合、当該ユーザIDをロックする。 例： <table><tr><td>O</td><td>c</td><td>c</td><td>t</td><td>0</td><td>!</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> 大文字 小文字 数字 特殊文字 数字 【パスワードの再発行】 - ユーザIDおよび登録済メールアドレスをシステムに入力し送信ボタンを押す。 - 登録済メールアドレス宛に仮パスワード(有効期限あり)が送信される。 - ユーザIDと仮パスワードでシステムにログインし、新しいパスワードを登録する。		O	c	c	t	0	!	0	1	0	4	2	2
O	c	c	t	0	!	0	1	0	4	2	2		

第2章 FIP

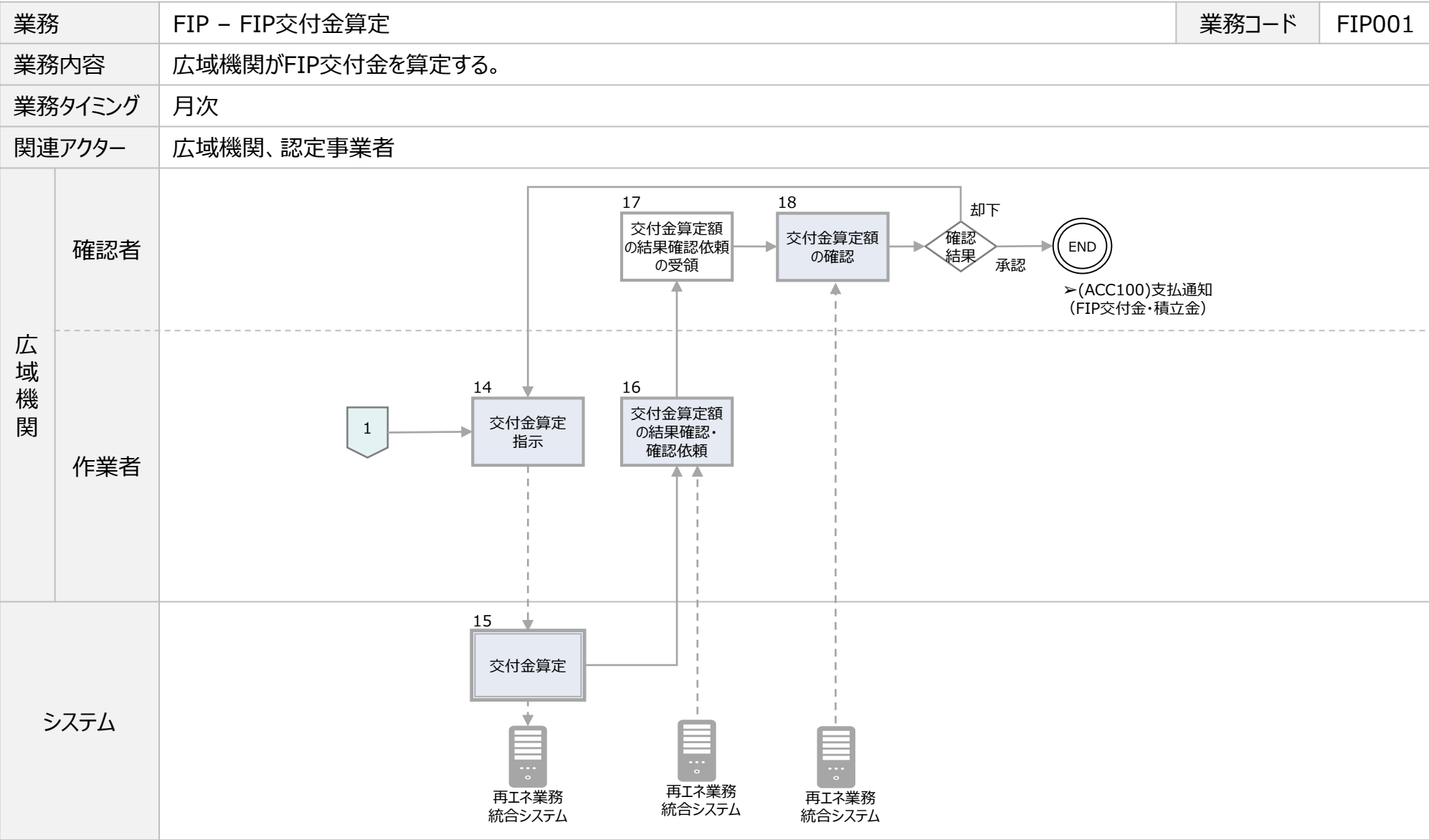
業務	業務 タイミング	業務 コード
FIP交付金算定	月次	FIP001
FIP交付金算定結果確認	随時	FIP002

[illegible]

業務フロー

FIP：FIP交付金算定

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(1/4)

【FIP交付金算定式】

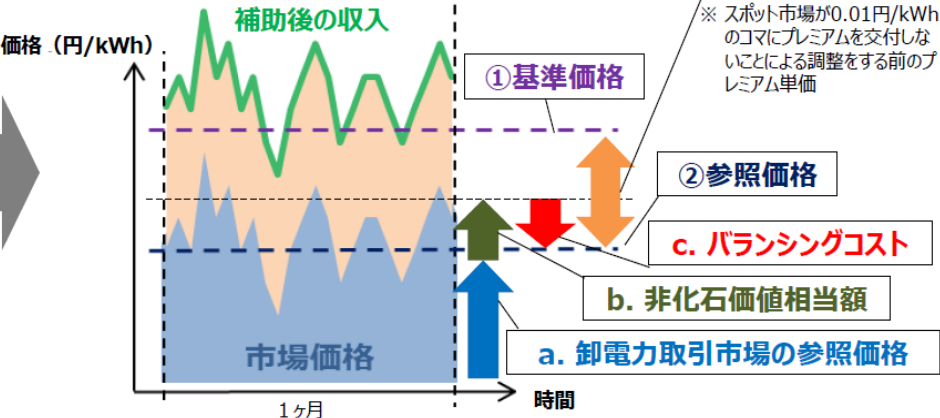
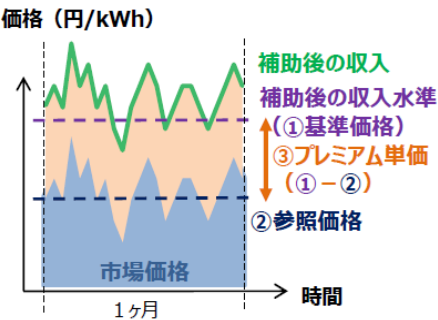
FIP交付金(円) = 調整後プレミアム単価(円/kWh) × 供給電力量(kWh)※1

※1 当月度(検針月度)の対象設備の電気供給量のうち0.01円/kWhコマを除いた実績

調整前プレミアム単価
{基準価格－参照価格(卸電力取引市場の参照価格＋非化石価値相当額－balancingコスト)} × $\frac{\text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)}}{\text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)}}$

(参考) 経済産業省 資源エネルギー庁「FIP制度の詳細設計とアグリゲーションビジネスの更なる活性化」抜粋

<参照価格の算定方法イメージ>



<具体的な算定イメージ>

※金額は仮定

- 【前提条件】
- ① 基準価格 : 20.0円/kWh
 - a. 卸電力取引市場の参照価格 : 7.0円/kWh
 - b. 非化石価値相当額 : 1.2円/kWh
 - c. バランシングコスト : 1.0円/kWh

【プレミアム算定】

①基準価格 (20.0 [円/kWh]) - ②参照価格 (7.0 + 1.2 - 1.0 = 7.2 [円/kWh])
= ③調整前プレミアム単価 (12.8 [円/kWh])

業務プロセス 「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(2/4)

【FIP交付金(自然変動電源)の算定式】

FIP交付金(円) = 調整後プレミアム単価(円/kWh) × 供給電力量(kWh)※1

※1 当月度(検針月度)の対象設備の電気供給量のうち0.01円/kWhコマを除いた実績

調整前プレミアム単価
{基準価格 - 参照価格(卸電力取引市場の参照価格 + 非化石価値相当額 - バランシングコスト)} × $\frac{\text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)}}{\text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)}}$

10円/kWh

↑
設備IDごとに
認定されたFIP単価

7円/kWh



1円/kWh



1円/kWh



経済産業省にて年度ごとに計画

- 自然変動電源：事業者の声や諸外国の例に倣い、経過措置として一定の配慮を行う(下図)
- 非自然変動電源：「バランシングコスト目安(=FITインバンスリスク料)」で統一する(次頁)

【算定イメージ】

<9月の場合> **7円/kWh**

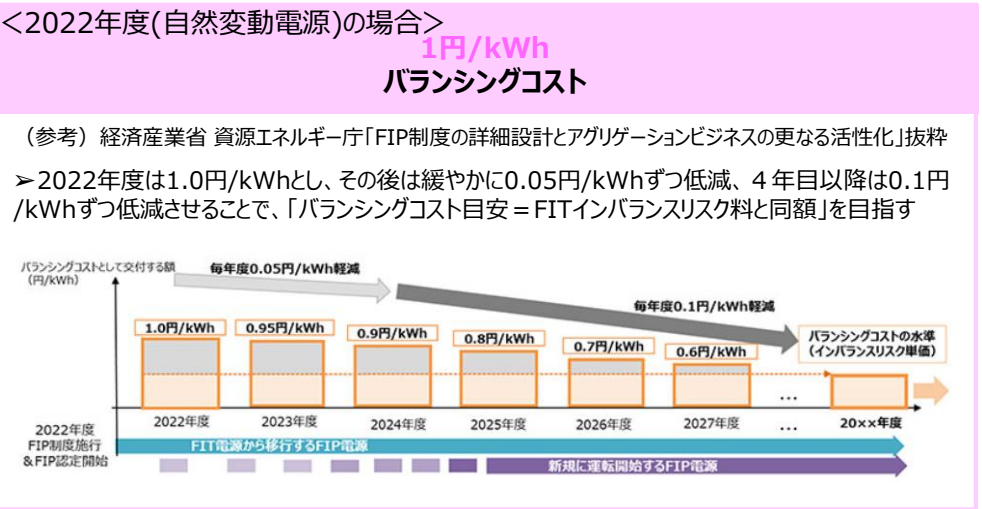
卸電力取引市場の参照価格(エリア・電源種別ごと)
((1)前年度年間平均市場価格 + (2)当月補正価格)

		スポット・時間前市場(平均値)											
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)		6円											
(2)	前年	5円	4円	5円	6円	7円	6円	5円	4円	7円	8円	7円	5円
	当年	5円	4円	7円	6円	7円	7円	-	-	-	-	-	-
	差	0円	0円	2円	0円	0円	1円	-	-	-	-	-	-

1円/kWh

非化石価値相当額
※直近1年分(3)の平均

		非化石市場 (非FIT再エネ)				
直近		1回目	2回目	3回目	4回目	..
(3)		1円	1円	1円	1円	..



業務プロセス

「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(3/4)

【FIP交付金(非自然変動電源)の算定式】

・ 非自然変動電源(水力、地熱、バイオマス)のバランシングコストは、インバンスリスク単価(30分コマ)を用いて算出するため、自然変動電源と算定式が異なる。

FIP交付金(円) = ① 調整後プレミアム単価(円/kWh) × 供給電力量(kWh)※1 + ② バランシングコスト(インバンスリスク料)

※1 当月度(検針月度)の対象設備の電気供給量のうち0.01円/kWhコマを除いた実績

① =
$$\frac{\text{調整前プレミアム単価} \times \text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含む)}}{\text{エリア・電源種別ごとの当月電気供給量(0.01円/kWhコマ含まない)}}$$

② = インバンスリスク単価(30分コマ) × 供給電力量(30分コマ(kWh))

コマ (48コマ×30日)	FIT納付金・交付金 システムから取得	託送関連データ 提供システムから取得	バランシングコスト (インバンスリスク料) (円)
	インバンスリスク単価 (円/kWh)	認定設備 供給電力量 (kWh)	
1	0.01	10	0.1
2	0.02	20	0.4
3	0.00	15	0.00
⋮	⋮	⋮	⋮
1440	0.01	10	0.1
合計			150

【卸電力取引市場の参照価格(エリア別・電源別)の導出方法詳細】

- ① 前年度年間平均市場価格の確定 ➤ 詳細は(CMN032)「算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格)」の年次処理を参照
各30分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリア別(※1)に加重平均(※2)する。
※1 沖縄を除く9エリアはエリア別のスポット市場・時間前市場の加重平均価格、沖縄エリアはシステムプライス。
※2 自然変動電源は加重平均だが、非自然変動電源は単純平均(電源種別ごとに同一単価)とする。

- ② 当月補正価格の確定
・ 当年度当月と前年度同月について、各30分コマ市場価格を発電特性を踏まえて加重平均(非自然変動電源は単純平均)し、その差分を補正する。
・ 当年度月間平均市場価格の算定は、前年度の算定方法と同様とする。 ➤ (CMN032)「算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格)」の月次処理を参照

業務詳細仕様
FIP：FIP交付金算定

業務プロセス	「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「15:交付金算定」
--------	---

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(4/4)

【FIP交付金算定要素と算定式】

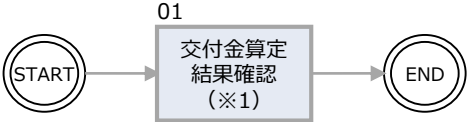
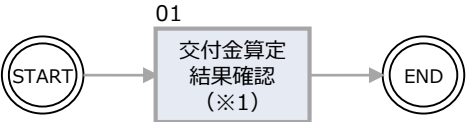
算定項目		算定要素	算定式 ※3	要素の登録方法
調整前 プレミアム単価 (円/kWh)	基準価格(円/kWh)	—	—	経済産業省の再エネ事業管理システムから抽出して手動登録 ➤(CMN030)「算定諸元管理(基準価格)」を参照
	参照価格(円/kWh)	—	—	
	卸電力取引市場の 参照価格 (円/kWh)	年間平均市場価格 (円/kWh)	[自然変動電源の場合] 年間SUM(a×b)÷年間SUM(b) ----- [非自然変動電源の場合] 年間SUM(a)÷年間SUM(c)	a,c・・・JEPXの公表HPから取得して手動登録 b・・・各エリアごとにTSOの公表HPから取得して手動登録 ➤(CMN032)「算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格)」を参照
		月間補正価格 (円/kWh) ※当年度－前年度	[自然変動電源の場合] (当月SUM(a×b)÷当月SUM(b)) －(前年同月SUM(a×b)÷前年同月SUM(b)) ----- [非自然変動電源の場合] (当月SUM(a)÷当月SUM(c)) －(前年同月SUM(a)÷前年同月SUM(c))	
		非化石価値相当額(円/kWh)	d.【JEPX】約定価格(円/kWh) e.【JEPX】約定量(kWh)	
	balancing cost(円/kWh)	—	—	経済産業省が公表する価格を確認して手動登録 ➤(CMN030)「算定諸元管理(balancing cost)」を参照
調整後 プレミアム単価 (円/kWh)	供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)(kWh)	a.【JEPX】エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh) ※1	当月SUM(b)	a.b・・・「卸電力取引市場の参照価格(円/kWh)」と同様
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)(kWh)	b.【TSO】供給電力量(エリア・電源種別ごと)(kWh) ※2	当月SUM(b) ※ただし、a=0.01円/kWhのコマを除く	
供給電力量(kWh)		a.【JEPX】エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh) ※1 f.【TSO】供給電力量(設備・30分コマ)	当月SUM(f) ※ただし、a=0.01円/kWhのコマを除く	f・・・TSOから検針データを受領して手動登録
インバンスリスク料(円) ※非自然変動電源のみ		f.【TSO】供給電力量(設備・30分コマ) g.【FIT】インバンスリスク単価(円/kWh)	当月SUM(g×f)	f・・・TSOから検針データを受領して手動登録 g・・・FIT納付金・交付金システムから抽出

※1 スポット市場と時間前市場の加重平均値
※2 当面1時間値の公表のため、30分単位への変換(×0.5)が必要。ただし、今後TSO側で30分単位の公表へ見直す計画あり。
※3 各算定項目(円/kWh)は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までにする。最終的な金額(FIP交付金、廃棄等費用積立金、廃棄等費用積立金取戻額等)を計算する段階で、円未満を切り捨てる。

業務プロセス	「12:イレギュラーケース発生有無の確認（TSO供給電力量への異議等）」
業務詳細仕様	
<u>イレギュラーケース発生有無の確認</u>	
広域機関はFIP交付金算定前にイレギュラーケースが発生していないかを確認し、以下のイレギュラーケースが発生していた際に、異議を申立てている該当設備（異議対象設備）に対するFIP交付金の算定をいったん保留する。	
➤ <u>TSOが通知した供給電力量に認定事業者が異議を唱えた場合の対応</u> TSOが認定事業者と供給電力量の確認を行い、再度、広域機関に供給電力量を通知する。 ✓ TSOが認定事業者から供給電力量の異議を受けた場合、広域機関に対象データ(設備ID、対象期間)を連絡する。 広域機関は、該当設備に関する交付金の算定を保留する。 ✓ TSOは認定事業者と供給電力量を確認し、両者で確認後の供給電力量を広域機関に通知する。	

業務フロー
FIP：FIP交付金算定結果確認

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		FIP – FIP交付金算定結果確認	業務コード	FIP002
業務内容		広域機関・認定事業者がFIP交付金算定結果(過去の算定結果や算定諸元含む)を確認する。		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	【広域機関が確認する場合】 ※1 (DIS002)積立金確認と同画面 		
	作業者			
認定事業者		【認定事業者が確認する場合】 ※1 (DIS002)積立金確認と同画面 		
システム		 再エネ業務統合システム  再エネ業務統合システム		

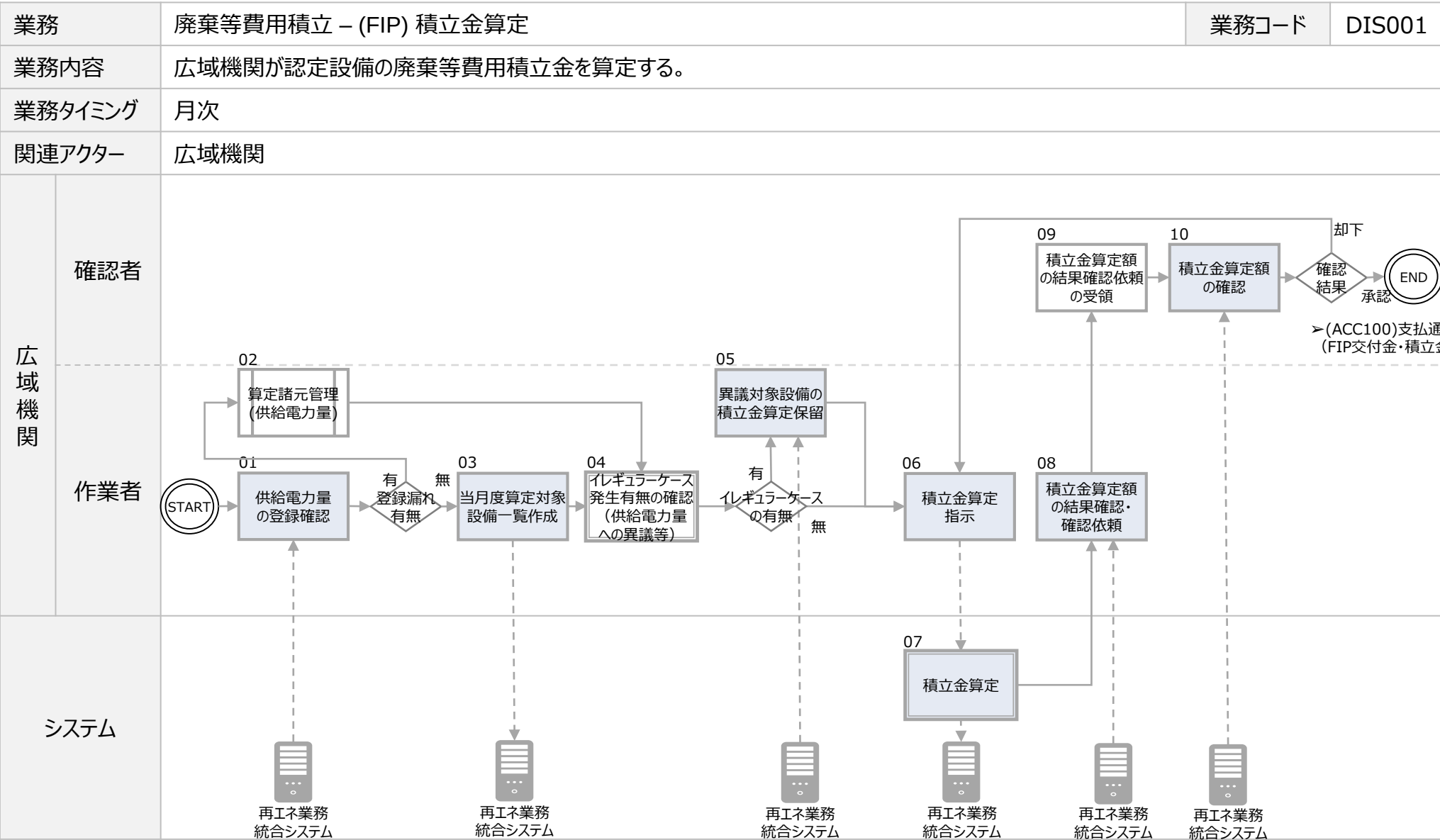
第3章 廃棄等費用積立

業務		業務 タイミング	業務 コード
廃棄等費用 積立	(FIP) 積立金※1 算定	月次	DIS001
	(FIT) 買取実績・積立金登録	月次	DIS002
	積立金額確認	随時	DIS003
廃棄等費用 取戻し	積立金取戻し申請・審査	随時	DIS100
	工事完了登録	随時	DIS101
	工事完了未登録対応	随時	DIS102
	取戻し積立金差額積立	随時	DIS103
積立区分変更時対応		月次	DIS200

※1 本資料で言及する“積立金”は、特段の記載がない限り“外部積立金”を指す。

業務フロー 廃棄等費用積立：廃棄等費用積立 - (FIP) 積立金算定

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

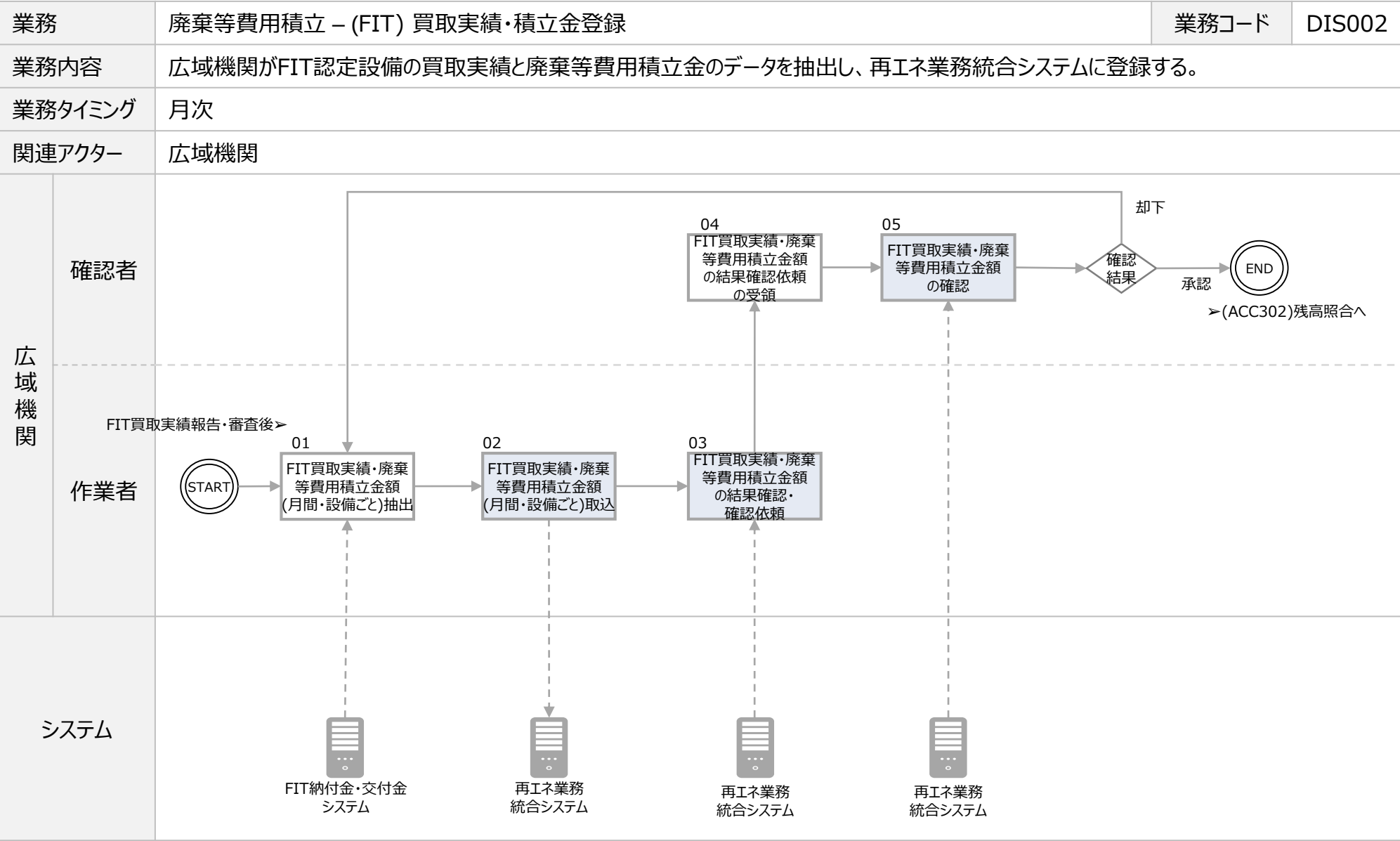


業務プロセス	「07:積立金算定」
業務詳細仕様	
廃棄等費用積立金の算定方法 【廃棄等費用積立金の算定式】 廃棄等費用積立金(円) = 解体等積立基準額(円/kWh)※1 × 供給電力量(kWh)※2	
※1 解体等積立基準額は、経済産業省の再エネ事業管理システムから取り込む事業計画認定情報を参照する ※2 FIT設備の場合は、買取義務者が申告する設備ごとの買取電力量(月単位) FIP設備の場合は、TSOが通知する設備ごとの供給電力量(30分コマ)を月単位で合計する（FIP交付金算定時とは違い、いずれも0.01円/kWhコマを含む）	

業務フロー

廃棄等費用積立：廃棄等費用積立 - (FIT) 買取実績・積立金登録

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

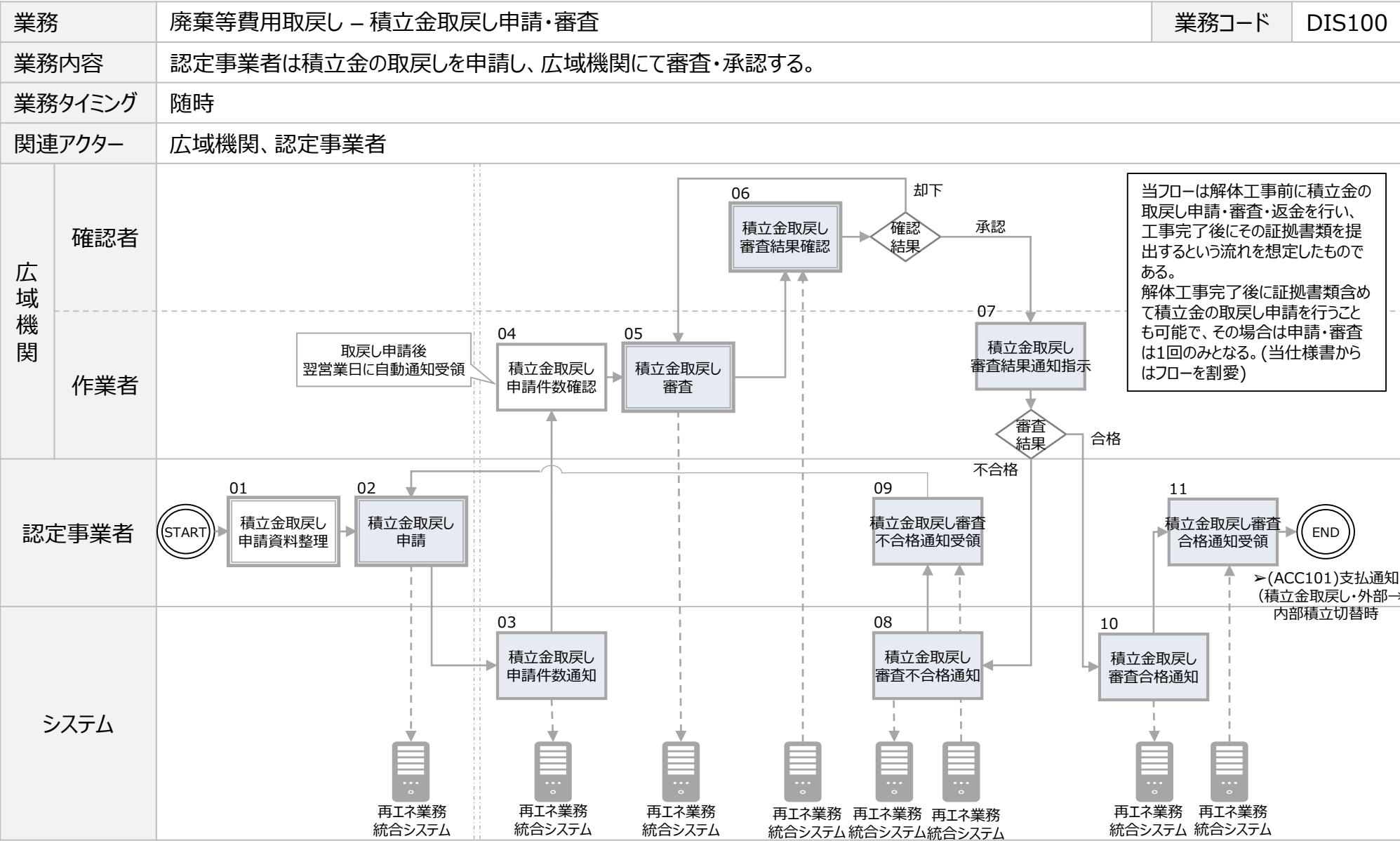
業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		廃棄等費用積立－積立金額確認	業務コード	DIS003
業務内容		広域機関・認定事業者が積立金額を確認する。		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	【広域機関が確認する場合】 ※1 (FIP002)FIP交付金算定結果確認と同画面 01 START → 積立金額確認 (※1) → END		
	作業者			
認定事業者		【認定事業者が確認する場合】 ※1 (FIP002)FIP交付金算定結果確認と同画面 01 START → 積立金額確認 (※1) → END		
システム		再エネ業務統合システム		

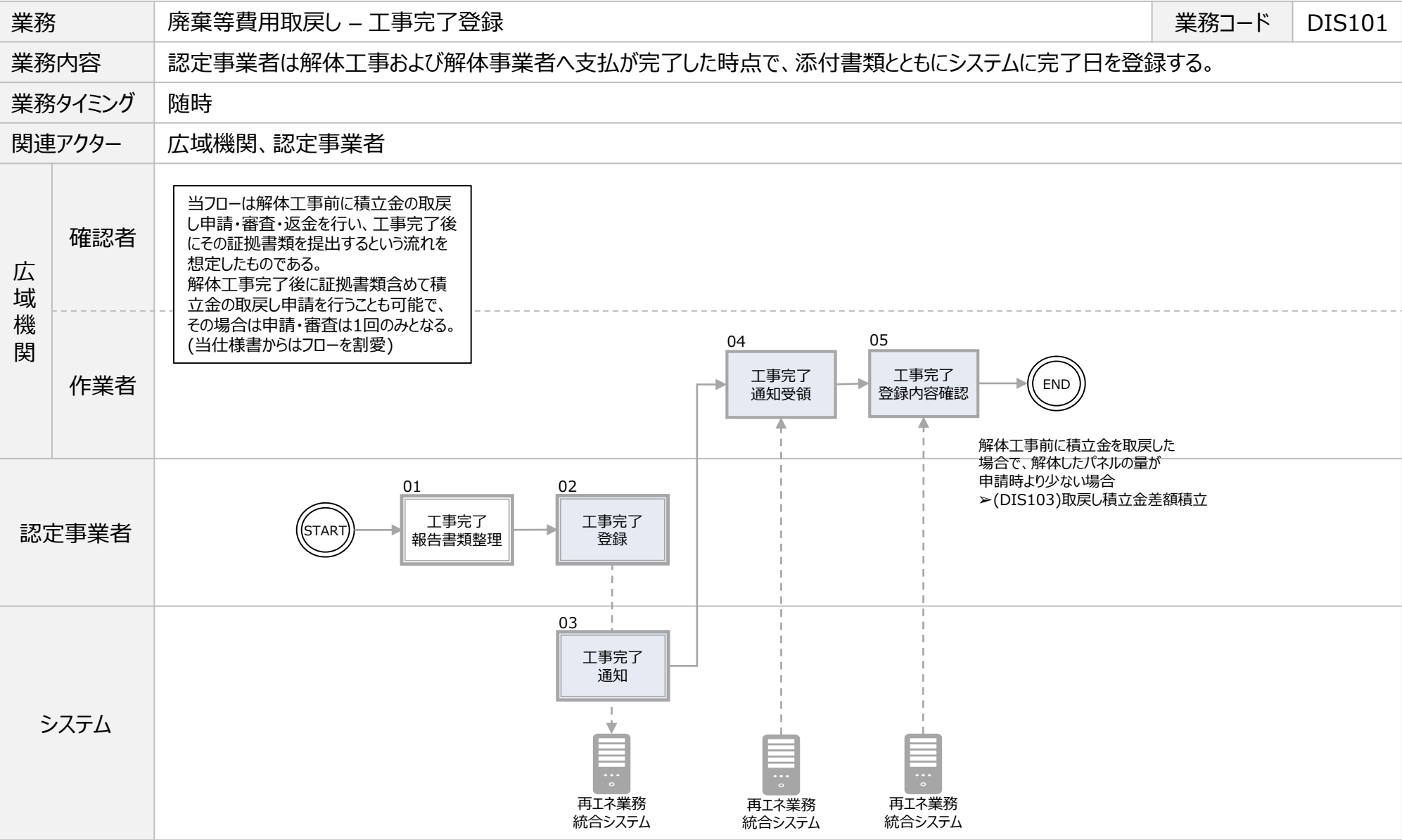
業務フロー
廃棄等費用積立：廃棄等費用取戻し – 積立金取戻し申請・審査

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務フロー 廃棄等費用積立：廃棄等費用取戻し – 工事完了登録

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス「01:積立金取戻し申請資料整理」「02:積立金取戻し申請」「05:積立金取戻し審査」

業務詳細仕様

積立金取戻しのルール(1/4)

【積立金の取戻しが認められる条件】

- ・ 調達期間中は、原則、積立金の取戻しを認めない。
- ・ ただし、調達期間中であっても、発電事業を終了または縮小(※1)する場合には、積立金の取戻しを認める。
※1 発電事業を縮小する場合は、事業認定された太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄する場合に限る（制度運用コスト増大防止のため）

廃棄予定	取戻し申請時期	事業計画(廃棄区分)	返金可否 (可:○、可(条件付):△、不可:×)
廃棄する (一部または全部)	調達期間中	事業継続(一部廃棄)	【△】太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄する場合は返金可
		事業終了(全部廃棄)	【○】積立金を全額返金
	調達期間終了後	事業継続(一部廃棄)	【△】太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄する場合は返金可
		事業終了(全部廃棄)	【○】積立金を全額返金
廃棄しない (または廃棄証拠なし)	—	—	【×】返金不可

【積立金取戻し金額(返金額)の考え方】

- ・ 事業を終了する場合は、積立金を全額返金する。
- ・ 事業を継続する場合は、以下のルールに従って返金額を決定する。

■ 返金額の決定方法

以下の3つのうち、最低額を返金額の上限とする。

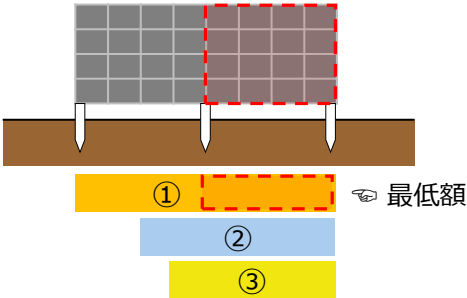
① 10年間で積み立てられた積立金の総額(積立期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

② 取戻し時点での積立額

③ 実際に廃棄に要した費用

⇒ 右記の場合は、①の金額が採用される。

例：50%(50kW以上)を廃棄する場合



業務プロセス	【積立金取戻し申請・審査】「01:積立金取戻し申請資料整理」「02:積立金取戻し申請」「05:積立金取戻し審査」 【工事完了登録】「01:工事完了報告書類整理」「02:工事完了登録」		
業務詳細仕様			
積立金取戻しのルール(2/4)			
【認定事業者等による取戻申請の内容】			
申請内容		説明	
廃棄対象の設備ID(一覧)		認定事業者に紐づく設備から廃棄対象を選択	
発電設備の名称		発電設備の名称	
申請主体の性質		以下から選択 ①認定事業者 ②認定事業者であった者(旧認定事業者)又はその承継人(※1)	
取戻事由		以下①(A～F)～③から選択 ①認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる(経済産業省による解体等の確認前に申請する場合) <調達期間中> A:発電事業廃止、B:発電事業縮小 <調達期間終了後> C:発電事業廃止、D:発電事業縮小、E:太陽光パネル一部交換、 F:調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換 ②再エネ特措法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた(解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する場合) ③認定事業者が再エネ特措法第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている(積立区分が外部積立→内部積立に切り替わった場合)	
廃棄対象の太陽光パネル出力		廃棄対象の太陽光パネル出力[kW]を入力	
廃棄比率		上記の「廃棄対象の太陽光パネル出力」と認定済の発電出力からシステムで自動計算	
取戻し金額 (候補)	廃棄比率からの算定額	前頁「返金額の決定方法」の①部分をシステムで自動計算	
	取戻し時の積立額	前頁「返金額の決定方法」の②部分をシステムで自動計算	
	実際の廃棄費用	前頁「返金額の決定方法」の③部分を入力	
取戻し申請額		上記の取戻し金額(候補)を踏まえて取戻し申請額を入力	
振込先口座		取戻す積立金の振込先口座(金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義)	

※1 再エネ特措法 第十五条の九 より抄訳
旧認定事業者又はこの承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。

業務プロセス

【積立金取戻し申請・審査】「01:積立金取戻し申請資料整理」「02:積立金取戻し申請」「05:積立金取戻し審査」
【工事完了登録】「01:工事完了報告書類整理」「02:工事完了登録」

業務詳細仕様

積立金取戻しのルール(3/4)

【認定事業者等による取戻申請の内容】

申請内容		説明
工事情報	委託事業者	契約した解体・撤去業者名を入力
	工期(予定)	着工日・完工日(予定)を入力(※1)
	工期(実績)	着工日・完工日(実績)を入力(※1)
添付書類	印鑑証明書	・ いずれの取戻事由でも添付が必要 ・ 申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本の写し(PDFまたは画像ファイル)を添付
	旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面	・ 申請主体の性質②(旧認定事業者又はその承継人が申請)を選択した場合に添付が必要 ・ 旧認定事業者の場合は認定通知書、承継人の場合は地位の承継が分かる書面を添付
	解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	・ 取戻事由①(認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる)を選択した場合に添付が必要 ・ 工事未了/完了によって以下のとおり添付ファイルが異なる 【工事未了の場合】 > 解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(太陽光電池モジュールの量を記載要) 【工事完了の場合】 > 解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(太陽光電池モジュールの量を記載要)、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写し、写真(取外し前/取外し中/取外し後)、領収書
	解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	取戻事由②を選択した場合に添付が必要
	内部積立てを行っていることを証する書面	取戻事由③を選択した場合に添付が必要
	その他	必要に応じて添付書類を追加する

※1 取戻し申請時に工事未了の場合は、工期(予定)を入力し、工事完了後に工期(実績)を入力する。取戻し申請時に工事完了の場合は、工期(実績)・工期(予定)に同値を入力する。

業務プロセス

【積立金取戻し申請・審査】「01:積立金取戻し申請資料整理」「02:積立金取戻し申請」「05:積立金取戻し審査」

業務詳細仕様

積立金取戻しのルール(4/4)

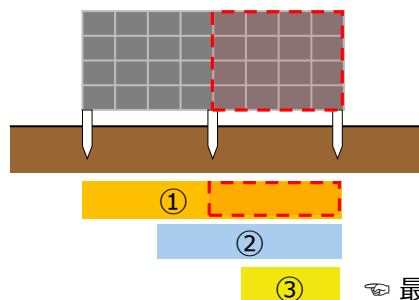
【認定事業者等による追加取戻しを認める場合】

- ・工事未了の段階で積立金を取り戻した後、本来の取戻可能額が実際の取戻し額を上回る場合、認定事業者は差額分の追加取戻しを行うことができる。
- ・申請・審査のプロセスは通常の積立金取戻しの場合と同様とし、差額が算定できる資料の追加添付を求める。

ケース① 工事費用が申請段階から増加した場合

取戻申請時：③を取戻し

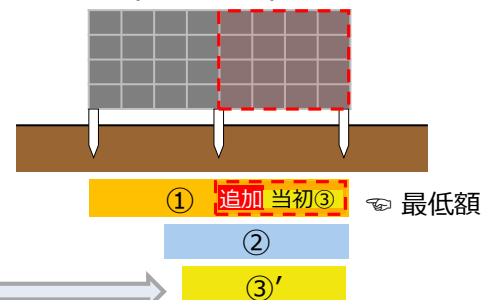
例：50%(50kW以上)を廃棄する場合



工事費用が増加

工事完了後：③と①の差額を追加取戻し

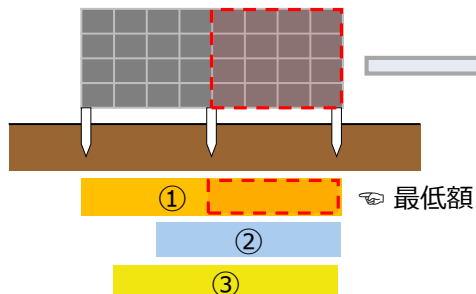
例：50%(50kW以上)を廃棄する場合



ケース② 申請時に予定した太陽光パネルより多い太陽光パネルを解体した場合

取戻申請時：③を取戻し

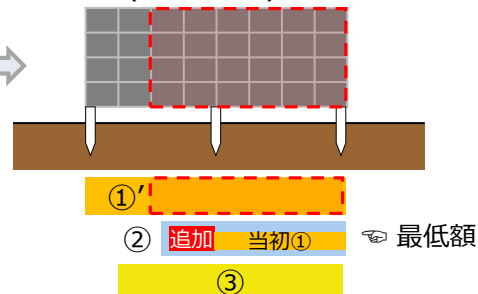
例：50%(50kW以上)を廃棄する場合



解体する太陽光パネルが増加

工事完了後：②と①の差額を追加取戻し

例：75%(50kW以上)を廃棄する場合



①10年間で積み立てられた積立金の総額(積立て期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

②取戻し時点での積立額

③実際に廃棄に要した費用

業務フロー

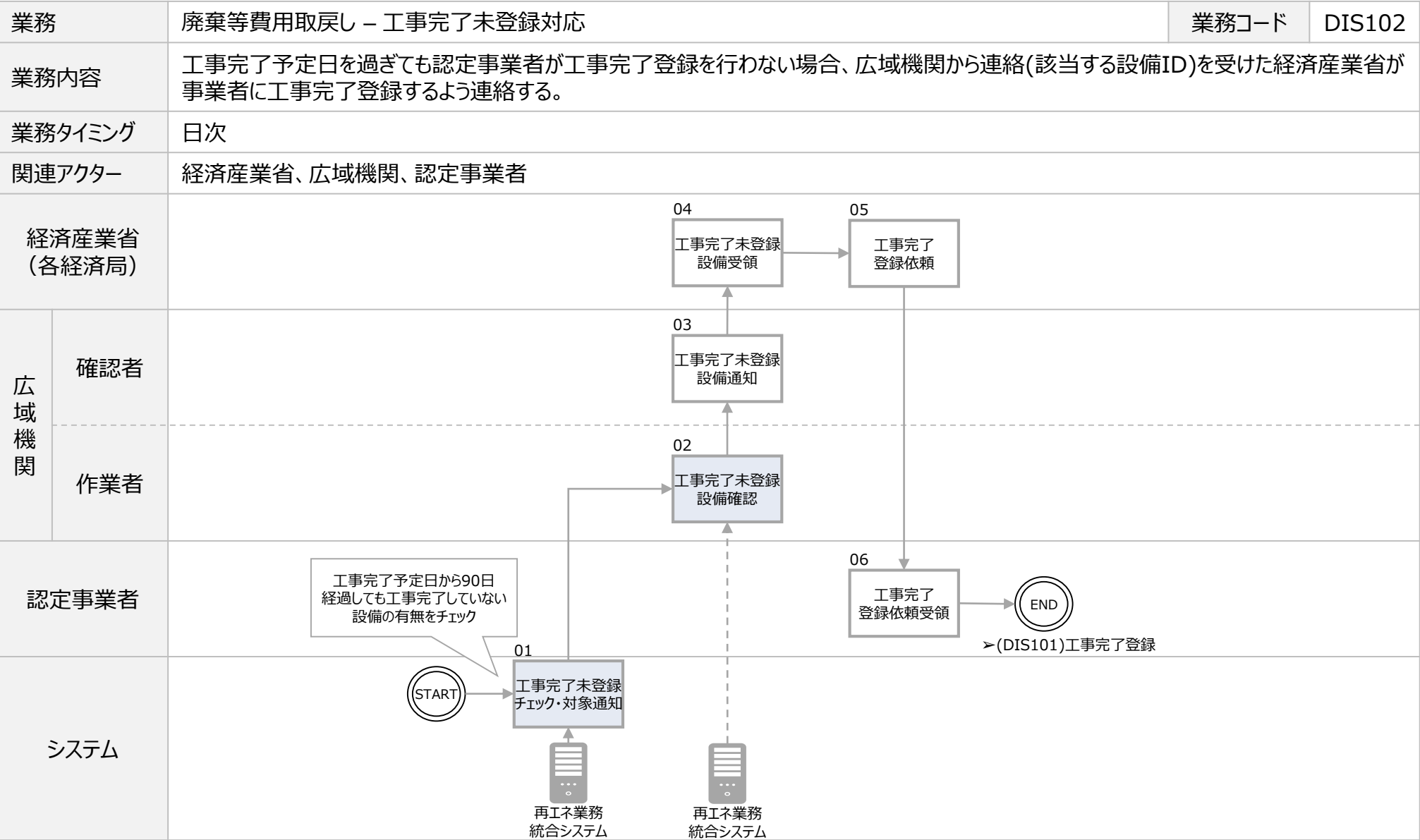
廃棄等費用積立：廃棄等費用取戻し – 工事完了未登録対応

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務フロー

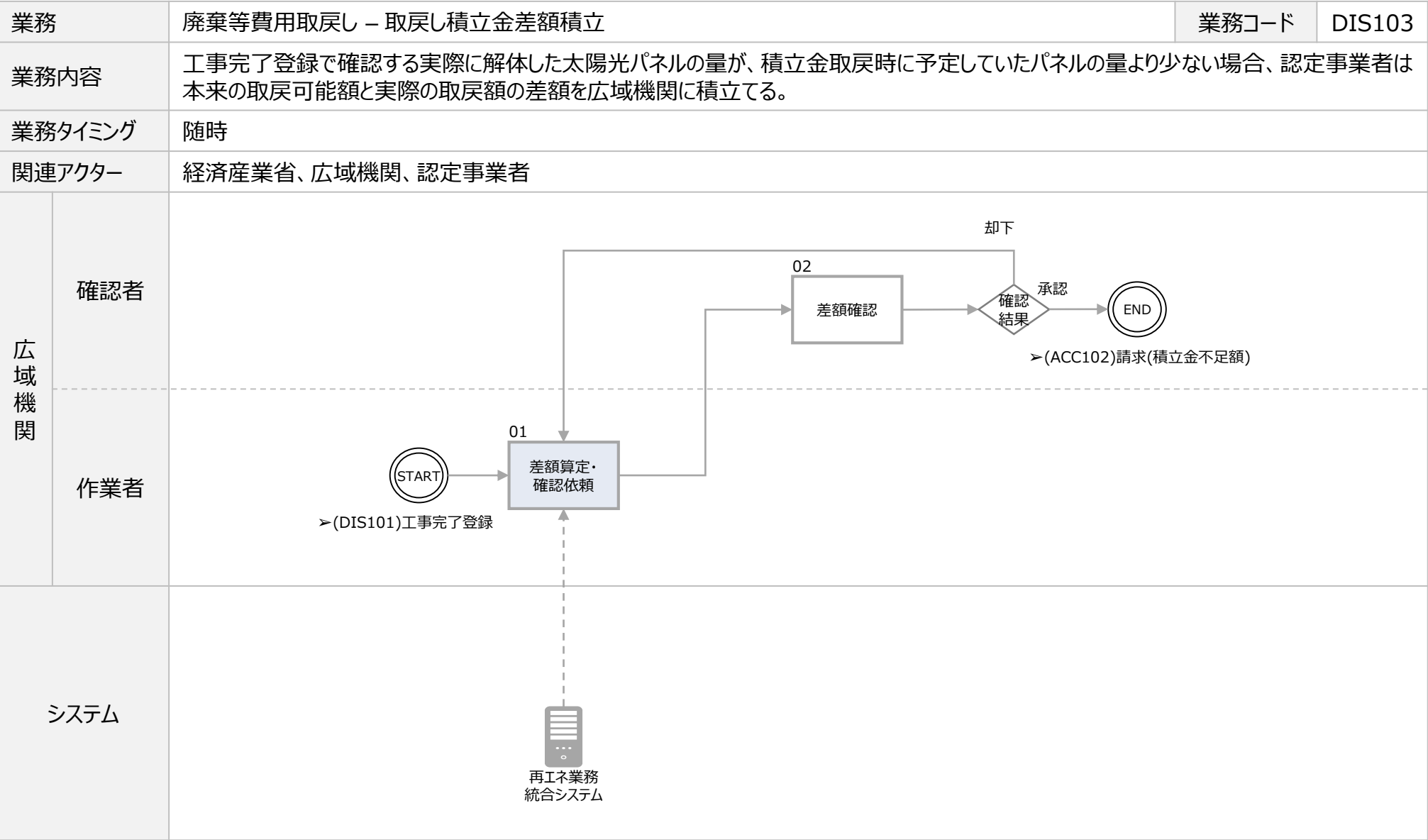
廃棄等費用積立：廃棄等費用取戻し – 取戻し積立金差額積立

凡例

再エネ業務統合システム

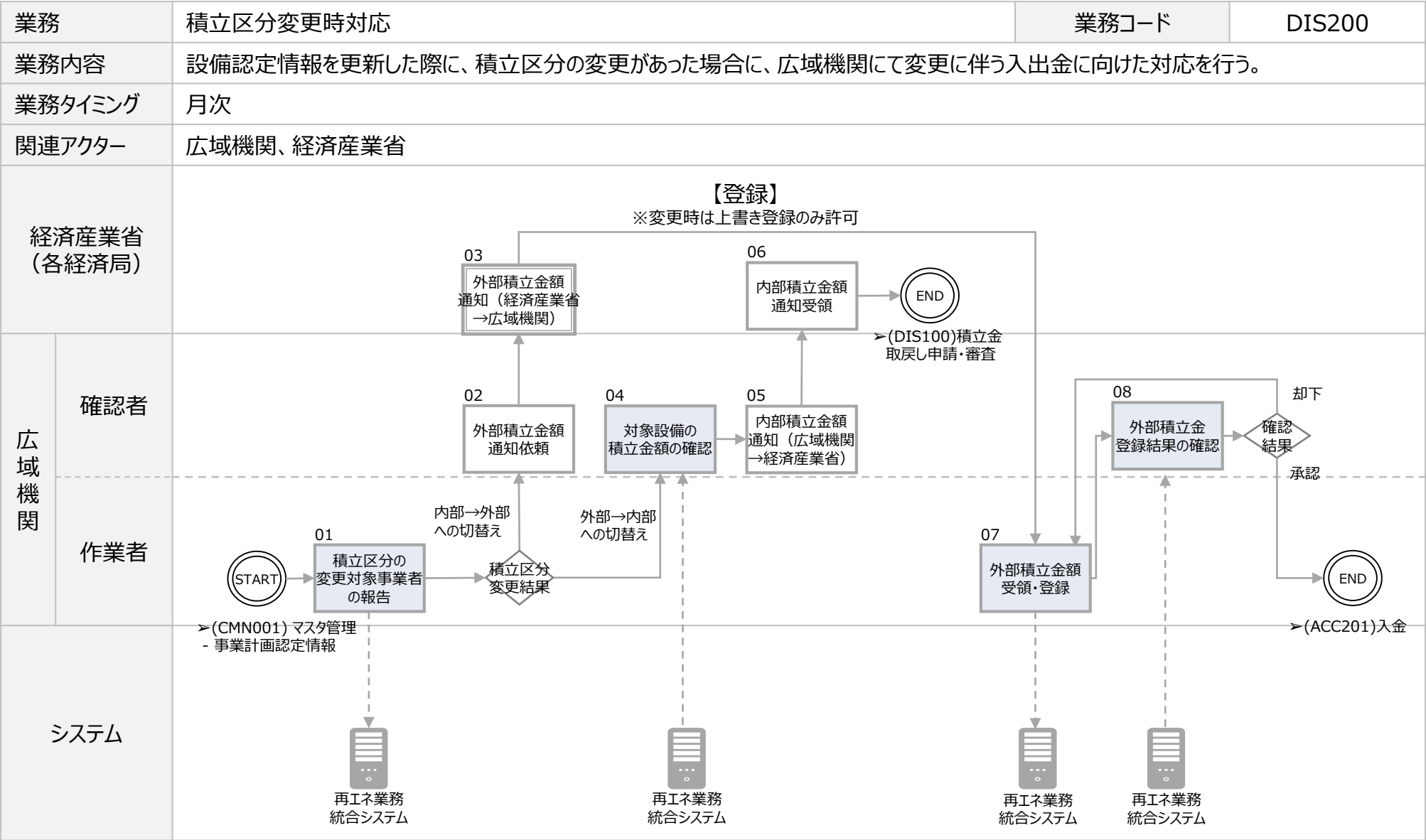
業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務フロー
廃棄等費用積立：積立区分変更時対応

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



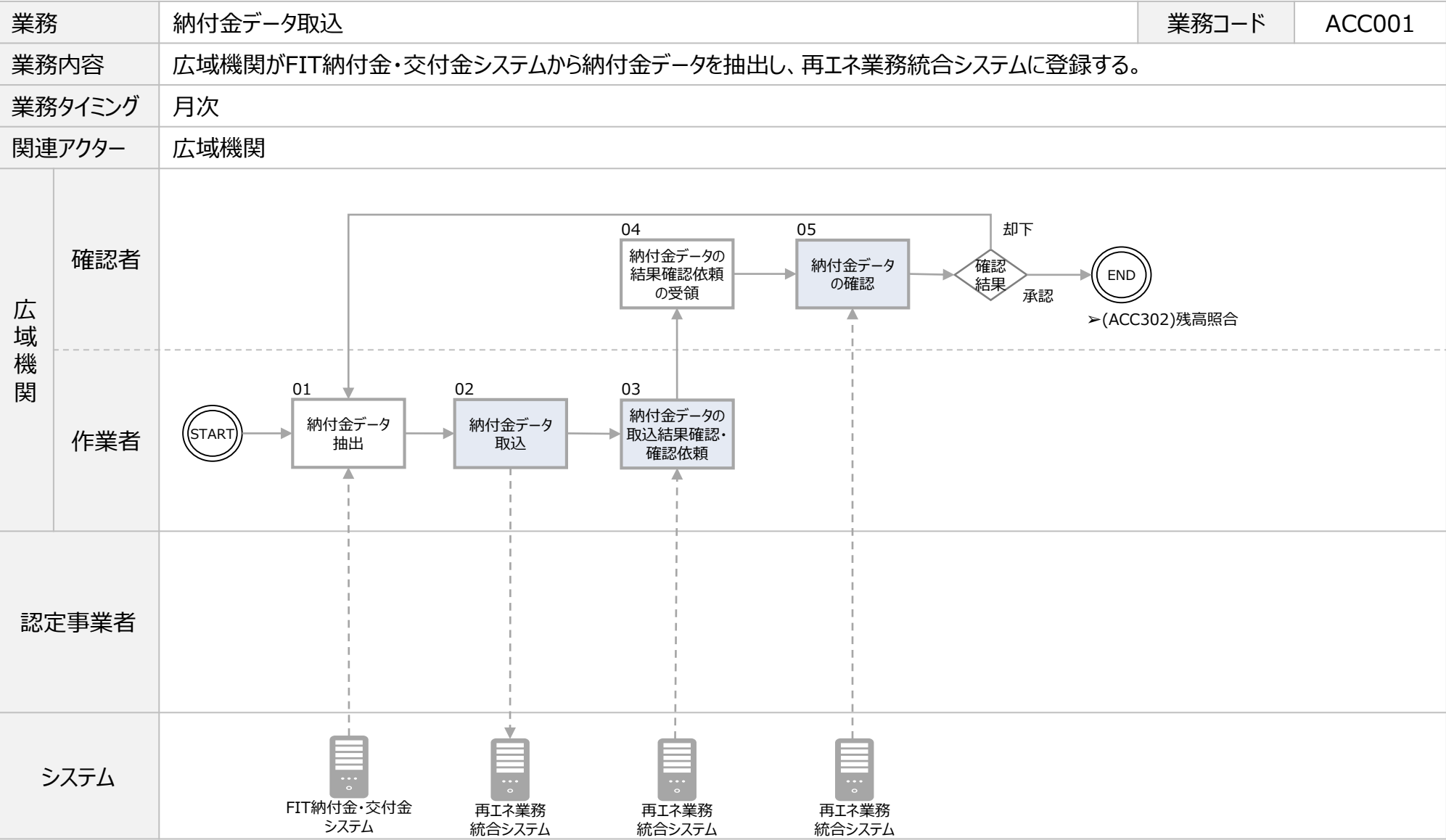
業務プロセス	「03:外部積立金額通知（経済産業省→広域機関）」
業務詳細仕様	
広域機関に対する外部積立金額の通知内容 経済産業省が認定事業者と連絡をとり、積立必要総額、分割条件（当初額（現状の内部積立額含む。）、毎月の支払額や期限等）を記載した通知書を認定事業者および広域機関に対して発行。当該通知の内容に従って、広域機関が請求書を発行し認定事業者は積立を行う。	

第4章 資金管理・報告

業務		業務コード
納付金データ取込		ACC001
支払通知・請求	支払通知(FIP交付金・積立金)	ACC100
	支払通知(積立金取戻し・外部 →内部積立切替時)	ACC101
	請求(積立金不足額)	ACC102
入出金管理	出金	ACC200
	入金	ACC201
	未入金状況の確認	ACC202
	未入金督促	ACC203

業務		業務コード
残高管理	期日到来未回収残高の確認	ACC300
	期日到来未払残高の確認	ACC301
	残高照合	ACC302
	積立金残高証明書発行	ACC303
財務会計連携	財務会計連携	ACC400
経済産業省報告	FIP交付金算定結果報告書	ACC503
	廃棄等費用積立金報告書	ACC504
	その他	ACC505
連絡・通知	連絡事項の掲載・通知	ACC600

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

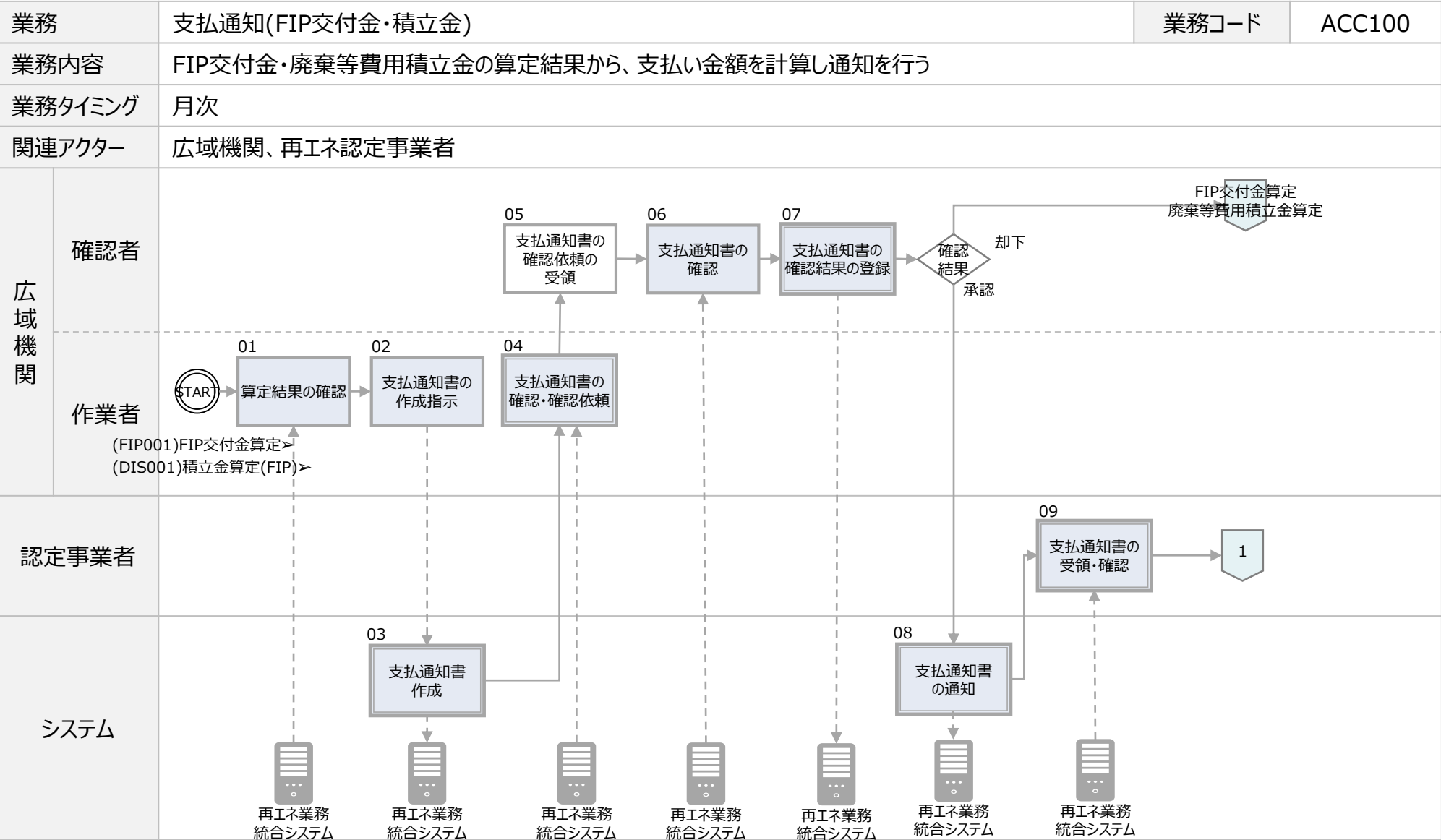


凡例

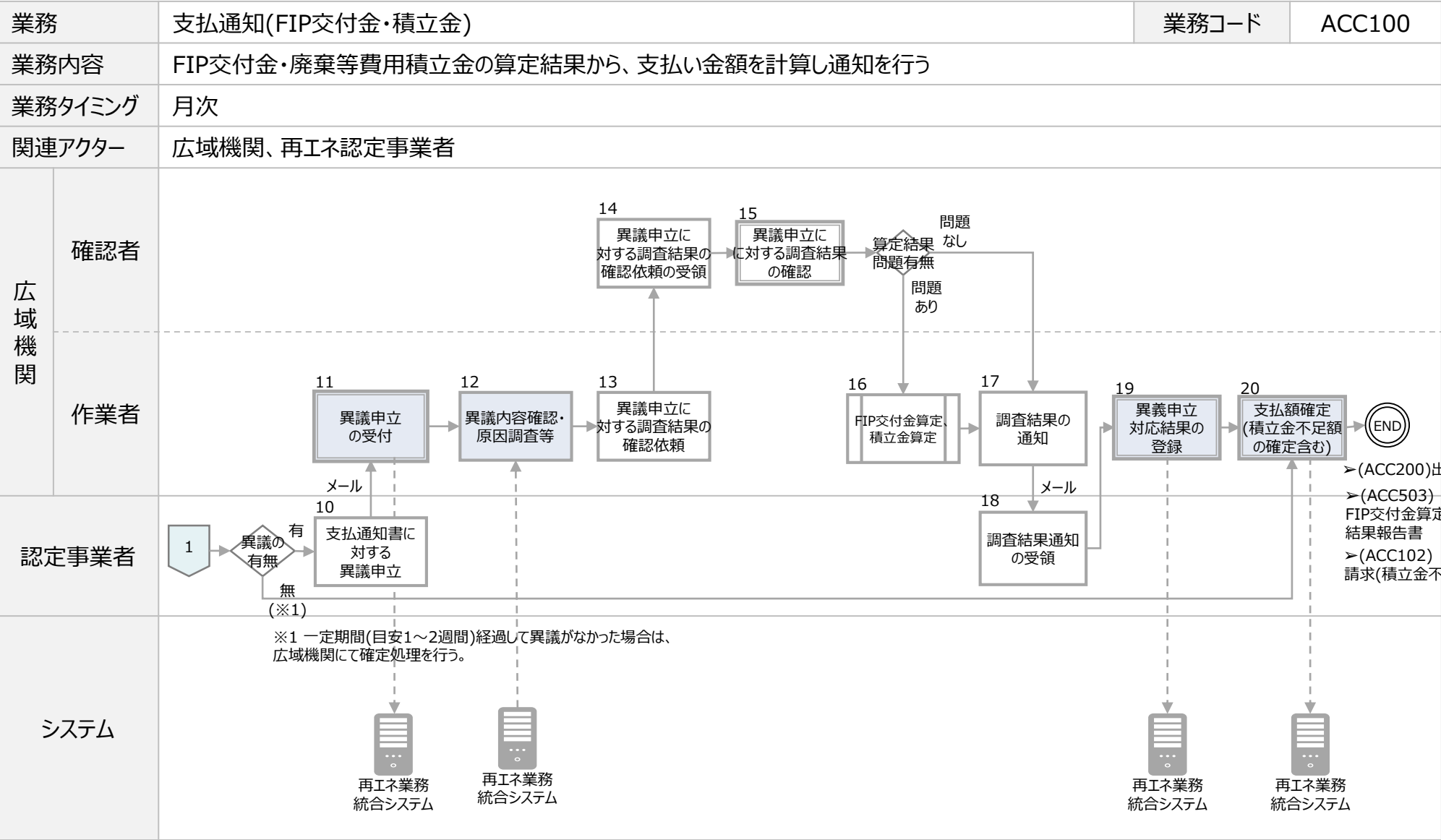
再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス「04:支払通知書の確認・確認依頼」「15:異議申立に対する調査結果の確認」「20:支払額確定(積立金不足額の確定含む)」

業務詳細仕様

「04:支払通知書の確認・確認依頼」での算定結果の修正

事業者へ交付金額を通知する前に通常の算定式と異なる交付金額を交付する必要がある場合、広域機関で以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
算定諸元に誤りはないが、通常の算定式と異なる交付金額を交付する場合	“FIP交付金削除機能”で通常算定結果を削除し、“FIP交付金登録(白紙入力)機能”を用いて異なる交付金額を一から入力。

「15:異議申立に対する調査結果の確認」で承認する算定結果修正のパターン

事業者へ交付金額を通知後に算定額を修正する、または通常の算定式と異なる交付金額を交付する必要がある場合、広域機関で以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
事業者全体に影響する算定諸元を修正する場合	算定諸元を上書きし、全事業者に交付金を再通知。お知らせに掲載。
個別事業者の諸元(供給電力量)を修正する場合	供給電力量の合計値のみ変更(コマ修正なし)の上、交付金を再通知。
算定諸元に誤りはないが、通常の算定式と異なる交付金額を交付する場合	“FIP交付金削除機能”で通常算定結果を削除し、“FIP交付金登録(白紙入力)機能”を用いて異なる交付金額を一から入力。

「20:支払額確定(積立金不足額の確定含む)」以降の算定結果の修正

FIP交付金額を確定後に算定額を修正する、または通常の算定式と異なる交付金額を交付する必要がある場合、広域機関で以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
算定諸元の何れかを修正する場合	翌月、“FIP交付金登録(白紙入力)機能”または“入出金明細作成”にて差額を手入力する。
算定諸元に誤りはないが、通常の算定式と異なる交付金額を交付する場合	※過去の算定諸元を上書きせずに、対象案件の精算金を個別計算する機能を持たせる。

業務プロセス「03:支払通知書作成」

業務詳細仕様

算定結果確認と支払結果通知との関係性

- 電源別に計算したFIP交付金・廃棄等費用積立金額を集計して、事業者別の支払通知書を作成する。
- 事業者別の集計結果がFIP交付金 < 廃棄等費用積立金となる場合は、支払額「供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後)」を¥0とし、不足額の請求は年次のタイミングで清算を行う。なお、複数設備を有する事業者の場合は、月内で電源別の不足額を相殺することを想定する。

【支払通知書の作成イメージ】

月次

算定結果

事業者名	電源種別	設備ID	交付金 (控除前)	積立金
A	太陽光	A1	▲50	120
B	太陽光	B1	▲100	150
B	風力	B2	▲300	—
C	太陽光	C1	▲200	10
C	太陽光	C2	▲50	150
C	太陽光	C3	▲30	230

支払通知書作成

支払通知書(事業者A)

供給促進交付金の額(積立金控除後)：0*

積立金不足額：70

FIP交付金	太陽光	A1	▲50
廃棄等費用積立金	太陽光	A1	120

支払通知書(事業者B)

供給促進交付金の額(積立金控除後)：▲250

積立金不足額：0

FIP交付金	太陽光	B1	▲100
	風力	B2	▲300
廃棄等費用積立金	太陽光	B1	150
	太陽光	B2	-

支払通知書(事業者C)

供給促進交付金の額(積立金控除後)：0*

積立金不足額：110

FIP交付金	太陽光	C1	▲200
	太陽光	C2	▲50
	太陽光	C3	▲30
廃棄等費用積立金	太陽光	C1	10
	太陽光	C2	150
	太陽光	C3	230

年次

請求書作成

年次で精算実施
➤ (ACC102)
請求(積立金不足額)にて作成

—

年次で精算実施
➤ (ACC102)
請求(積立金不足額)にて作成

* :FIP交付金 < 廃棄等費用積立金
となるため、支払額「供給促進交付金
の額(廃棄等費用積立金控除後)」を
¥0とする

業務プロセス

「03:支払通知書作成」

業務詳細仕様

支払額が0円になる場合の取り扱い

FIP交付金<廃棄等費用積立金となった場合は、「供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後)」=¥0で通知する。

不足額は月次単位で管理を行い、以下いずれかの条件に該当する場合は認定事業者に請求を行う。

✓条件1：年度末時点(3月分の交付金算定時)に不足額(累計)>0

✓条件2：FIP交付期間満了時点(最終月の交付金算定時)に不足額(累計)>0

➢(ACC102)請求(積立金不足額)へ

【不足額発生時の金額累積・請求イメージ】

対象年月		FIP交付金 (控除前)	積立金額	FIP交付金 (控除後)	積立金額 実績	不足額	
		①	②	①-② (マイナスの場合¥0)	①≥②⇒② ②>①⇒①	当月	累計
						②-① (マイナスの場合¥0)	前月累計に 当月分を加算
2022年度	4月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥0
	5月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥0
	6月	¥35	¥40	¥0	¥35	¥5	¥5
	7月	¥50	¥60	¥0	¥50	¥10	¥15
	8月	¥60	¥30	¥30	¥30	¥0	¥15
	9月	¥60	¥30	¥30	¥30	¥0	¥15
	10月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥15
	11月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥15
	12月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥15
	1月	¥35	¥40	¥0	¥35	¥5	¥20
	2月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥20
	3月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥20
累計		¥940	¥340	¥620	¥320	¥0	¥20

毎月不足額を累積していく
(支払通知書の中で当月不足額、
累計不足額を通知)

← 年度末：この時点で不足額(累計)>0となる場合は、
請求処理を実施。
➢(ACC102)請求(積立金不足額)へ

業務プロセス

「03:支払通知書作成」「07:支払通知書の確認結果の登録」「08:支払通知書の通知」「09:支払通知書の確認」

業務詳細仕様

支払通知書の主な記載内容(1/2)

記載項目		説明
基本情報	支払通知書No	支払通知書を一意に管理するNo
	取引年月日	支払通知対象となる取引が発生した年月日
	支払通知日	支払通知書の文書発行日
	件名	支払通知を行う取引対象の名称
	支払通知書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
	支払通知書宛名	支払先となる事業者名
	金額合計	摘要に記載された金額の合計
	支払期限日	広域機関が実施する支払期限日
	振込口座情報	広域機関が振込を行う口座情報
明細管理情報	支払明細No	支払明細を一意に管理するNo
明細基本情報	対象年度・月	取引対象が発生した年・月
	取引対象	取引対象の内容(FIP交付金、廃棄等費用積立、廃棄等費用積立取戻し)
	供給促進交付金の額(※1)	
	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除前)	廃棄等費用積立金控除前のFIP交付額
	廃棄等費用積立金の額	(DIS001)廃棄等費用積立金算定で導出した当月の積立額
	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後)	廃棄等費用積立金控除後のFIP交付額(※2)
その他必要事項(次頁)		取引対象の詳細(対象の電源名や各取引の算定根拠等)⇒通知すべき算定根拠等については次頁

※1 再エネ特措法 第二条の五（供給促進交付金の額の決定、通知等）
第二条の五 推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し**交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項**を通知しなければならない。

※2 廃棄等費用積立の控除は設備ID単位に処理して、事業者へ通知する際に上記の形に集約することになる。ただし、控除対象は外部積立のみで、**内部積立は控除対象外**とする。
また、控除後の金額が**マイナスになる場合は一律¥0で通知**する。

業務プロセス「03:支払通知書作成」「07:支払通知書の確認結果の登録」「08:支払通知書の通知」「09:支払通知書の確認」

業務詳細仕様

支払通知書の主な記載内容(2/2)

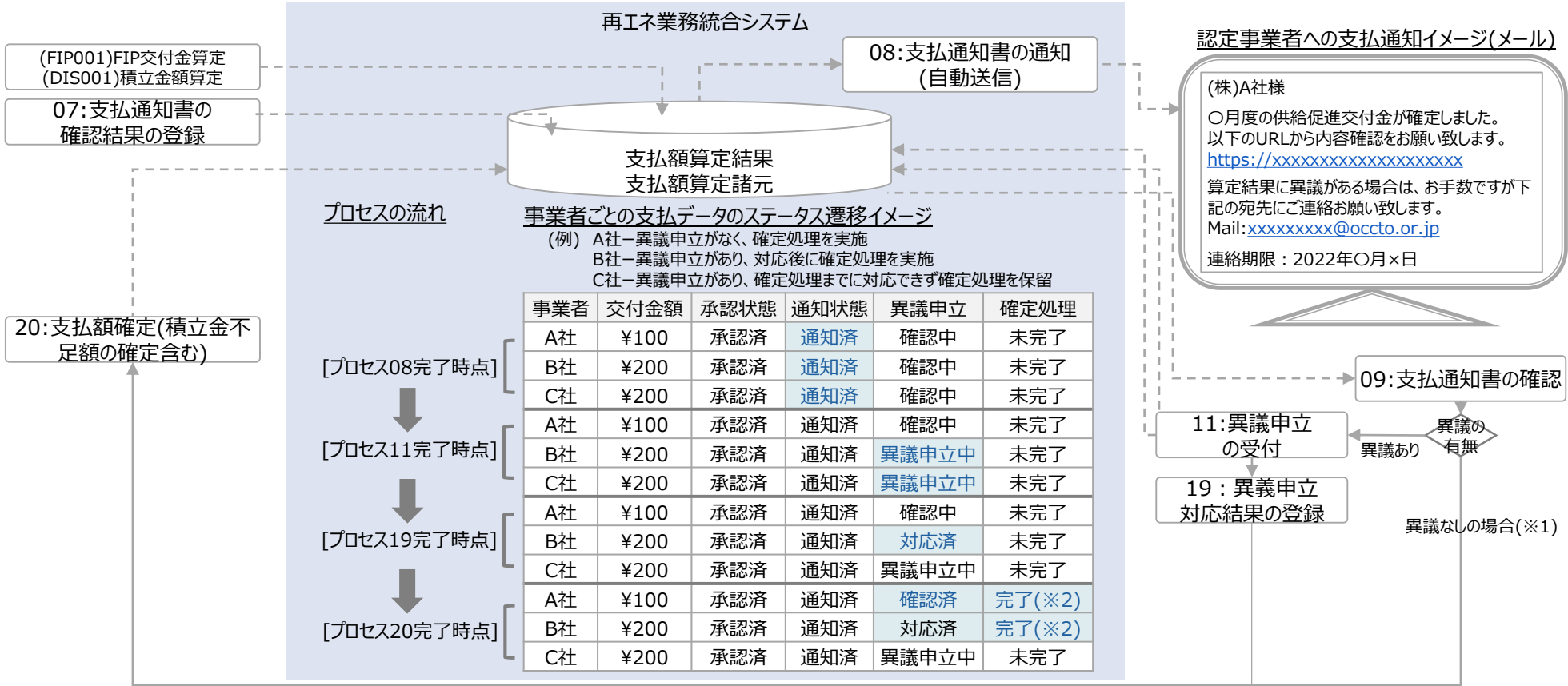
記載項目		説明
その他必要事項	供給促進交付金の算定根拠	検針日データが複数月に跨る場合は対象月分を通知する
	基準価格	対象事業者のFIP単価
	卸電力市場の参照価格	対象エリアの「前年度年間平均市場価格」+「当月補正価格」 ※0.01円/kWhコマ含む
	非化石価値相当額	非化石価値取引市場(非FIT再エネ)の前年1年分の平均額
	バランシングコスト	経済産業省が公表する当年度のバランシングコスト
	調整前プレミアム単価	0.01円/kWhコマ含む市場価格を基に算定した単価
	調整後プレミアム単価	0.01円/kWhコマのプレミアム不払い分をその他同一エリアコマに割り付けた単価
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)	対象事業者の当月供給電力量 ※0.01円/kWhコマ含む
	供給電力量(0.01円/kWhコマ除く)	対象事業者の当月供給電力量 ※0.01円/kWhコマ除く
	廃棄等費用積立金の算定根拠	—
	解体等積立基準額	経済産業省が公表する電源種別ごとの積立単価
	供給電力量	対象事業者の当月供給電力量 ※0.01円/kWhコマ含む
	積立金不足額(当月度)	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除前) < 廃棄等費用積立金の額の場合、その差額
	積立金不足額(当年度累計)	積立金不足額(当月度)の当年度累計額

業務プロセス 「07:支払通知書の確認結果の登録」「08:支払通知書の通知」「09:支払通知書の確認」「11:異議申立の受付」
「19：異義申立対応結果の登録」「20:支払額確定(積立金不足額の確定含む)」

業務詳細仕様

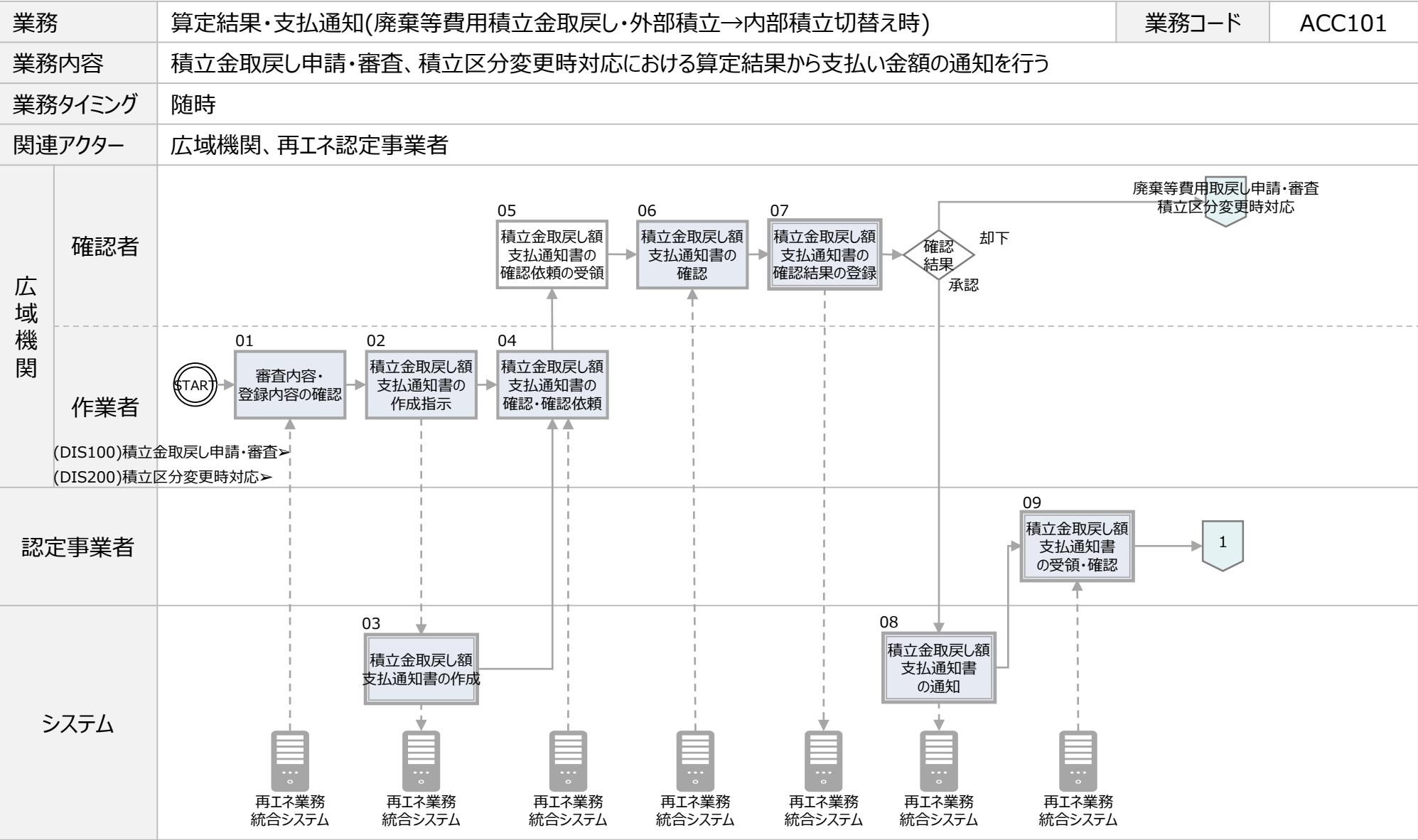
支払額確定の流れ

- 認定事業者に対して広域機関からメールを送付し、算定が完了したことを通知する。（システムにて自動送信）※このメール本文には具体的な内容は記載しない。
- 各認定事業者は、システムを直接参照することでFIP交付金・廃棄等費用積立金・支払い金額および算定根拠を確認する。
- 異議申立があった場合は、ステータスを「異議申立中」にし、確定処理の対象外とする。
- 一定期間経過後、「確認中」および「対応済」のものへ確定処理を行い、出金プロセスに遷移させる。

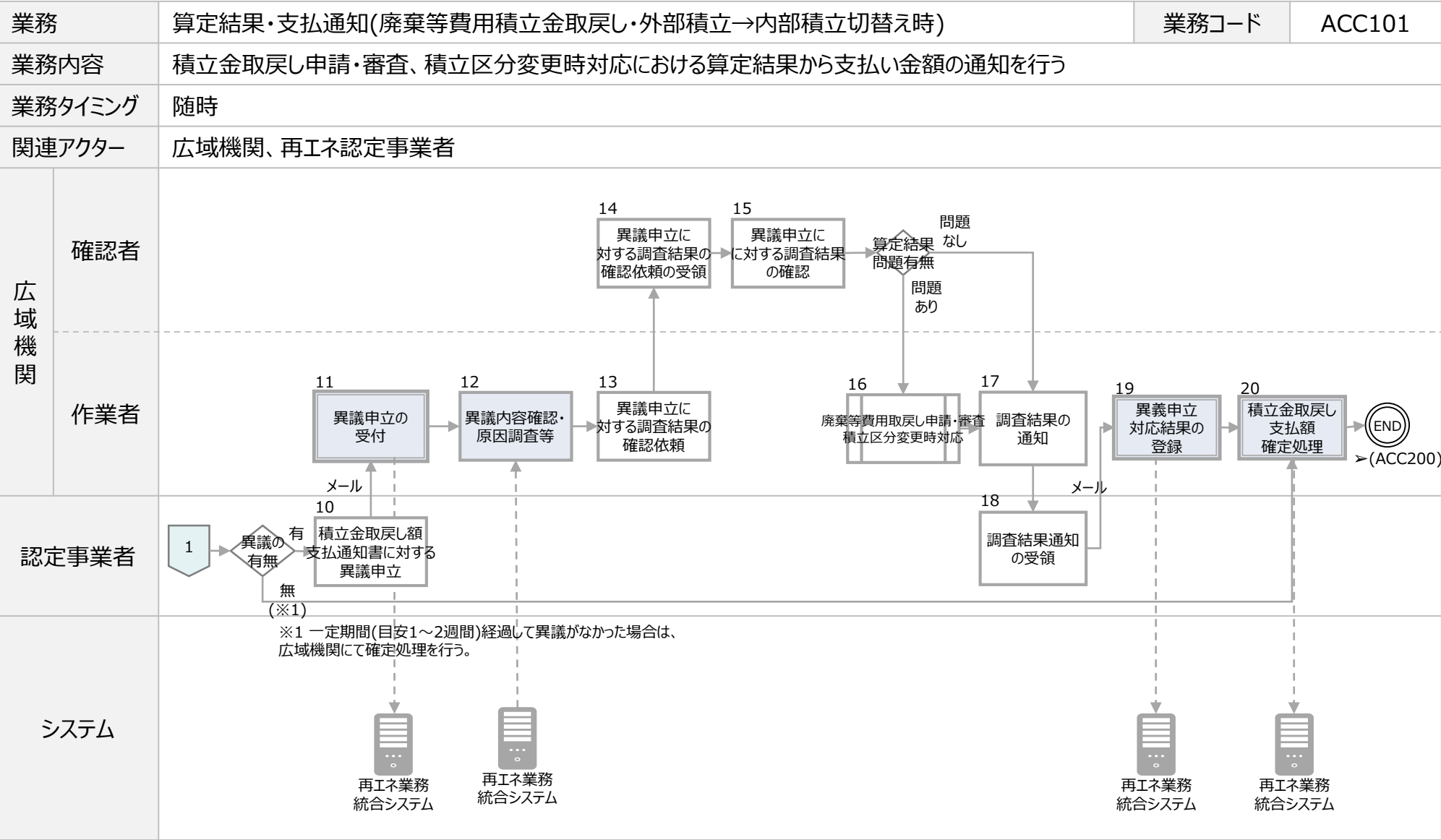


※1 一定期間経過して異議がなかった場合は、広域機関にて当月度確定処理を行う。 ※2 確定処理は一括・個別いずれも可能とするよう、システムを考慮する。

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「03:積立金取戻し額支払通知書の作成」「08:積立金取戻し額支払通知書の確認」

業務詳細仕様

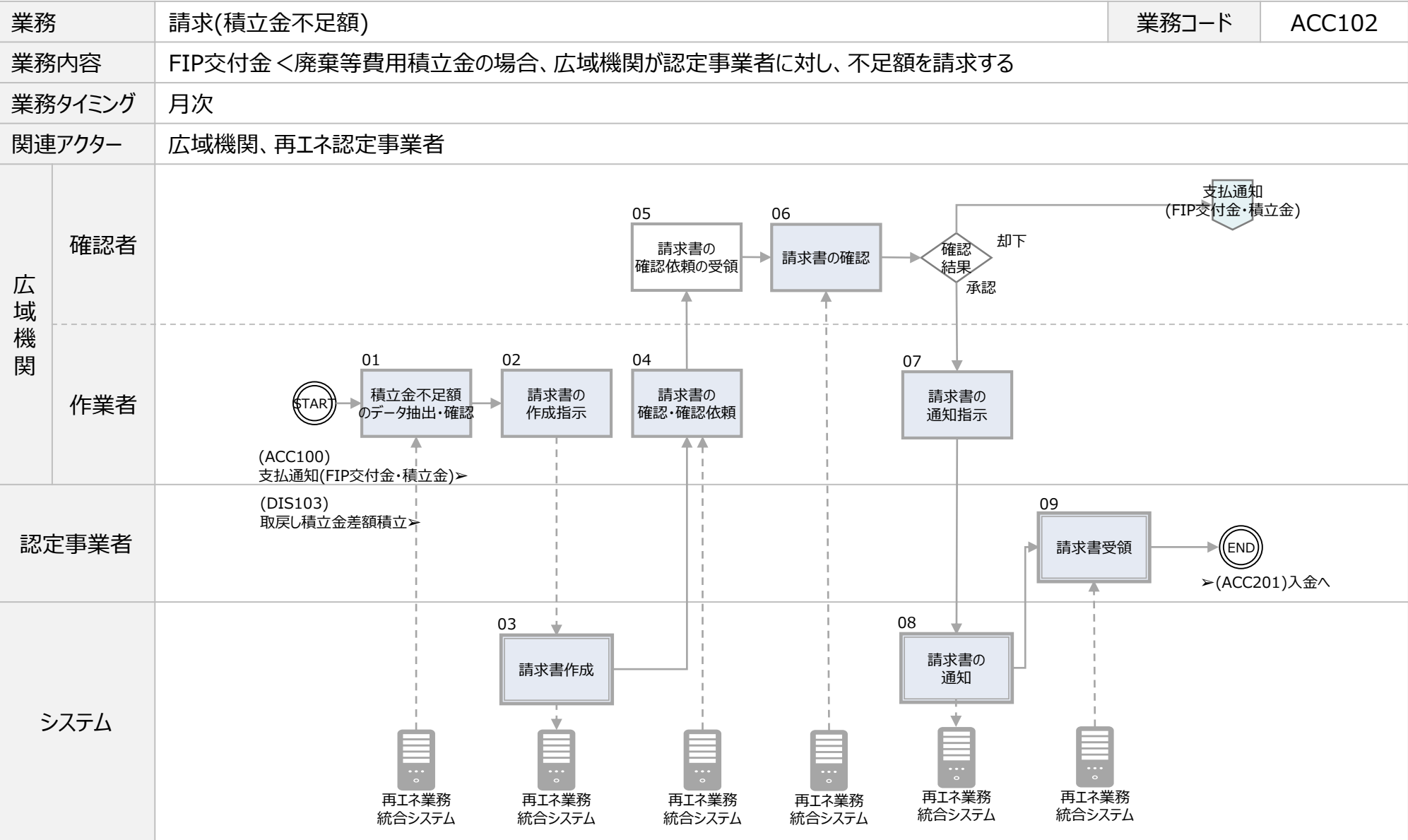
支払通知書の主な記載内容

記載項目		説明
基本情報	支払通知書No	支払通知書を一意に管理するNo
	取引年月日	支払通知対象となる取引が発生した年月日
	支払通知日	支払通知書の文書発行日
	件名	支払通知を行う取引対象の名称
	支払通知書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
	支払通知書宛名	支払先となる事業者名
	金額合計	摘要に記載された金額の合計
	支払期限日	広域機関が実施する支払期限日
	振込口座情報	広域機関が振込を行う口座情報
明細情報	支払明細No	支払明細を一意に管理するNo
	対象年月	取引対象が発生した年月
	取引対象	取引対象の内容(廃棄等費用積立取戻し)
	金額	摘要ごとの金額
	解体等費用積立金取戻し額候補	
	① 廃棄比率からの算定額	取戻し申請時の同項目を支払通知時点で再算定した金額
	② 取戻し時の積立額	取戻し申請時の同項目を支払通知時点で再算定した金額
③ 実際の廃棄費用	取戻し申請時の同項目を支払通知時点で再算定した金額	

※本取引は不課税である旨を欄外に明記

業務プロセス	「07:積立金取戻し額支払通知書の確認結果の登録」「08:積立金取戻し額支払通知書の通知」「09:積立金取戻し額支払通知書の確認」「11:異議申立の受付」「19：異義申立対応結果の登録」「20:積立金取戻し支払額確定処理」
業務詳細仕様	
支払額確定の流れ 支払額確定の流れは、(ACC100)支払通知(FIP交付金・積立金)と同様。	

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「02:請求書作成」「05:請求書通知・送付」「06:請求書受領」

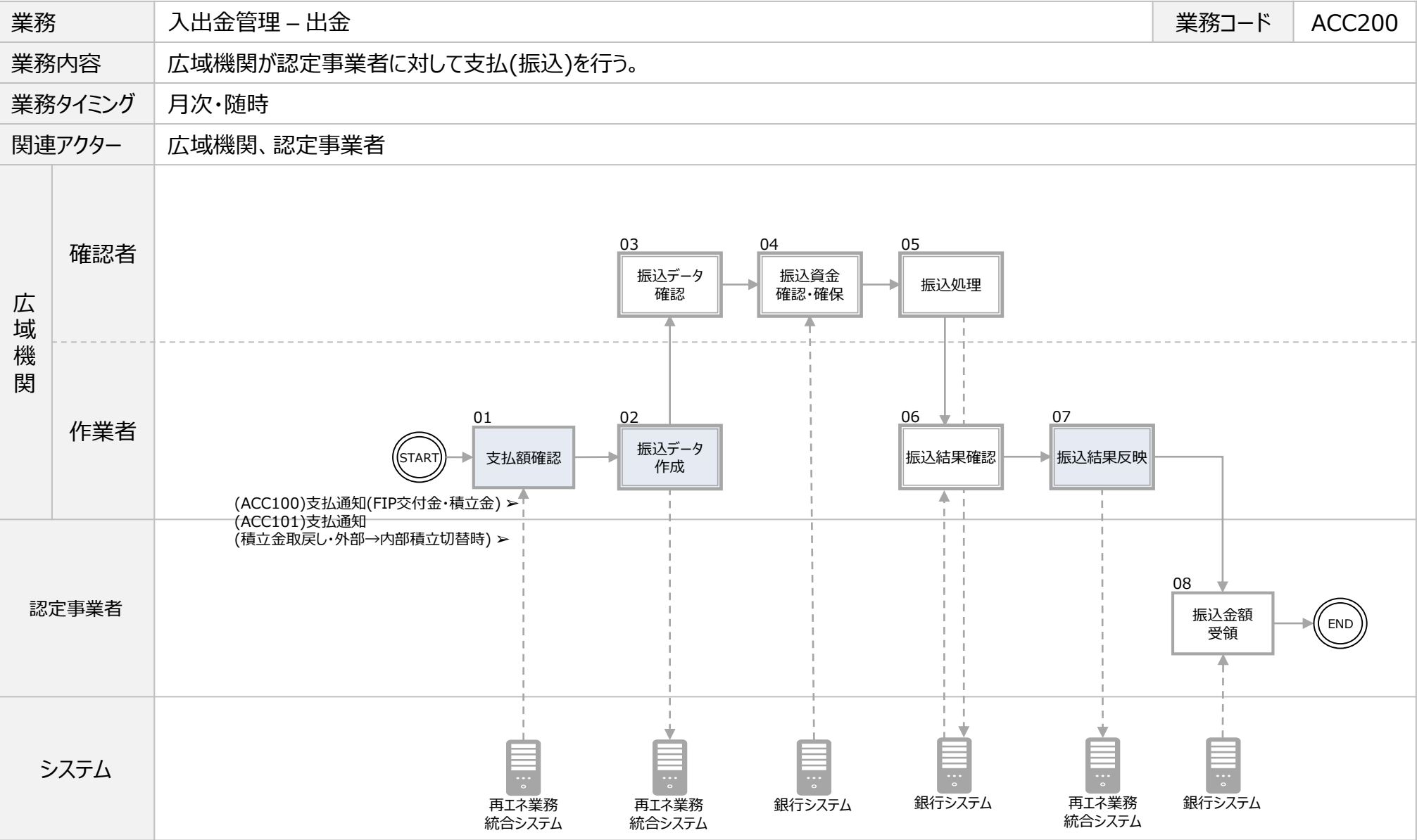
業務詳細仕様

請求書の主な記載内容

記載項目		説明
基本情報	請求書No	請求書を一意に管理するNo
	取引年月日	請求対象となる取引が発生した年月日
	請求日	請求書の文書発行日
	件名	請求を行う取引対象の名称
	請求書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
	請求書宛名	請求対象となる事業者名
	適格請求書発行事業者登録番号	適格請求書発行事業者(広域機関)の登録番号
	金額合計	摘要に記載された金額の合計
	入金期限日	事業者に対する入金の期限日
	振込口座情報	各事業者が振込を行う口座情報
明細情報	請求明細No	支払明細を一意に管理するNo
	対象年月	取引対象が発生した年・月
	取引対象	取引対象の内容(廃棄等費用積立金不足額)
	金額	摘要ごとの金額
	摘要	取引対象の詳細(対象の電源名等)

※本取引は不課税である旨を欄外に明記

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

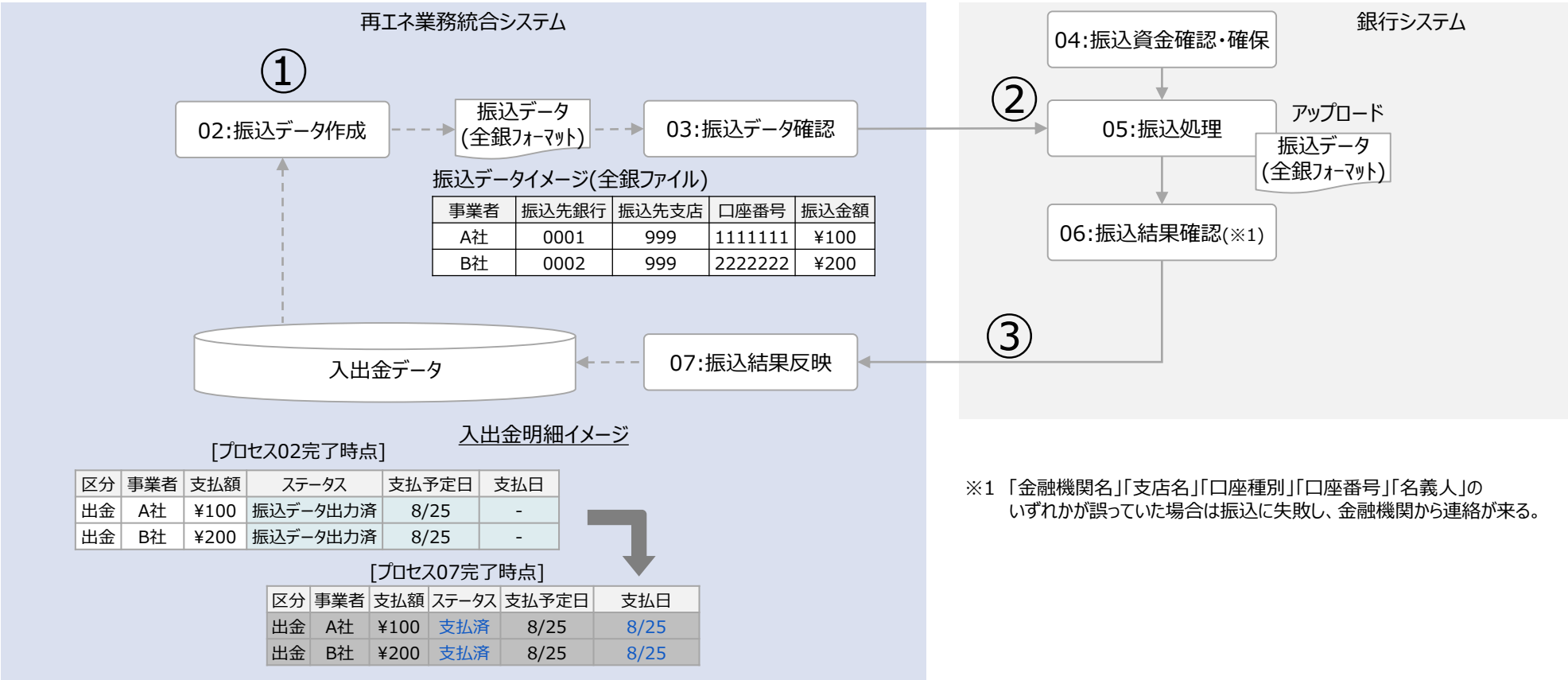


業務プロセス 「02:振込データ作成」「03:振込データ確認」「04:振込資金確認・確保」「05:振込処理」「06:振込結果確認」「07:振込結果反映」

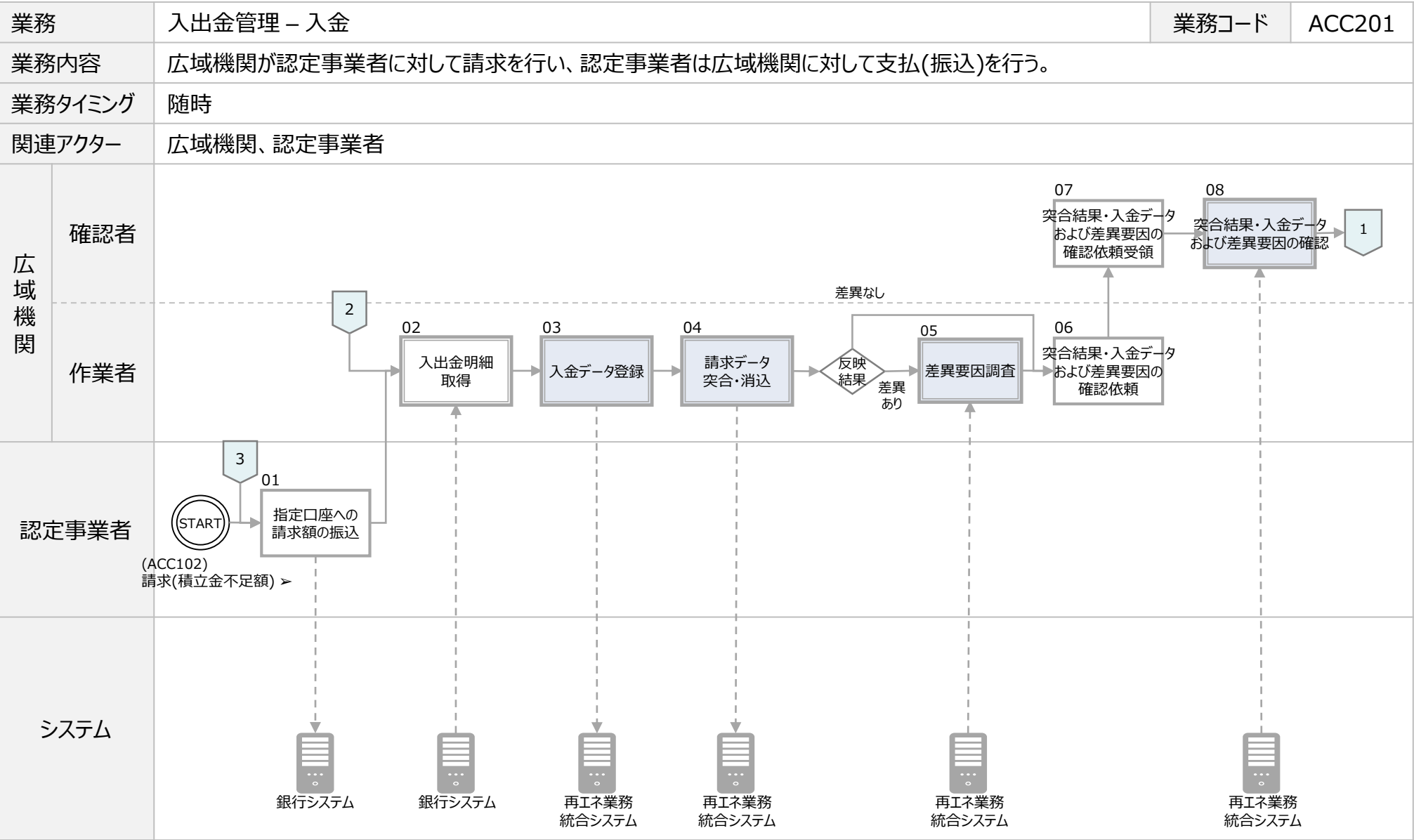
業務詳細仕様

支払業務のプロセス・データ遷移イメージ

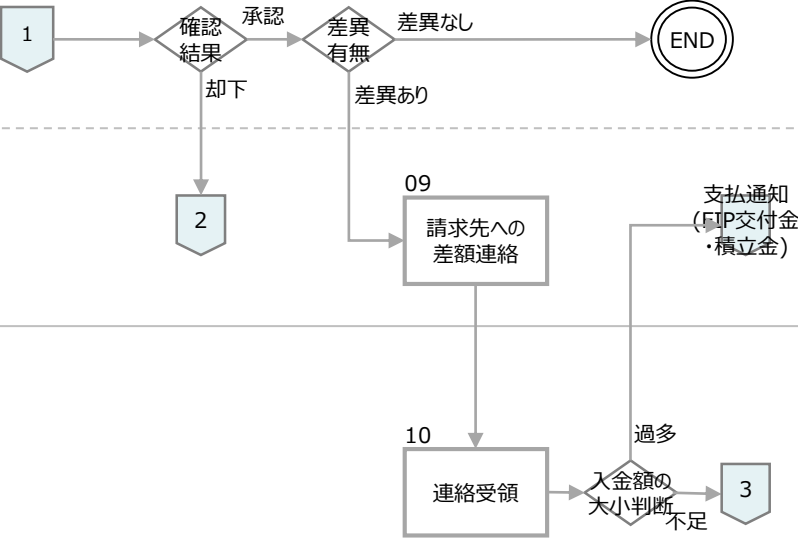
- ① 支払通知書の作成後、振込データ(全銀フォーマット)を作成する。
- ② 振込データ(全銀フォーマット)を用いて、当月分を一括で振込処理する。
- ③ 振込結果を確認し、問題なく処理された場合は再エネ業務統合システムに結果反映する。(「ステータス」「支払日」を変更する)
再エネ業務統合システムへの結果反映は、対象を選択して一括で結果反映を可能とする。



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

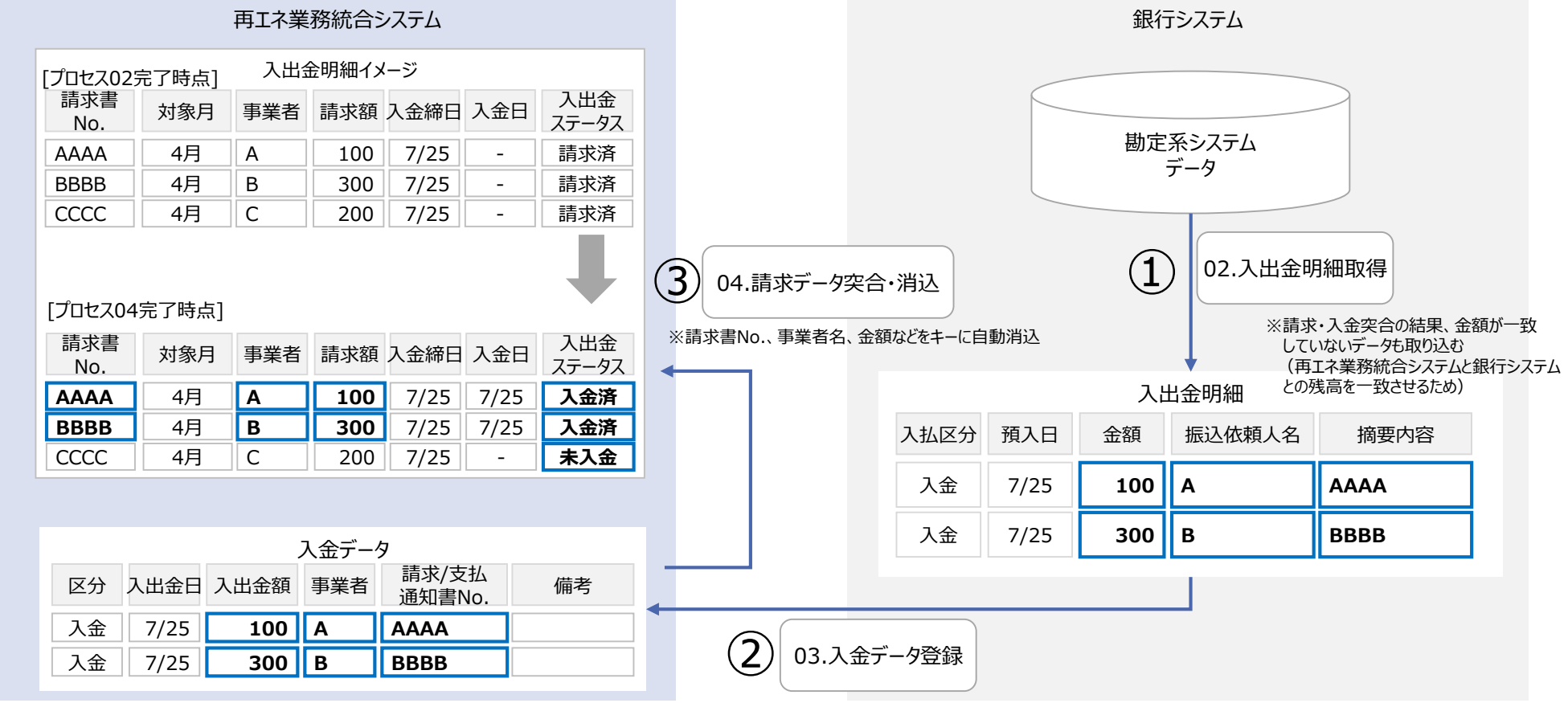
業務		入出金管理－入金	業務コード	ACC201
業務内容		広域機関が認定事業者に対して請求を行い、認定事業者は広域機関に対して支払(振込)を行う。		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者			
	作業者			
認定事業者				
システム				

業務プロセス 「02:入出金明細取得」「03:入金データ登録」「04:請求データ突合・消込」

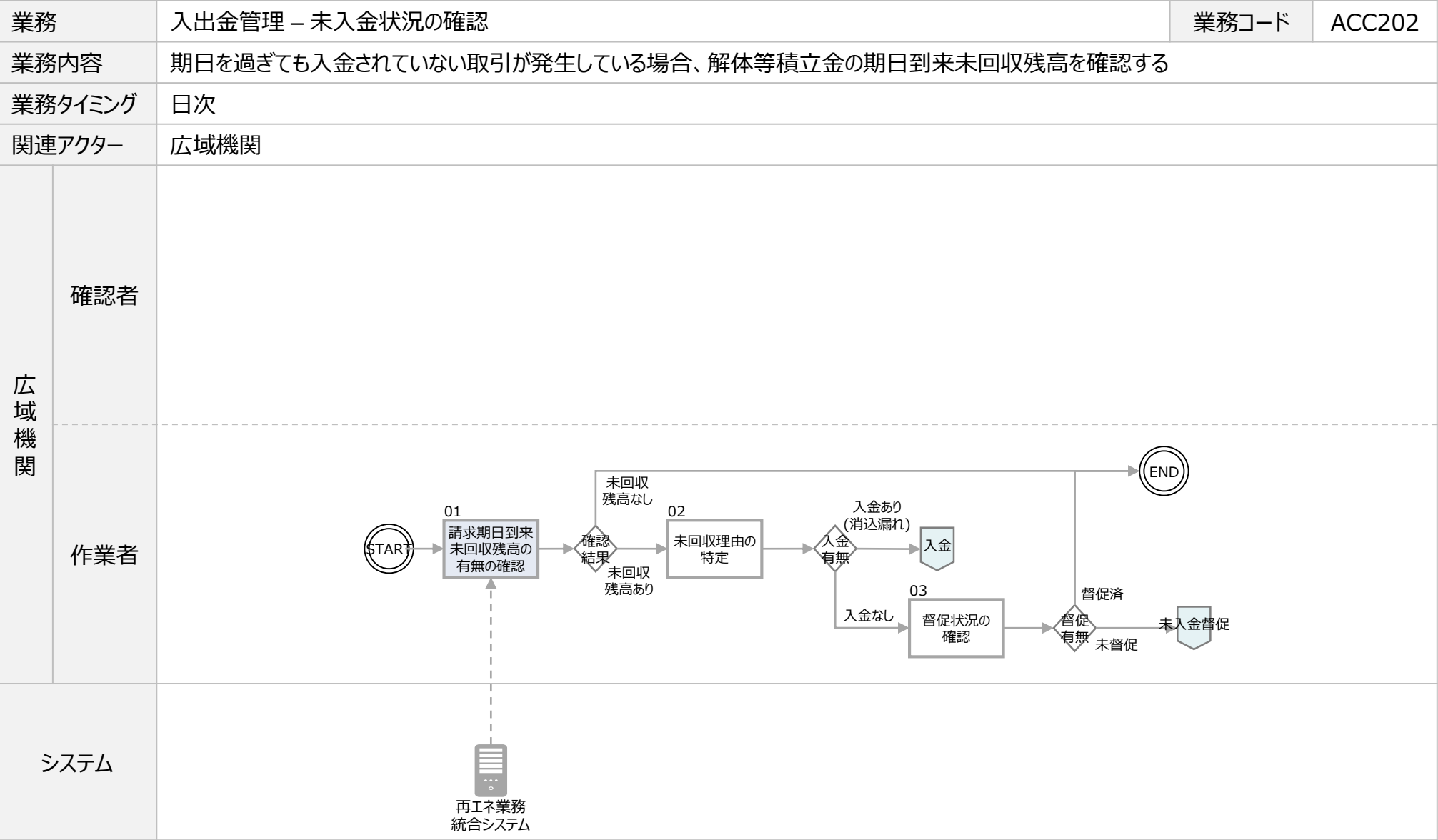
業務詳細仕様

入金消込業務のプロセス・データ遷移イメージ

- ① 銀行システムから入出金明細情報を取得する。
- ② 再エネ業務統合システムに入金データを登録する。
- ③ 入金データの請求書No.,事業者名、金額などをキーにして再エネ業務統合システムの請求データの自動消込を実施する。
未入金や入金額不足の場合、督促を通じて不足額を回収できた段階で請求データの消込を行う。（不足額に関する新規の請求書は発行しない）



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



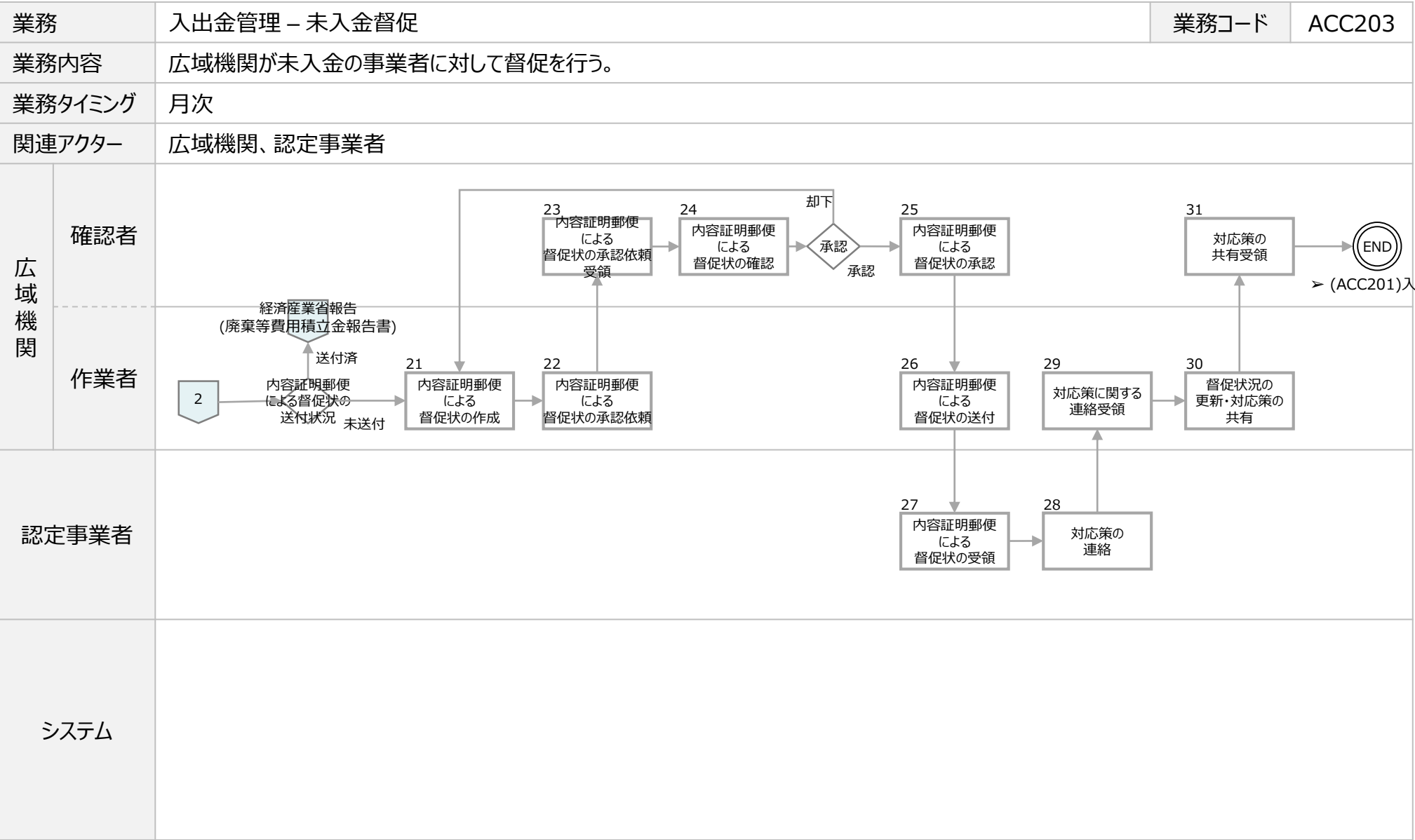
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		入出金管理 – 未入金督促	業務コード	ACC203
業務内容		広域機関が未入金の事業者に対して督促を行う。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	<pre>graph TD START((START)) --> D1{電話連絡の実施状況} D1 -- 実施済 --> 1{{1}} D1 -- 未実施 --> 01[01 担当者への電話連絡] 01 --> 02[02 電話の受領] 02 --> 03[03 広域機関への支払確認] 03 --> D2{広域機関への支払有無} D2 -- 有 --> 04[04 確認結果連絡] D2 -- 無 --> 06[06 対応策の連絡] 04 --> 05[05 確認結果連絡受領] 05 -- 入金 --> 1 06 --> 07[07 対応策に関する連絡受領] 07 --> 08[08 督促状況の更新・対応策の共有] 08 --> 09[09 対応策の共有受領] 09 --> END((END)) style 1 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 01 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 02 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 03 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 04 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 05 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 06 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 07 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 08 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style 09 fill:#d9f2ff,stroke:#333,stroke-width:1px style END fill:#fff,stroke:#333,stroke-width:1px</pre>		
	作業者			
認定事業者				
システム				

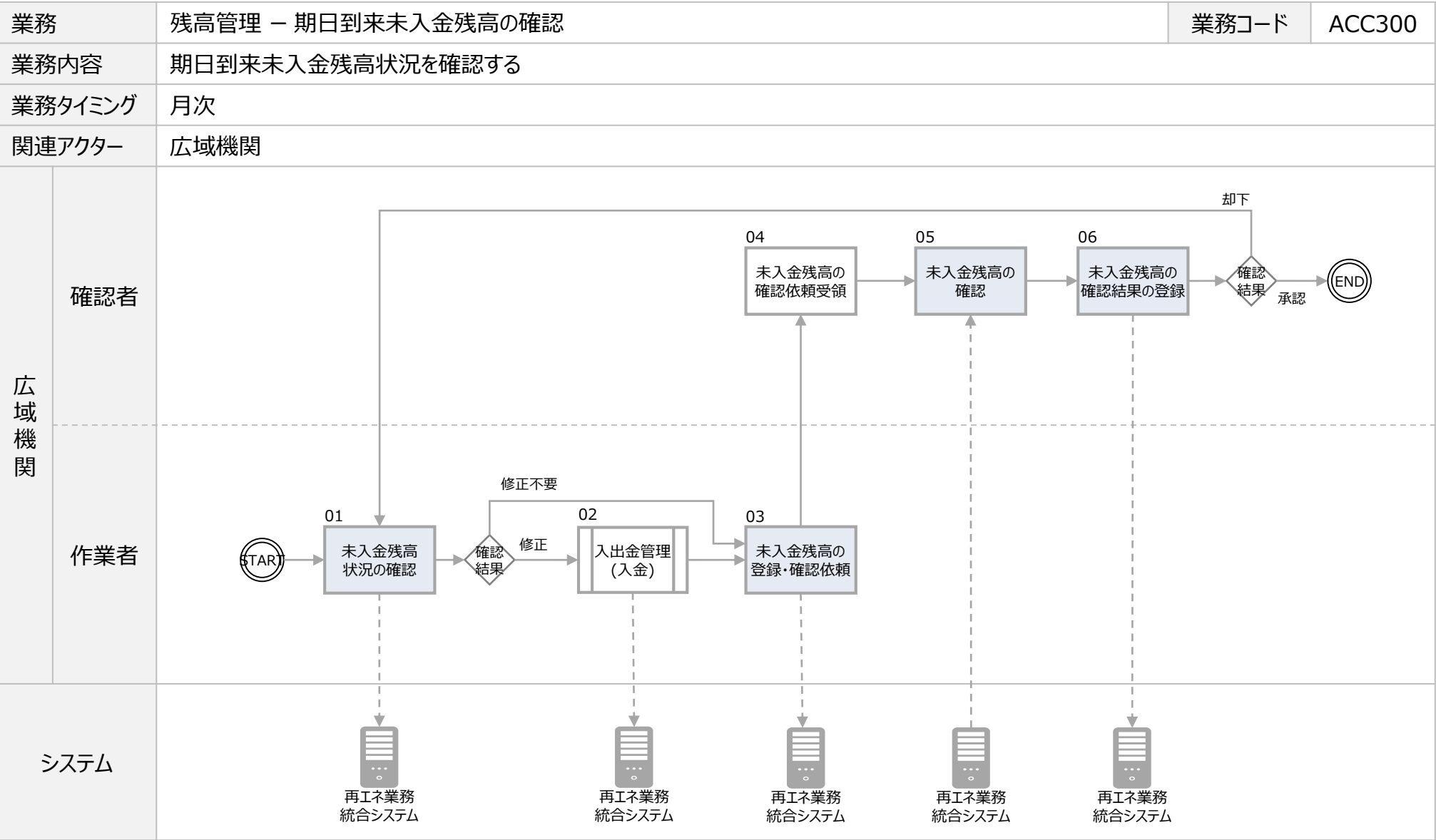
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		入出金管理 – 未入金督促	業務コード	ACC203
業務内容		広域機関が未入金の事業者に対して督促を行う。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	<pre>graph LR 1([1]) --> 2{2} 2 -- "送付済" --> 10[10] 2 -- "未送付" --> 10 10 --> 11[11] 11 --> 12[12] 12 --> 13[13] 13 -- "承認" --> 14[14] 13 -- "却下" --> 10 14 --> 15[15] 15 --> 16[16] 16 --> 17[17] 17 --> 18[18] 18 --> 19[19] 19 --> 20[20] 20 --> 21((END)) 21 --> Note[> (ACC201)入金]</pre>		
	作業者			
認定事業者				
システム				

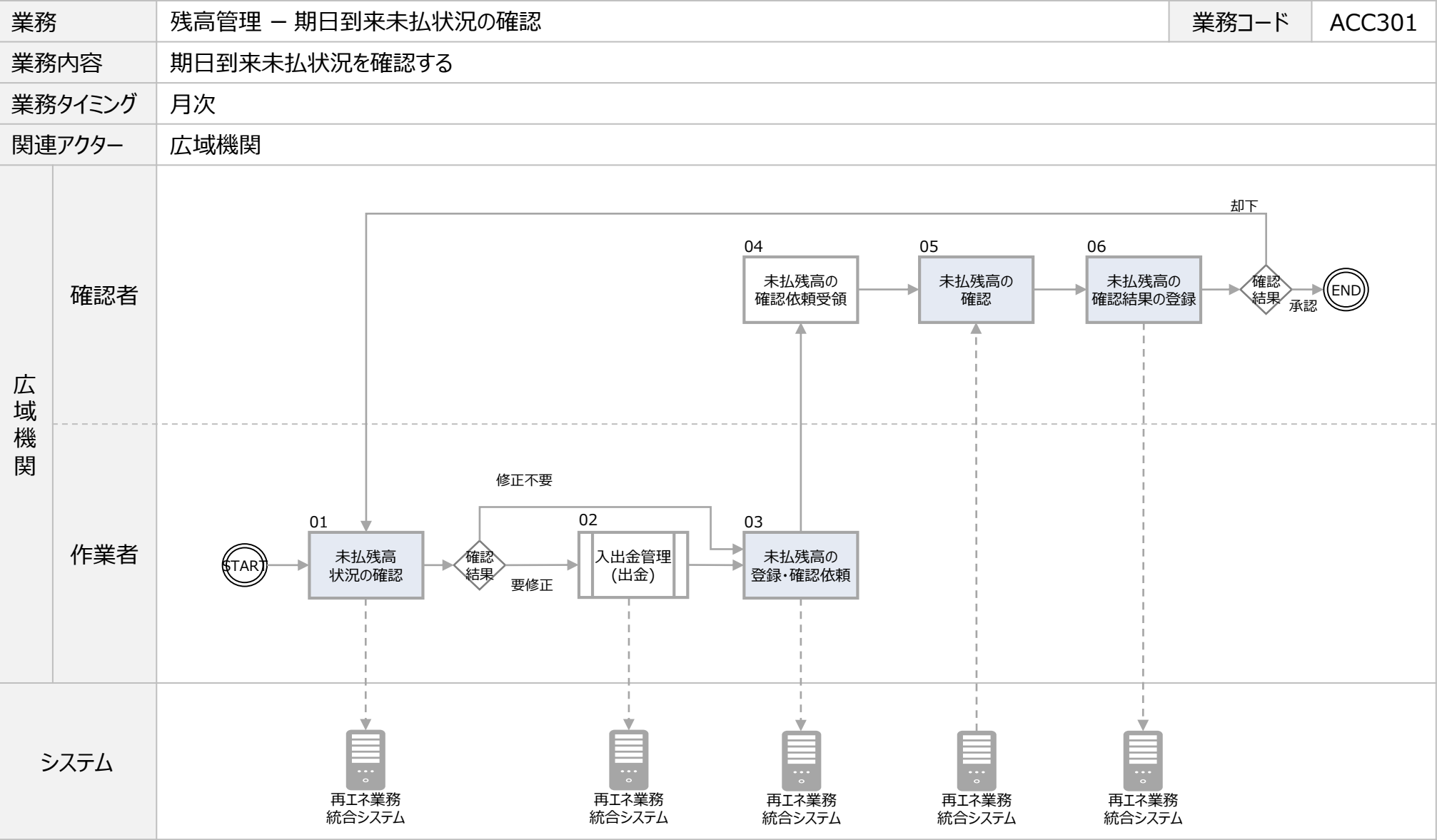
凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例



再エネ業務統合システム



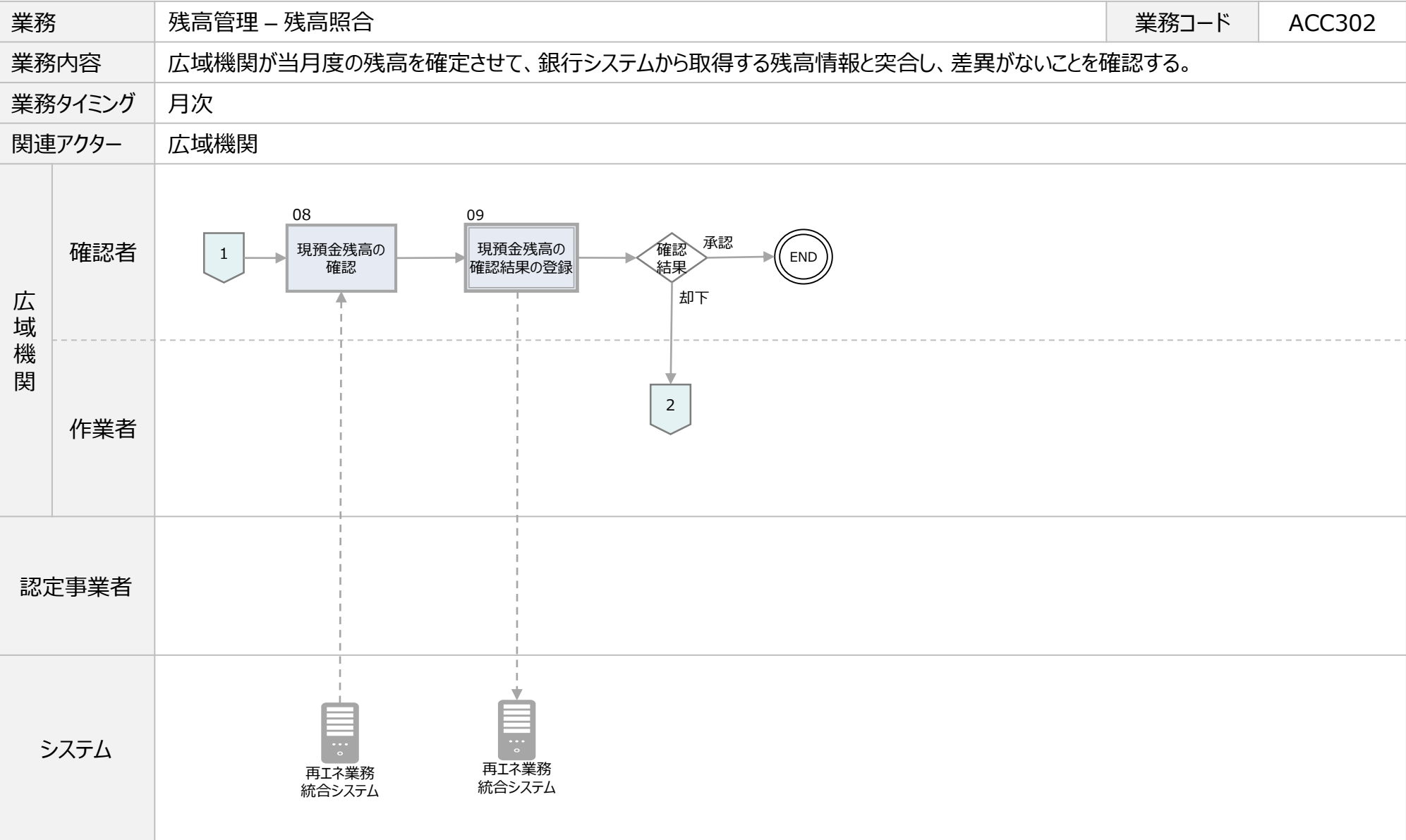
業務詳細仕様の対象



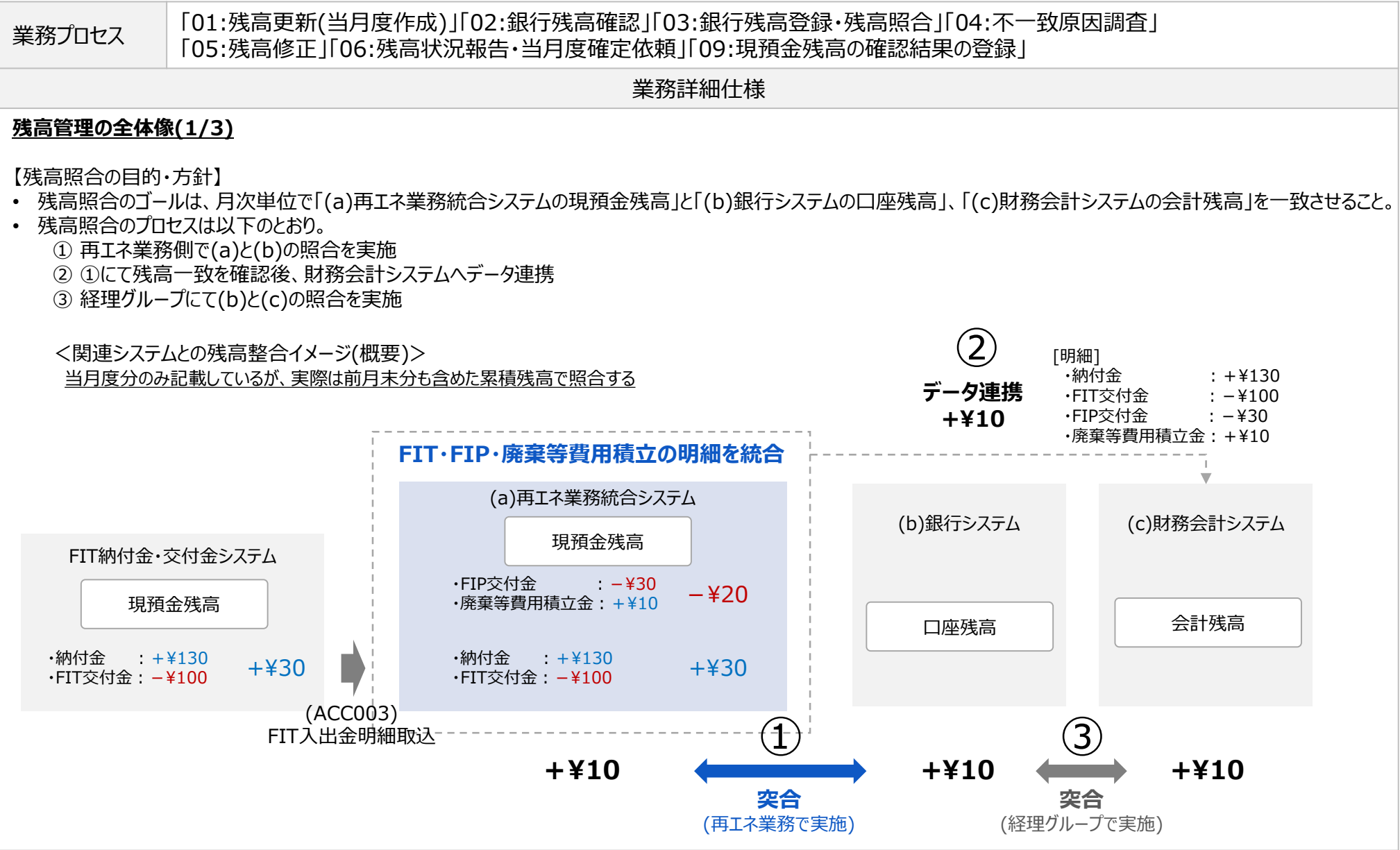
他業務プロセス

※1 原則、残高修正を認めないが、業務が立ち行かなくなることを防ぐためにシステムに修正機能を設ける

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス	「05:残高修正」「10:残高更新(当月度確定)」
業務詳細仕様	
「05:残高修正」での修正対応	
原則、残高修正を認めないが、残高照合時に不一致が発生し業務が立ち行かない場合にのみ、例外的に広域機関で以下の対応をとる。	
修正が必要なケース	対応
口座残高とシステム残高が一致しない	システム残高の修正明細(口座残高との差分)を作成し、システム残高を口座残高に一致させる。



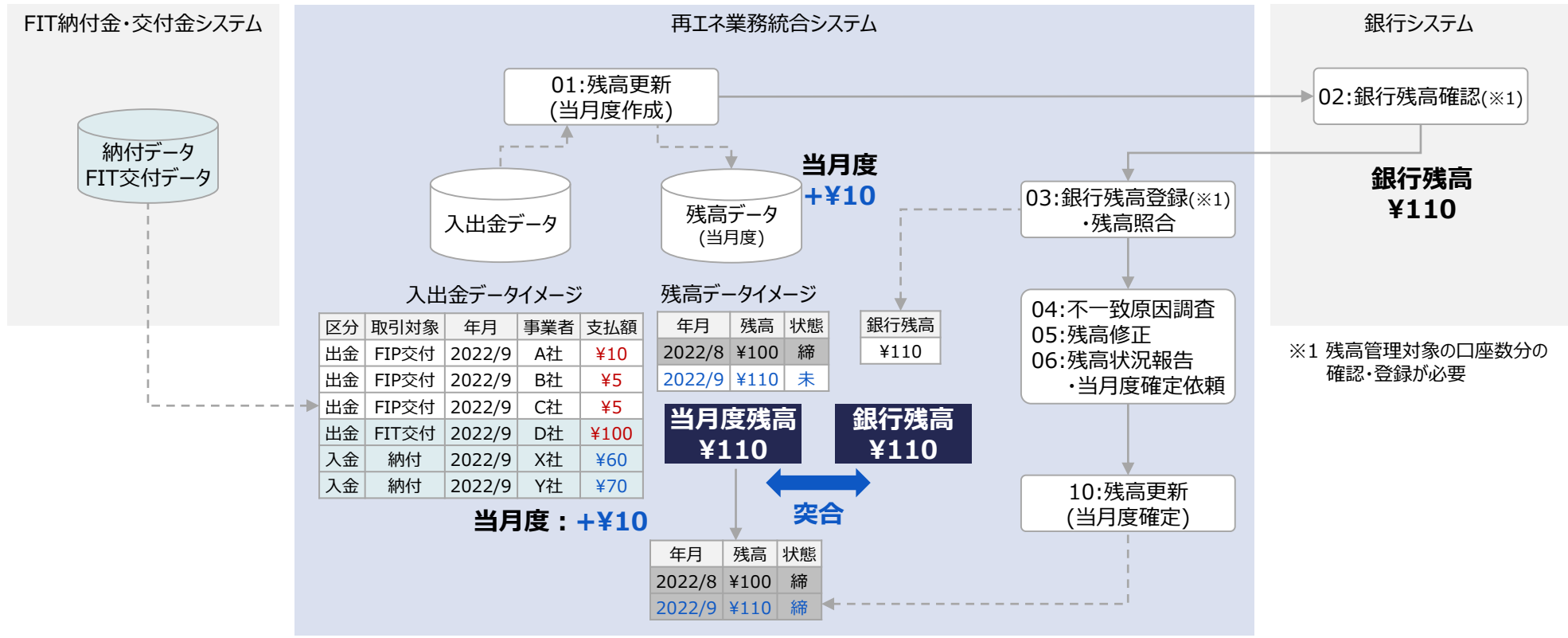
業務プロセス 「01:残高更新(当月度作成)」 「02:銀行残高確認」 「03:銀行残高登録・残高照合」 「04:不一致原因調査」 「05:残高修正」 「06:残高状況報告・当月度確定依頼」 「09:現預金残高の確認結果の登録」

業務詳細仕様

残高管理の全体像(2/3)

- 【残高照合のポイント】
- 入出金明細を基に、当月度の残高データを作成する。
 - 残高照合の結果OKとなった場合は、当月度の再エネ業務統合システムの残高データを確定する。

<関連システムとの残高整合イメージ(詳細)>

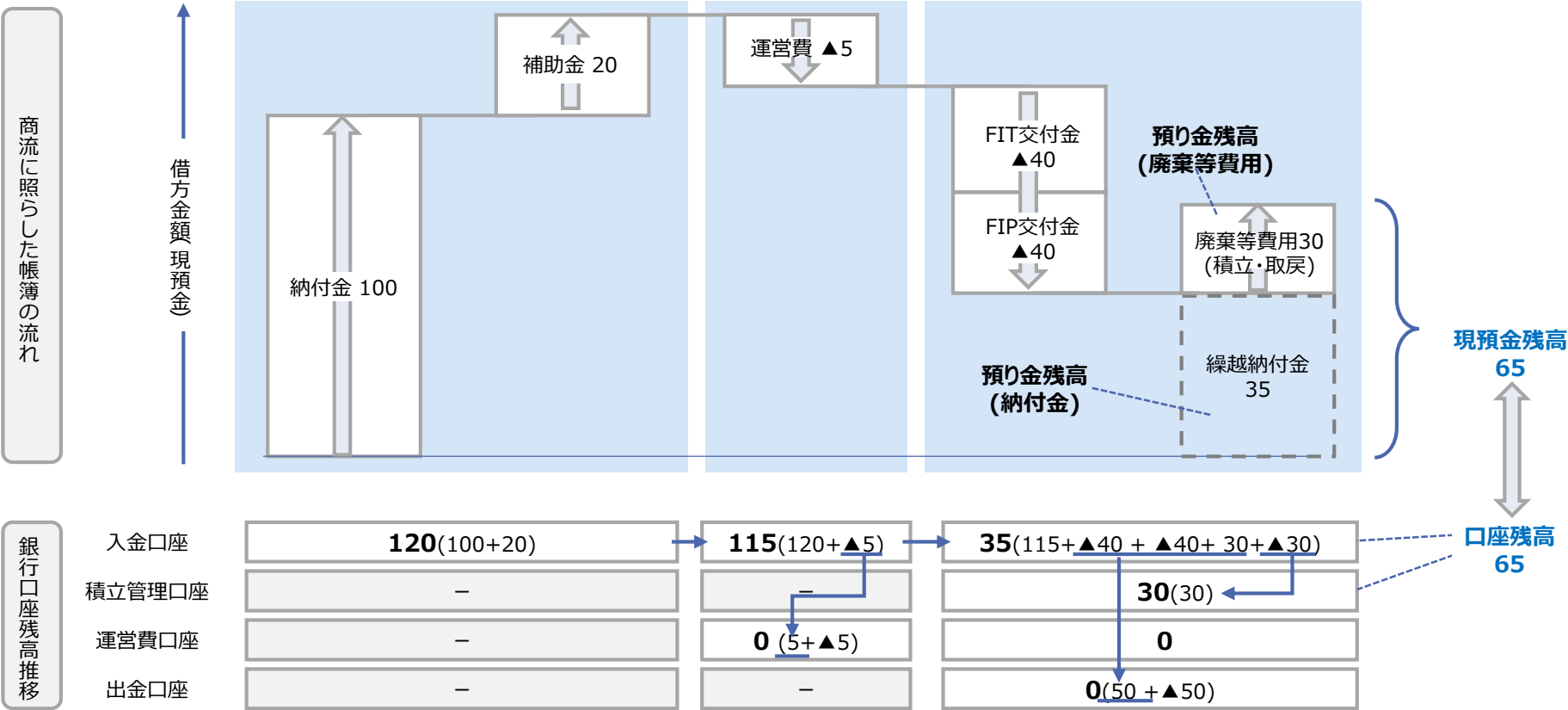


業務プロセス 「03. 銀行残高登録・残高照合」

業務詳細仕様

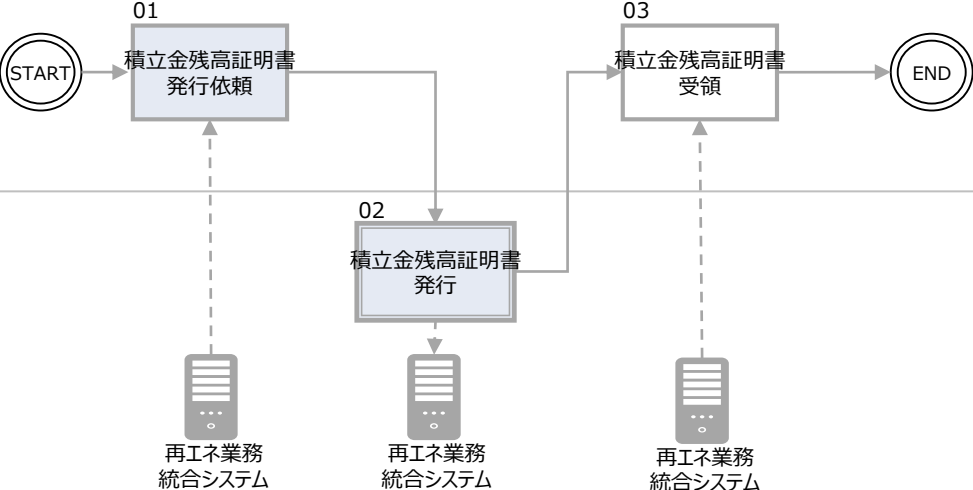
残高管理の全体像(3/3)

- 業務過程でFIT業務での管理データを取込むことを前提に、FIT・FIP・廃棄等費用(積立・取戻)全体での取引別残高管理を行う
- 帳簿上の現預金残高と、商流に照らし最終的に預り金として残る廃棄等費用および繰越納付金(納付金・補助金がFIT交付金・FIP交付金を上回る部分)の合計金額が一致するため、この関係性を確認する
- さらに、帳簿上の現預金残高と銀行口座残高の一致を確認し、正しい残高管理が行われていることを資金面からも裏付ける



※1 帳簿記入上の貸方情報は会計・税務処理の検討結果応じて今後検討予定
※2 銀行口座の運用方針は、FIT業務移管もふまえて今後検討予定

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		残高管理 – 積立金残高証明書発行	業務コード	ACC303
業務内容		認定事業者がシステムで積立金残高証明書を発行する		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者			
	作業者			
認定事業者				
システム				

業務プロセス

「02:積立金残高証明書発行」

業務詳細仕様

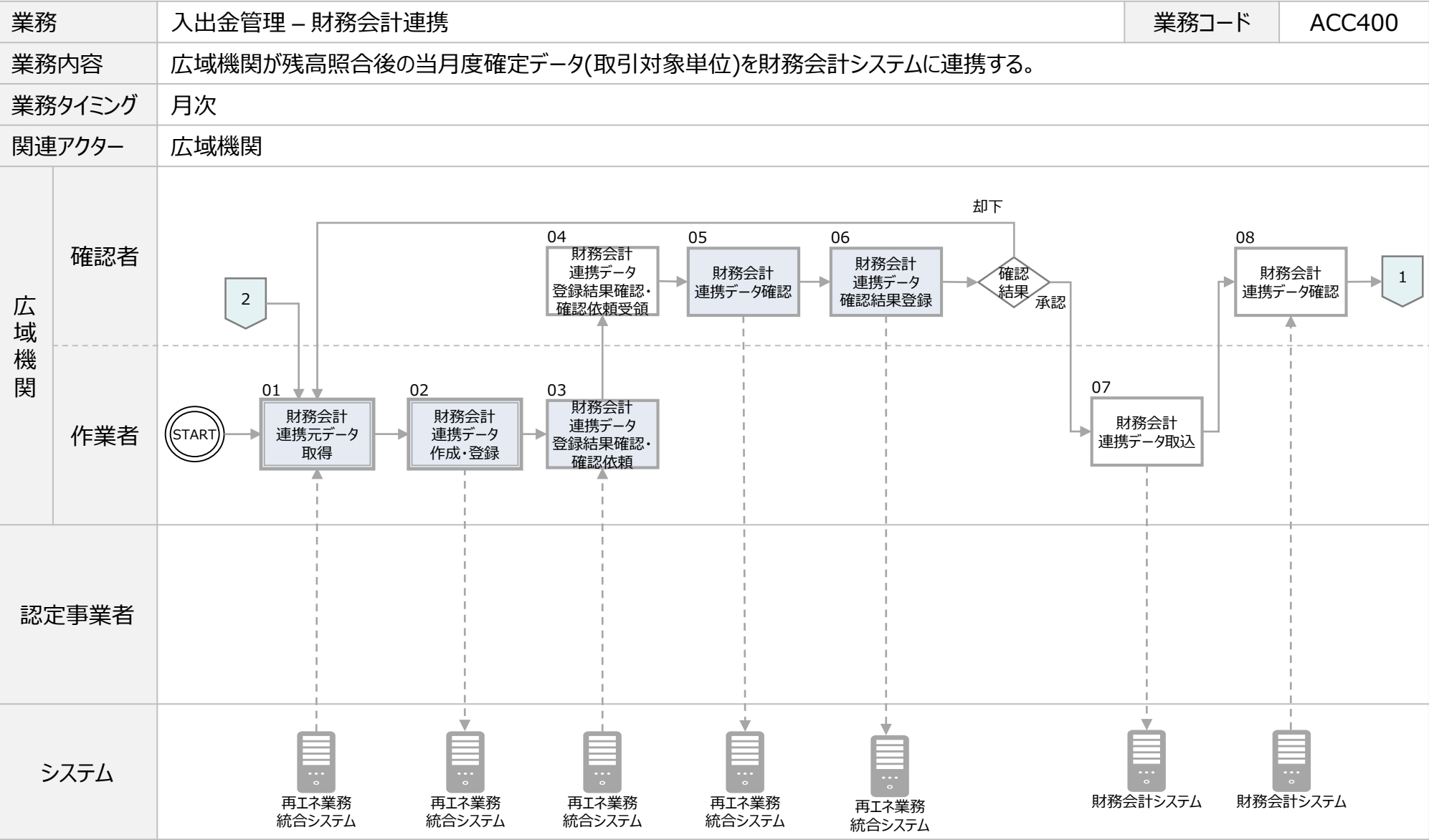
積立金残高証明書

【積立金残高証明書の主な記載内容】

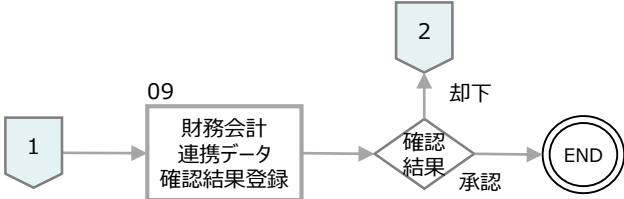
記載項目	説明
宛名	残高証明書発行先の事業者名
日付	残高証明書発行日
残高証明書発行者の名称	広域機関の名称
残高証明書発行者の名称	広域機関の住所
残高証明書発行者の部署	広域機関の部署
残高証明書発行者の連絡先	広域機関の連絡先(TEL・メールアドレス)
解体等費用積立金残高	解体等費用積立金の累計額

※本取引は不課税である旨を欄外に明記

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		入出金管理 – 財務会計連携	業務コード	ACC400
業務内容		広域機関が残高照合後の当月度確定データ(取引対象単位)を財務会計システムに連携する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者			
	作業者			
認定事業者				
システム		 財務会計システム		

業務プロセス 「01.財務会計連携元データ取得」

業務詳細仕様

FIT、FIP及び廃棄等費用積立業務の財務会計連携範囲

- 交付金・納付金、廃棄等費用など事業者との資金授受が発生する取引データを財務会計へ連携する
- なお、制度上FIT、FIP、および廃棄等費用積立に係る一切の運営費用は小売電気事業者から徴収する納付金・国から受領する補助金によって賄われるため、共通経費の振替などを含めて決算調整として財務会計側で最終処理が行われる

各業務		財務会計(区分経理)		
		全体	FIT・FIP	廃棄等費用積立・取崩
主管部	納付金受領 100	—	現預金100 / 預り金 100	—
	補助金受領 20	—	現預金 20 / 預り金 20	—
	手数料 ▲5	—	支払手数料 5 / 現預金 5 預り金 5 / 支払手数料 5	—
	交付金支払 ▲80	—	預り金80 / 現預金 80	—
	廃棄等費用積立・取崩 30	—	—	現預金 30 / 預り金 30
広域機関連営	固定資産管理	減価償却費 50 / 減価償却累計額 50	—	—
	給与計算	人件費 20 / 現預金 20	振替	
	業務委託実施	委託費 20 / 現預金 20		
	決算調整	社内振替 10 / 人件費 10 社内振替 20 / 委託費 20 社内振替 20 / 減価償却費 20	減価償却費 10 / 社内振替 10 人件費 5 / 社内振替 5 委託費 10 / 社内振替 10 預り金 25 / 運営諸経費 25	

※会計処理および財務会計側での仕訳内容については現時点で未確定

業務プロセス 「02. 財務会計連携データ作成・登録」

業務詳細仕様

財務会計連携データ作成・登録

- ・ FIPおよび廃棄等費用積立に係る取引のうち、入出金が完了しているものを財務会計システムへ連携する
- ・ なお、財務会計システムへの連携データは、電源別事業者別の粒度で生成されている算定データを諸元として同一取引対象内で合算のうえ生成する

再エネ業務統合システム

算定データ

対象月	事業者	取引対象	金額	区分	通知書No.	入出金状況
4月	A	FIP交付金	▲200	支払通知	1111	済
4月	A	廃棄等費用積立	50	支払通知	1111	済
4月	Q	FIP交付金	▲100	請求書	9999	
4月	Q	廃棄等費用積立	200	請求書	9999	

支払通知データ

対象月	事業者	通知書No.	金額	通知状況
4月	A	1111	▲150	通知済
4月	Q	9999	0	通知済

入出金データ

通知書No.	事業者	金額	入金予定日	ステータス	取引完了日
1111	A	▲150	2021/4/25	消込済	2021/4/25
9999	Q	0	2022/3/31	未消込	

連携データ(月次)

データ種別	取引対象	金額	通知書No.
入出金データ	FIP交付金	▲200	1111
入出金データ	廃棄等費用積立	50	1111

⋮

- ・ 入出金完了をキーに、各取引対象ごとの総額の算定情報を連携データとして集計
- ・ 同一の取引種別で複数の取引が発生した場合は合算して連携データを作成

取引対象

納付、FIT交付、FIP交付、廃棄等費用積立、廃棄等費用積立金返金、納付延滞金

財務会計システム

仕訳データ

借方	金額	貸方	金額
預り金(FIP)	200	未払金(FIP)	200
未収入金(廃棄)	50	預り金(廃棄)	50
未払金(FIP)	200	未収入金(廃棄)	50
		現金	150

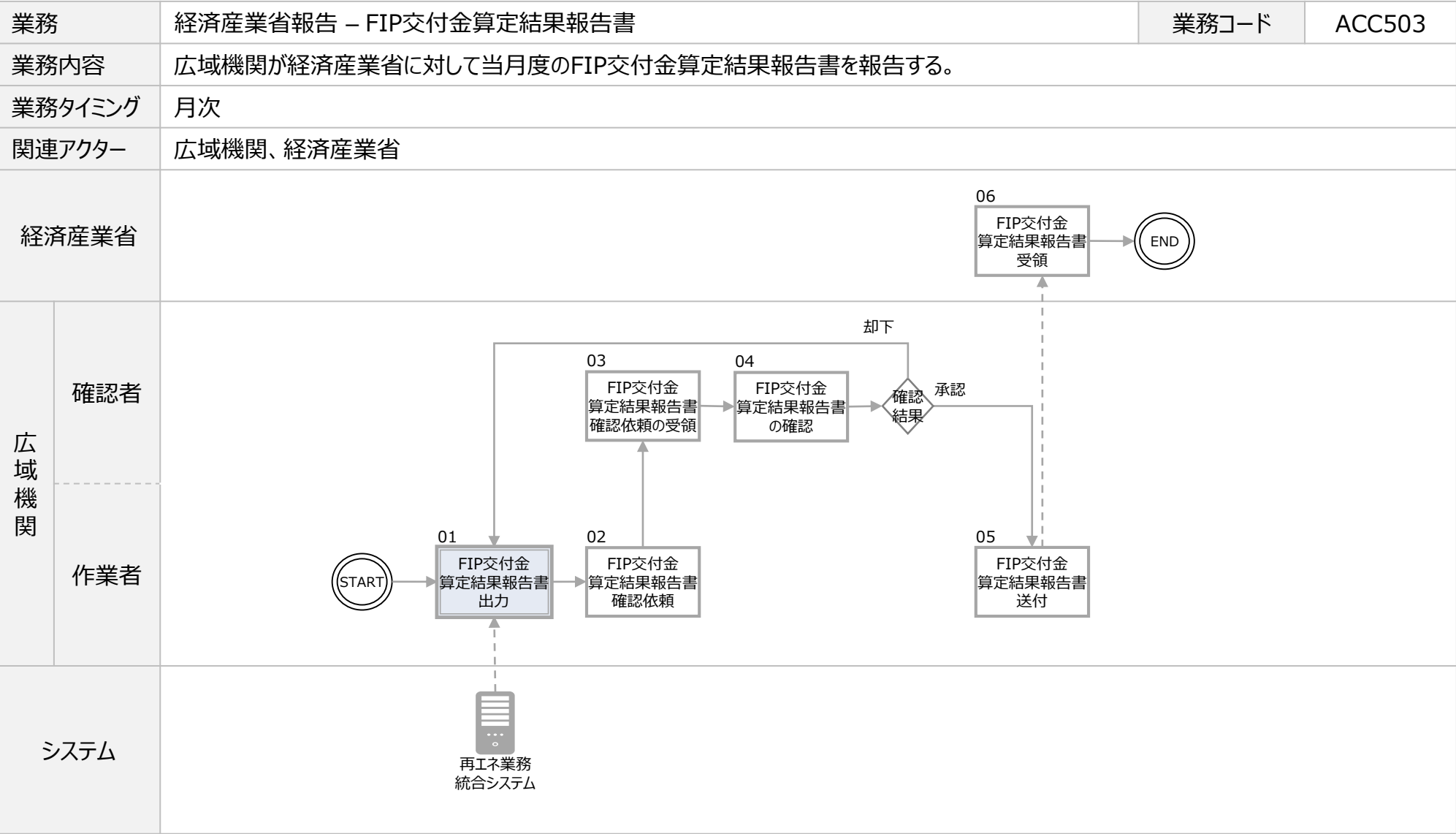
※会計処理および財務会計側での仕訳内容については現時点で未確定

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス

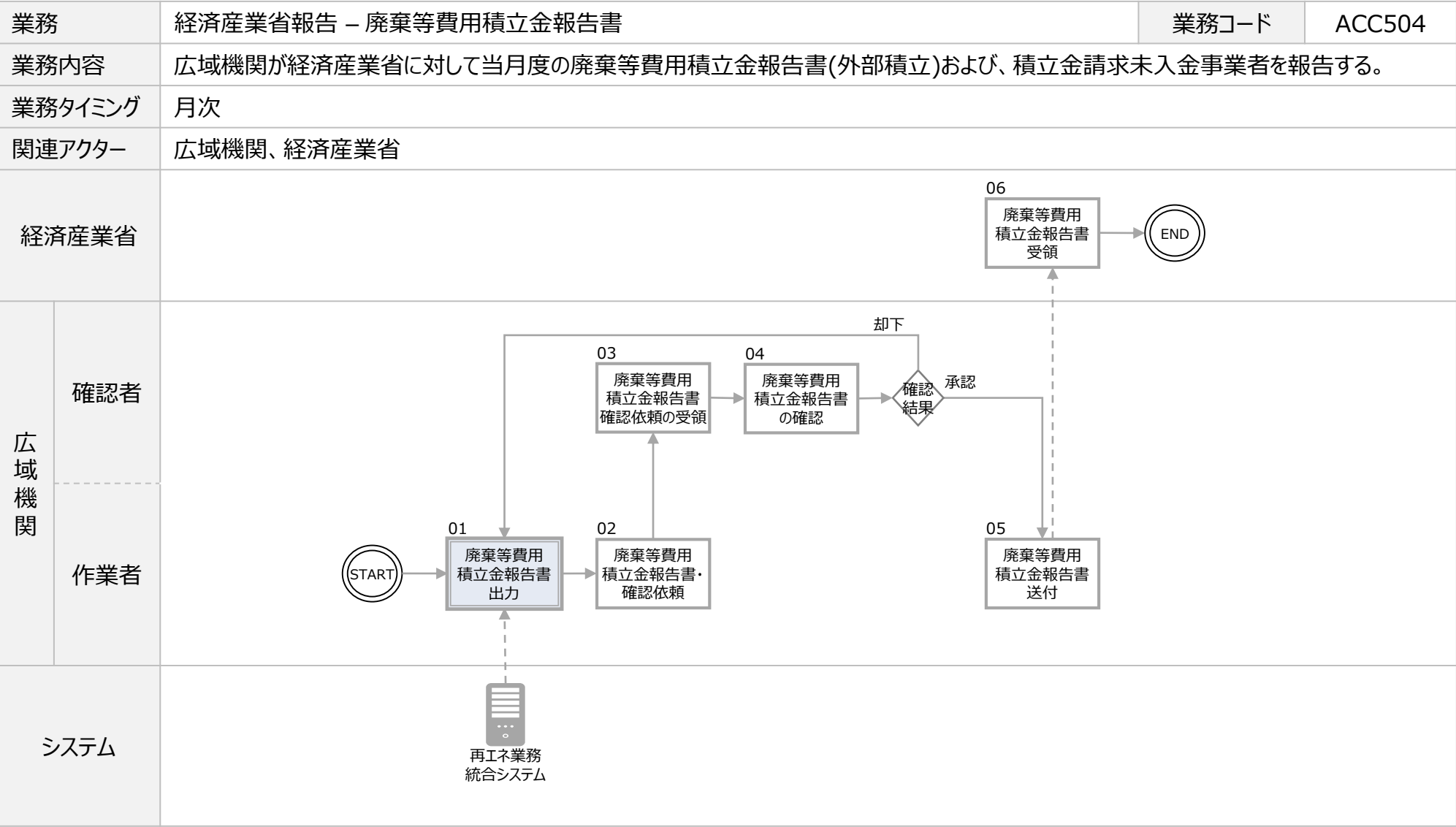
「01:FIP交付金算定結果報告書出力」

業務詳細仕様

FIP交付金算定結果報告書の主な記載内容

記載項目		説明
当月度FIP交付金に係るデータ (全事業者の合計値)	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除前)	廃棄等費用積立金控除前のFIP交付額
	廃棄等費用積立金額	廃棄等費用積立金額(FIP交付金との相殺分)
	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後)	廃棄等費用積立金控除後のFIP交付額
	精算額	イレギュラーケースにより通常の算定方法以外で交付した金額
	供給促進交付金の額	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後) – 精算額
	供給電力量	供給電力量(0.01円/kWhコマ含む・除く両方)
FIP交付金対象件数		供給促進交付金交付対象の設備数
FIP交付対象事業者数		供給促進交付金交付対象の事業者数

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「01:廃棄等費用積立金報告書出力」

業務詳細仕様

廃棄等費用積立金報告書の主な記載内容

記載項目		説明
当月度積立金額に係るデータ (全事業者の合計値)	供給電力量	廃棄等費用積立金の算定に用いた供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)
	廃棄等費用積立金額合計	当月度の積立額合計(①+②+③)
	①廃棄等費用積立金額(FIP交付金との相殺分)	FIP交付金からの控除による積立額
	②廃棄等費用積立金額(相殺処理外：買取義務者)	FITおよび一時調達契約中のFIP設備の積立額
	③廃棄等費用積立金額(相殺処理外：認定事業者)	積立区分変更(内部→外部積立)、積立金不足額の請求の入金等によって積み立てられた積立額
当月度取戻額(全事業者の合計値)		積立金取戻申請・積立区分変更(外部→内部積立)によって事業者が取戻した金額
累計積立額(前月度)		前月度時点の累計積立額
累計積立額(当月度)		当月度時点の累計積立額

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

業務		経済産業省報告 – その他	業務コード	ACC505
業務内容		広域機関が経済産業省に対して当月度報告書(FIP交付金算定結果報告書・廃棄等費用積立金報告書)の詳細データを報告する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関、経済産業省		
経済産業省		06 報告データ 受領 END		
広域機関	確認者	START 01 報告データ取得 (BIツール) 02 報告データ 確認依頼 03 報告データ 確認依頼の受領 04 報告データ の確認 確認結果 05 報告データ 送付 06 報告データ 受領 END 却下 承認		
	作業者			
システム				

業務プロセス「01:報告データ取得」

業務詳細仕様

報告データの主な内容と報告タイミング(1/2)

- 月次報告は、①初旬頃 ②中旬頃 ③月末～翌月初 のタイミングにて実施する。
- 各報告タイミングにおける主な報告内容は以下の通り

タイミング	記載項目			備考
①初旬頃	エネルギー区分別・認定年度毎 の月別供給電力量 (対象月マイナス2か月分_速報ベース)	【新設・既設・FITから移行】	エネルギー区分別・認定年度毎の設備容量(kW)	
			エネルギー区分別・認定年度毎の件数	
			エネルギー区分別・認定年度毎の供給電力量	
		【新設のみ】	エネルギー区分別・認定年度毎の設備容量(kW)	
			エネルギー区分別・認定年度毎の件数	
			エネルギー区分別・認定年度毎の供給電力量	
②中旬頃	交付金額明細(エリア毎)	エリア名		
		供給電力量(kWh)(0.01円/kWhコマ含む)		
		供給電力量(kWh)(0.01円/kWhコマ除く)		
		回避可能原価(FIP参照価格(卸電力取引市場分))円		沖縄エリアはシステムプライス
		非化石価値相当額(円)		
		バランシングコスト(円)		
		参照価格(円)		
		調整前交付金(円)(0.01円/kWhコマ含む)		
		調整後交付金(円)(0.01円/kWhコマ除く)		
		精算額(円)		
		交付金の額(円)(精算額反映後)		
		廃棄等積立費用(円)		
		交付金の額(円)(廃棄等積立費用控除後)		
		備考		
	事業者別エラーの一覧	記載項目詳細については今後検討予定		システム外にて別途作成を想定
	積立金不足額未入金事業者名の一覧			システム外にて別途作成を想定

業務プロセス

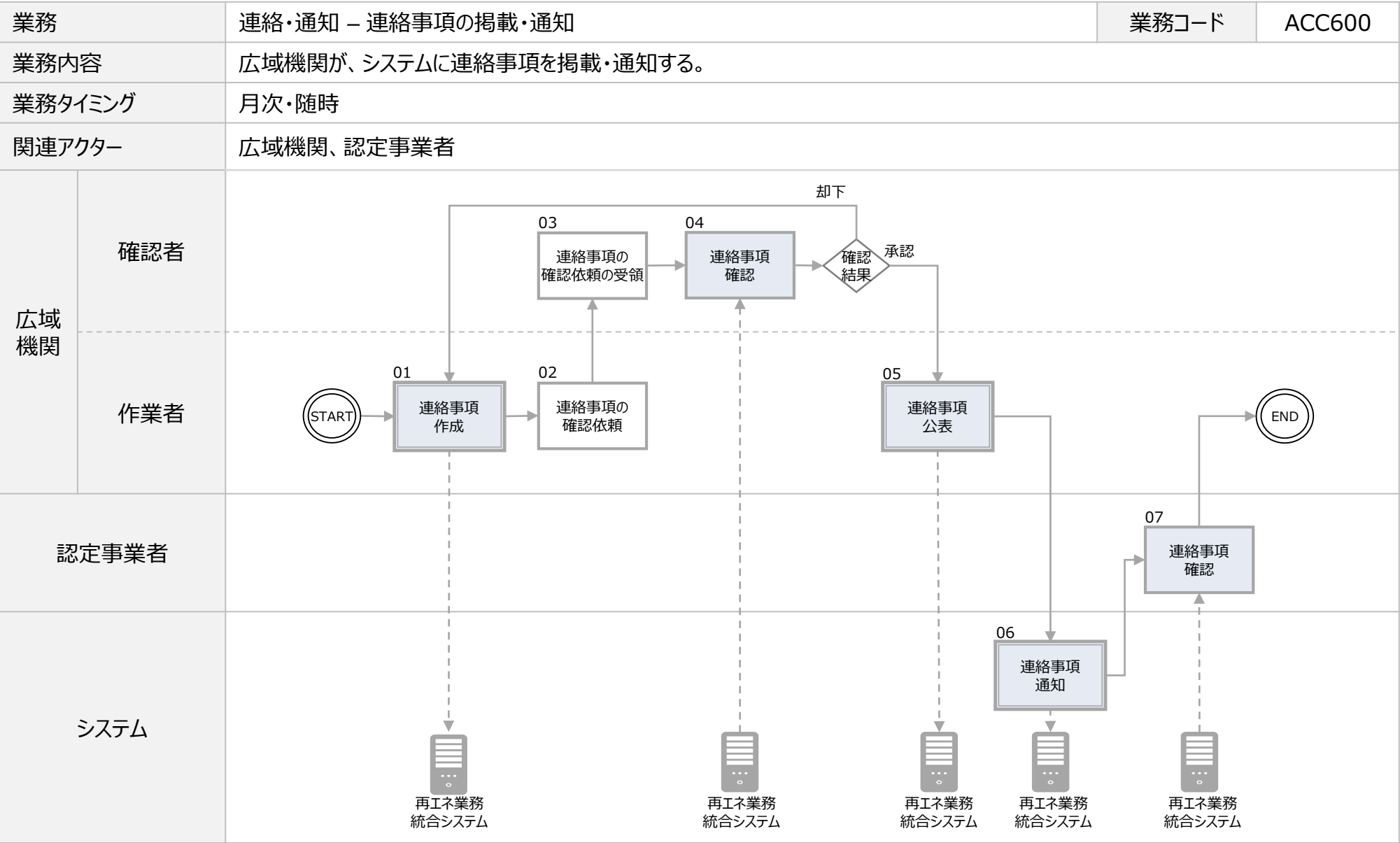
「01:報告データ取得」

業務詳細仕様

報告データの主な内容と報告タイミング(2/2)

タイミング	記載項目			備考
③月末～翌月初	エネルギー区分別・認定年度毎 の月別供給電力量 (対象月マイナス2か月分_確報ベース)	【新設・既設・FITから移行】	エネルギー区分別・認定年度毎の設備容量(kW)	
			エネルギー区分別・認定年度毎の件数	
			エネルギー区分別・認定年度毎の供給電力量	
		【新設のみ】	エネルギー区分別・認定年度毎の設備容量(kW)	
			エネルギー区分別・認定年度毎の件数	
			エネルギー区分別・認定年度毎の供給電力量	
	【HP添付用】表C 供給電力量公表_事業者報告年月	表C①	太陽光発電（50kW以上250kW未満）の供給電力量（万kwh）	
			太陽光発電（250kW以上1,000kW未満）の供給電力量（万kwh）	
			太陽光発電（1,000kW以上）の供給電力量（万kwh）	
			風力発電設備の供給電力量（万kwh）	
			水力発電設備の供給電力量（万kwh）	
			地熱発電設備の供給電力量（万kwh）	
			バイオマス発電の供給電力量（万kwh）	
			合計の供給電力量（万kwh）	
		表C②	太陽光発電（50kW以上250kW未満）の供給電力量（万kwh）	
			太陽光発電（250kW以上1,000kW未満）の供給電力量（万kwh）	
			太陽光発電（1,000kW以上）の供給電力量（万kwh）	
			風力発電設備の供給電力量（万kwh）	
			水力発電設備の供給電力量（万kwh）	
			地熱発電設備の供給電力量（万kwh）	
			バイオマス発電の供給電力量（万kwh）	
			合計の供給電力量（万kwh）	
	都道府県太陽光発電率表 (事業者報告年月マイナス2か月分まで)	都道府県別月間発電量	電力量(kWh)	FIP制度における発電 設備区分は現時点で 不明
			発電出力(kW)	
			発電率(%)	
		都道府県別年間発電量推移	電力量(kWh)	
	階段データ (事業者報告年月マイナス2か月分まで)	交付金額(億円)		
		供給電力量(億kWh)		
設備容量(万kW)				
発電率(%)				

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「01:連絡事項作成」「05:連絡事項公表」「06:連絡事項通知」

業務詳細仕様

連絡事項の内容(1/2)

【定期的な情報開示】

・ FIT・FIP制度、廃棄等費用積立に関する情報を定期的にシステムで公開する。

・ 認定事業者に対する通知はせず、システムへの掲載のみ。

開示分類	開示項目	説明	開示頻度
FIT・FIP・廃棄等費用積立概況 (月単位)	FIT交付金額(当月度)	FIT買取義務者に交付した当月度のFIT交付金総額	月次
	FIP交付金額(当月度)	FIP認定事業者に交付した当月度のFIP交付金総額	
	納付金額(当月度)	小売電気事業者から徴収した当月度の再エネ賦課金総額	
	廃棄等費用積立金額(当月度)	認定事業者が当月度に積み立てた廃棄等費用積立金総額	
	廃棄等費用積立必要金額(当年度)	認定事業者が当月度に積み立てる必要がある廃棄等費用積立金総額	
FIT・FIP・廃棄等費用積立概況 (年単位)	FIT交付金額(当年度)	FIT買取義務者に交付した当年度のFIT交付金累計額	月次
	FIP交付金額(当年度)	FIP認定事業者に交付した当年度のFIP交付金累計額	
	納付金額(当年度)	小売電気事業者から徴収した当年度の再エネ賦課金累計額	
	廃棄等費用積立金額(当年度)	認定事業者が当年度に積み立てた廃棄等費用積立金累計額	
	廃棄等費用積立必要金額(当年度)	認定事業者が当年度に積み立てる必要がある廃棄等費用積立金総額	

＜掲載イメージ＞

例：2023年10月度分掲載の場合

概況	2023年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
FIT交付金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
FIP交付金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
納付金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
廃棄等費用積立金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
廃棄等費用積立必要金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	

業務プロセス	「01:連絡事項作成」「05:連絡事項公表」「06:連絡事項通知」
業務詳細仕様	
連絡事項の内容(2/2) 【不定期な情報開示】 - 認定事業者の事業運営上、必要性の高い情報をシステムに掲載する。(例：システムメンテナンス期間、認定事業者への特別な依頼事項など) - 連絡事項の掲載後、全ての認定事業者に対してメールを送信し、メールに添付したURLから連絡事項を確認するよう促す。	

別紙2.主な機能一覧（画面・バッチ一覧）

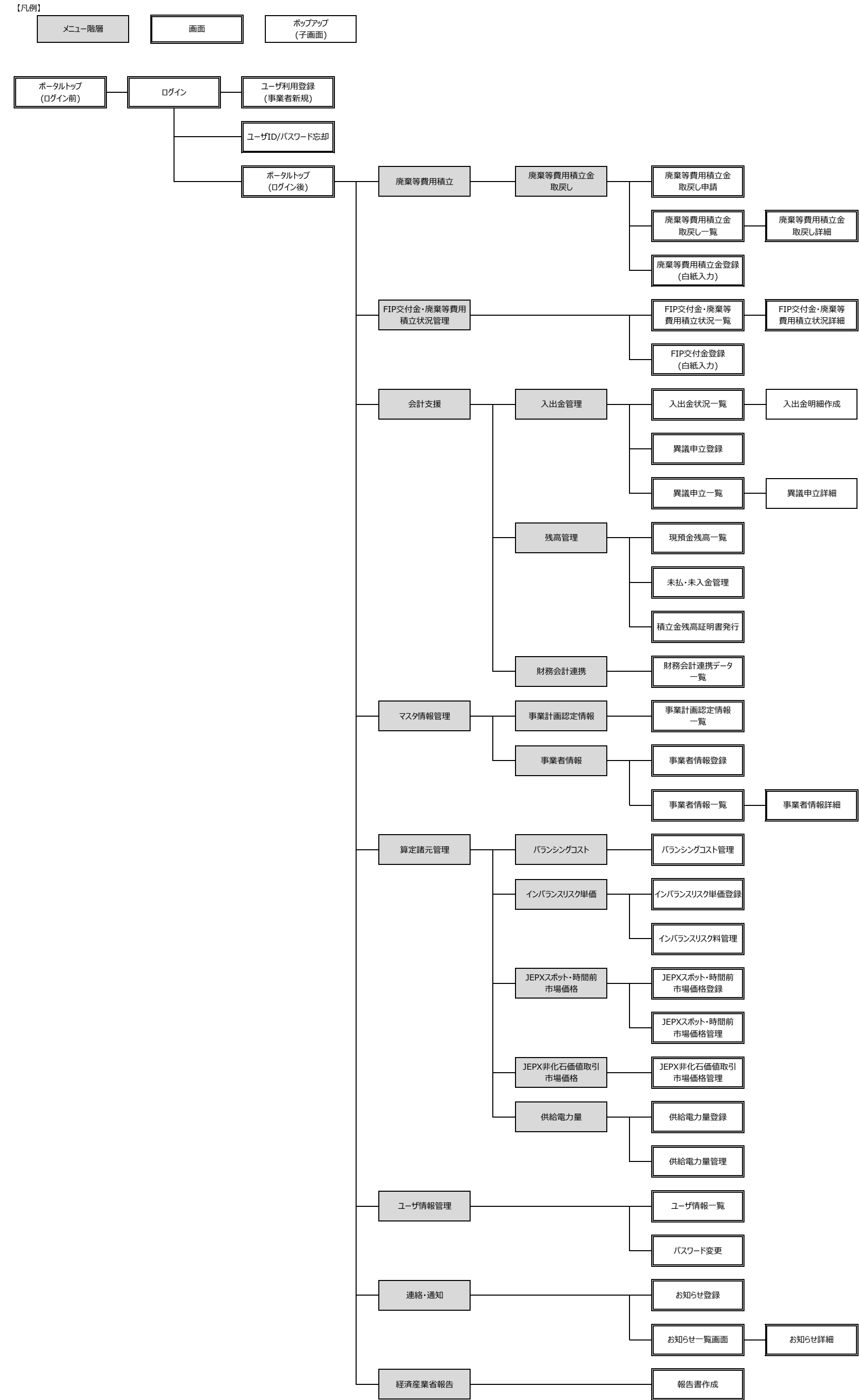
※ 下記はあくまで概要であり、詳細内容やその他必要項目については設計工程で確定する。

No	業務仕様の記載位置	業務コード	業務	区分	画面・バッチ名	画面・バッチ概要	機能名	機能概要	ユーザごとの権限				
									○：権限あり(全事業者・参照可)	○：権限あり(自社・自社のみ参照・参照可)	×：権限なし(利用不可)	—：権限管理なし	一般ユーザ(無所属)
1	1章	CMN	マス情報管理	画面	事業計画認定情報一覧	事業計画認定情報の一覧を表示する画面	事業計画認定情報一覧照会	事業計画認定情報を一覧で表示する機能 - 横並びに事業計画の並び替えは可能	○	○	×	×	×
2							事業計画認定情報登録	横並びに事業計画の並び替えは可能 - 横並びに事業計画の並び替えは可能	○	○	×	×	×
3				画面	事業者情報登録	事業者情報(名称・住所・口座情報・ユーザ情報など)を登録する画面	一次調査契約情報登録	CSVにて登録した事業者情報に対して、一次調査契約情報(契約開始日・終了日)を追加で登録する機能	○	○	×	×	×
4							事業者情報(名称・住所・口座情報・ユーザ情報など)を登録する機能	○	○	○	×	○	×
5				画面	事業者情報一覧	事業者情報の一覧を表示する画面	事業者情報一覧照会	事業者情報を一覧で表示する機能	○	○	○	×	×
6							事業者情報詳細登録	事業者情報の詳細登録する機能	○	○	○	×	×
7							事業者情報更新結果通知	事業者情報の更新結果を通知(メール)する機能	○	○	×	×	×
8							ユーザID・仮パスワード発行(事業者ユーザ用)	事業者情報の審査が合格の場合、ユーザID・仮パスワード(事業者ユーザ用)を発行・通知(メール)する機能	○	○	×	×	×
9				画面	事業者情報詳細	事業者情報の詳細(名称・住所・口座情報・ユーザ情報など)を表示する画面	事業者情報照会	事業者情報を照会する機能	○	○	○	×	×
10							事業者情報変更	事業者情報を変更する機能	○	○	○	×	×
11							事業者情報登録	事業者情報を登録する機能	○	○	○	×	×
12							事業者情報削除	事業者情報を削除する機能	○	○	○	×	×
13			算定・課金管理	画面	ランニングコスト管理	経済産業省が公表するランニングコストを登録・変更・照会・削除する画面	ランニングコスト登録	ランニングコストを登録する機能	○	○	×	×	×
14							ランニングコスト変更	ランニングコストを変更する機能	○	○	×	×	×
15							ランニングコスト削除	ランニングコストを削除する機能	○	○	×	×	×
16							ランニングコスト照会	ランニングコストを照会する機能	○	○	×	×	×
17							ランニングコスト登録	ランニングコストを登録する機能	○	○	○	×	×
18				画面	インバランスクリスタ管理	[画面]インバランスクリスタ管理登録→[バッチ]インバランスクリスタ計算した結果を照会・変更する画面	インバランスクリスタ登録	インバランスクリスタ管理登録→[バッチ]インバランスクリスタ計算した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
19							インバランスクリスタ照会	インバランスクリスタ管理登録→[バッチ]インバランスクリスタ計算した結果を照会・変更する機能(イレギュラー発生時に使用)	○	○	×	×	×
20				画面	JEPXスポット・時間前市場価格登録	JEPXスポット・時間前市場システムから抽出した市場価格データ(30分コマ)を登録する画面	JEPXスポット・時間前市場価格登録	JEPXスポット・時間前市場システムから抽出した市場価格データ(30分コマ)を登録する機能	○	○	×	×	×
21							JEPXスポット・時間前市場価格照会	JEPXスポット・時間前市場価格登録→[バッチ]JEPXスポット・時間前市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
22				画面	JEPXスポット・時間前市場価格算定	JEPXスポット・時間前市場価格登録画面で登録した30分コマなどの要素を月単位・年単位に集約し、エリア・電源種別ごとに平均価格を算定するバッチ	JEPXスポット・時間前市場価格算定	JEPXスポット・時間前市場価格登録画面で登録した30分コマなどの要素を月単位・年単位に集約し、エリア・電源種別ごとに平均価格を算定する機能	○	○	×	×	×
23							JEPXスポット・時間前市場価格照会	JEPXスポット・時間前市場価格登録→[バッチ]JEPXスポット・時間前市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
24				画面	JEPX非化石価値取引市場価格管理	JEPX非化石価値取引市場システムで確認した約定価格を登録・変更・照会・削除する画面	JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能(イレギュラー発生時に使用)	○	○	×	×	×
25							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
26							JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
27							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
28							JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
29							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
30							JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
31							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
32							JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
33							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
34							JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
35							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
36							JEPX非化石価値取引市場価格登録	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格登録した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
37							JEPX非化石価値取引市場価格照会	JEPX非化石価値取引市場価格登録→[バッチ]JEPX非化石価値取引市場価格照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
38	2章 3章 4章	FIP DIS ACC	FIP・廃棄等費用積立・支払通知 共通	画面	FIP交付金・廃棄等費用積立状況一覧	FIP交付金・廃棄等費用積立金を算定し、結果を一覧で表示する画面	当月算定対象設備一覧作成	当月算定対象設備一覧を作成する機能	○	○	×	×	×
39							FIP交付金・廃棄等費用積立金算定	各認定設備・事業者ごとにFIP交付金・廃棄等費用積立金を算定する機能 - ユーザID・仮パスワード発行(事業者管理用)を登録する機能	○	○	×	×	×
40							FIP交付金・廃棄等費用積立状況詳細照会	FIP交付金・廃棄等費用積立状況詳細照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
41							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
42							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
43							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
44							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
45							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
46							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
47							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
48	3章 4章	DIS ACC	廃棄等費用積立 積立区分変更時対応	画面	廃棄等費用積立金照会(白紙入力)	廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	当月算定対象設備一覧作成	当月算定対象設備一覧を作成する機能	○	○	×	×	×
49							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
50							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
51							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
52							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
53							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
54							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
55							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
56							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
57							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×
58							FIP交付金・廃棄等費用積立金照会	FIP交付金・廃棄等費用積立金照会した結果を照会・変更する機能	○	○	×	×	×

	記載欄						広域機関① (承認権限あり)	広域機関② (承認権限なし)	事業者① (管理者)	事業者② (ユーザ)	一般ユーザ (無所属)
59						納付金データ取込	FP(納付金・交付金)システムから抽出した納付金データ取込の仕組み	○	○	×	×
60						入金状況一覧照会	事業者ごとの入金明細・支払通知書(FP交付金・廃棄等費用積立金・積立金取戻し)・請求書を一覧で表示する機能 主に対象月毎、事業者ごとの納付金額・FP交付金額・FP交付金額・廃棄等費用積立金・積立金取戻し金額・積立金不足額を一覧で表示する	○	○	○	×
61						支払通知書承認	事業者ごとの入金明細・支払通知書(FP交付金・廃棄等費用積立金・積立金取戻し)を承認する機能 -ユーザ承認権限ありは支払通知書の承認を行う以下の場合はシステム内で振替・連絡する -承認済みのシステムと事業者との承認通知メールを送信	○	×	×	×
62						支払通知書通知	事業者に対して入金明細・支払通知書(FP交付金・廃棄等費用積立金・積立金取戻し)を送信(メール)する機能	—	—	—	—
63						請求書通知	事業者に対して入金明細・請求書を送信(メール)する機能	—	—	—	—
64						請求書入力・タスク管理	支払通知書(FP交付金・廃棄等費用積立金・積立金取戻し)に対して事業者から異議申立があった場合に、フラグを立てて、対応状況のモニタリングを管理する機能	○	×	×	×
65						支払通知書確定	当月月の入金明細・支払通知書(FP交付金・廃棄等費用積立金・積立金取戻し)等を確定させる機能 -異議申立中のデータが確定処理対象が除外する	○	○	×	×
66						細込データ作成	FP交付金などの支払にあたって銀行システムに一括登録する細込データ(全額フォーマット)を出力する機能	○	○	×	×
67						細込結果反映	銀行システムで確認した処理結果(支払状況・支払日等)を反映する機能	○	○	×	×
68						入金データ登録	銀行システムから出力した入金明細を取り込み、事業者から実際に入金された金額データを登録する機能	○	○	×	×
69						請求・入金データ突合・消込	請求データと入金データを突合・消込する機能 -一覧から対象データ選択、突合・消込指示を行う -システムは請求額と入金金額が一致している場合は消込を行い、不一致の場合はエラーメッセージを表示する	○	○	×	×
70						入金金明細作成	入金金明細を作成する画面(イレギュラー発生時时使用)	○	○	×	×
71						異議申立登録	異議申立登録する機能	○	○	×	×
72						異議申立一覧	異議申立一覧照会	○	○	×	×
73						異議申立詳細	異議申立を削除する機能	○	○	×	×
74						異議申立詳細	異議申立の詳細を表示する機能	○	○	×	×
75						異議申立変更	異議申立を変更する機能	○	○	×	×
76						残高一覧照会	残高一覧照会	○	○	×	×
77						残高更新(当月度作成)	当月月の現預金残高データを作成する機能	○	○	×	×
78						銀行残高登録	銀行システムで確認した口座残高を登録する機能	○	○	×	×
79						残高照会	工事業務統合システムの現預金残高と銀行システムの口座残高を照合・結果登録する機能	○	○	×	×
80						残高更新(当月度確定)	当月月の現預金残高データを確定させる機能	○	○	×	×
81						期日到来未払・未入金残高一覧照会	月締時点で期日を超過した未払・未入金の明細・超過原因等を一覧で表示する機能	○	○	×	×
82						期日到来未払・未入金残高作成	月締時点で期日を超過した未払・未入金の明細・超過原因等を登録する機能	○	○	×	×
83						期日到来未払・未入金残高承認	月締時点で期日を超過した未払・未入金の明細・超過原因等を承認する機能	○	○	×	×
84						積立金残高証明書発行	事業者が積立金残高証明書の発行依頼(出力)を行う画面	○	○	○	×
85						積立金残高証明書出力	事業者が積立金残高証明書の発行依頼(出力)を行う機能	○	○	○	×
86						財務会計連携データ一覧照会	財務会計システムに登録するための入金データ(月別)を一覧で表示する機能	○	○	×	×
87						財務会計連携データ作成	財務会計システムに登録するための入金データ(取引対象別)を作成する機能	○	○	×	×
88						財務会計連携データ出力	財務会計システムに登録するための入金データ(取引対象別)を出力する機能	○	○	×	×
89						財務会計連携データ承認	財務会計システムに登録するための入金データ(取引対象別)を承認する機能	○	○	×	×
90						報告書作成	経済産業省へ報告する「FP交付金算定結果報告書」「廃棄等費用積立金報告書」を作成する機能	○	○	×	×
91						お知らせ登録	お知らせ情報を登録する機能	○	○	×	×
92						お知らせ一覧	お知らせ情報を一覧で表示する機能	○	○	×	×
93						お知らせ公開・通知	お知らせ情報を公開・通知(メール)する機能	○	○	×	×
94						お知らせ詳細照会	お知らせ情報の詳細を表示する機能	○	○	×	×
95						お知らせ変更	お知らせ情報を変更する機能	○	○	×	×
96	-	-				ポータルトップ(ログイン前)	お知らせ表示(ログイン前)	○	○	○	○
97						ポータルトップ(ログイン後)	お知らせ表示(ログイン後)	○	○	○	○
98	-					入力チェック	データの登録・変更にあたっては、入力情報の妥当性(必須項目の記載有無、各項目の記載形式(文字・数字などの形式)等)が正しいか、重複チェック等を実施し、問題がある場合にはアラートを表示し、登録・変更できないようにする機能	○	○	○	○
99						照会管理	各業務における登録・変更・照会データを照会管理し、確認する機能	○	○	○	○

要件定義書 別紙2 補足資料_画面メニュー構成

※ 下記はあくまで概要であり、詳細内容やその他必要項目については設計工程で確定する。



別紙3. 主な帳票・ファイル一覧

※1 各帳票・ファイルの詳細な内容やその他の必要な帳票・ファイルについては設計工程で確定する。
※2 PDF形式の帳票について、Excel等でテンプレートを登録し、DB登録値を出力することで帳票を作成することを想定している。なお、入出力形式についても設計工程で確定する。

No	業務仕様書 記載章	業務コード	業務 (帳票・ファイル分類)	帳票・ファイル名	帳票・ファイル概要	主な項目	入出力形式	取込/出力	外部連携				
									対象	相手先システム	送受信区分	連携タイミング	連携方法
1	1章	CMN	マスタ情報管理	事業計画認定情報ファイル	再エネ事業管理システム(経産省)から抽出した事業計画認定情報を取り込むファイル	設備ID、認定日、認定状態コード、FIT調達価格、FIP基準価格、太陽電池の合計出力、廃棄等費用の算定方法(外部積立or内部積立)、発電設備区分ID	CSV	取込	○	再エネ事業管理システム	受信	月次	手動
2				インバランスク単価(30分コマ)ファイル	FIT納付金・交付金システムから抽出した30分コマのインバランスク単価を取り込むファイル	時刻コード(30分コマ単位)、インバランスク単価	CSV	取込	○	FIT納付金・交付金システム	受信	月次	手動
3				JEPXスポット・時間前市場(30分コマ)ファイル	JEPXスポット・時間前市場HPから抽出した30分コマ実績を取り込むファイル	時刻コード(30分コマ単位)、システムブライズ、各エリアの回還可能原価	CSV	取込	○	JEPXスポット・時間前市場HP	受信	月次	手動
4				供給電力量(電源種別ごと)ファイル	各エリアの一般送配電事業者のHPから抽出した供給電力量を取り込むファイル	日時(1時間単位など)、供給電力量(電源種別ごと)	CSV	取込	○	需給実績公表HP(各TSOごと)	受信	月次	手動
5				認定事業者供給電力量(設備・30分コマ)ファイル	一つの受電地点特定番号に複数の設備IDが紐づいている認定事業者から提供された、設備ごとの供給電力量(30分コマ)を取り込むファイル	日時(30分コマ単位)、受電地点特定番号、供給電力量	CSV	取込	○	－	受信	月次	手動
6				TSO供給電力量(設備・30分コマ)ファイル	各エリアの一般送配電事業者から提供された設備ごとの供給電力量(30分コマ)を取り込むファイル	日時(30分コマ単位)、受電地点特定番号、供給電力量	CSV	取込	○	託送関連データ提供システム(各TSOごと)	受信	月次	手動
7	2章 3章 4章	FIP DIS ACC	FIP・廃棄等費用積立・支払通知 共通	FIT買取実績・廃棄等費用積立金額ファイル	FIT納付金・交付金システムから抽出したFIT買取実績・廃棄等費用積立金額(設備ごと)を取り込むファイル	設備ID、FIT買取電力量、FIT買取単価、FIT買取金額、廃棄等費用積立金額	CSV	取込	○	FIT納付金・交付金システム	受信	月次	手動
8				支払通知書(FIP交付金・廃棄等費用積立金)	事業者に通知するための当月度FIP交付金算定結果・廃棄等費用積立金算定結果を記載した帳票	☐ 交付すべき供給促進交付金の額 FIP交付金(積立金控除前)、廃棄等費用積立金、FIP交付金(積立金控除後) ☐ その他必要事項 FIP基準価格、解体等積立基準額、供給電力量など	PDF	出力	－	－	－	－	－
9			DIS ACC	廃棄等費用積立金取戻し	支払通知書(積立金取戻し)	取引対象の内容(廃棄等費用積立取戻し)、明細金額など	PDF	出力	－	－	－	－	－
10	4章	ACC	請求（積立金不足額）	請求書	事業者への請求額・その他必要事項を記載した帳票	請求書番号、請求書宛名、請求金額、請求金額の算定根拠(各月の不足額)、支払期日	PDF	出力	－	－	－	－	－
11				納付金ファイル	FIT納付金・交付金システムから抽出した納付金データ(事業者ごと)を取り込むファイル	事業者名、供給電力量、納付金額	CSV	取込	○	FIT納付金・交付金システム	受信	月次	手動
12			入出金管理	振込ファイル	FIP交付金などの支払にあたって銀行システムに一括登録する振込処理用のファイル(全銀フォーマット)	全銀ファイルフォーマット(総合振込)に準ずる	CSV	出力	○	銀行システム	送信	月次	手動
13				入金ファイル	銀行システムから取得した入出金明細を入金データとして取り込むファイル(全銀フォーマット)	全銀ファイルフォーマット(総合振込)に準ずる	CSV	取込	○	銀行システム	受信	月次	手動
14			残高管理	残高証明書(廃棄等費用積立金)	廃棄等費用積立金の残高を記載したファイル（事業者からの要望に応じて発行する）	事業者名(宛名)、日付、広域機関の名称・住所・部署・連絡先、積立金残高(税込)	PDF	出力	－	－	－	－	－
15			財務会計連携	財務会計連携(再エネ業務)ファイル	財務会計システムに登録するための入出金データ(取引対象別)の一覧ファイル	取引対象(納付、FIT交付、FIP交付、廃棄等費用積立など)、対象年月、金額(取引対象ごとの合計)	CSV	出力	○	財務会計システム	送信	月次	手動
16			経済産業省報告	FIP交付金算定結果報告書	経済産業省に報告するための当月度FIP交付金算定結果を記載した帳票	報告年月、FIP交付金額、供給電力量、対象設備数、対象事業者数、算定結果 明細	PDF	出力	－	－	－	－	－
17				廃棄等費用積立金報告書	経済産業省に報告するための当月度廃棄等費用積立結果を記載した帳票	報告年月、積立金額(前月度)、積立金額(当月度)、積立金返金額(当月度)、積立区分変更による入出金額(当月度)、積立金額(累計)	PDF	出力	－	－	－	－	－

別紙4.主な情報・データ一覧

※本内容について情報として管理する主な項目を記載しているものであり、システム構築上の設計を示しているものではない点に留意すること。

1. 業務情報・データ一覧

No	業務分類	情報名	情報概要	主な情報内容	データサイズ		
					[a] 件数	[b] データサイズ(1件あたり)	[a]×[b] データサイズ(合計)
1	FIP交付・廃棄等費用積立	FIP交付金・廃棄等費用積立金算定結果	認定事業者に通知するための当月度FIP交付金算定結果・廃棄等費用積立金算定結果	再エネ事業者コード、事業者名、設備ID、対象年月度、交付すべき供給促進交付金の額(FIP交付金(積立金控除前)、廃棄等費用積立金、FIP交付金(積立金控除後))、基準価格、解体等積立基準額、供給電力量	11,000 件/月	0.5 KB/件	5,500 KB/月
2	FIT交付・廃棄等費用積立	FIT買取実績・廃棄等費用積立金額ファイル	FIT納付金・交付金システムから抽出したFIT買取実績・廃棄等費用積立金額(設備ごと)情報	対象年月度、設備ID、FIT買取電力量、FIT買取単価、FIT買取金額、廃棄等費用積立金額	500,000 件/月	0.1 KB/件	50,000 KB/月
3	廃棄等費用取戻し	積立金取戻申請情報	認定事業者による積立金取戻し申請情報	廃棄対象設備ID、発電設備の名称、申請主体の性質(認定事業者/旧認定事業者又はその承継人)、取戻事由、廃棄対象の太陽光パネル出力、廃棄比率、取戻し金額(候補：廃棄比率からの算定額、取戻し時の積立額、実際の廃棄費用)、取戻し申請額、振込先口座(金融機関名、本・支店名、口座種類・番号・名義)、工事情報(委託事業者、工期(予定)、工期(実績))、添付書類	25 件/月	21,000 KB/件	525,000 KB/月
4	廃棄等費用取戻し	工事完了登録情報	解体工事終了の場合に積立金を取り戻した認定事業者による工事完了登録情報	工期(実績)、添付書類	25 件/月	21,000 KB/件	525,000 KB/月
5	入出金管理	納付金ファイル	FIT納付金・交付金システムから抽出した納付金データ(事業者ごと)を取り込むファイル	事業者名、供給電力量、納付金額	1,050,000 件/月	0.5 KB/件	525,000 KB/月
6	入出金管理	振込ファイル	FIP交付金などの支払にあたって銀行システムに一括登録する振込処理用のファイル(全銀ファイル)	全銀ファイルフォーマット(総合振込)に準ずる	55,500 件/月	0.5 KB/件	27,750 KB/月
7	入出金管理	入出金管理情報	認定事業者別の入出金予定額・実績額情報	認定事業者名、対象年月度、入出金区分、金額、入出金期限、ステータス、入出金日、入出金額	1,105,500 件/月	0.5 KB/件	552,750 KB/月
8	残高管理	銀行残高情報	銀行システムで確認した残高情報	口座番号(10口座分)、対象年月度、残高	10 件/月	0.1 KB/件	1 KB/月
9	財務会計連携	財務会計連携(再エネ業務)ファイル	財務会計システムに登録するための入出金情報(取引対象別)	取引対象(納付、FIT交付、FIP交付、廃棄等費用積立など)、対象年月、金額(取引対象ごとの合計)	10 件/月	0.1 KB/件	1 KB/月
10	マスタ情報管理	事業計画認定情報ファイル	再エネ事業管理システム(経産省)から抽出した事業計画認定情報	設備ID、認定日、認定状態コード、FIT調達価格、FIP基準価格、太陽電池の合計出力、廃棄等費用の算定方法(外部積立or内部積立)、発電設備区分ID等	3,400,000 件	1.0 KB/件	3,400,000 KB
11	マスタ情報管理	事業者情報	認定事業者およびユーザの情報	再エネ事業者コード、電気事業者名称、業務担当者①氏名・連絡先・住所、業務担当者②氏名・連絡先・住所、口座情報(金融機関名、本・支店名、口座種類・番号・名義)、設備ID、受電地点特定番号、ユーザ情報(氏名、メールアドレス)	255,500 件	1.0 KB/件	255,500 KB
12	算定諸元管理	バランシングコスト	バランシングコストの情報	対象年度、バランシングコスト(電源種別ごと)	5 件/年	0.1 KB/件	1 KB/年
13	算定諸元管理	インバランスク単価	インバランスク単価の情報	対象年月度、電源種別、日時(30分コマ単位)、インバランスク単価	4,464 件/月	0.1 KB/件	446 KB/年
14	算定諸元管理	JEPXスポット・時間前市場(30分コマ)ファイル	JEPXスポット・時間前市場の価格情報(30分コマ実績)	対象年月度、システムプライス*、FIP参照価格(卸電力取引市場分)*	14,880 件/月	0.1 KB/件	1,488 KB/月
15	算定諸元管理	JEPX非化石価値取引市場価格	JEPX非化石価値取引市場の価格情報	対象年度、対象取引回、約定量、約定価格	12 件/年	0.1 KB/件	1 KB/月
16	算定諸元管理	供給電力量(電源種別ごと)ファイル	各エリアの電源種別の供給電力量情報	対象年月度、日時(1時間単位など)、供給電力量(電源種別ごと)	37,200 件/月	0.1 KB/件	3,720 KB/月
17	算定諸元管理	認定事業者供給電力量(設備・30分コマ)ファイル	一つの受電地点特定番号に複数の設備IDが紐づいている認定事業者から提供された、設備ごとの供給電力量情報	対象年月度、日時(30分コマ単位)、受電地点特定番号、供給電力量	50 件/月	0.1 KB/件	5 KB/月
18	算定諸元管理	TSO供給電力量(設備・30分コマ)ファイル	各エリアの全発電設備(自己託送除く)の供給電力量情報	対象年月度、日時(30分コマ単位)、受電地点特定番号、供給電力量	5,090,448,000 件/月	0.05 KB/件	254,522,400 KB/月
19	連絡・通知	連絡事項	認定事業者への連絡事項	タイトル、揭示期間(FROM)、揭示期間(TO)、本文、添付ファイル	5 件/月	5,100 KB/件	25,500 KB/月

*FIP参照価格(卸電力取引市場分)は沖縄を除く9エリア、システムプライスは沖縄エリアの参照価格算定諸元となる。

2. ユーザ・アクセス数等

No	項目	件数
1	ユーザ数	1,250,000件
2	同時アクセス数	1,000件

評価項目一覧の「2.4 要件の実現方式」に従い、 **ベンダ記載欄** に各業務プロセスを実現するシステム機能を記載願います。

	新取組番号	案件コード	業務	業務内容	実施プロセス	業務プロセス概要	アクター	実施タイミング	再工業業統合システム	システム	その他システム
1国		CMN001	事業計画認定情報照会	広域機関が再工業事業管理システム(株式会社東京電力から事業計画認定情報を抽出し、再工業業統合システムに登録する。独立区分が内部統一外部統一に必要であれば統合はETPでの橋立連携を要する。必要に応じて、事業計画認定情報を受領する。	01	事業計画認定情報抽出	再工業業統合システムに登録するため、ETPで「再工業業管理」機能を実行し必要な事業計画認定情報と再工業事業管理システムへ抽出する。	広域機関 (作業員)	月次	-	[経産省]再工業事業管理システム
02					事業計画認定情報登録	前プロセスで抽出した情報もシステムに登録する。	広域機関 (作業員)	月次	-		
03					事業計画認定情報の結果確認	作業者が登録した事業計画認定情報をシステムで確認後、作業者が確認後に当該登録完了の通知依頼を行う。	広域機関 (作業員)	月次	○		
04					事業計画認定情報の結果確認	確認者が作業業者が事業計画認定情報の登録内容の確認依頼を受領する。	広域機関 (確認者)	月次	-		
05					事業計画認定情報の確認	確認者が登録内容（事業計画認定情報）を確認し、承認または却下する。	広域機関 (作業員)	月次	○		
06					独立区分変更対象登録確認	独立区分が変更(外部→内部、内部→外部)された登録を確認する。	広域機関 (確認者)	月次	○		
1国		CMN002	事業者情報	ETP認定事業者(ETPから移行する場合)及び従来型等利用事業者情報は、事業者情報にシステムに登録し、広域機関へ申請する。広域機関は申請内容を審査・承認する。	01	事業者情報照会	事業者情報照会を行う。	認定事業者 (申請者)	月次	○	
ID-仮パスワード申請					事業者登録のため、事業者の管理者がシステム上でID-仮パスワードの発行を申請する。	認定事業者 (申請者)	随時	○			
ID-仮パスワード発行					申請した事業者情報登録者(管理者)に対し、自動的にID-仮パスワードを発行される。	システム	随時	○			
ID-仮パスワード受領					事業者情報登録者(管理者)はメールにてID-仮パスワード(有効期限あり)の通知を受領する。	認定事業者 (申請者)	随時	-			
事業者ユーザ情報登録申請					事業者情報登録者(管理者)は、事業者情報(姓名、担当連絡先、設備ID、受電地点特定番号等)並びにユーザ情報(システムを利用する従業員の名、メールアドレス)を登録申請する。仮パスワードは新規パスワードに変更する。	認定事業者 (申請者)	随時	○			
事業者情報審査					広域機関(作業員)は申請内容を審査し、合否結果を登録する。	広域機関 (作業員)	随時	○			
事業者情報審査結果確認					広域機関(確認者)は作業者の審査結果を確認・承認する。	広域機関 (確認者)	随時	○			
事業者情報審査結果通知無効化					広域機関(確認者)は作業者の審査結果を事業者へ通知する。	広域機関 (作業員)	随時	○			
事業者情報審査不合格通知					前プロセスの審査の結果、条件を満たしていない場合は認定事業者へ審査不合格の通知を行う。	システム	随時	○			
事業者情報審査不合格通知受領					再申請する場合はプロセス上リやり直しとする。	認定事業者 (申請者)	随時	○			
事業者情報審査合格通知(ユースドID-仮パスワード発行)					登録された事業者情報に問題ない(記入漏れがない、設備IDや受電地点の特定番号が正しい)場合、審査合格とする。 自動的に、ユースドID-仮パスワードが発行される。	システム	随時	○			
事業者ユーザ情報登録結果確認					事業者情報の登録完了通知を受けたため、ユースドID-仮パスワードでシステムログインし、登録内容を確認する。仮パスワードは新規パスワードに変更する。	認定事業者 (ユースド)	随時	○			
事業者情報審査合格通知受領					事業者情報審査合格通知を受領する。	認定事業者 (申請者)	随時	○			
事業者ユーザ情報変更中継					事業者情報登録者(管理者)は、事業者情報(姓名、担当連絡先、設備ID、受電地点特定番号等)並びにユーザ情報(システムを利用する従業員の名、メールアドレス)を変更申請する。仮パスワードは新規パスワードに変更する。	認定事業者 (申請者)	随時	○			
事業者情報審査					広域機関(作業員)は申請内容を審査し、合否結果を登録する。	広域機関 (作業員)	随時	○			
事業者情報審査結果確認					広域機関(確認者)は作業者の審査内容を確認・承認する。	広域機関 (確認者)	随時	○			
事業者情報審査結果通知無効化					広域機関(確認者)は作業者の審査結果を事業者へ通知する。	広域機関 (作業員)	随時	○			
事業者情報審査不合格通知					前プロセスの審査の結果、条件を満たしていない場合は認定事業者へ審査不合格の通知を行う。 システム上で不合格通知を受領する。 再申請する場合はプロセス上リやり直しとする。	システム	随時	○			
事業者情報審査合格通知(ユースドID-仮パスワード発行)	登録された事業者情報に問題ない(記入漏れがない、設備IDや受電地点の特定番号が正しい)場合、審査合格とする。 自動的に、ユースドID-仮パスワードが発行される。	システム	随時	○							
事業者ユーザ情報登録結果確認	事業者情報の登録完了通知を受けたため、ユースドID-仮パスワードでシステムログインし、登録内容を確認する。仮パスワードは新規パスワードに変更する。	認定事業者 (ユースド)	随時	○							
事業者情報審査合格通知受領	事業者情報審査合格通知を受領する。	認定事業者 (申請者)	随時	○							
事業者ユーザ情報照会	事業者情報を照会する。	認定事業者 (申請者)	随時	○							
1国		CMN003	一時調達契約情報	一時調達契約の締結した認定協会の契約期間已ちが経過した場合、ETP交付金の算定を停止し、再開する。	01	一時調達契約対象登録連携	一時調達契約の開始日より終了日を連絡する。	支配/電気協議会	随時	-	
02					一時調達契約対象登録確認	一時調達契約の対象登録を確認する。	広域機関 (作業員)	随時	○		
03					一時調達契約対象登録登録・解除連携	一時調達契約の開始日・終了日を送信する。	広域機関 (作業員)	随時	○		
04					一時調達契約対象登録登録確認	登録された一時調達契約の開始日・終了日を確認する。	広域機関 (確認者)	随時	○		
1国		CMN030	ランニングコスト	広域機関が、任意数量単位で発表するランニングコストもシステムに登録すると、登録したデータを集計・照査する。	01	ランニングコスト公表	ランニングコストを公表する。	経産省業者	年次	-	
02					ランニングコスト登録	公表されたランニングコストもシステムに登録する。	広域機関 (作業員)	年次	○		
03					ランニングコストの結果確認・確認依頼	作業者が登録したランニングコストをシステムで確認後、作業者が確認後に当該登録完了の通知依頼を行う。	広域機関 (作業員)	年次	○		
04					ランニングコストの結果確認依頼受領	確認者が作業業者がランニングコストの登録内容の確認依頼を受領する。	広域機関 (確認者)	年次	-		
05					ランニングコストの確認	確認者が登録内容（ランニングコスト）を確認し、承認または却下する。	広域機関 (確認者)	年次	○		
06					ランニングコスト変更に係る登録	登録内容に誤りがある場合など、登録されたランニングコストを変更する。	広域機関 (作業員)	年次	○		
07					ランニングコストの結果確認・確認依頼	作業者が変更したランニングコストもシステムで確認後、作業者が確認後に当該登録完了の通知依頼を行う。	広域機関 (作業員)	年次	○		
08					ランニングコストの結果確認依頼受領	確認者が作業業者がランニングコストの変更内容の確認依頼を受領する。	広域機関 (確認者)	年次	-		
09					ランニングコストの変更の確認	確認者が変更内容（ランニングコスト）を確認し、承認または却下する。	広域機関 (確認者)	年次	○		
1国		CMN031	インフラシタ及び準備	広域機関が、FTT幹線全・支分システムおよびケーブルアクセス設備を抽出し、システムに登録する。システムは、認定協会のケーブルアクセス料金を決定する。また、登録したデータを集計・照査する。	01	インフラシタの準備(30分ごとの抽出)	インフラシタを準備を抽出する。	経産省業者	年次	-	FTT幹線全・支分システム
02					インフラシタの準備(30分ごとの抽出)	抽出したインフラシタ準備システムに登録する。	広域機関 (作業員)	年次	○		
03					インフラシタの準備(当日更新)	システムがインフラシタの認定データと非認定データ(認定済/非認定済)を識別し、月のインフラシタ料金を算定する。	システム	月次	-		
04					インフラシタの準備(結果確認・確認依頼)	作業業者が登録したインフラシタ料金をシステムで確認後、確認者に当該登録完了の通知依頼を行う。	広域機関 (作業員)	年次	○		
05					インフラシタの準備(結果確認依頼受領)	確認者が作業業者がインフラシタ料金の登録内容の確認依頼を受領する。	広域機関 (確認者)	年次	-		
06					インフラシタ料金の確認	確認者が登録内容（インフラシタ料）を確認し、承認または却下する。	広域機関 (確認				

[illegible][illegible]

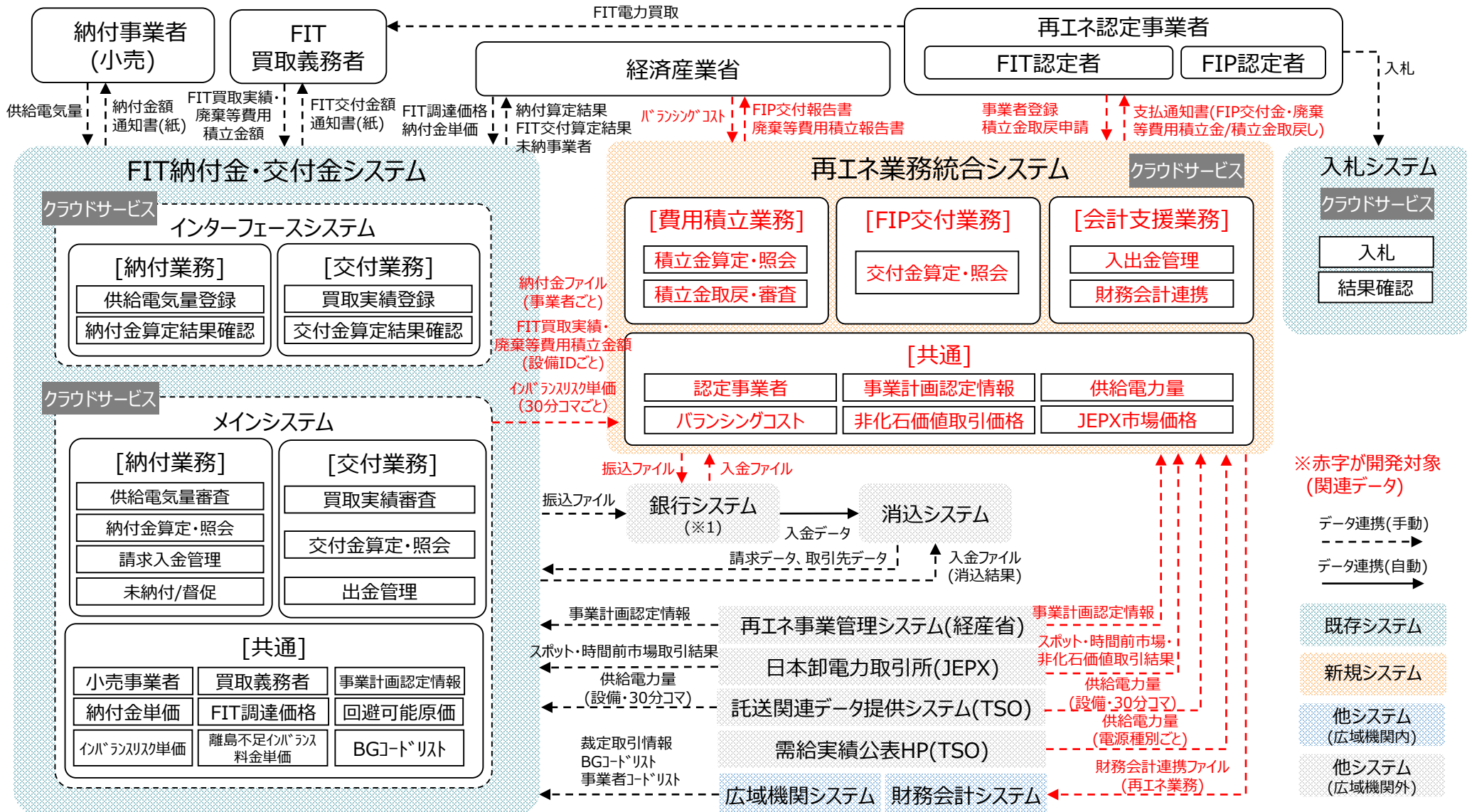
[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

				システム		ペーパー記載欄									
4層	ACC303	預立金残高証明書発行	広域機関が認定事業者に対して、預立金残高証明書を発行を行う。	02	銀行残高確認	銀行システムで残高情報を確認する	広域機関 (作業書)	月次	－	銀行システム	銀行残高確認				
				03	銀行残高登録・残高照合	前プロセスで確認した銀行口座残高を再エネ業務統合システムに登録(転記)。当月度の残高が一致するかも確認する	広域機関 (作業書)	月次	○	－	銀行残高登録・残高照合				
				04	不一致原因調査	残高照合の結果、不一致となった場合は原因を調査する	広域機関 (作業書)	月次	○	－	不一致原因調査				
				05	残高修正	不一致結果が判明した場合、原因銀行システムの残高を正して、再エネ業務統合システムの残高を修正する (当該月の金銭収支を正すためのクレジット/デビット金調整額を3ヵ月分)	広域機関 (作業書)	月次	○	－	残高修正				
				06	残高状況報告・当月度確定依頼	残高照合結果、および不一致の場合は原因と調整金額等を(メールまたは口頭等システムを使わずに) 報告する	広域機関 (作業書)	月次	－	－	残高状況報告・当月度確定依頼				
				07	残高状況報告・当月度確定依頼受領	確認者は作業書から残高照合結果および不一致の場合は原因と調整金額等の報告を受ける	広域機関 (確認書)	月次	－	－	残高状況報告・当月度確定依頼受領				
				08	残高金残高の確認	確認者が残高金残高を確認する	広域機関 (確認書)	月次	○	－	残高金残高の確認				
				09	残高金残高の確認結果の登録	確認者が承認または却下することにより、残高金残高を再エネ業務統合システムに登録する	広域機関 (確認書)	月次	○	－	残高金残高の確認結果の登録				
				01	預立金残高証明書発行依頼	事業者が預立金残高証明書の発行依頼を行う	認定事業者	随時	○	－	預立金残高証明書(商業等費用預立金)				
4層	ACC408	財務会計連携	広域機関が役員総会後の当月度確定データ(取引対象単位)を財務会計システムに連携する。	02	預立金残高証明書発行	システムが預立金残高証明書を発行する	システム	随時	○	－	預立金残高証明書(商業等費用預立金)				
				03	預立金残高証明書受領	事業者がシステム上で預立金残高証明書を受領する	認定事業者	随時	－	－	預立金残高証明書(商業等費用預立金)				
				01	財務会計連携データ取得	財務会計システムに連携するための当月度確定データ(取引対象単位)を取得する	広域機関 (作業書)	月次	○	－	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				02	財務会計連携データ作成・登録	当月度確定データ(取引対象単位)をもとに財務会計連携データを作成し、再エネ業務統合システムに登録する	広域機関 (作業書)	月次	○	－	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				03	財務会計連携データ登録結果確認・確認依頼	登録した財務会計連携データの内容を確認し、問題がないか確認者に確認依頼を行う	広域機関 (確認書)	月次	○	－	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				04	財務会計連携データ登録結果の確認依頼の受領	確認者が作業書から財務会計連携データ登録結果の確認依頼を受領する	広域機関 (確認書)	月次	－	－	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				05	財務会計連携データ登録結果の確認	確認者が財務会計連携データ登録結果を確認する	広域機関 (確認書)	月次	○	－	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				06	財務会計連携データ確認結果登録	財務会計連携データを承認または却下することにより、確認結果を再エネ業務統合システムに登録する	広域機関 (確認書)	月次	○	－	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				07	財務会計連携データ取込	前プロセスで抽出したデータを財務会計システムに取込む	広域機関 (作業書)	月次	－	財務会計システム	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
4層	ACC503	FPP交付金算定結果報告書	広域機関が経済産業省に対して毎月度のFPP交付金算定結果報告書を送る。	08	財務会計連携データ確認	財務会計システムに取込まれた財務会計連携データを確認する	広域機関 (確認書)	月次	－	財務会計システム	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				09	財務会計連携データ確認結果登録	財務会計連携データを承認または却下することにより、確認結果を財務会計システムに登録する	広域機関 (確認書)	月次	－	財務会計システム	財務会計連携(再エネ業務)ファイル				
				01	FPP交付金算定結果報告書出力	再エネ業務統合システムでFPP交付金算定結果報告書を作成する	広域機関 (作業書)	月次	○	－	FPP交付金算定結果報告書				
				02	FPP交付金算定結果報告書確認依頼	作業書が確認者に対してFPP交付金算定結果報告書の確認依頼を行う	広域機関 (作業書)	月次	－	－	FPP交付金算定結果報告書				
				03	FPP交付金算定結果報告書の確認依頼の受領	確認者が作業書からFPP交付金算定結果報告書の確認依頼を受領する	広域機関 (確認書)	月次	－	－	FPP交付金算定結果報告書				
				04	FPP交付金算定結果報告書の確認	確認者がFPP交付金算定結果報告書を確認し、承認または却下する	広域機関 (確認書)	月次	－	－	FPP交付金算定結果報告書				
				05	FPP交付金算定結果報告書送付	前プロセスで出力した報告書を経済産業省に送付する	広域機関 (作業書)	月次	－	－	FPP交付金算定結果報告書				
				06	FPP交付金算定結果報告書受領	報告書を受領する	経済産業省	月次	－	－	FPP交付金算定結果報告書				
				4層	ACC504	産業等費用預立金報告書	広域機関が経済産業省に対して毎月度の産業等費用預立金報告書(外部報告)を送る。	01	産業等費用預立金報告書出力	再エネ業務統合システムで産業等費用預立金報告書を作成する	広域機関 (作業書)	月次	○	－	産業等費用預立金報告書
02	産業等費用預立金報告書確認依頼	作業書が確認者に対して産業等費用預立金報告書の確認依頼を行う	広域機関 (作業書)					月次	－	－	産業等費用預立金報告書				
03	産業等費用預立金報告書の確認依頼の受領	確認者が作業書から産業等費用預立金報告書の確認依頼を受領する	広域機関 (確認書)					月次	－	－	産業等費用預立金報告書				
04	産業等費用預立金報告書の確認	確認者が産業等費用預立金報告書を確認し、承認または却下する	広域機関 (確認書)					月次	－	－	産業等費用預立金報告書				
05	産業等費用預立金報告書送付	前プロセスで出力した報告書を経済産業省に送付する	広域機関 (作業書)					月次	－	－	産業等費用預立金報告書				
06	産業等費用預立金報告書受領	報告書を受領する	経済産業省					月次	－	－	産業等費用預立金報告書				
4層	ACC505	その他	広域機関が経済産業省に対して毎月度の報告書(FPP交付金算定結果報告書、産業等費用預立金報告書)の詳細データを送る。					01	報告データ取得(取付)	再エネ業務統合システムで経済産業省への報告に添付するデータを作成する	広域機関 (作業書)	月次	－	－	報告データ取得(取付)
								02	報告データ確認依頼	作業書が確認者に対して報告データの確認依頼を行う	広域機関 (作業書)	月次	－	－	報告データ確認依頼
								03	報告データ確認依頼の受領	確認者が作業書から報告データの確認依頼を受領する	広域機関 (確認書)	月次	－	－	報告データ確認依頼の受領
				04	報告データの確認	確認者が報告データを確認し、承認または却下する	広域機関 (確認書)	月次	－	－	報告データの確認				
				05	報告データ送付	前プロセスで出力した報告データを経済産業省に送付する	広域機関 (作業書)	月次	－	－	報告データ送付				
				06	報告データ受領	報告書を受領する	経済産業省	月次	－	－	報告データ受領				
				4層	ACC506	連絡事項の掲載・通知	広域機関が、システムに連絡事項を掲載・通知する。	01	連絡事項作成	連絡事項を再エネ業務統合システム内に作成する	広域機関 (作業書)	年次 月次 随時	○	－	連絡事項作成
								02	連絡事項の確認依頼	作業書が確認者に対して連絡事項の確認依頼を行う	広域機関 (作業書)	年次 月次 随時	○	－	連絡事項の確認依頼
								03	連絡事項の確認依頼の受領	確認者が作業書から連絡事項の確認依頼を受領する	広域機関 (確認書)	年次 月次 随時	－	－	連絡事項の確認依頼の受領
04	連絡事項確認	前プロセスで作成された連絡事項の内容について、問題の有無を確認し、承認または却下する	広域機関 (確認書)					年次 月次 随時	○	－	連絡事項確認				
05	連絡事項公表	前プロセスで問題がない確認できた場合は、再エネ業務統合システムにて連絡事項を公表する	広域機関 (作業書)					年次 月次 随時	○	－	連絡事項公表				
06	連絡事項通知	連絡事項が公表された後、自動的に認定事業者(管理者)に対しその旨の通知を行う(メール)	システム					年次 月次 随時	○	－	連絡事項通知				
07	連絡事項確認	連絡事項を確認する	認定事業者					年次 月次 随時	○	－	連絡事項確認				

全体システム概要図

0



※1 どの銀行を採用するかは調整要

参考資料1_JPA非機能要求グレード活用シート

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所							
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考								
A.1.1.1	可用性	継続性	運用スケジュール	システムの稼働時間や停止運用に関する情報。	○	○	運用時間(通常)	規定無し	定時内 (9時～17時)	夜間のみ 停止 (9時～21時)	1時間程度の 停止有り (9時～翌朝8時)	若干の停止 有り (9時～翌朝8時55分)	24時間無 停止	【重複項目】 C.1.1.1。運用時間は、システムの可用性の実現レベルを表す項目であると共に、運用・保守性に関する開発コストや運用コストを検討する上でも必要となる項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【メトリクス】 運用時間は、オンライン/バッチを含みシステムが稼働している時間帯を指す。 【レベル】 ()内の時間は各レベルの一例を示したもので、レベル選定の条件とはしていない。規定無しは、固定のサービス時間が存在しないことを示し、基本的にシステムは停止していて、必要に応じてユーザがシステムを起動するようなケースを想定している(例:障害発生に備えた予備システム、開発・検証用システム等)。定時内や夜間のみ停止は、一般的な業務形態を想定したもので、業務が稼働する時間帯が異なるシステムにおいては、時間帯をスライドさせるなどの読替えが必要である。停止有りとは、システムを停止しなければならない時間帯ではなく、システムを停止できる可能性のある時間帯を指す。24時間無停止は、オンライン業務が稼働していない時間にバッチを稼働させる必要があり、システムを停止することができないようなケースも含まれる。	2	夜間のみ停止 (9時～21時)	・平日のみの稼働とする ・21時以降はバッチ稼働時間の設計による ・月1回程度の時間延長を想定	4.15.1. 基本事項							
A.1.1.2								○	○	運用時間(特定日)	規定無し	定時内 (9時～17時)	夜間のみ 停止 (9時～21時)		1時間程度の 停止有り (9時～翌朝8時)	若干の停止 有り (9時～翌朝8時55分)	24時間無 停止	【重複項目】 C.1.1.2。運用時間は、システムの可用性の実現レベルを表す項目であると共に、運用・保守性に関する開発コストや運用コストを検討する上でも必要となる項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【メトリクス】 特定日とは、休日/祝祭日や月末月初など通常の運用スケジュールとは異なるスケジュールを定義している日のことを指す。特定日が複数存在する場合は、それぞれにおいてレベル値を整合する必要がある(例:「月～金はレベル2だが、土日はレベル0」、「通常はレベル5だが、毎月1日にリポートをするためその日はレベル3」など)。また、ユーザの休日だけでなく、ベンダの休日についても特定日として認識し、運用保守体制等を整合すること。	0	規定無し		4.15.1. 基本事項			
A.1.1.3								○	○	計画停止の有無	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)	計画停止有り(運用スケジュールの変更不可)	計画停止無し					○	【重複項目】 C.2.1.1。計画停止の有無は、システムの可用性の実現レベルを表す項目であると共に、運用・保守性に関する開発コストや運用コストを検討する上でも必要となる項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【運用コストへの影響】 計画停止が”有り”の場合、事前のバックアップや、システム構成に応じた手順準備など、運用時のコストがかさむ。	0	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)	計画停止は可能であるが、事前に通知を行ったうえで、本機関の合意を得ること。	4.15.1. 基本事項		
A.1.2.1								業務継続性	可用性を保証するにあたり、要求される業務の範囲とその条件。	○	対象業務範囲	内部向けバッチ系業務	内部向けオンライン系業務		内部向け全業務	外部向けバッチ系業務	外部向けオンライン系業務	全ての業務		【メトリクス】 ここでの対象業務範囲とは、稼働率を算出する際の対象範囲を指す。 【レベル】 内部向けとは対象とするシステム内に閉じた処理(業務)、外部向けとは他システムとの連携が必要な処理(業務)を表している。	5	全ての業務		4.5.1. 可用性要件	
A.1.2.2																				○	サービス切替時間	24時間以上	24時間未満	2時間未満	60分未満
A.1.2.3	○	業務継続の要求度	障害時の業務停止を許容する	単一障害時は業務停止を許容せず、処理を継続させる	二重障害時でもサービス切替時間の規定内で継続する																【メトリクス】 業務継続の要求度とは、発生する障害に対して、どこまで業務を継続させる必要があるかを示す考え方の尺度を示している。 システムを構成する機器や部位には、単一障害点SPOF(Single Point Of Failure)が多数存在し、システム停止となるリスクを多く含んでいる。これらのSPOFを許容するか、冗長化などの対策で継続性をどこまで確保するかが要求の分かれ目となる。	1	単一障害時は業務停止を許容せず、処理を継続させる		4.9.1.継続性に関する基本要件
A.1.3.1	目標復旧水準 (業務停止時)			業務停止を伴う障害が発生した際、何をどこまで、どれ位で復旧させるかの目標。	○		RPO(目標復旧地点)	復旧不要	5営業日前の時点 (週次バックアップからの復旧)	1営業日前の時点 (日次バックアップからの復旧)	障害発生時点 (日次バックアップ+アーカイブからの復旧)			【メトリクス】 RLOで業務の復旧までを指定している場合、該当する業務のデータの復旧までが対象であり、業務再開の整合性の確認は別途必要となる。 【レベル3】 障害発生時点とは、障害が発生する直前のトランザクションなどの処理が完了している時点のことを指し、障害発生時点まで復旧するためには、発生直前の完了した処理のジャーナルログが保証されていることが前提となる。またジャーナルログをアーカイブすることで、障害発生までの任意の時点への復旧に対応することを想定している。	2	1営業日前の時点 (日次バックアップからの復旧)		4.9.2.継続性に関する目標値							
A.1.3.2							○	RTO(目標復旧時間)	1営業日以上	1営業日以内	12時間以内	6時間以内			2時間以内		【メトリクス】 サービス切替時間(A.1.2.2)での復旧時間と異なり、RTOでの復旧時間は、業務の継続対策を実施していない(業務停止となる)ケースでの障害での復旧時間を指している。 RLOで業務の復旧までを指定している場合、該当する業務のデータの復旧までが対象であり、業務再開の整合性の確認は別途必要となる。	2	12時間以内		4.9.2.継続性に関する目標値				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
A.1.3.3							RLO(目標復旧レベル)	システムの復旧	特定業務のみ	全ての業務					【マトリクス】 業務停止を伴う障害が発生した際、何を復旧の対象とするかのレベルを示す。 【レベル0】 システムの復旧は、ハードウェアの復旧だけでなくデータのリストアまでを対象とする。 【レベル1】 特定業務とは、例えばA.1.2.1対象業務範囲で定義する継続性が要求される業務などを指す。	2	全ての業務		4.9.2.継続性に関する目標値
A.1.4.1			目標復旧水準 (大規模災害時)	大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標。 大規模災害とは、火災や地震などの異常な自然現象、あるいは人為的な原因による大きな事故、破壊行為により生ずる被害のことを指し、システムに甚大な被害が発生するか、電力などのライフラインの停止により、システムをそのまま現状に修復するのが困難な状態となる災害をいう。			システム再開目標	再開不要	数ヶ月以内に再開	一ヶ月以内に再開	一週間以内に再開	3日以内に再開	1日以内に再開		【マトリクス】 大規模災害としては、RPO、RTO、RLOなどの細かな要求までは確定せず、システム再開目標として大まかな復旧時間を設定する。目標復旧レベルについては、業務停止時の目標復旧水準を参考とする。	4	3日以内に再開	社会インフラが正常となっている状況下で3日以内に再開	ー
A.1.5.1			稼働率	明示された利用条件の下で、システムが要求されたサービスを提供できる割合。 明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。			稼働率	95%以下	95%	99%	99.9%	99.99%	99.999%		【レベル】 24時間365日の稼働の場合、1年間で業務が中断する時間の合計は、それぞれ以下の通りとなる。 95%・・・・・・18.3日 99%・・・・・・87.6時間 99.9%・・・・・・ 8.76時間 99.99%・・・・ 52.6分 99.999%・・・・ 5.26分 また1日8時間で週5日稼働のシステムではサービス切替時間と稼働率の関係は以下の通りとなる。 週に1時間・・・・97.5% 月に1時間・・・・99.4% 年に1時間・・・・99.95%	2	99%		4.5.1. 可用性要件
A.2.1.1	耐障害性	サーバ		サーバで発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。			冗長化(機器)	非冗長構成	特定のサーバで冗長化	全てのサーバで冗長化					【マトリクス】 冗長化における機器、コンポーネントは、冗長化の単位を表し、機器は筐体を複数用意することによる冗長化、コンポーネントは筐体を構成する部品(ディスク、電源、FAN、ネットワークカード等)を複数用意することによる冗長化を指す。 また、仮想化技術の適用により、同一ハードウェア上にサーバ機能を集約させることで、冗長化に必要なハードウェア所要量を削減することも可能である。いずれにしても、ハードウェア上で実現される業務継続性の要求を満たすよう機器の冗長化を検討する必要がある。 【レベル1】 特定のサーバで冗長化とは、システムを構成するサーバの種別(DBサーバやAPサーバ、監視サーバなど)で冗長化の対応を分けることを意味する。 また要求としてサーバの単位ではなく、業務や機能の単位で冗長化を指定する場合、それを実装するサーバを想定してレベルを設定する。				
A.2.1.2							冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化					【レベル1】 サーバを構成するコンポーネントとして、内蔵ディスクや、電源、FANなどを必要に応じて冗長化することを想定している(例えば内蔵ディスクのミラー化や、ネットワークIFカードの2重化など)。				
A.2.2.1		端末		端末で発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。			冗長化(機器)	非冗長構成	共用の予備端末を設置	業務や用途毎に予備端末を設置									
A.2.2.2							冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化					【レベル1】 端末を構成するコンポーネントとして、内蔵ディスクや、電源、FANなどを必要に応じて冗長化することを想定している(例えば内蔵ディスクのRAID構成など)。				
A.2.3.1		ネットワーク機器		ルータやスイッチなどネットワークを構成する機器で発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。			冗長化(機器)	非冗長構成	特定の機器のみ冗長化	全ての機器を冗長化					【レベル1】 特定の機器のみとは、ネットワークを構成するルータやスイッチの内、冗長化したサーバを収容するスイッチなどを想定している。				
A.2.3.2							冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化					【レベル1】 ネットワーク機器を構成するコンポーネントとして、電源やCPU、FANなどを必要に応じて冗長化することを想定している。				
A.2.4.1		ネットワーク		ネットワークの信頼性を向上させるための要求。			回線の冗長化	冗長化しない	一部冗長化	全て冗長化する					【マトリクス】 回線の冗長化とは、ネットワークを構成する伝送路(例えばLANケーブルなど)を物理的に複数用意し、一方の伝送路で障害が発生しても他方での通信が可能な状態にすること。 【レベル1】 一部冗長化とは、基幹のネットワークのみ冗長化するケースや、業務データの流れるセグメントなどを想定している。				
A.2.4.2							経路の冗長化	冗長化しない	一部冗長化	全て冗長化する					【マトリクス】 経路の冗長化とは、ネットワーク内でデータを送受信する対象間で、データの流れる順序(経由するルータの順序)を複数設定することで、ある区間で障害が発生しても、他の経路で迂回し通信を可能な状態にすること。 【レベル1】 一部冗長化とは、基幹のネットワークのみ冗長化するケースや、業務データの流れるセグメントなどを想定している。				
A.2.4.3							セグメント分割	分割しない	サブシステム単位で分割	用途に応じて分割					【レベル2】 用途とは、監視やバックアップなどの管理系の用途から、オンライン、パッチなどの業務別の用途を示している。 サブシステム単位で分割したなかで、更に用途に応じてセグメントを分割することを想定している。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
A.2.5.1			ストレージ	ディスクアレイなどの外部記憶装置で発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。			冗長化(機器)	非冗長構成	特定の機器のみ冗長化	全ての機器を冗長化					【マトリクス】 NAS、iSCSI対応の装置を含む。 ただしNASやiSCSIはLANなどのネットワークに接続して利用するため、NASやiSCSIの接続環境の耐障害性対策は小項目A.2.4ネットワークに含まれる。 【レベル1】 特定の機器のみとは、導入するストレージ装置に格納するデータの重要度に応じて、耐障害性の要求が装置毎に異なる場合を想定している。				
A.2.5.2							冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化					【レベル1】 ストレージを構成するコンポーネントとして、ディスクを除く、CPUや電源、FAN、インターフェースなどを必要に応じて冗長化することを想定している。				
A.2.5.3							冗長化(ディスク)	非冗長構成	単一冗長	多重冗長					【レベル1】 単一冗長とは、単一箇所の障害であれば、サービス継続可能な冗長構成のことである。 【レベル2】 多重冗長とは、同時に複数の箇所が障害の状態となっても、サービス継続可能な冗長構成のことである。				
A.2.6.1			データ	データの保護に対する考え方。	○		バックアップ方式	バックアップ無し	オフラインバックアップ	オンラインバックアップ	オフラインバックアップ+オンラインバックアップ				【重複項目】 C.1.2.7。バックアップ方式は、バックアップ運用設計を行う上で考慮する必要があり、運用・保守性と重複項目としている。 【レベル】 オフラインバックアップとは、システム(あるいはその一部)を停止させてバックアップを行う方式、オンラインバックアップとはシステムを停止せず稼働中の状態でバックアップを行う方式を指す。				
A.2.6.2					○		データ復旧範囲	復旧不要	一部の必要なデータのみ復旧	システム内の全データを復旧					【重複項目】 C.1.2.1。可用性ではデータをどこまで保全するかという観点で、運用ではデータをどこまで復旧させるかという観点で本項目が必要となり、重複項目としている。 【レベル1】 一部の必要なデータとは、業務継続性の要求を満たすために必要となるようなデータを想定している。				
A.2.6.3							データインテグリティ	エラー検出無し	エラー検出のみ	エラー検出&再試行	データの完全性を保障(エラー検出&訂正)				【マトリクス】 データに対して操作が正しく行えること、操作に対して期待した品質が得られること、またデータへの変更が検知可能であることなどを物理レベルで保証する。 【レベル】 仕組みの実装は、製品、業務アプリケーションによる検出を含む。				
A.3.1.1	災害対策	システム		地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時の業務継続性を満たすための要求。			復旧方針	復旧しない	限定された構成でシステムを再構築	同一の構成でシステムを再構築	限定された構成をDRサイトで構築	同一の構成をDRサイトで構築			【マトリクス】 大規模災害のための代替の機器として、どこに何が必要かを決める項目。 【レベル】 レベル1および3の限定された構成とは、復旧する目標に応じて必要となる構成(例えば、冗長化の構成は省くなど)を意味する。 レベル2および4の同一の構成とは、復旧後も復旧前と同じサービスレベルを維持するため、本番環境と同一のシステム構成を必要とすることを意味する。 レベル1および2のシステムを再構築を選択する場合、被災後の再構築までを契約の範囲として考えるのではなく、被災したサイトあるいは共用センターなどの設備を利用して、あくまでシステムを再構築する方針とすることを要求するものである。 一方レベル3および4のDRサイトで構築は、指定されたDRサイトに復旧用のシステムを構築するところまでを含む。	2	同一の構成でシステムを再構築	クラウドサービスの別サイトで再構築	ー
A.3.2.1		外部保管データ		地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するなどの要求。			保管場所分散度	外部保管しない	1カ所	1カ所(遠隔地)	2カ所(遠隔地)					2	1カ所(遠隔地)	同一サイト内の別ストレージへのバックアップ、バックアップサイトへのバックアップをすること。	4.9.3.継続性に係る対策
A.3.2.2							保管方法	媒体による保管	同一サイト内の別ストレージへのバックアップ	DRサイトへのリモートバックアップ						2	DRサイトへのリモートバックアップ	同一サイト内の別ストレージへのバックアップ、バックアップサイトへのバックアップ、及びクラウドサービスとは別に外部で保管すること。	4.9.3.継続性に係る対策
A.3.3.1		付帯設備		各種災害に対するシステムの付帯設備での要求。			災害対策範囲	対策を実施しない	特定の対策を実施する	想定する全ての対策を実施する					【マトリクス】 付帯設備については、システム環境・エコロジーにおいてF.4.1.1の耐震震度、F.4.4.4の停電対策で、災害対策の一部として要求を具体化している。 【レベル】 想定する災害対策としては、以下が考えられる。 ・地震対策 ・瞬電・停電対策 ・火災対策 ・漏電対策 ・雷対策 ・水害対策 ・電界・磁界対策	2	想定する全ての対策を実施する	データファシリティスタンダードのティア3以上とする。	ー

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考			
A.4.1.1		回復性	復旧作業	業務停止を伴う障害が発生した際の復旧作業に必要な労力。	○		復旧作業	復旧不要	復旧用製品は使用しない手作業の復旧	復旧用製品による復旧	復旧用製品＋業務アプリケーションによる復旧				【重複項目】 C.3.1.1。復旧作業は、可用性と運用・保守性に共通して含まれている。運用・保守性では、復旧目標の運用への影響という観点でその作業を確認するが、可用性は、それを実現するための手段として確認する。 【レベル】 自作ツールを利用するケースは手作業に含む。 復旧用製品とは、バックアップ・リカバリを行う製品を指す。復旧用製品による復旧を行う場合、どこまで自動化するか(自動リカバリ機能充足率など)を定義するケースもあるが、可用性としては、復旧用製品を使用するかしないかでギャップが発生するため、この観点でレベルを検討する。	3	復旧用製品＋業務アプリケーションによる復旧		－	
A.4.1.2							○	代替業務運用の範囲	無し	一部の業務について代替業務運用が必要	全部の業務について代替業務運用が必要					【重複項目】 C.3.1.2。復旧作業は、可用性と運用・保守性に共通して含まれている。運用・保守性では、復旧目標の運用への影響という観点でその作業を確認するが、可用性は、それを実現するための手段として確認する。 【マトリクス】 代替業務運用とは、障害によりシステムが復旧不可能となった場合に、代替業務でカバーすることが可能な運用手段(代替機あるいは人手による運用)を指す。	1	一部の業務について代替業務運用が必要	システム復旧後、当日分のデータについては再入力を想定	－
A.4.2.1			可用性確認	可用性として要求された項目をどこまで確認するか範囲。	○	確認範囲	実施しない。または単純な障害の範囲	業務を継続できる障害の範囲	業務停止となる障害のうち一部の範囲	業務停止となる障害の全ての範囲				【レベル】 レベル2および3の確認範囲には、レベル1で定義した内容を含む。	3	業務停止となる障害の全ての範囲		4.12.5. 総合テスト要件		
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	通常時の業務量	性能・拡張性に影響を与える業務量。 該当システムの稼働時を想定し、合意する。 それぞれのマトリクスに於いて、単一の値だけでなく、前提となる時間帯や季節の特性なども考慮する。	○	○	ユーザ数	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用				【重複項目】 F.2.1.1。ユーザ数は性能・拡張性を決めるための前提となる項目であると共にシステム環境を規定する項目でもあるため、性能・拡張性とシステム環境・エコロジーの両方に含まれている。 【レベル】 前提となる数値が決められない場合は、類似システムなどを参考に仮の値でも良いので決めておくことが必要。	1	上限が決まっている	1,250,000		要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧	
B.1.1.2							○	同時アクセス数	特定利用者の限られたアクセスのみ	同時アクセスの上限が決まっている	不特定多数のアクセス有り				【マトリクス】 同時アクセス数とは、ある時点でシステムにアクセスしているユーザ数のことである。	1	同時アクセスの上限が決まっている	1,000		要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧
B.1.1.3							○	データ量	全てのデータ量が明確である	主要なデータ量のみが明確である					【レベル1】 主要なデータ量とは、システムが保持するデータの中で、多くを占めるデータのことを言う。 例えば、マスター系テーブルや主なトランザクションデータの一次保存分などがある。 主要なデータ量しか決まっていない場合、後工程に於いて、検討漏れデータの出現などによるディスク追加などが発生するリスクがある。	1	主要なデータ量のみが明確である			要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧
B.1.1.4							○	オンラインリクエスト件数	処理毎にリクエスト件数が明確である	主な処理のリクエスト件数のみが明確である					【マトリクス】 オンラインリクエスト件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル1】 主な処理とはシステムが受け付けるオンラインリクエストの中で大部分を占めるものを言う。 例えば、住民情報システムの転入・転出処理やネットショッピングシステムの決済処理などがある。 主なリクエスト件数しか決まっていない場合、後工程に於いて、検討漏れリクエストの出現などによるサーバ能力不足などのリスクがある。	1	主な処理のリクエスト件数のみが明確である			要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧
B.1.1.5							○	バッチ処理件数	処理単位毎に処理件数が決まっている	主な処理の処理件数が決まっている					【マトリクス】 バッチ処理件数は単位時間を明らかにして確認する。要件定義時には主な処理(特に該当システムでクリティカルとなる処理)では処理件数のおおよその目安は決まっているはずであり、それを元に性能や拡張性の検討を進める。要件定義時に明確になっていない場合は、確度度合も含め、想定しておく。 【レベル1】 主な処理とはシステムが実行するバッチ処理の中で大部分の時間を占める物をいう。 例えば、人事給与システムや料金計算システムの月次集計処理などがある。 主なバッチ処理件数しか決まっていない場合、後工程に於いて、検討漏れ処理の出現などによるサーバ能力不足などのリスクがある。	1	主な処理の処理件数が決まっている			要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧
B.1.1.6								業務機能数	業務機能が整理されている	確定した業務機能一覧が作成されている	業務機能一覧はあるが、確定していない				【マトリクス】 要件定義時には業務機能一覧はレベルの差があっても決まっているはずであり、それを元に性能や拡張性の検討を進める。要件定義時に明確になっていない場合は、確度度合も含め、想定しておく。					
B.1.2.1			業務量増大度	システム稼働開始からライフサイクル終了までの間で、開始時点と業務量が最大になる時点の業務量の倍率。 必要に応じ、開始日の平均値や、開始後の定常状態との比較を行う場合もある。	○		ユーザ数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上	【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍	業務量増大度については、運用報告書により分析、評価し見直す	－		

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
B.1.2.2							同時アクセス数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍		—
B.1.2.3							データ量増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	5	10倍以上		
B.1.2.4							オンラインリクエスト件数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【マトリクス】 オンラインリクエスト件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍		
B.1.2.5							バッチ処理件数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【マトリクス】 バッチ処理件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍		
B.1.2.6							業務機能数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 業務機能数増大率を評価する際は、機能の粒度(1機能あたりの見積規模、サービス範囲など)は具体的な数値を示すことが望ましい。 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.1.3.1		性能目標値	オンラインレスポンス	システムが参照するデータのうち、OSやミドルウェアのログなどのシステム基盤が利用するデータに対する保管が必要な期間。必要に応じて、データの種別毎に定める。保管対象のデータを選択する際には、対象範囲についても決めておく。			保管期間	6ヶ月	1年	3年	5年	10年以上有期	永久保管		【レベル】 対象が複数あり、それぞれの保管期間が異なる場合は、それぞれの対象データについて決めること。 【レベル0】 保管期間の制約が短い場合は6ヶ月で代用する。	3	5年		4.15.4.1. ログ出力・蓄積・監視要件
B.1.3.2							対象範囲	オンラインで参照できる範囲	アーカイブまで含める						【マトリクス】 保管対象のデータを配置する場所を決める。保管場所によっては参照するための手間がかかる場合がある。また、バックアップの取得方法などへの配慮が必要になる。				
B.2.1.1							通常時レスポンス順守率	順守率を定めない	60%	80%	90%	95%	99%以上		【レベル】 具体的な目標値や約束値がある場合、各処理の順守率を規定する。 レベルに示した順守率はおおまかな目安を示しており、具体的にはレスポンスと順守率について数値で合意する必要がある。	3	90%		
B.2.1.2							ピーク時レスポンス順守率	順守率を定めない	60%	80%	90%	95%	99%以上		【レベル】 具体的な目標値や約束値がある場合、各処理の順守率を規定する。 レベルに示した順守率はおおまかな目安を示しており、具体的にはレスポンスと順守率について数値で合意する必要がある。	3	90%		4.4.1. 応答時間
B.2.1.3							縮退時レスポンス順守率	縮退をしない	60%	80%	90%	95%	99%以上		【レベル】 具体的な目標値や約束値がある場合、各処理の順守率を規定する。 レベルに示した順守率はおおまかな目安を示しており、具体的にはレスポンスと順守率について数値で合意する必要がある。				
B.2.2.1							通常時レスポンス順守度合い	順守度合いを定めない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる					【レベル1】 所定の時間には再実行は含まない。	1	所定の時間内に収まる		
			バッチレスポンス(ターンアラウンドタイム)	バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性をふまえ、どの程度のレスポンス(ターンアラウンドタイム)が必要かについて確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時毎に順守率を決める、具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決める。															

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
B.2.2.2				ておくことが望ましい。 (例: 日次処理/月次処理/年次処理など)			ピーク時レスポンス順守度合い	順守度合いを定めない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる					【レベル1】 所定の時間には再実行は含まない。	1	所定の時間内に収まる	6時間以内に収めること。	4.4.1. 応答時間
B.2.2.3							縮退時レスポンス順守度合い	縮退をしない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる					【レベル1】 所定の時間には再実行は含まない。				
B.2.3.1			オンラインスループット	オンラインシステム利用時に要求されるスループット。 システム化する対象業務の特性をふまえ、単位時間にどれだけの量の作業ができるかを確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時毎に処理余裕率を決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決めておくことが望ましい。 (例: データエントリ件数/時間、頁めくり回数/分、TPSなど)			通常時処理余裕率	1倍 (余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 ここでの余裕率は、システム全体で処理できるトランザクション量を示す。例えば、レベル3(2倍)であれば、2倍のトランザクションを処理できることを言う。 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.3.2							ピーク時処理余裕率	1倍 (余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 ここでの余裕率は、システム全体で処理できるトランザクション量を示す。例えば、レベル3(2倍)であれば、2倍のトランザクションを処理できることを言う。 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.3.3							縮退時処理余裕率	縮退をしない	通常時の1/2の処理が出来る	通常時と同様に処理が出来る									
B.2.4.1			バッチスループット	バッチシステム利用時に要求されるスループット。 システム化する対象業務の特性をふまえ、どの程度のスループットを確保すべきか確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時毎に処理余裕率を決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決めておくことが望ましい。 (例: 人事異動情報一括更新処理、一括メール送信処理など)			通常時処理余裕率	1倍 (余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.4.2							ピーク時処理余裕率	1倍 (余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.4.3							縮退時処理余裕率	縮退をしない	通常時の1/2の処理が出来る	通常時と同様に処理が出来る									
B.2.5.1			帳票印刷能力	帳票印刷に要求されるスループット。 業務に必要な帳票の出力時期や枚数を考慮し、どの程度のスループットが必要かを確認する。 更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時毎に余裕率を決める。具体的な数値は特定の帳票や機能毎に決めておくことが望ましい。			通常時印刷余裕率	1倍 (余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.5.2							ピーク時印刷余裕率	1倍 (余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.5.3							縮退時印刷余裕率	縮退をしない	通常時の1/2の印刷が出来る	通常時と同様に印刷が出来る									
B.3.1.1	リソース拡張性	CPU拡張性	CPU拡張性	CPUの拡張性を確認するための項目。 CPU利用率は、将来の業務量の増加に備え、どれだけCPUに余裕をもたせておくかを確認するための項目。 CPU拡張性は、物理的もしくは仮想的に、どれだけCPUを拡張できるようにしておくかを確認するための項目。 CPUの専有の有無については「B.4.1 HWリソース専有の有無」で確認する。		○	CPU利用率	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	20%未満				【マトリクス】 CPU利用率は単位時間に、実行中のプログラムがCPUを使用している割合を示している。単位時間をどの程度にするか、また、動作するプログラムの特性によって数値は大きく異なる。 【レベル】 レベルに示した利用率はおおまかな目安を示しており、具体的な数値で合意する必要がある。 【運用コストへの影響】 CPU利用率が大きい場合、少しの業務量増大で機器増設などの対策が必要になる。				—
B.3.1.2						○	CPU拡張性	1倍 (拡張要求なし)	1.5倍の拡張が可能	2倍の拡張が可能	4倍の拡張が可能	8倍以上の拡張が可能		○	【運用コストへの影響】 CPU拡張性がない場合、機器自体の増設や、環境や契約の変更が必要になる場合がある。				—
B.3.2.1		メモリ拡張性	メモリ拡張性	メモリの拡張性を確認するための項目。 メモリ利用率は、将来の業務量の増加に備え、どれだけメモリに余裕をもたせておくかを確認するための項目。 メモリ拡張性は、物理的もしくは仮想的に、どれだけメモリを拡張できるようにしておくかを確認するための項目。 メモリの専有の有無については「B.4.1 HWリソース専有の有無」で確認する。		○	メモリ利用率	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	20%未満				【マトリクス】 メモリ利用率は単位時間に、実行中のプログラムがメモリを使用している割合を示している。単位時間をどの程度にするか、また、動作するプログラムの特性によって数値は大きく異なる。 【レベル】 レベルに示した利用率はおおまかな目安を示しており、具体的な数値で合意する必要がある。 【運用コストへの影響】 メモリ利用率が大きい場合、少しの業務量増大でメモリや機器の増設が必要になる。				—
B.3.2.2						○	メモリ拡張性	1倍 (拡張要求なし)	1.5倍の拡張が可能	2倍の拡張が可能	4倍の拡張が可能	8倍以上の拡張が可能		○	【運用コストへの影響】 メモリ拡張性がない場合、機器自体の増設や、環境や契約の変更が必要になる場合がある。				—
B.3.3.1			ディスク拡張性	ディスクの拡張性を確認するための項目。 ディスク利用率は、将来の業務量の増加に備え、どれだけディスクに余裕をもたせておくかを確認するための項目。 ディスク拡張性は、物理的もしくは仮想的に、どれだけディスクを拡張できるようにしておくか			ディスク利用率	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	20%未満			○	【レベル】 レベルに示した利用率はおおまかな目安を示しており、具体的な数値で合意する必要がある。 【運用コストへの影響】 ディスクに空きが無い場合、単純増加ファイルの監視等が必要になる。				—

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
B.3.3.2				を確認するための項目。			ディスク拡張性	1倍 (拡張要求なし)	1.5倍の拡張が可能	2倍の拡張が可能	4倍の拡張が可能	8倍以上の拡張が可能		○	【運用コストへの影響】 ディスク拡張性がない場合、機器自体の増設や、環境や契約の変更が必要になる場合がある。				—
B.3.4.1			ネットワーク	システムで使用するネットワーク環境の拡張性に関する項目。 既存のネットワーク機器を活用する場合は既存ネットワークの要件を確認するために利用する。 ネットワークの帯域については「B.4.1 帯域保証機能の有無」で確認する。			ネットワーク機器設置範囲	無し	フロア内のLAN	同一拠点(ビル)内のLAN	社内複数拠点間の接続(LAN、WAN)	社外拠点との接続							
B.3.5.1			サーバ処理能力増強	サーバ処理能力増強方法に関する項目。 将来の業務量増大に備える方法(スケールアップ/スケールアウト)をあらかじめ考慮しておくこと。どちらの方法を選択するかはシステムの特徴によって使い分けが必要。 スケールアップは、より処理能力の大きなサーバとの入れ替えを行うことで処理能力の増強を行う。 スケールアウトは同等のサーバを複数台用意し、サーバ台数を増やすことで処理能力の増強を行う。			スケールアップ	スケールアップを行わない	一部のサーバのみを対象	複数のサーバを対象					【マトリクス】 あらかじめ余剰リソースを用意しておくことで速やかにスケールアップを行う等、スケールアップの迅速性についても検討する。 また、スケールアップしている状態は、コスト増に繋がる場合があるため、必要に応じてスケールダウンの迅速性についても考慮する。 【レベル1】 オンライントランザクション処理のような更新系の割合が多いシステムでアプリケーションサーバをスケールアップする場合を想定。 【レベル2】 レベル1に加え、DBサーバのスケールアップを追加する場合を想定。				
B.3.5.2							スケールアウト	スケールアウトを行わない	一部のサーバのみを対象	複数のサーバを対象					【マトリクス】 スケールアップと同様、スケールアウトの迅速性についても検討する。 また、必要に応じて、スケールインの迅速性についても検討する。 【レベル1】 Webサーバと負荷分散装置などフロント部分を複数台用意する場合を想定。 【レベル2】 レベル1に加え、バックエンドのサーバを複数台用意する場合を想定。				
B.4.1.1		性能品質保証	帯域保証機能の有無	ネットワークのサービス品質を保証する機能の導入要否およびその程度。 伝送遅延時間、パケット損失率、帯域幅をなんらかの仕組みで決めているかを示す。回線の帯域が保証されていない場合性能悪化につながる可能性がある。			帯域保証の設定	無し	プロトコル単位で設定	各サーバ毎に設定	アプリケーションのエンドツーエンドで検証・保証								
B.4.1.2			HWリソース専有の有無	サーバのリソース(CPUやメモリ)を専有するか、共有するかを示す。HWリソースを他のサーバと共有する場合、他のサーバの影響を受けて、性能悪化につながる可能性がある。			HWリソース専有の設定	無し(共有)	有り(専有)										
B.4.2.1			性能テスト	構築したシステムが当初/ライフサイクルに渡っての性能を発揮できるかのテストの測定頻度と範囲。			測定頻度	測定しない	構築当初に測定	運用中、必要時に測定可能	運用中、定期的に測定								
B.4.2.2							確認範囲	確認しない	一部の機能について、目標値を満たしていることを確認	全ての機能について、目標値を満たしていることを確認									
B.4.3.1			スパイク負荷対応	通常時の負荷と比較して、非常に大きな負荷が短時間に現れることを指す。業務量の想定されたピークを超えた状態。 特にB2Cシステムなどクライアント数を制限できないシステムで発生する。システムの処理上限を超えることが多いため、Sorry動作を実装し対策する場合が多い。			トランザクション保護	トランザクション保護は不要である	同時トランザクション数の制限機能	同時トランザクション数の制限機能に加え、Sorry動作	独立したSorry動作を行うサーバの設置								
C.1.1.1	運用・保守性	通常運用	運用時間	システム運用を行う時間。利用者やシステム管理者に対してサービスを提供するために、システムを稼働させ、オンライン処理やバッチ処理を実行している時間帯のこと。	○	○	運用時間(通常)	規定無し	定時内(9時～17時)	夜間のみ停止(9時～21時)	1時間程度の停止有り(9時～翌朝8時)	若干の停止有り(9時～翌朝8時55分)	24時間無停止		【重複項目】 A.1.1.1。運用時間(通常)は、システムの可用性の実現レベルを表す項目でもあるため、重複項目となっている。 【マトリクス】 運用時間は、オンライン/バッチを含みシステムが稼働している時間帯を指す。 【レベル】 ()内の時間は各レベルの一例を示したもので、レベル選定の条件とはしていない。規定無しは、固定のサービス時間が存在しないことを示し、基本的にシステムは停止していて、必要に応じてユーザがシステムを起動するようなケースを想定している(例:障害発生に備えた予備システム、開発・検証用システム等)。定時内や夜間のみ停止は、一般的な業務形態を想定したもので、業務が稼働する時間帯が異なるシステムにおいては、時間帯をスライドさせるなどの読替えが必要である。停止有りとは、システムを停止しなければならない時間帯ではなく、システムを停止できる可能性のある時間帯を指す。24時間無停止は、オンライン業務が稼働していない時間にバッチを稼働させる必要があり、システムを停止することができないようなケースも含まれる。	2	夜間のみ停止(9時～21時)	・平日のみの稼働とする ・21時以降はバッチ稼働時間の設計による ・月1回程度の時間延長を想定	4.15.1. 基本事項

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
C.1.1.2							運用時間(特定日)	規定無し	定時内 (9時～17時)	夜間のみ 停止 (9時～21時)	1時間程度の 停止有り (9時～翌朝8時)	若干の停止 有り (9時～翌朝8時55分)	24時間無 停止		【重複項目】 A.1.1.2。運用時間(特定日)は、システムの可用性の実現レベルを表す項目でもあるため、重複項目となっている。 【マトリクス】 特定日とは、休日/祝祭日や月末月初など通常の運用スケジュールとは異なるスケジュールを定義している日のことを指す。特定日が複数存在する場合は、それぞれにおいてレベル値を整合する必要がある(例:「月～金はレベル2だが、土日はレベル0」、「通常はレベル5だが、毎月1日にリポートをするためその日はレベル3」など)。 また、ユーザの休日だけでなく、ベンダの休日についても特定日として認識し、運用保守体制等を整合すること。	0	規定無し		4.15.1. 基本事項
C.1.2.1			バックアップ	システムが利用するデータのバックアップに関する項目。			データ復旧範囲	復旧不要	一部の必要なデータのみ復旧	システム内の全データを復旧					【重複項目】 A.2.6.2。可用性ではデータをどこまで保全するかという観点で、運用ではデータをどこまで復旧させるかという観点で本項目が必要となり、重複項目としている。 【マトリクス】 システムを障害から復旧するためには、データバックアップ以外に、OSやアプリケーションの設定ファイル等を保管するシステムバックアップも必要となることが考えられる。システムバックアップの取得方法や保管方法についても、同時に検討すべきである。 【レベル1】 一部の必要なデータとは、業務継続性の要求を満たすために必要となるようなデータを想定している。				
C.1.2.2							外部データの利用可否	全データの復旧に利用できる	一部のデータ復旧に利用できる	外部データは利用できない					【マトリクス】 外部データとは、当該システムの範囲外に存在するシステムの保有するデータを指す(開発対象のシステムと連携する既存システムなど)。外部データによりシステムのデータが復旧可能な場合、システムにおいてバックアップ設計を行う必要性が減るため、検討の優先度やレベルを下げて考えることができる。	2	外部データは利用できない		—
C.1.2.3							バックアップ利用範囲	バックアップを取得しない	障害発生時のデータ損失防止	ユーザエラーからの回復	データの長期保存(アーカイブ)				【マトリクス】 マルウェア等によるデータ損失への備えや、監査のためのログの退避など、セキュリティ観点のバックアップも考慮すること。 【レベル2】 ユーザエラーからの回復の場合、システムとしては正常に完了してしまった処理を元に戻さなければならないため、複数世代のバックアップの管理や時間指定回復(Point in Time Recovery)等の機能が必要となる場合が考えられる。	1	障害発生時のデータ損失防止		4.9.3.継続性に係る対策
C.1.2.4							バックアップ自動化の範囲	全ステップを手動で行う	一部のステップを手動で行う	全ステップを自動で行う					【マトリクス】 バックアップ運用には、 ・スケジュールに基づくジョブ起動 ・バックアップ対象の選択 ・バックアップ先の選択 ・ファイル転送 などといった作業ステップが存在する。 【運用コストへの影響】 バックアップ運用の自動化を実現するためには、ハードウェア・ソフトウェアに対する投資が必要となり導入コストは増大する。しかし、運用中におけるバックアップ作業をユーザが実施する必要がなくなるため、その分運用コストは減少すると考えられる。	2	全ステップを自動で行う	・OS、セキュリティパッチ後のバックアップは、手動取得でも可能	4.9.3.継続性に係る対策
C.1.2.5							バックアップ取得間隔	バックアップを取得しない	システム構成の変更時など、任意のタイミング	月次で取得	週次で取得	日次で取得	同期バックアップ			4	日次で取得		4.9.3.継続性に係る対策
C.1.2.6							バックアップ保存期間	バックアップを保存しない	1年未満	3年	5年	10年以上有限	永久保存		【マトリクス】 主に可用性の観点で実施されるバックアップの世代管理とは別に、ここではデータ保全という観点でバックアップデータの保存期間を検討する。	3	5年		4.9.3.継続性に係る対策
C.1.2.7							バックアップ方式	バックアップ無し	オフラインバックアップ	オンラインバックアップ	オフラインバックアップ +オンラインバックアップ				【重複項目】 A.2.6.1。バックアップ方式は、システムを停止するかどうかの検討が含まれるため、可用性の観点でも考慮する必要があり、重複項目となっている。 【レベル】 オフラインバックアップとは、システム(あるいはその一部)を停止させてバックアップを行う方式、オンラインバックアップとはシステムを停止せず稼働中の状態でバックアップを行う方式を指す。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
C.1.3.1			運用監視	システム全体、あるいはそれを構成するハードウェア・ソフトウェア(業務アプリケーションを含む)に対する監視に関する項目。 セキュリティ監視については本項目には含まない。「E.7.1 不正監視」で別途検討すること。			監視情報	監視を行わない	死活監視を行う	エラー監視を行う	エラー監視(トレース情報を含む)を行う	リソース監視を行う	パフォーマンス監視を行う		○	5	パフォーマンス監視を行う	4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件
C.1.3.2							監視間隔	監視を行わない	不定期監視(手動監視)	定期監視(1日間隔)	定期監視(数時間間隔)	リアルタイム監視(分間隔)	リアルタイム監視(秒間隔)			4	リアルタイム監視(分間隔)	4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件
C.1.3.3							システムレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う								
C.1.3.4							プロセスレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う								
C.1.3.5							データベースレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う								
C.1.3.6							ストレージレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う								
C.1.3.7							サーバ(ノード)レベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う								

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
C.1.3.8							端末/ネットワーク機器レベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う					【マトリクス】 端末/ネットワーク機器レベルの監視とは、クライアント端末やルータ等のネットワーク機器に関して、状態を確認し、正しく機能しているかを判断するものである。ハートビート監視の他、個別のファームウェア等が出力する情報に基づく監視などを想定している。 【レベル】 監視を行う場合は、端末/ネットワーク機器レベルについての監視情報と監視間隔を個別に確認する必要がある。レベル1の一部とは、システム上に存在する複数の端末/ネットワーク機器のうち、重要度の高い一部の端末/ネットワーク機器のみを対象に監視を行うことを想定している。				
C.1.3.9							ネットワーク・パケットレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う					【マトリクス】 ネットワーク・パケットレベルの監視とは、ネットワーク上を流れるパケットの情報を確認し、正しく機能しているかを判断するものである。パケットロスやネットワーク帯域の使用率などの監視などを想定している。 【レベル】 監視を行う場合は、ネットワーク・パケットレベルについての監視情報と監視間隔を個別に確認する必要がある。レベル1の一部とは、システム上の複数のネットワーク経路のうち、重要度の高い一部のネットワーク経路のみを対象に監視を行うことを想定している。				
C.1.4.1					時刻同期	システムを構成する機器の時刻同期に関する項目。		時刻同期設定の範囲	時刻同期を行わない	サーバ機器のみ時刻同期を行う	サーバおよびクライアント機器について時刻同期を行う	ネットワーク機器も含めシステム全体で時刻同期を行う	システム全体を外部の標準時間と同期する	○	【レベル4】 システム全体を外部の標準時間と同期する場合、外部との接続に異常が発生した場合にシステム内の時刻同期をどうするかといった設計を行う必要がある。 【運用コストへの影響】 時刻同期を行うことで、複数のサーバ機器が出力するログの順序保証が得られるため、障害調査や監査等の作業コストを下げられる可能性がある。				
C.2.1.1	保守運用	計画停止	点検作業や領域拡張、デフラグ、マスターデータのメンテナンス等、システムの保守作業の実施を目的とした、事前計画済みのサービス停止に関する項目。	○	○		計画停止の有無	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)	計画停止有り(運用スケジュールの変更不可)	計画停止無し				○	【重複項目】 A.1.1.3。計画停止の有無は、システムの可用性の実現レベルを表す項目でもあるため、重複項目となっている。 【運用コストへの影響】 計画停止有りの場合、事前のバックアップや、システム構成に応じた手順準備など、運用時のコストがかさむ。	0	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)		—
C.2.1.2						計画停止の事前アナウンス	計画停止が存在しない	計画停止は年間計画によって確定する	1ヶ月前に通知	1週間前に通知	前日に通知	○	【運用コストへの影響】 計画停止が存在する場合、利用者への通知や運用スケジュールの変更など、イレギュラーな対応が発生する。それらを短時間で実現しなければならないほど、システムの例外処理に対する作り込みを慎重に実施する必要があると考えられ、導入コストが増大すると考えられる。一方、運用コストに関してはその作り込みによって例外処理に対する運用が簡略化されるため減少すると考えられる。						
C.2.2.1		運用負荷削減	保守運用に関する作業負荷を削減するための設計に関する項目。			○	保守作業自動化の範囲	保守作業は全て手動で実施する	一部の保守作業を自動で実行する	全ての保守作業を自動で実行する				○	【マトリクス】 保守作業とは、保守運用に伴うシステム基盤を維持管理するための作業を指し、点検作業やパッチ適用等のアップデート作業、領域拡張、デフラグ、ログローテート等を想定している。障害対応や復旧作業などは含まない。 【運用コストへの影響】 システム基盤の保守運用作業を自動化するためには、特別な運用管理ツールを導入したり、さまざまな作り込みを実施する必要がある。そのため導入コストは増大するが、ユーザが実施すべき保守運用作業が簡略化あるいはなくなると考えられるので、運用コストは減少する。	0	保守作業は全て手動で実施する	運用コストを含めた全体コスト低減のため、自動化ツールの導入は妨げない。	—
C.2.2.2							サーバソフトウェア更新作業の自動化	サーバへの更新ファイル配布機能を実装しない	サーバへの更新ファイル配布機能を実装し、手動にて配布と更新処理を実行する	サーバへの更新ファイル配布機能を実装し、自動で配布したのち、更新処理を手動で実行する	サーバへの更新ファイル配布機能を実装し、配布と更新処理を自動で実行する			○	【マトリクス】 サーバソフトウェアとは、サーバ機器のOSやストレージのファームウェア、サーバ機器上で動作するミドルウェアやアプリケーションを指す。 【運用コストへの影響】 サーバへの更新ファイルの配布や更新処理を自動化するためには、特別なツールを導入したり作り込みを実施する必要があるため導入コストは増大する。一方、サーバソフトウェアの更新作業が自動化されることでユーザが運用中に実施すべき作業がなくなり、運用コストは減少する。				
C.2.2.3							端末ソフトウェア更新作業の自動化	端末への更新ファイル配布機能を実装しない	端末への更新ファイル配布機能を実装し、手動にて配布と更新処理を実行する	端末への更新ファイル配布機能を実装し、自動で配布したのち、更新処理を手動で実行する	端末への更新ファイル配布機能を実装し、配布と更新処理を自動で実行する			○	【マトリクス】 端末ソフトウェアとは、クライアント端末のOSやネットワーク機器のファームウェア、クライアント端末上で動作するアプリケーションを指す。 【運用コストへの影響】 端末への更新ファイルの配布や更新処理を自動化するためには、特別なツールを導入したり作り込みを実施する必要があるため導入コストは増大する。一方、端末の更新作業が自動化されることでユーザが運用中に実施すべき作業がなくなり、運用コストは減少する。				
C.2.3.1			パッチ適用ポリシー	パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。			パッチリリース情報の提供	ユーザの要求に応じてベンダが受動的にパッチリリース情報を提供する	ベンダが定期的にユーザへパッチリリース情報を提供する	ベンダがリアルタイムに(パッチリリースと同時に)ユーザへパッチリリース情報を提供する									

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所					
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考						
C.2.3.2							パッチ適用方針	パッチを適用しない	推奨されるパッチのみを適用する	全てのパッチを適用する					【マトリクス】 リリースされるパッチが個別パッチであるか、集合パッチであるかによって選択レベルが変わる場合は、個別に合意する必要がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること(E.4.3.2)。								
C.2.3.3							パッチ適用タイミング	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う				【マトリクス】 リリースされるパッチが個別パッチであるか、集合パッチであるかによって選択レベルが変わる場合は、個別に合意する必要がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること(E.4.3.3)。								
C.2.3.4							パッチ検証の実施有無	パッチ検証を実施しない	障害パッチのみパッチ検証を実施する	障害パッチとセキュリティパッチの両方でパッチ検証を実施する													
C.2.4.1			活性保守				サービス停止の必要がない活性保守が可能なコンポーネントの範囲。		ハードウェア活性保守の範囲	活性保守を行わない	一部のハードウェアにおいて活性保守を行う	全てのハードウェアにおいて活性保守を行う					【マトリクス】 ハードウェア活性保守とは、システムを停止せずにハードウェア交換やファームウェア更新といった保守作業を実施することである。 【レベル1】 一部のハードウェアとは、特定のサーバやストレージのみ活性保守を可能とするようなケースを指す。						
C.2.4.2									ソフトウェア活性保守の範囲	活性保守を行わない	一部のソフトウェアにおいて活性保守を行う	全てのソフトウェアにおいて活性保守を行う					【マトリクス】 ソフトウェア活性保守とは、システムを停止せずにOSやミドルウェア、アプリケーションのパッチ適用を実施することである(例: マルチサーバ環境におけるローリングアップグレードなど)。 【レベル1】 一部のソフトウェアとは、特定のソフトウェアのみ活性保守を可能とするようなケースを指す。						
C.2.5.1			定期保守頻度				システムの保全のために必要なハードウェアまたはソフトウェアの定期保守作業の頻度。		定期保守頻度	定期保守を実施しない	年1回	半年に1回	月1回	週1回	毎日								
C.2.6.1			予防保守レベル	システム構成部材が故障に至る前に予兆を検出し、事前交換などの対応をとる保守。			予防保守レベル	予防保守を実施しない	定期保守時に検出した予兆の範囲で対応する	(定期保守とは別に)一定間隔で予兆検出を行い、対応を行う	リアルタイムに予兆検出を行い、対応を行う												
C.3.1.1	障害時運用	復旧作業	復旧作業	業務停止を伴う障害が発生した際の復旧作業に必要な労力。		○	復旧作業	復旧不要	復旧用製品は使用しない手作業の復旧	復旧用製品による復旧	復旧用製品＋業務アプリケーションによる復旧				【重複項目】 A.4.1.1。復旧作業は、可用性の復旧目標(RTO/RPO)を検討するうえで必要な項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【マトリクス】 選定したレベルに応じて、ユーザ側・ベンダ側それぞれの体制や権限の整理を実施する必要がある。 【レベル】 自作ツールを利用するケースは手作業に含む。 復旧用製品とは、バックアップ・リカバリを行う製品を指す。復旧用製品による復旧を行う場合、どこまで自動化するか(自動リカバリ機能充足率など)を定義するケースもあるが、可用性としては、復旧用製品を使用するかしないかでギャップが発生するため、この観点でレベルを検討する。	3	復旧用製品＋業務アプリケーションによる復旧		—				
C.3.1.2																【重複項目】 A.4.1.2。代替業務運用の範囲は、可用性の復旧目標(RTO/RPO)を検討するうえで必要な項目でもあるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【マトリクス】 代替業務運用とは、障害によりシステムが復旧不可能となった場合に、代替業務でカバーすることが可能な運用手段(代替機あるいは人手による運用)を指す。	1	一部の業務について代替業務運用が必要	システム復旧後、当日分のデータについては再入力を想定	—			
C.3.2.1								障害復旧自動化の範囲	障害復旧に関するオペレーションを自動化する範囲に関する項目。		障害復旧自動化の範囲	障害復旧作業は全て手動で実施する	一部の障害復旧作業を自動化する	全ての障害復旧作業を自動化する				○	【レベル1】 一部の障害復旧作業とは、特定パターン(あるいは部位)の障害復旧作業に関してのみ自動化を行うようなケースを指す。 【運用コストへの影響】 障害復旧作業を自動化するためには、障害のパターン毎に複雑な判断を行うスクリプトを作成する必要があり開発コストが増大する。一方、障害発生時の復旧作業が迅速化され、ミスも少なくなるため運用コストは減少する。				
C.3.3.1								システム異常検知時の対応	システムの異常を検知した際のベンダ側対応についての項目。		対応可能時間	ベンダの営業時間内(例:9時～17時)で対応を行う	ユーザの指定する時間帯(例:18時～24時)で対応を行う	24時間対応を行う					【マトリクス】 システムの異常検知時に保守員が作業対応を行う時間帯。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
C.3.3.2							駆けつけ到着時間	保守員の駆けつけ無し	保守員到着が異常検知から数日中	保守員到着が異常検知からユーザの翌営業日中	保守員到着が異常検知からユーザの翌営業開始時まで	保守員到着が異常検知から数時間内	保守員が常駐		【マトリクス】 システムの異常を検出してから、指定された連絡先への通知、保守員が障害連絡を受けて現地へ到着するまでの時間。			
C.3.3.3							SE到着平均時間	SEの駆けつけ無し	SE到着が異常検知から数日中	SE到着が異常検知からユーザの翌営業日中	SE到着が異常検知からユーザの翌営業開始時まで	SE到着が異常検知から数時間内	SEが常駐		【マトリクス】 システム異常を検知してからSEが到着するまでの平均時間。			
C.3.4.1			交換用部材の確保	障害の発生したコンポーネントに対する交換部材の確保方法。			保守部品確保レベル	確保しない	保守契約に基づき、部品を提供するベンダが規定年数の間保守部品を確保する	保守契約に基づき、保守を提供するベンダが当該システム専用として規定年数の間保守部品を確保する					【マトリクス】 当該システムに関する保守部品の確保レベル。			
C.3.4.2							予備機の有無	予備機無し	一部、予備機有り	全部、予備機有り								
C.4.1.1	運用環境	開発用環境の設置	ユーザがシステムに対する開発作業を実施する目的で導入する環境についての項目。			○	開発用環境の設置有無	システムの開発環境を設置しない	運用環境の一部に限定した開発環境を設置する	運用環境と同一の開発環境を設置する					【マトリクス】 開発用環境とは、本番環境とは別に開発専用に使用することのできる機材一式のことを指す。本番移行後に本番環境として利用される開発フェーズの環境は、本項目に含めない。 【レベル】 開発フェーズでは開発環境として使用していたが、本番移行後は本番環境となる環境については、レベル0のシステムの開発環境を設置しないを選択する。	1	運用環境の一部に限定した開発環境を設置する	4.11.2. 構築すべき環境
C.4.2.1		試験用環境の設置	ユーザがシステムの動作を試験する目的で導入する環境についての項目。			○	試験用環境の設置有無	システムの試験環境を設置しない	システムの開発用環境と併用する	専用の試験用環境を設置する					【マトリクス】 試験用環境とは、本番環境とは別に試験専用に使用することのできる機材一式のことを指す。本番移行後に本番環境として利用される試験フェーズの環境は、本項目に含めない。 【レベル】 試験フェーズでは試験環境として使用していたが、本番移行後は本番環境となる環境については、レベル0のシステムの試験環境を設置しないを選択する。	1	システムの開発用環境と併用する	4.11.2. 構築すべき環境
C.4.3.1		マニュアル準備レベル	運用のためのマニュアルの準備のレベル。			○	マニュアル準備レベル	各製品標準のマニュアルを利用する	システムの通常運用のマニュアルを提供する	システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する	ユーザのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する			○	【レベル】 通常運用のマニュアルには、システム基盤に対する通常時の運用(起動・停止等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。保守運用のマニュアルには、システム基盤に対する保守作業(部品交換やデータ復旧手順等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。障害発生時の一次対応に関する記述(系切り替え作業やログ収集作業等)は通常運用マニュアルに含まれる。バックアップからの復旧作業については保守マニュアルに含まれるものとする。 【運用コストへの影響】 ユーザの運用に合わせたカスタマイズされたマニュアルは、作成するためにコストがかかるため導入コストが増大するが、ユーザが運用時に手順を調査する負担が減少するため運用コストは減少する。	3	ユーザのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する	4.14. 教育に関する事項
C.4.4.1		リモートオペレーション	システムの設置環境とは離れた環境からのネットワークを介した監視や操作の可否を定義する項目。			○	リモート監視地点	リモート監視を行わない	構内LANを介してリモート監視を行う	遠隔地でリモート監視を行う				○	【レベル】 監視の内容については、通常運用の運用監視の項目にて確認する必要がある。 【運用コストへの影響】 リモート監視を実装するためには、特別なハードウェア・ソフトウェアを導入する必要があり導入コストが増大する。しかし、運用状況の確認のために管理者がわざわざサーバの設置場所まで移動する必要がなくなるため、運用コストは減少する。	2	遠隔地でリモート監視を行う	—
C.4.4.2						○	リモート操作の範囲	リモート操作を行わない	定型処理のみリモート操作を行う	任意のリモート操作を行う				○	【マトリクス】 リモート監視地点から実施できる操作の範囲を検討する。 【レベル】 定型処理のみリモート操作を実現するためのソフトウェアは安価であったり、任意のリモート操作を認める場合はセキュリティやその他の面での検討項目が増えることを考慮し、定型処理よりも任意のリモート操作を行う方のレベルを高く設定している。 【運用コストへの影響】 リモート操作を実装するためには、特別なハードウェア・ソフトウェアを導入する必要があり導入コストが増大する。しかし、メンテナンス操作のために管理者がわざわざサーバの設置場所まで移動する必要がなくなるため、運用コストは減少する。	2	任意のリモート操作を行う	—
C.4.5.1		外部システム接続	システムの運用に影響する外部システムとの接続の有無に関する項目。			○	外部システムとの接続有無	外部システムと接続しない	社内の外部システムと接続する	社外の外部システムと接続する					【マトリクス】 接続する場合には、そのインターフェースについて確認すること。	0	外部システムと接続しない	3.5.1. 連携システム

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
C.4.5.2							監視システムの有無	監視システムは存在しない	既存監視システムに接続する	新規監視システムに接続する					【レベル2】 新規監視システムに接続とは、当該システムに対する監視機能の新規構築が要件定義範囲に含まれていることを意味している。			
C.4.5.3							ジョブ管理システムの有無	ジョブ管理システムは存在しない	既存ジョブ管理システムに接続する	新規ジョブ管理システムに接続する					【レベル2】 新規ジョブ管理システムに接続とは、当該システムに対するジョブ管理機能の新規構築が要件定義範囲に含まれていることを意味している。			
C.5.1.1		サポート体制	保守契約（ハードウェア）	保守が必要な対象ハードウェアの範囲。			保守契約（ハードウェア）の範囲	保守契約を行わない	ベンダの自社製品（ハードウェア）に対してのみ保守契約を行う	マルチベンダのサポート契約を行う（一部対象外を許容）	マルチベンダのサポート契約を行う（システムを構成する全製品を対象）			○	【レベル】 ベンダの自社製品（ハードウェア）に対してのみサポート契約とは、システムを構成する製品個別の提供ベンダと、当該製品に対するサポート契約を行うことを意味しており、当該製品に対してのみサポートサービスが提供される契約形態のことである。 マルチベンダのサポート契約とは、システム全体に対するサポートサービスを提供するベンダと契約を行うことを意味しており、複数のベンダの製品から構成されるシステムに対してワンストップのサポート窓口が提供される契約形態のことである。 【運用コストへの影響】 サポート契約を行うと運用コストが増大するように感じられるが、問題が発生した際に必要となる費用が膨大となるため、サポート契約を行ったほうが結果として運用コストは小さくなる場合がある。	3	マルチベンダのサポート契約を行う（システムを構成する全製品を対象）	—
C.5.2.1			保守契約（ソフトウェア）	保守が必要な対象ソフトウェアの範囲。			保守契約（ソフトウェア）の範囲	保守契約を行わない	ベンダの自社製品（ソフトウェア）に対してのみ保守契約を行う	マルチベンダのサポート契約を行う（一部対象外を許容）	マルチベンダのサポート契約を行う（システムを構成する全製品を対象）			○	【レベル】 ベンダの自社製品（ソフトウェア）に対してのみサポート契約とは、システムを構成する製品個別の提供ベンダと、当該製品に対するサポート契約を行うことを意味しており、当該製品に対してのみサポートサービスが提供される契約形態のことである。 マルチベンダのサポート契約とは、システム全体に対するサポートサービスを提供するベンダと契約を行うことを意味しており、複数のベンダの製品から構成されるシステムに対してワンストップのサポート窓口が提供される契約形態のことである。 【運用コストへの影響】 サポート契約を行うと運用コストが増大するように感じられるが、問題が発生した際に必要となる費用が膨大となるため、サポート契約を行ったほうが結果として運用コストは小さくなる場合がある。	3	マルチベンダのサポート契約を行う（システムを構成する全製品を対象）	—
C.5.3.1			ライフサイクル期間	運用保守の対応期間および、実際にシステムが稼動するライフサイクルの期間。			ライフサイクル期間	3年	5年	7年	10年以上				【マトリクス】 ここでのライフサイクルとは、次のシステム更改までの期間と規定している。製品の保守可能期間よりも長い期間のライフサイクルとなる場合は、保守延長や保守可能バージョンへのアップ等の対応が必要となる。	1	5年	—
C.5.4.1			メンテナンス作業役割分担	メンテナンス作業に対するユーザ/ベンダの役割分担、配置人数に関する項目。			メンテナンス作業役割分担	全てユーザが実施	一部ユーザが実施	全てベンダが実施								
C.5.5.1			一次対応役割分担	一次対応のユーザ/ベンダの役割分担、一次対応の対応時間、配備人数。			一次対応役割分担	全てユーザが実施	一部ユーザが実施	全てベンダが実施								
C.5.6.1			サポート要員	サポート体制に組み入れる要員の人数や対応時間、スキルレベルに関する項目。			ベンダ側常備配備人数	常駐しない	1人	複数人								
C.5.6.2							ベンダ側対応時間帯	対応無し	ベンダの定時間内（9～17時）	夜間のみ非対応（9～21時）	引継ぎ時に1時間程度非対応有り（9～翌8時）	24時間対応						
C.5.6.3							ベンダ側対応者の要求スキルレベル	指定無し	有識者の指導を受けて機器の操作を実施できる	システムの構成を把握し、ログの収集・確認が実施できる	システムの運用や保守作業手順に習熟し、ハードウェアやソフトウェアのメンテナンス作業を実施できる	システムの開発や構築に携わり、業務要件やユーザの事情にも通じている						
C.5.6.4							エスカレーション対応	指定無し	オンコール待機	拠点待機	現地待機				【マトリクス】 障害発生時にエスカレーション対応が必要となるISV/IHV製品に関してエスカレーション先の有識者の待機方法について確認する。			
C.5.7.1			導入サポート	システム導入時の特別対応期間の有無および期間。			システムテスト稼働時の導入サポート期間	無し	当日のみ	1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上						

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
C.5.7.2							システム本稼働時の導入サポート期間	無し	当日のみ	1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上				4	1ヶ月以上	システム本稼働時に発生した問題の早期解決を図るため、導入から一連の業務サイクルが完了する期間のうち4ヶ月程度を特別対応期間とすること。	—
C.5.8.1			オペレーション訓練	オペレーション訓練実施に関する項目。			オペレーション訓練実施の役割分担	実施しない	全てユーザが実施	一部ユーザが実施	全てベンダが実施								
C.5.8.2							オペレーション訓練範囲	実施しない	通常運用の訓練を実施	通常運用に加えて保守運用の訓練を実施	通常運用、保守運用に加えて、障害発生時の復旧作業に関する訓練を実施				【レベル】 通常運用とは、システム基盤に対する通常時の運用(起動・停止等)にかかわる操作を指す。保守運用とは、システム基盤に対する保守作業(部品交換やデータ復旧手順等)にかかわる操作を指す。				
C.5.8.3							オペレーション訓練実施頻度	実施しない	システム立ち上げ時のみ	定期開催									
C.5.9.1							定期報告会実施頻度	無し	年1回	半年に1回	四半期に1回	月1回	週1回以上		【マトリクス】 障害発生時に実施される不定期の報告会は本マトリクスには含まない。	4	月1回		—
C.5.9.2							報告内容のレベル	無し	障害報告のみ	障害報告に加えて運用状況報告を行う	障害および運用状況報告に加えて、改善提案を行う					3	障害および運用状況報告に加えて、改善提案を行う		—
C.6.1.1	その他の運用管理方針	内部統制対応	内部統制対応	IT運用プロセスの内部統制対応を行うかどうかに関する項目。			内部統制対応の実施有無	内部統制対応について規定しない	既存の社内規定に従って、内部統制対応を実施する	新規に規定を制定し、内部統制対応を実施する					【マトリクス】 ここでは内部統制対応の実施有無について確認する。内部統制対応の具体的な対応方法(オペレーションで実施するか、システムへの機能実装で実現するか等)については、有無の確認後に具体化して確認する。	1	既存の社内規定に従って、内部統制対応を実施する		—
C.6.2.1							サービスデスクの設置有無	サービスデスクの設置について規定しない	既存のサービスデスクを利用する	新規にサービスデスクを設置する					【マトリクス】 ここでは、ユーザとベンダ間におけるサービスデスクの設置の有無について確認する。サービスデスク機能の具体的な実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	1	既存のサービスデスクを利用する		4.15.5.1. ヘルプデスク
C.6.3.1							インシデント管理の実施有無	インシデント管理について規定しない	既存のインシデント管理のプロセスに従う	新規にインシデント管理のプロセスを規定する					【マトリクス】 ここでは、当該システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.4.1							問題管理の実施有無	問題管理について規定しない	既存の問題管理のプロセスに従う	新規に問題管理のプロセスを規定する					【マトリクス】 ここでは、インシデントの根本原因を追究するための問題管理を実施するかどうかを確認する。問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.5.1							構成管理の実施有無	構成管理について規定しない	既存の構成管理のプロセスに従う	新規に構成管理のプロセスを規定する					【マトリクス】 ここでは、リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。構成管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.6.1							変更管理の実施有無	変更管理について規定しない	既存の変更管理のプロセスに従う	新規に変更管理のプロセスを規定する					【マトリクス】 ここでは、ハードウェアの交換やソフトウェアのパッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。変更管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.7.1							リリース管理の実施有無	リリース管理について規定しない	既存のリリース管理のプロセスに従う	新規にリリース管理のプロセスを規定する					【マトリクス】 ここでは、承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。リリース管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
D.1.1.1	移行性	移行時期	移行のスケジュール	移行作業計画から本稼働までのシステム移行期間、システム停止可能日時、並行稼働の有無。(例外発生時の切り戻し時間や事前バックアップの時間等も含むこと。)			システム移行期間	システム移行無し	3ヶ月未満	半年未満	1年未満	2年未満	2年以上			1	3ヶ月未満		4.13. 移行に関する事項

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所				
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考						
D.1.1.2						○	システム停止可能日時	制約無し (必要な期間の停止が可能)	5日以上	5日未満	1日 (計画停止日を利用)	利用の少ない時間帯(夜間など)	移行のためのシステム停止不可	【マトリクス】 システムによっては、システム停止可能な日や時間帯が連続して確保できない場合がある。(例えば、この日は1日、次の日は夜間のみ、その次の日は計画停止日で1日、などの場合。)その場合には、システム停止可能日とその時間帯を、それぞれ確認すること。 【レベル】 レベル0はシステムの制約によらず、移行に必要な期間のシステム停止が可能なことを示す。レベル1以上は、システム停止に関わる(業務などの)制約が存在する上での、システム停止可能日時を示す。レベルが高くなるほど、移行によるシステム停止可能な日や時間帯など、移行計画に影響範囲が大きい制約が存在することを示している。	3	1日 (計画停止日を利用)	既存システムが停止している時間(平日夜間(21時以降)及び土日祝日)を利用することとする。	4.13. 移行に関する事項					
D.1.1.3							並行稼働の有無	無し	有り						【レベル1】 並行稼働有りの場合には、その期間、場所等を規定すること。関係項目にF.4.2.3、F.4.4.3がある。	0	無し		4.13. 移行に関する事項				
D.2.1.1							移行方式	システム展開方式	システムの移行および新規展開時に多段階による展開方式をどの程度採用するか程度。	○	拠点展開ステップ数	単一拠点のため規定無し	一斉展開		5段階未満	10段階未満	20段階未満	20段階以上	【レベル】 拠点展開時のリスクによっては難易度が逆転し、一斉展開の難易度が高くなる場合もある。対象システムについて、拠点毎に展開時のリスクを考慮して拠点展開ステップ数を判断すること。	0	単一拠点のため規定無し		—
D.2.1.2										○	業務展開ステップ数	単一業務のため規定無し	全業務一斉切り替え		4段階未満	6段階未満	10段階未満	10段階以上	【レベル】 業務展開時のリスクによっては難易度が逆転し、全業務一斉切り替えの難易度が高くなる場合もある。対象システムについて、業務毎に展開時のリスクを考慮して業務展開ステップ数を判断すること。	0	単一業務のため規定無し		—
D.3.1.1		移行対象(機器)	移行設備	移行前のシステムで使用していた設備において、新システムで新たな設備に入れ替え対象となる移行対象設備の内容。		○	設備・機器の移行内容	移行対象無し	移行対象設備・機器のハードウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のハードウェア、OS、ミドルウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替えて、さらに統合化する	【レベル】 移行対象設備・機器が複数あり、移行内容が異なる場合には、それぞれ合意すること。	0	移行対象無し		—						
D.4.1.1							移行対象(データ)	移行データ量	旧システム上で移行の必要がある業務データの量(プログラムを含む)。	○	移行データ量	移行対象無し		1TB未満	1PB未満	1PB以上			1	1TB未満		4.13. 移行に関する事項	
D.4.1.2										○	移行データ形式	移行対象無し		移行先と形式が同一	移行先と形式が異なる				【マトリクス】 データ形式は、アプリケーションに依存したフォーマット、テーブル形式や文字コードなど、新システムに移行するために考慮すべきデータ形式のパターンを指す。 【レベル】 移行データ形式のパターンが複数ある場合には、それぞれについてデータ形式を確認すること。	2	移行先と形式が異なる		4.13. 移行に関する事項
D.4.2.1							移行媒体	移行対象となる媒体の量と移行時に必要となる媒体種類数。			移行媒体量	移行対象無し		10本未満(1TB未満)	1000本未満(1PB未満)	1000本以上(1PB以上)							
D.4.2.2	移行媒体種類数	移行対象無し	1種類	2種類	3種類	4種類					5種類以上	【マトリクス】 移行する際に使用しなければならない媒体の種類を計数する(例えば、テープ、ディスク、紙の伝票類、など)。また、ネットワーク接続によるデータ転送も媒体種類として含む。											
D.4.3.1		変換対象(DBなど)	変換対象となるデータの量とツールの複雑度(変換ルール数)。			変換データ量	変換対象無し	1TB未満	1PB未満	1PB以上													
D.4.3.2						移行ツールの複雑度(変換ルール数)	移行ツール不要または既存移行ツールで対応可能	変換ルール数が10未満の移行ツールの複雑度	変換ルール数が50未満の移行ツールの複雑度	変換ルール数が100未満の移行ツールの複雑度	変換ルール数が100以上の移行ツールの複雑度												
D.5.1.1	移行計画	移行作業分担	移行作業の作業分担。			移行のユーザ/ベンダ作業分担	全てユーザ	ユーザとベンダと共同で実施	全てベンダ				【マトリクス】 最終的な移行結果の確認は、レベルに関係なくユーザが実施する。なお、ユーザデータを取り扱う際のセキュリティに関しては、ユーザとベンダで取り交わしを行うことが望ましい。具体的内容については、「F.1.1.1 構築時の制約条件」にて確認する。 【レベル1】 共同で移行作業を実施する場合、ユーザ/ベンダの作業分担を規定すること。特に移行対象データに関しては、旧システムの移行対象データの調査、移行データの抽出/変換、本番システムへの導入/確認、等について、その作業分担を規定しておくこと。										

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
D.5.2.1			リハーサル	移行のリハーサル(移行中の障害を想定したりリハーサルを含む)。			リハーサル範囲	リハーサル無し	主要な正常ケースのみ	全ての正常ケース	正常ケース+移行前の状態に切り戻す異常ケース	正常ケース+システム故障から回復させる異常ケース							
D.5.2.2							リハーサル環境	リハーサル無し	本番データ使用可能	本番データ使用不可					【レベル】 本番データを使用することによる情報漏えい等のセキュリティリスクは、「F.1.1.1 構築時の制約条件」にて判断し、ここではリハーサル環境に限定して判断する。				
D.5.2.3							リハーサル回数	リハーサル無し	1回	2回	3回	4回	5回以上						
D.5.2.4							外部連携リハーサルの有無	無し	有り (外部接続仕様の変更無し)	有り (外部接続仕様の変更有り)					【マトリクス】 外部システムとの接続仕様が変更になる場合、システム移行リスクを軽減するために新システムでは新旧両接続仕様をサポートすることがある。その場合には、両接続仕様を確認するための外部連携リハーサルを計画すること。 【レベル】 外部連携リハーサル有りの場合、そのリハーサル対象の外部システムとリハーサル範囲、環境、回数について規定すること。				
D.5.3.1			トラブル対処	移行中のトラブル時の対応体制や対応プラン等の内容。			トラブル対処の規定有無	規定無し	対応体制のみ規定有り	対応体制と対応プランの規定有り					【レベル】 トラブル対処の規定有りの場合、その対応体制や対応プランの規定内容について確認すること。				
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	情報セキュリティに関するコンプライアンス	順守すべき情報セキュリティに関する組織規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。 なお、順守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。 例) ・国内/海外の法律 ・資格認証 ・ガイドライン ・その他ルール			順守すべき社内規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	無し	有り						【マトリクス】 規程、法令、ガイドライン等を確認し、それらに従い、セキュリティに関する非機能要求項目のレベルを決定する必要がある。 例) ・国内/海外の法律 不正アクセス禁止法・不正競争防止法・プロバイダ責任法・改正個人情報保護法・SOX法・EU一般データ保護規則(GDPR)・特定電子メール送信適正化法・電子署名法 など ・資格認証 プライバシーマーク・ISMS/ITSMS/BCMS/CSMS・ISO/IEC27000系・PCI DSS・クラウド情報セキュリティ監査・TRUSTe など ・ガイドライン FISC・FISMA/NIST800・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 など ・その他ルール 情報セキュリティポリシー など 【レベル1】 構築するシステムが関係する国や地域によって、順守すべき法令やガイドラインが異なることに注意すること。	1	有り		4.10.3.1. セキュリティ機能
E.2.1.1		セキュリティリスク分析	セキュリティリスク分析	システム開発を実施する中で、どの範囲で対象システムの脅威を洗い出し、影響の分析を実施するかの方針を確認するための項目。 なお、適切な範囲を設定するためには、資産の洗い出しやデータのライフサイクルの確認等を行う必要がある。 また、洗い出した脅威に対して、対策する範囲を検討する。			リスク分析範囲	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	開発範囲					【マトリクス】 システム開発中に実施するセキュリティリスク分析では、ソフトウェアのサポート終了や暗号の危殆化等の運用期間に顕在化するリスクも考慮する。 【レベル1】 外接部分とは、インターネットへの接続部分や、外部へ情報を持ち出す際に用いる媒体等を接続する部分、また、外部システムとデータのやりとりを行う部分等を意味する。 なお、以降のレベルにおいても同様の意味で用いている。	2	開発範囲		4.10.3.1. セキュリティ機能
E.3.1.1		セキュリティ診断	セキュリティ診断	対象システムや、各種ドキュメント(設計書や環境定義書、実装済みソフトウェアのソースコードなど)に対して、セキュリティに特化した各種試験や検査の実施の有無を確認するための項目。			ネットワーク診断実施の有無	無し	有り						【マトリクス】 ネットワーク診断には、目視による設定の確認や、疑似攻撃を実施することにより脆弱性を発見する診断(ペネトレーションテスト)、ネットワーク上のサーバや通信機能をもつソフトウェアなどに対する脆弱性調査等がある。 【レベル1】 ネットワーク診断は、システム運用開始前に実施するだけでなく、システム運用中の定期的な実施も検討する。	1	有り		4.10.3.1. セキュリティ機能
E.3.1.2							Web診断実施の有無	無し	有り						【マトリクス】 Web診断とは、Webサイトに対して行うWebサーバやWebアプリケーションに対するセキュリティ診断のことを言う。 【レベル1】 Web診断は、システム運用開始前に実施するだけでなく、システム運用中の定期的な実施も検討する。	1	有り		4.10.3.1. セキュリティ機能
E.3.1.3							DB診断実施の有無	無し	有り						【マトリクス】 DB診断とは、データベースシステムに対して行うセキュリティ診断のことを言う。 【レベル1】 DB診断は、システム運用開始前に実施するだけでなく、システム運用中の定期的な実施も検討する。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
E.4.1.1		セキュリティリスク管理	セキュリティリスクの見直し	対象システムにおいて、運用開始後に新たに発見された脅威の洗い出しとその影響の分析をどの範囲で実施するかを確認するための項目。 セキュリティリスクの見直しには、セキュリティホールや脆弱性、新たな脅威の調査等が含まれる。			セキュリティリスク見直し頻度	無し	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) ＋定期的に実施					【レベル】 セキュリティに関するイベントとは、重要な脅威や脆弱性の発見、ウィルス感染、不正侵入、DoS攻撃、情報漏えいなどの情報セキュリティに関するインシデントのことを指す。	2	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) ＋定期的に実施		－
E.4.1.2						セキュリティリスクの見直し範囲	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体						2	システム全体		－	
E.4.2.1		セキュリティリスク対策の見直し	対象システムにおいて、運用開始後に発見された脅威に対する対策の方針を確認するための項目。 また、検討するにあたり、発見された脅威についての対応範囲について明らかにする。			運用開始後のリスク対応範囲	対応しない	重要度が高い資産に関連する、あるいは、外接部分の脅威に対応	洗い出した脅威全体に対応						2	洗い出した脅威全体に対応		－	
E.4.2.2					リスク対策方針	無し	有り						【レベル1】 リスク対応方針がある場合は、どのような対策を実施するのかを確認する必要がある。	1	有り		－		
E.4.3.1		セキュリティパッチ適用	対象システムの脆弱性等に対応するためのセキュリティパッチ適用に関する適用範囲、方針および適用のタイミングを確認するための項目。 これらのセキュリティパッチには、ウィルス定義ファイル等を含む。 また、セキュリティパッチの適用範囲は、OS、ミドルウェア等毎に確認する必要があり、これらセキュリティパッチの適用を検討する際には、システム全体への影響を確認し、パッチ適用の可否を判断する必要がある。 なお、影響の確認等については保守契約の内容として明記されることが望ましい。			セキュリティパッチ適用範囲	セキュリティパッチを適用しない	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体						2	システム全体		－	
E.4.3.2						セキュリティパッチ適用方針	セキュリティパッチを適用しない	緊急性の高いセキュリティパッチのみ適用	全てのセキュリティパッチを適用						1	緊急性の高いセキュリティパッチのみ適用		－	
E.4.3.3						セキュリティパッチ適用タイミング	セキュリティパッチを適用しない	障害パッチ適用時に合わせて実施	定期保守時に実施	パッチ出荷時に実施				【レベル】 セキュリティパッチを適用するまでの脅威等にさらされている期間は、監視強化や暫定対策の実施を検討する。 【レベル3】 パッチが出荷されてから適用するまでの期間について検討することが望ましい。パッチ検証を実施する場合、環境準備等を含め、パッチ適用までに期間を要することを考慮する。	2	定期保守時に実施		－	
E.5.1.1	アクセス・利用制限	認証機能		資産を利用する主体(利用者や機器等)を識別するための認証を実施するか、また、どの程度実施するのかを確認するための項目。 複数回の認証を実施することにより、抑止効果を高めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パスワードによる認証や、ICカード等を用いた認証等がある。	○	管理権限を持つ主体の認証	実施しない	1回	複数回の認証	複数回、異なる方式による認証					【マトリクス】 管理権限を持つ主体とは、システムの管理者や業務上の管理者を指す。	3	複数回、異なる方式による認証		4.10.3.1.1. 主体認証機能
E.5.1.2							管理権限を持たない主体の認証	実施しない	1回	複数回の認証	複数回、異なる方式による認証					3	複数回、異なる方式による認証		－
E.5.2.1		利用制限		認証された主体(利用者や機器など)に対して、資産の利用等を、ソフトウェアやハードウェアにより制限するか確認するための項目。 例) ドアや保管庫の施錠、USBやCD-RWやキーボードなどの入出力デバイスの制限、コマンド実行制限など。	○	システム上の対策における操作制限度	無し	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみを許可							【マトリクス】 ソフトウェアのインストール制限や、利用制限等、ソフトウェアによる対策を示す。	1	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみを許可		－
E.5.2.2							物理的な対策による操作制限度	無し	必要最小限のハードウェアの利用や操作のみを許可							【マトリクス】 セキュリティゲート等のファシリティによるサーバールームへの入退室管理、情報の保管場所や、サーバ等に対する施錠、USBやCD-RWの入出力デバイスの制限等のための物理的な対策実施を示す。			
E.5.3.1		管理方法		認証に必要な情報(例えば、ID/パスワード、指紋、虹彩、静脈など、主体を一意に特定する情報)の追加、更新、削除等のルール策定を実施するかを確認するための項目。			管理ルールの策定	実施しない	実施する						1	実施する		－	

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考			
E.6.1.1		データの秘匿	データ暗号化	機密性のあるデータを、伝送時や蓄積時に秘匿するための暗号化を実施するかを確認するための項目。			○	伝送データの暗号化の有無	無し	認証情報のみ暗号化	重要情報を暗号化					【レベル1】 認証情報のみ暗号化とは、システムで重要情報を取り扱うか否かに関わらず、パスワード等の認証情報のみ暗号化することを意味する。	2	重要情報を暗号化		4.10.3.1.3. データの暗号化機能
E.6.1.2								蓄積データの暗号化の有無	無し	認証情報のみ暗号化	重要情報を暗号化					【レベル1】 認証情報のみ暗号化とは、システムで重要情報を取り扱うか否かに関わらず、パスワード等の認証情報のみ暗号化することを意味する。	2	重要情報を暗号化		4.10.3.1.3. データの暗号化機能
E.6.1.3								鍵管理	無し	ソフトウェアによる鍵管理	耐タンパデバイスによる鍵管理					【レベル】 ソフトウェアによる鍵管理とは、秘密鍵情報に対し、ソフトウェアの設定等によりアクセス制御を実施するような管理のことである。 耐タンパデバイスによる鍵管理とは、ICカードのような、物理的な仕掛により、攻撃への耐性を高めた専用デバイスによる管理のことである。これにより、鍵情報の改竄や漏洩といった脅威に対して、より厳密に管理することができる。				
E.7.1.1		不正追跡・監視	不正監視	不正行為を検知するために、それらの不正について監視する範囲や、監視の記録を保存する量や期間を確認するための項目。 なお、どのようなログを取得する必要があるかは、実現するシステムやサービスに応じて決定する必要がある。 また、ログを取得する場合には、不正監視対象と併せて、取得したログのうち、確認する範囲を定める必要がある。			○	ログの取得	実施しない	実施する						【マトリクス】 取得対象のログは、不正な操作等を検出するための以下のようなものを意味している。取得したログは個々のログを確認するだけでなく、複数のログを組み合わせて相関分析することも検討する。必要に応じて、ログと作業記録との突き合わせも行う。 ・ログイン/ログアウト履歴(成功/失敗) ・操作ログ ・セキュリティ機器の検知ログ ・通信ログ ・DBログ ・アプリケーションログ等	1	実施する		4.10.3.1.5. ログ管理機能
E.7.1.2								ログ保管期間	6ヶ月	1年	3年	5年	10年以上有期	永久保管			3	5年		4.15.4.1. ログ出力・蓄積・監視要件
E.7.1.3								不正監視対象(装置)	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体					【マトリクス】 不正監視対象(装置)とは、サーバ、ストレージ等への不正アクセス等の監視のために、ログを取得する範囲を確認するマトリクス。	2	システム全体		4.15.4.2. ログ収集要件
E.7.1.4								不正監視対象(ネットワーク)	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体					【マトリクス】 不正監視対象(ネットワーク)とは、ネットワーク上の不正なパケット等を監視するためのログの取得範囲を確認するマトリクス。	2	システム全体		4.15.4.2. ログ収集要件
E.7.1.5								不正監視対象(侵入者・不正操作等)	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体					【マトリクス】 不正監視対象(侵入者・不正操作等)とは、不正な侵入者等を監視するために設置する監視カメラ等による監視の範囲を意味する。	2	システム全体		4.15.4.2. ログ収集要件

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
E.7.1.6							確認間隔	無し	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)＋定期的に実施	常時確認				【レベル3】 常時確認とは、常に不正なアクセス等を監視し、即座に対応可能な状態を意味する。 自動検知システムを導入し、不正検知時にメール等で通知する仕組みの導入は、セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)に含まれる。	2	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)＋定期的に実施	—
E.7.2.1			データ検証	情報が正しく処理されて保存されていることを証明可能とし、情報の改ざんを検知するための仕組みとしてデジタル署名を導入するかを確認するための項目。			デジタル署名の利用の有無	無し	有り									
E.7.2.2							確認間隔	無し	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)＋定期的に実施	常時確認							
E.8.1.1		ネットワーク対策	ネットワーク制御	不正な通信を遮断するための制御を実施するかを確認するための項目。		○	通信制御	無し	有り						【レベル1】 通信制御を実現する際には、ファイアウォール、IPS、URLフィルタ、メールフィルタ等の導入を検討する必要がある。	1	有り	4.10.3.1.2. 通信の暗号化機能
E.8.2.1			不正検知	ネットワーク上において、不正追跡・監視を実施し、システム内の不正行為や、不正通信を検知する範囲を確認するための項目。		○	不正通信の検知範囲	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体					【マトリクス】 検知範囲の設定に応じて、IDS等の導入を検討する必要がある。	2	システム全体	4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件
E.8.3.1			サービス停止攻撃の回避	ネットワークへの攻撃による輻輳についての対策を実施するかを確認するための項目。		○	ネットワークの輻輳対策	無し	有り							1	有り	—
E.9.1.1		マルウェア対策	マルウェア対策	マルウェア(ウイルス、ワーム、ボット等)の感染を防止する。マルウェア対策の実施範囲やチェックタイミングを確認するための項目。 対策を実施する場合には、ウイルス定義ファイルの更新方法やタイミングについても検討し、常に最新の状態となるようにする必要がある。		○	マルウェア対策実施範囲	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体						2	システム全体	4.10.3.1.4. ウィルス対策機能
E.9.1.2							リアルタイムスキャンの実施	実施しない	実施する						【レベル1】 リアルタイムスキャンは、例えば、以下のようなタイミングで実施する。実施する際は実施するタイミングを検討する必要がある。 ・ファイルサーバへデータをコピーするタイミング ・メールサーバがメールを受信したタイミング ・ファイルへの入出力処理が実行される前等	1	実施する	—
E.9.1.3							フルスキャンの定期チェックタイミング	無し	不定期(フルスキャンを行えるタイミングがあれば実施する)	1回/月	1回/週	1回/日				1	不定期(フルスキャンを行えるタイミングがあれば実施する)	—
E.10.1.1		Web対策	Web実装対策	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。		○	セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の強化	無し	対策の強化						【マトリクス】 Webシステムが攻撃される事例が増加しており、Webシステムを構築する際には、セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の実施を検討する必要がある。また、実施した結果の有効性を確認するための専門家のレビューやソースコード診断、ツールによるチェック等についても検討する必要がある。	1	対策の強化	—

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
E.10.1.2							WAFの導入の有無	無し	有り						【マトリクス】 WAFとは、Web Application Firewallのことである。	1	有り		—
E.11.1.1		セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデントが発生した時に、早期発見し、被害の最小化、復旧の支援等をするための体制について確認する項目。			セキュリティインシデントの対応体制	無し	有り						【マトリクス】 セキュリティインシデント発生時の対応以外にも、インシデント対応マニュアルの整備や、システムの関係者に対するセキュリティ教育を実施する。 【レベル0】 セキュリティインシデント発生の都度、インシデント対応体制を構築する場合も含まれる。 【レベル1】 新たに対応体制を構築する他に、ユーザ企業内のCSIRTを利用する場合や、外部のセキュリティ対応サービスを利用する場合も含まれる。	1	有り		—
F.1.1.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる社内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・J-SOX法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・FISC ・プライバシーマーク ・構築実装場所の制限など			構築時の制約条件	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(全ての制約を適用)					【マトリクス】 システムを開発する際に、機密情報や個人情報等を取り扱う場合がある。これらの情報が漏洩するリスクを軽減するために、プロジェクトでは、情報利用者の制限、入退室管理の実施、取り扱い情報の暗号化等の対策が施された開発環境を整備する必要がある。 また運用予定地での構築が出来ず、別地にスレージング環境を設けて構築作業を行った上で運用予定地に搬入しなければならない場合や、逆に運用予定地でなければ構築作業が出来ない場合なども制約条件となる。	2	制約有り(全ての制約を適用)		—
F.1.2.1			運用時の制約条件	運用時の制約となる社内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・J-SOX法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・FISC ・プライバシーマーク ・リモートからの運用の可否など			運用時の制約条件	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(全ての制約を適用)						2	制約有り(全ての制約を適用)		—
F.2.1.1		システム特性	ユーザ数	システムを使用する利用者(エンドユーザ)の人数。			ユーザ数	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用					【重複項目】 B.1.1.1。ユーザ数は性能・拡張性を決めるための前提となる項目であると共にシステム環境を規定する項目でもあるため、性能・拡張性とシステム環境・エコロジーの両方に含まれている。 【レベル】 前提となる数値が決められない場合は、類似システムなどを参考に仮の値でも良いので決めておくことが必要。	1	上限が決まっている		要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧
F.2.2.1			クライアント数	システムで使用され、管理しなければいけないクライアントの数。			クライアント数	特定クライアントのみ	上限が決まっている	不特定多数のクライアントが利用						2	不特定多数のクライアントが利用		要件定義書別紙4.主な情報・データ一覧
F.2.3.1			拠点数	システムが稼働する拠点の数。			拠点数	単一拠点	複数拠点						【レベル1】 拠点数を合意した場合は具体的な値を設定すること。	1	複数拠点		2. 業務要件の定義
F.2.4.1			地域的広がり	システムが稼働する地域的な広がり。			地域的広がり	拠点内	同一都市内	同一都道府県内	同一地方	国内	海外		【レベル】 レベル5になると、多言語対応などの考慮も必要となる。 また、国内であっても範囲が広がるにつれて、ネットワークや物流、サポートなどの面で対応が必要となる。	4	国内		2. 業務要件の定義
F.2.5.1			特定製品指定	ユーザの指定によるオープンソース製品や第三者製品(ISV/IHV)などの採用の有無を確認する項目。採用によりサポート難易度への影響があるかの視点で確認を行う。			特定製品の採用有無	特定製品の指定がない	一部に特定製品の指定がある	サポートが困難な製品の指定がある						0	特定製品の指定がない		—
F.2.6.1			システム利用範囲	システム利用者が属する属性の広がり。			システム利用範囲	部門内のみ	社内のみ	社外(BtoB)	社外(BtoC)								
F.2.7.1			複数言語対応	システム構築の上で使用が必要、またはサービスとして提供しなければならない言語。扱わなければならない言語の数や各言語スキル保持者へのアクセシビリティを考慮。			言語数	数値などのみ扱う	1	2	5	10	100		【レベル】 言語数だけでなく、別途、言語の難易度も併せて検討することが必要である。 また、通貨単位なども考慮しておく必要がある。 【レベル0】 数値データなどのみを扱うとは、人に対するプレゼンテーション機能を想定せず、マシン間でのインターフェースを扱うようなシステムを想定している。例えば、GWシステムなどである。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
F.3.1.1		適合規格	製品安全規格	提供するシステムに使用する製品について、UL60950などの製品安全規格を取得していることを要求されているかを確認する項目。		○	規格取得の有無	規格取得の必要無し	UL60950相当取得							0	規格取得の必要無し		—
F.3.2.1			環境保護	提供するシステムに使用する製品について、RoHS指令などの特定有害物質の使用制限についての規格の取得を要求されているかを確認する項目。		○	規格取得の有無	規格取得の必要無し	RoHS指令相当取得							0	規格取得の必要無し		—
F.3.3.1			電磁干渉	提供するシステムに使用する製品について、VCCIなどの機器自身が放射する電磁波をある一定以下のレベルに抑える規格を取得していることを要求されているかを確認する項目。			規格取得の有無	規格取得の必要無し	VCCI ClassA取得	VCCI ClassB取得									
F.4.1.1		機材設置環境条件	耐震/免震	地震発生時にシステム設置環境で耐える必要のある実効的な最大震度を規定。建屋が揺れを減衰するなどの工夫により、外部は震度7超でも設置環境では実効的に最大震度4程度になる場合には震度4よりレベルを設定する。なお、想定以上の揺れではサービスを継続しなくても良い場合には、その想定震度でレベルを設定する。		○	耐震震度	対策不要	震度4相当(50ガル)	震度5弱相当(100ガル)	震度6弱相当(250ガル)	震度6強相当(500ガル)	震度7相当(1000ガル)		【マトリクス】 設置環境での実効的な震度は、屋外の振動がそのまま伝わる建屋の場合は外部の震度と設置環境の震度はほぼ一致すると考えられるので、外部震度からレベルを設定すればよい。ただし、建屋の免震設備などにより、設置環境での最大震度を低く保証できる場合にはその震度を実効的な震度としてレベル設定が可能と考えられる(ユーザからの特段の要請を受けて、より高いレベルで設定する場合もあり)。なお、一定の震度以上では周辺のシステム利用者がシステムを利用できる環境に無いなどで、サービスの継続が不要となる場合は、その震度からレベル設定することも考えられる。いずれに於いても建屋の耐震震度を超える水準での設定には無理がある。 【レベル0】 地震発生によるサービス停止などのリスクを受け入れる心積もりが別途必要となる。	4	震度6強相当(500ガル)		—
F.4.2.1			スペース	どの程度の床面積(WxD)/高さが必要かの項目。保守作業用スペースについても考慮する。また、移行時には新旧システムが並行稼働可能なスペースの確保が可能か否かについても確認が必要である。可能であれば事前確認を実施する。		○	設置スペース制限(マシンルーム)	スペースに関する制限無し	フロア設置用機材を用いて構成	ラックマウント用機材を用いて構成					【マトリクス】 具体的な面積と高さも併せて確認する。また、スペース形状や場所による耐荷重の差異にも留意すること。	0	スペースに関する制限無し		—
F.4.2.2						○	設置スペース制限(事務所設置)	スペースに関する制限無し	専用のスペースを割当て可能	人と混在するスペースに設置必要					【マトリクス】 具体的な面積と高さも併せて確認する。また、スペース形状や場所による耐荷重の差異にも留意すること。 【レベル】 設置スペース制限は前提条件として既に規定されていると捉え、その要求に対してシステムを設置する場合の難易度をレベルとしている。スペース確保の視点での難易度ではないことに注意。	0	スペースに関する制限無し		—
F.4.2.3							並行稼働スペース(移行時)	専用スペースの確保が可能	共用スペースの確保が可能	確保不可					【マトリクス】 構築時に、まだ本番運用で用いるスペースが使用できない場合は、構築時のスペースおよび移設に関しても考慮すること。更に、具体的な面積と高さも併せて確認する。また、スペース形状や場所による耐荷重の差異にも留意すること。 【レベル2】 並行稼働有りの場合には、別途対策を検討すること。関係項目に D.1.1.3、F.4.4.3がある。				
F.4.2.4							設置スペースの拡張余地	十分な拡張余地有り	一部制約有り(既製品で対応できるレベル)	制約有り(特注対応や工事が必要)					【マトリクス】 設置スペースの拡張余地には、フロアに直接置くだけでなくラックの制約や床荷重なども含まれる。				
F.4.3.1			重量	建物の床荷重を考慮した設置設計が必要となることを確認する項目。低い床荷重の場合ほど、設置のための対策が必要となる可能性が高い。			床荷重	2,000Kg/㎡以上	1,200Kg/㎡	800Kg/㎡	500Kg/㎡	300Kg/㎡	200Kg/㎡	○	【レベル】 床が耐えられる荷重でレベル化。耐荷重が大きいほど設置に関する制約が少ない。 【運用コストへの影響】 床荷重が高い場合、副次的に高密度な実装となり、高ラック位置での保守作業などが必要になる場合がある。				
F.4.3.2							設置対策	不要	荷重を分散するための資材(鉄板など)を配備する	ラック当りの重量を制限して、分散構成を採る	設置環境固有の条件(梁の場所など)を考慮して、設置設計を行う								
F.4.4.1			電気設備適合性	ユーザが提供する設置場所の電源条件(電源電圧/電流/周波数/相数/系統数/無停止性/必要工事規模など)と導入システムの適合性に関する項目。同時に空調についても評価対象とする。また、移行時の並行稼働が可能か否かについても確認が必要である。可能であれば事前確認を実施する。			供給電力適合性	現状の設備で特に制限無し	電源工事は必要だが、分電盤改造など二次側の工事のみで対応可能	電源工事は必要だが、一次、二次とも工事可能	工事などができず、規模に対して容量が少し足りない	まったく対応できず、設置場所を再考する必要がある							
F.4.4.2							電源容量の制約	制約無し(必要な電源容量の確保が可能)	制約有り(既製品で対応できるレベル)	制約有り(カスタマイズや工事が必要)									
F.4.4.3							並行稼働電力(移行時)	全面的に確保が可能	部分的に確保が可能	確保が困難					【レベル2】 移行時に並行稼働が必要な場合には、別途対策を検討すること。関係項目に D.1.1.3、F.4.2.3がある。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
F.4.4.4							停電対策	無し	瞬断(10ms程度)	10分	1時間	1日間	1週間		【レベル1】 UPS、CVCFなど電源安定化の対策を検討する。				
F.4.4.5							想定設置場所の電圧変動	±10%以下	±10%を超える						【レベル1】 機材の動作条件を逸脱する場合には、UPS、CVCFなど電源安定化の対策が必要となる。				
F.4.4.6							想定設置場所の周波数変動	±2%以下	±2%を超える						【レベル1】 機材の動作条件を逸脱する場合には、UPS、CVCFなど電源安定化の対策が必要となる。				
F.4.4.7							接地	接地不要	接地が必要	専用接地が必要									
F.4.5.1			温度(帯域)	システムが稼働すべき環境温度の帯域条件。周囲環境によってはシステムを正常稼働させるには特別な対策が必要となることがある。			温度(帯域)	対策不要	16度から32度(多くのテープ装置の稼働可能条件)	5度から35度(多くの機器の稼働可能条件)	0度～40度	0度～60度	-30度～80度		【マトリクス】 温度勾配は10℃/h程度以下に抑えることも併せて考慮する。また、レベル2以上の環境では非稼働時の確認も別途必要である。 【レベル】 機器が稼働している状態での周囲環境の変動範囲でレベルを選択する。例えば、周囲環境温度が0～20度で変動している環境であれば、それを満たすレベルの中で一番低いレベル3となる。				
F.4.6.1			湿度(帯域)	システムが稼働すべき環境湿度の帯域条件。周囲環境によってはシステムを正常稼働させるには特別な対策が必要となることがある。			湿度(帯域)	対策不要	45%～55%	20%～80%	0%～85%	結露無し条件のみ			【レベル】 機器が稼働している状態での周囲環境の変動範囲でレベルを選択する。例えば、周囲環境湿度が20～50%で変動している環境であれば、それを満たすレベルの中で一番低いレベル2となる。				
F.4.7.1			空調性能	システムを稼働させるのに十分な冷却能力を保持し、特定のホットスポットが存在する場合にはそれを考慮した冷気供給を行える能力。			空調性能	十分な余力有り	ホットスポットなどへの部分的な対策が必要	能力が不足しており、対策が必要					【マトリクス】 必要に応じて塵芥や有害ガスへの対応なども考慮する。				
F.4.7.2							空調設備の制約	制約無し(必要な空調の確保が可能)	制約有り(既製品で対応できるレベル)	制約有り(カスタマイズや工事が必要)									
F.5.1.1		環境マネージメント	環境負荷を抑える工夫	環境負荷を最小化する工夫の度合いの項目。例えば、グリーン購入法適合製品の購入など、環境負荷の少ない機材・消耗品を採用する。また、ライフサイクルを通じた廃棄材の最小化の検討を行う。例えば、拡張の際に既設機材の廃棄が不要で、必要な部材の増設、入れ替えのみで対応可能な機材を採用するなどである。また、ライフサイクルが長い機材ほど廃棄材は少ないと解釈できる。			グリーン購入法対応度	対処不要	グリーン購入法の基準を満たす製品を一部使用	グリーン購入法の基準を満たす製品のみを使用									
F.5.1.2							同一機材拡張余力	無し	2倍	4倍	10倍	30倍	100倍以上		【マトリクス】 既設機材を廃棄することなく、単純に追加で拡張可能であることを意味する(契約上は追加であっても実際には機材全体を置き換えてしまい全廃棄が発生するようなものは対象外となる)。製造エネルギー、廃棄物量までを考慮する。 【レベル】 数倍程度まではスケールアップ主体、それ以上はスケールアウト主体での対応となると考えられる。				
F.5.1.3							機材のライフサイクル期間	3年	5年	7年	10年以上				【マトリクス】 ここでのライフサイクルとは実質的なハードウェア入れ替え期間と規定している。基本的に長年に渡って使用することが望ましいが、あまりにも長期過ぎると性能向上や省電力技術の進歩などの恩恵が受けられなくなることにも注意が必要である。 ○ 【運用コストへの影響】 ライフサイクルの短い機材を使用すると、頻繁な更新が必要となるため、運用コストが増大する懸念がある。				
F.5.2.1			エネルギー消費効率	本来はシステムの仕事量をそのエネルギー消費量で除した単位エネルギー当りの仕事量のこと。ただし、汎用的な仕事量の定義が存在しないため、効率を直接求めることは困難である。また、同じ仕事を行う別のシステムも存在しないことが多いため、比較自体も困難である。このため、エネルギー消費効率に関しては、少し視点を変えて、ユーザからの目標値の提示の有無などでレベル化を行っている。なお、電力エネルギーを前提とするシステムでは、消費電力≒発熱量である。また、システムの仕事量の視点ではなく、データセンターのエネルギー効率を示す指標にPUE(Power Usage Effectiveness)や、DPPE(Datacenter Performance Per Energy)などがある。			エネルギー消費の目標値	目標値無し	目標値の提示有り	目標値の提示が有り、更なる追加削減の要求も有る					【レベル0】 電源設備などとの整合性の再確認が必要である。 【レベル2】 レベル1の目標値達成に止まらず、更に厳しい基準へのオプション要望があることを示す。 ○ 【運用コストへの影響】 低いレベルで合意した場合、新法令の制定などで運用後に対応が必要となる場合がある。				
F.5.3.1			CO ₂ 排出量	システムのライフサイクルを通じて排出されるCO ₂ の量。ただし、単純なCO ₂ 排出量でレベル化するのは困難であるため、少し視点を変えて、ユーザからの目標値の提示の有無などでレベル化を行っている。			CO ₂ 排出量の目標値	目標値の設定不要	目標値の提示有り	目標値の提示が有り、更なる追加削減の要求も有る					○ 【マトリクス】 運転時のCO ₂ 排出量は基本的に電力消費量とリンクする形になる。これに生産・廃棄におけるCO ₂ 排出量を加えたものがライフサイクル全体での排出量となる。 【レベル0】 目標値の設定不要とした場合、CSRなどとの整合性の再確認が必要である。 【レベル2】 レベル1の目標値達成に止まらず、更に厳しい基準へのオプション要望があることを示す。 【運用コストへの影響】 低いレベルで合意した場合、新法令の制定などで運用後に対応が必要となる場合がある。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム			要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル		備考	
F.5.4.1			低騒音	機器から発生する騒音の低さの項目。特にオフィス設置の場合などには要求度が高くなる傾向がある。また、データセンターなどに設置する場合でも一定以上の騒音の発生は労働環境として問題となることがある。			騒音値	対策不要	87dB(英国RoSPAの騒音基準による防音保護具の使用も考慮に入れた許容限界値)以下	85dB(英国RoSPAの騒音基準による第2アクションレベル)以下	80dB(英国RoSPAの騒音基準による第1アクションレベル)以下	40dB(図書館レベル)以下	35dB(寝室レベル)以下	○	【運用コストへの影響】 低いレベルで合意した場合、労働環境との整合性の再確認が必要である。				

※ は現段階では定めていない項目

再エネ業務統合システムの設計開発
及び運用保守業務委託

応札資料作成要領

2021年7月14日

電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧の構成と記載要領

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3.4 留意事項

第 4 章 別紙

- 4.1 （別紙 1）提案書雛形
- 4.2 （別紙 2）適合証明書

本書は、再エネ業務統合システムの設計開発及び運用保守業務委託に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	再エネ業務統合システムの設計開発及び運用保守業務委託の仕様を記述
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書の作成する上での留意点等を記述
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述
④ 評価手順書	電力広域的運営推進機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 業務プロセスと機能のマッピング表に必要事項を記入したもの	業務プロセスと機能のマッピングに対し、本機関要件のまま実現するのか、代替案で実施するのか否かに関し記載したもの。
② 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
③ 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。
④ 契約書(案)	提案書に記述された内容を実現するにあたっての契約書類の案
⑤ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面

第2章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

「提案書頁番号」については、【応札者が記入する欄】として記載要領を示している。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

項目欄名		概要説明
大項目～小項目		提案書の目次
評価項目		評価の観点
仕様書の該当項目		評価項目に対する本機関からの要求事項を記載した入札仕様書（要件定義書含む）の該当箇所
評価区分	必須	本調達を実施する上で必須となる事項。要求事項を満たさないなどの不十分な提案は不合格とする。
	任意	必ずしも提案する必要はない事項。これらの事項については、応札者が提案書に記載している場合のみ各評価基準に従い評価し、採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
得点配分		得られる最高得点を示している。
評価基準	基礎点	必須となる事項に対する評価基準を示している。
	加点	加点する際の評価基準を示している。
提案書頁番号		【応札者が記入する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載すること。 評価区分が必須の項目に対し記載がない場合は一次評価で不合格とする。

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

提案書は、評価項目一覧の大項目～小項目に従い、要求事項を十分に咀嚼した上で記述すること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章（別紙1）「提案書雛形」を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全7部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体1部を提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又はPDF形式とする（これに拠りがたい場合は、電力広域的運営推進機関まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、電力広域的運営推進機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、電力広域的運営推進機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・マネージャーに該当する者が実施する。

- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に電力広域的運営推進機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり45分程度（発表30分、質疑応答15分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品若しくはサービスを採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、質問票に必要事項を記載の上、2021年7月29日（木）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと電力広域的運営推進機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第 4 章 別紙

4.1 （別紙 1） 提案書雛形

4.2 （別紙 2） 適合証明書

記述内容

評価項目一覧の大項目～小項目と整合させる

評価項目一覧を参照して提案書を作成する。

ア. 評価基準欄に記載の基礎点及び加点のポイントに対応した提案を記述する。特に、評価区分欄が「必須」となっている事項については必ず記述すること。

イ. 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。

■ 連絡先

- 担当者名 XX XX
- 電話(FAX) XX-1XXXX
- メールアドレス XXX@XXXXXX

御 社 名

再エネ業務統合システムの設計開発及び運用保守業務委託

印

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	機能	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入 札 資 格	2（1）	平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、C等級以上に格付けされている者であること。		
	2（2）	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2（3）	入札説明会に参加した者であること。		
	2（4）	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2（5）	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2（6）	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。		
	2（7）	自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。 （注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 （注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2（8）	破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2（9）	個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS認証等を取得している者であること。または、同等であることを証明すること。 品質管理について、ISO9001を取得していること。または、同等であることを証明すること。		
	2（10）	電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”、“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”、“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1 全体方針（制度・業務・システムに対する理解度、プロジェクト計画能力）						26	3	23			
1.1 背景・目的											
		1.1.1	・本調達背景・目的を理解したうえで、目的が電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の目的と合致しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	必須	1	1	0	・目的が本機関の目的と合致している。		
1.2 情報システムの構成に関する全体方針											
		1.2.1	・FIP/廃棄等費用積立の制度・業務を踏まえ、構築するシステム全体像、及びシステム構築方針を記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (要)2. 業務要件の定義 (要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	必須	1	1	0	・構築するシステム全体像、システム構築方針が記載されている。		
		1.2.2	・採択するクラウド環境の採択理由を明確に記載しているか。	(要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	任意	3	0	3		・採択するクラウド環境の採択理由が具体的に記載されている。 ・拡張性、柔軟性、情報セキュリティ、コスト面を踏まえ、採択されている。	
		1.2.3	・JEPXや経済産業省、TSOなどの他システムとの情報連携を意識した構成となっているか。 ・制度変更等の変化に対し、アプリケーションの保守性を高め、柔軟な対応が取れる工夫がされているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (要)2. 業務要件の定義 (要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	任意	20	0	20		・システムアーキテクチャ(Webアプリケーション上のプログラムの構成や設計思想、利用するソフトウェア等)、他システムとの情報連携について具体的な説明がされている。 ・制度変更等の変化に対し、アプリケーションの保守性を高め、柔軟な対応が取れる説明がされている。	
1.3 開発手法											
		1.3.1	・本調達の開発方式及び開発手法を理解したうえで、開発手法を記載しているか。	(要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	必須	1	1	0	・開発手法が記載されている。		
2 情報システムの機能等に関する要件の実現方策（要件定義の理解度）						75	3	72			
2.1 機能要件											
		2.1.1	・本調達の機能要件を理解したうえで、機能を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項	必須	1	1	0	・機能及びその実現の基本方針が記載されている。		
2.2 画面要件											
		2.2.1	・本調達の画面要件を理解したうえで、画面を記載しているか。	(要)3.2. 画面に関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	必須	1	1	0	・画面及びその画面設計・開発の基本方針が記載されている。		
2.3 帳票要件											
		2.3.1	・本調達の帳票要件を理解したうえで、帳票・ファイルを記載しているか。	(要)3.3. 帳票に関する事項	必須	1	1	0	・帳票・ファイル及びその設計・開発の基本方針が記載されている。		
2.4 要件の実現方式											
		2.4.1	・本調達の業務要件を理解したうえで、各業務プロセスに対して必要な機能・画面・帳票を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義	任意	12	0	12		公告資料別紙「業務プロセスと機能のマッピング」に対する見解・改善ポイントが説明されている。	
2.5 各工程の進め方・工夫点											
		2.5.1	・要件確認工程の進め方や工夫点を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.2. 画面に関する事項 (要)3.3. 帳票に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項 (要)3.5. 外部インタフェースに関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	20	0	20		・要件確認工程の進め方や工夫点が具体的に説明されている。	

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
		2.5.2	・設計工程の進め方や工夫点を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.2. 画面に関する事項 (要)3.3. 帳票に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項 (要)3.5. 外部インターフェースに関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	20	0	20		・設計工程の進め方や工夫点が具体的に説明されている。	
		2.5.3	・開発工程の進め方や工夫点を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.2. 画面に関する事項 (要)3.3. 帳票に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項 (要)3.5. 外部インターフェースに関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	20	0	20		・開発工程の進め方や工夫点が具体的に説明されている。	
3 情報システムの非機能等に関する要件の実現方策（要件定義の理解度）						36	1	35			
		3.0.0	・本調達为非機能要件を理解したうえで、非機能に係る事項を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.4. 性能に関する事項 (要)4.5. 信頼性に関する事項 (要)4.6. 拡張性に関する事項 (要)4.7. 上位互換性に関する事項 (要)4.8. 中立性に関する事項 (要)4.9. 継続性関する事項 (要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	必須	1	1	0	・非機能に係る事項及びその実現に関する基本方針が記載されている。		
3.1 性能要件											
		3.1.1	・レスポンスタイムを明確に記載しているか。	(要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.4. 性能に関する事項	任意	3	0	3		・要求されているレスポンスタイムを満たすための具体的な説明がされている。 ・ユーザー増加、同時アクセス数の増加、業務量・データ量の増加、オンラインリクエスト件数の増加等、将来的な変動要素について具体的な対策の説明がされている。	
3.2 信頼性要件											
		3.2.1	・可用性に係る指標を明確に記載しているか。	(要)4.5. 信頼性に関する事項	任意	3	0	3		・「稼働率」の目標値99%を満たす根拠が記載されている。	
		3.2.2	・完全性に係る対策を明確に記載しているか。	(要)4.5. 信頼性に関する事項	任意	3	0	3		・データの滅失や改変の防止、ログ等の証跡、毀損したデータ及び毀損していないデータの特定等の対策が記載されている。	
3.3 拡張性要件											
		3.3.1	・大幅な改修をしなくとも対応可能な拡張性に係る対策を明確に記載しているか。	(要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.6. 拡張性に関する事項	任意	3	0	3		・ユーザー増加、業務量・データ量の増加、情報項目の追加・削除等に対して、大幅な改修をしなくとも拡張できる根拠が記載されている。	
3.4 継続性要件											

評価項目一覧－提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加点	
		3.4.1	・情報システムのバックアップ方法を明確に記載しているか。	(要)4.9. 継続性に関する事項	任意	3	0	3		・情報システムのバックアップ方法について具体的な説明がされている。	
3.5 情報セキュリティ要件											
		3.5.1	・不正操作に対する監視方法を明確に記載しているか。	(要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (要)4.15. 運用に関する要件	任意	10	0	10		・不正操作(不正利用・なりすまし、不正アクセス・不正侵入、改ざん、盗聴、情報漏洩等)に対する監視方法について具体的な説明がされている。	
		3.5.2	・情報セキュリティ要件に対する管理体制・方法や管理するための手順等を明確に記載しているか。	(要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項 (仕)6. 作業の実施に関する事項	任意	10	0	10		・情報セキュリティ対策に対する管理体制・方法や管理するための手順等について具体的な説明がされている。	
4 テストに関する要件の実行方策（要件定義の理解度）						31	1	30			
4.1 テスト要件											
		4.1.1	・本調達のテスト要件を理解したうえで、テストに関する事項を記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	必須	1	1	0	・テストに関する事項が記載されている。		
		4.1.2	・スケジュール、テスト環境、テスト手順等を明確に記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	任意	10	0	10		・スケジュール、テスト環境、テスト手順等について具体的な説明がされている。 ・テストに関し、特に留意すべき事項が記載されている。	
4.2 テストの工夫点											
		4.2.1	・テスト工程の工夫点を記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	任意	20	0	20		・テスト工程の工夫点が具体的に説明されている。	
5 教育に関する要件の実行方策（要件定義の理解度）						6	1	5			
5.1 教育要件											
		5.1.1	・本調達の教育要件を理解したうえで、教育に関する事項を記載しているか。	(要)4.14. 教育に関する事項	必須	1	1	0	・教育に関する事項が記載されている。		
		5.1.2	・スケジュール、研修環境及びデータ、研修資料作成支援、教育手順等を明確に記載しているか。	(要)4.14. 教育に関する事項	任意	5	0	5		・スケジュール、研修環境及びデータ、研修資料作成支援、教育手順等について具体的な説明がされている。 ・教育に関し、特に留意する事項が記載されている。	
6 運用保守に関する要件の実現方策（要件定義の理解度）						31	2	29			
6.1 運用要件											
		6.1.1	・本調達の運用要件を理解したうえで、運用に関する事項を記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項	必須	1	1	0	・運用に関する事項が記載されている。		

評価項目一覧－提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
		6.1.2	・運用監視方法を明確に記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項	任意	20	0	20	基礎点	・運用監視方法(情報システムの操作・監視、ログ出力・蓄積・監視等)について具体的な説明がされている。 ・運用監視に関し、特に留意する事項が記載されている。	
6.2 保守要件											
		6.2.1	・本調達の保守要件を理解したうえで、保守に関する事項を記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	必須	1	1	0	・保守に関する事項が記載されている。		
		6.2.2	・保守拠点について具体的な説明を記載しているか。	(要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3		・保守拠点のセキュリティ対策について具体的な説明がされている。	
		6.2.3	・インシデント管理について具体的な手順、報告様式を記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3		・インシデント管理の具体的な手順、報告様式が記載されている。	
		6.2.4	・構成管理方法を明確に記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3		・構成管理方法ソフトウェア、プログラムソース、ドキュメント等)について具体的な説明がされている。	
7 作業の体制及びプロジェクト管理(プロジェクト計画能力、プロジェクト管理能力、設計・開発等に関する技術的能力)						91	8	83			
7.1 全体スケジュール											
		7.1.1	・本調達の作業スケジュールを理解したうえで、全体スケジュールを記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	必須	1	1	0	・全体スケジュールが記載されている。		
		7.1.2	・JEPXや経済産業省、TSOなどの他システムとのファイル連携を踏まえ全体スケジュールを明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	任意	10	0	10		・JEPXや経済産業省、TSOなどの他システムとのファイル連携を踏まえ全体スケジュールを明確に記載しているか。	
7.2 実施体制及び受託者のスキル											
		7.2.1	・本調達の作業実施体制及び資格要件を理解したうえで、実施体制及び要員が有する資格を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・実施体制及び要員の資格が記載されている。		
		7.2.2	・本調達業務を実現できる実施体制、作業要員及び有する資格、作業場所を明確に記載しているか。(設計開発業務及び稼働後の運用保守業務)	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・設計開発業務及び稼働後の運用保守業務に対する実施体制、作業要員、作業場所について具体的な説明がされている。	
		7.2.3	・プロジェクトマネージャーは、電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績をどれくらい実施した経験があるか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・十分な経験を有している。	
		7.2.4	・プロジェクトマネージャーは、EVM(アードバリューマネジメント)による進捗管理に精通し、経験を有しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・十分な経験を有している。	
7.3 進捗管理											
		7.3.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、進捗管理方法を記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・進捗管理方法が記載されている。		
		7.3.2	・進捗管理方法を明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・WBS単位での進捗管理を行うことが説明されている。 ・WBSの作成タイミングについて説明されている。	

評価項目一覧－提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
		7.3.3	・EVM手法を活用した進捗管理方法について具体的な説明を記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項	任意	15	0	15		・EVM手法を活用した進捗管理方法について具体的な説明がされている。	
7.4 品質管理											
		7.4.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、品質管理方法を明確に記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・品質管理方法が記載されている。		
		7.4.2	・品質管理方法を明確に記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10		・本調達業務の成果物に対して、品質を確保するための品質管理方法について具体的な説明がされている。 ・要件に対する機能の充足性および要件トレーサビリティを確保するための施策が具体的に説明されている。	
7.5 コミュニケーション管理											
		7.5.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、コミュニケーション管理方法を記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・会議体等が記載されている。		
		7.5.2	・コミュニケーション管理方法を明確に記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10		・本調達業務の円滑な運営を図るため、本機関との密な連絡を実行するための具体的な会議体、会議の目的や参加者、開催頻度等について具体的な説明がされている。また、外部組織(経産省・TSOなど)とのコミュニケーション計画について円滑に遂行する施策が記載されている。	
7.6 リスク管理											
		7.6.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、リスク管理方法を記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・リスク管理方法が記載されている。		
		7.6.2	・リスク管理方法を明確に記載しているか。	(仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・リスク管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。	
		7.6.3	・本調達業務における現時点の想定されるリスクを抽出し、該当リスクに対するリスク軽減策を明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 満たすべき要件に関する事項 (仕)4. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10		・想定されるリスク及び該当リスクに対するリスク軽減策・工夫点について具体的な説明がされている。	
7.7 課題管理											
		8.7.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、課題管理方法を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・課題管理方法が記載されている。		
		8.7.2	・課題管理方法を明確に記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・課題管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。	
7.8 変更管理											
		7.8.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、変更管理方法を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・変更管理方法が記載されている。		
		7.8.2	・変更管理方法を明確に記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10		・変更管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。	
8 入札参加資格(設計・開発等に関する技術的能力、組織的対応力)						4	0	4			
8.1 入札参加資格											
		8.1.1	・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があるか。	(仕)8. 入札参加資格に関する事項	任意	4	0	4		・十分な実績の記載がある。	
合計						300	19	281			

再エネ業務統合システム
設計開発及び運用保守業務委託
評価手順書（加算方式）

2021年7月14日

電力広域的運営推進機関

本書は、再エネ業務統合システムの設計開発及び運用保守業務委託に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される評価項目のうち評価区分が必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$
--

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、3：1とする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を300点、価格点の配分を100点とする。

技術点	300点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「評価項目」の、評価区分が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「評価項目」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目毎の得点が決まる。（評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照）

3.2 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には評価基準の基礎点の基準を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応札者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

3.3 加点評価

加点は、各評価項目の評価基準の加点欄に沿って評価を行う。

「再エネ業務統合システム設計開発及び運用保守業務委託」に関する質問等

電力広域的運営推進機関

No.	質問日	質問者 (会社名、所属、役職、氏名)	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質 問
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				